

第3章 特別調査

第1節 調査の目的

第1章「はじめに」で記載したとおり、法務総合研究所ではこれまで女性犯罪者に関する研究を数次行ってきたところ、近年の女性犯罪者の動向を踏まえ、今後の女性犯罪者の再犯防止策を検討するに当たっては、外形的・客観的な統計資料に基づく検討のほか、当事者を対象とする質問紙調査等を活用した調査を行い、その特性やニーズ等の詳細を明らかにすることが重要であると考えられる。

そこで、本調査では、刑事施設で受刑している女性を対象として、その意識や実情に関する総合的な質問紙調査を行うことにより、女性犯罪者の実態を明らかにし、女性犯罪者に対するより適切かつ効果的なアセスメントや指導・支援の在り方等の検討に資する資料を提供することを目的とした。

調査の実施に当たっては、女性受刑者の特徴を男性受刑者との比較によってとらえるため、女性受刑者及び男性受刑者に対してそれぞれ調査を行った。分析に当たっては、女性受刑者と男性受刑者との比較を網羅的に行った上で、女性受刑者の実態を詳しく見るため、女性受刑者の年齢層別及び罪種別（窃盗群及び薬物群）による比較を行い、それぞれの傾向について把握することを旨とした。

本調査は、女性受刑者に見られる傾向・特徴と女性犯罪者の再犯等との因果関係を示すことをねらいとしたものではない。女性受刑者に見られる傾向・特徴は、女性犯罪者が抱えていると考えられる様々な背景事情と関連し、それが心理面や社会生活に影響を及ぼし、再犯防止や円滑な社会復帰を阻害しているのではないかとの問題意識に立って行ったものである。換言すると、本調査は、女性受刑者に共通して見られる傾向・特徴を明らかにし、それらの中から女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因について整理することにより、女性犯罪者に対するより適切かつ効果的なアセスメントや指導・支援の在り方等の検討に資する基礎資料を提供することを目的としたものである。

第2節 調査の概要

1 調査対象者

(1) 刑事施設入所者

調査対象者は、全国22庁（主として男性を収容する施設11庁、主として女性を収容する施設9庁、男女を分隔して収容する施設2庁）の刑事施設に新たに入所した受刑者である。具体的には、前記施設において、令和4年7月1日から同年12月31日までの間に、新たに処遇施設として刑執行開始時調査を実施した受刑者を調査対象者とした。日本語を理解できない等により質問紙への回答が困難であると認められた者は、調査対象から除外した。調査対象の受刑者1,262人のうち、調査協力に同意した者は934人（回収率74.0%）であった。なお、調査を行う施設の選定については、主として女性を収容する施設は全ての施設（医療刑務所、拘置所及び令和4年度から女性の収容を開始した喜連川社会復帰促進センターを除く）を対象とし、主として男性を収容する施設については、調査対象となる女性受刑者の処遇指標の構成、人員及び地域性を踏まえ、これらとの著しい相違や偏りが生じないよう配慮して全国から11庁を選定し、対象とした。

(2) 少年院在院者（参考）

本調査においては、女性受刑者との直接的な比較はできないものの、参考として、女子少年院在院者にも同趣旨の調査を実施した。調査対象者は、全国11庁（女子少年のみを収容する少年院9庁及び男女を分隔して収容する第3種少年院2庁）の少年院に在院している者である。具体的には、各少年院において、令和4年7月1日時点において、処遇の段階（少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行する。）が2級にあった者を調査対象者とした。日本語を理解できない等により質問紙への回答が困難であると認められた者は、調査対象者から除外した。調査対象の少年61人のうち、調査協力に同意した者は54人（回収率88.5%）であった。

2 調査方法

(1) 質問紙調査

調査対象者への質問紙の配布・回収は各施設の職員が行い、施設内の適宜の場所（居室、教室等）

において質問紙に自己記入を求めた。

質問紙の表題は「健康と生活に関する意識調査」とし、表紙に、回答は任意であること、回答の有無及び回答の内容が今後の処遇に影響しないこと、正しい回答や誤った回答はないため思ったとおりに記入すること、全てに回答する必要はないため、答えられる範囲で協力をお願いするものであること、回答は統計的に処理を行った上で公表し、個人情報外部に知られることはないことを明示した。その上で、調査協力を確認する欄を設け、「回答しない」という欄にチェックが入っていた場合は、回答拒否者として分析から除外した。

(2) 記録調査

調査対象者のうち質問紙調査への協力の意向を示した者について、刑事施設入所者については「受刑者入所調査票」、少年院在院者については「入所（院）者調査票」及び職員による記録調査の情報に基づき、刑事施設入所時の罪名等又は少年院入院時の非行名等の情報について抽出し、符号化を経た上で使用した。

(3) 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の有識者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、本調査も、同委員会の事前評価を経て実施した。調査の実施に当たっては、刑事施設及び少年院を所管する法務省矯正局の了解を得た上で、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して行った。

なお、質問項目のうち、被害体験に関すること等回答者の心理的負担が高いと思われる項目については、回答したくない場合は回答しなくてもよい旨を当該項目の冒頭に記載した。

3 調査内容

(1) 基本情報

年齢、性別（自認する性でよいとした。以下、本節において同じ。）、今回受刑・入院することになった事件（以下「本件」という。）よりも前の非行・犯罪歴及び初めて処分を受けた年齢について回答を求めたほか、本件の概要、動機・理由、共犯者の有無及び共犯者との関係について、回答を求めた。

(2) 逮捕前の生活状況等

本件当時の生活状況を把握することにより、調査対象者が本件を起こした背景事情を知ることがで

きると考え、「今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」に限定して、家庭状況、経済状況、就労状況、反社会的行為をする者との関わり、心身の状況、困りごと及び相談状況について、回答を求めた。

また、内閣府の「国民生活に関する世論調査」（令和4年10月調査）を参考とし、就労に関する意識（働く目的及び理想の仕事）について、回答を求めた。加えて、出所後の相談支援のニーズを把握するため、支援機関等（国や自治体、民間団体、病院など）への相談に対する現在の意識について、回答を求めた。

（3）生活・行動歴

これまで若しくは本件当時の生活・行動歴を把握することにより、調査対象者の社会生活における生きづらさ等の背景事情を知ることができると考え、以下の各項目について回答を求めた。

ア 薬物使用・ギャンブル経験

薬物使用経験及びギャンブル経験を把握するため、「これまでの人生」における、違法薬物や危険ドラッグ（大麻、有機溶剤（シンナーなど）、覚醒剤、コカイン、ヘロイン、LSD、ハーブ、リキッド、パウダーなど）の使用経験の有無のほか、処方薬・市販薬の目的外使用経験の有無及びギャンブルを繰り返した経験の有無について、回答を求めた。

イ 飲酒の状況

飲酒の状況について把握するため、「今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」における飲酒の経験に関して、AUDIT-C（Alcohol Use Disorders Identification Test（AUDIT）の飲酒量・頻度に関連した3項目短縮版）に依拠し、回答を求めた。ただし、身柄拘束中であることを勘案し、原文では「飲みますか」としているところを、「飲んでいましたか」とするなど、設問の語尾を過去形として回答を求めた。独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターホームページ記載のAUDIT-Cに依拠し、「あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲んでいましたか」等の3項目について、「飲まない」を「0点」、「1か月に1度以下」を「1点」、「1か月に2～4度」を「2点」、「1週に2～3度」を「3点」、「1週に4度以上」を「4点」とするなど、各項目につき、頻度及び飲酒量が多くなるほど高くなる配点とした。また、3項目の合計得点を算出するに当たっては、前記の項目に「飲まない」と回答した者について、他の項目への回答内容に関わらず合計得点を0点とし、その他の者について、3項目の各得点を全て合算した。

ウ 食行動

食行動を把握するため、「今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」における食行動に関して、摂食障害のスクリーニングに用いられるSCOFFの各項目を参照し、「心地よい満腹感を越えてたべてしまい、吐いたりした」等の5項目について回答を求めた。日本摂食障害学会ホームページ掲載の「AED医学的ケアのためのガイド第3版<日本語版>」記載のSCOFFに依拠し、該当した項目数を見た。

エ 自傷行為・自殺企図等

自傷行為、自殺念慮及び自殺企図に関する状況を把握するため、「アディクションとしての自傷」(松本、2011)を参考に、「これまでの人生」における自傷行為、自殺念慮及び自殺行為の状況について、回答を求めた。当該行為等の有無に加えて、当該行為等が習慣的であるかを見るため、各項目について、それぞれ「なし」、「あり(9回以下)」、「あり(10回以上)」の3件法で回答を求めた。

オ 性経験等

性経験等について把握するため、初交年齢やこれまでの人生における不特定かつ多数の者との性交経験について、回答を求めた。また、女性に対し、中絶経験について、回答を求めた。

カ 小児期逆境体験

18歳までの小児期逆境体験(Adverse Childhood Experience:以下「ACE」という。)を把握するため、ACEの経験の有無や頻度を尋ねた。具体的には、米国疾病管理予防センター(Centers for Disease Control and Prevention)が示した同体験の各項目の定義を参照して、18歳までの家庭内の機能不全に係る経験として、家族の飲酒問題、家族の違法薬物使用、家族の精神疾患の罹患歴、家族の自殺企図歴、親との離死別、家族の受刑歴、母親への父親からの暴力に関する各項目と、ネグレクト(情緒的・物理的)及び虐待(身体的・心理的・性的)に関する各項目について、虐待はそれぞれ「1回から数回ある」、「繰り返しある」、「ない」の3件法で、それ以外は「はい」か「いいえ」で回答を求めた。上記各項目のうち、該当した項目一つにつき原則1点の配点をするとともに、同センターの定義に基づき、家族の飲酒問題の項目又は家族の違法薬物使用の項目のいずれかに該当した場合を1点、家族の精神疾患の罹患歴の項目又は家族の自殺企図歴の項目のいずれかに該当した場合を1点とした上で、それらの合計をACE得点(0~10点)とした。

キ 配偶者等からの被害経験及び配偶者等への加害経験

配偶者や交際相手からの暴力の状況を把握するため、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度調査）を参考とし、「これまでの人生」における配偶者や交際相手からの被害経験について、回答を求めた。また、同様の質問項目を用い、配偶者や交際相手への加害経験についても、回答を求めた。

ク PTSDの程度等

PTSD（心的外傷性ストレス症状）の程度等を把握するため、改訂出来事インパクト尺度日本語版（Asukai, 2002）の質問項目22項目について、回答を求めた。具体的には、前記のACE及び配偶者や交際相手からの被害経験のうち、現在最も悩んでいる項目を一つ選択し、その項目に関して、「本日を含む最近の1週間」でどの程度強く悩まされたかについて、前記22項目への回答を求めた。各項目への回答につき、「まったくない」を「0点」、「すこし」を「1点」、「中くらい」を「2点」、「かなり」を「3点」、「非常に」を「4点」として、22項目の合計をPTSD得点とした。

（4）生活意識・価値観・心理的側面

生活意識や価値観という主観面に加え、心理的側面について把握することにより、調査対象者の内面の特性を知ることができると考え、以下の各項目について、回答を求めた。

ア 社会生活におけるジェンダーに対する意識等

逮捕前における男女の地位の平等感等に関する意識を把握するため、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月調査）を参考とし、「家庭生活」、「職場」等の各分野における男女の地位の平等感に関する意識について、回答を求めた。

また、同調査を参考とし、一般的に女性が職業を持つことに対する意識について、回答を求めたほか、自分自身が（自身が男性である場合は、「配偶者等が」）、女性として職業を持つことに対する意識について、回答を求めた。

加えて、同調査を参考とし、家庭生活等に関する意識のうち、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識について、回答を求めた。

イ 司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度

司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度を把握するため、刑事司法手続に係る職務を行

う者に対し本件の動機や経緯について説明する際、自らの本当の気持ちや考えを理解してもらえたと感じたかどうかについて、回答を求めた。

ウ 孤独感

「逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」における孤独感について調査するため、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（ULCA）のラッセルが孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「ULCA孤独感尺度」（Russell DW、1996）の日本語版（舛田他、2012）の3項目短縮版（Arimoto A et al.、2019）に基づき、3項目について、「今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」の状況に限定して、回答を求めた。ただし、身柄拘束中であることを勘案し、原文では「ありますか」としているところを、「ありましたか」とするなど、設問の語尾を過去形として回答を求めた。内閣官房の「人々のつながりに関する基礎調査」（令和4年調査）を参考とし、3項目それぞれへの回答について、「決してなかった」を1点、「ほとんどなかった」を2点、「時々あった」を3点、「常にあった」を4点としてスコア化した。

エ 心理的側面

（ア）Locus of Control（統制の所在）（以下「Locus of Control」という。）

調査対象者の自己の行動によって物事の結果を統制できるという信念の程度を見るため、Locus of Control尺度（鎌原他、1982）からInternal項目とExternal項目それぞれについて、「あなたは、努力すれば、どんなことでも自分の力でできると思いますか」、「あなたは、何でも、なりゆきにまかせるのが一番だと思いますか」（逆転項目）など、因子負荷の値が高いものから選択した4項目ずつを抜粋した。「そう思う（4点）」、「ややそう思う（3点）」、「ややそう思わない（2点）」、「そう思わない（1点）」の選択肢から回答を求め、合算して得点化し、得点が高いほど、内的統制傾向が高くなるように処理した。

（イ）性格特性

調査対象者の性格特性を見るため、日本語版Ten Item Personality Inventory（小塩他、2012）の10項目について、回答を求めた。これは、個人のパーソナリティを5つの主要な特性から捉える「ビッグファイブ理論」に基づくもので、5つの因子を各2項目（正方向と負方向）で測定する尺度である。各項目は「まったくちがうと思う（1点）」から「つよくそう思う（7点）」までの7つの選択肢から回答を求め、各因子の得点を算出した。ビッグファイブ理論の5つの特性は、「外向性」、「協調性」、「勤勉性」、「神経症傾向」及び「開放性」に分かれており、外向性の高い者は、社会的、楽観主義的であ

り、協調性の高い者は、他者との協調を好み利他的行動傾向が強く、勤勉性の高い者は、自己統制感が強く自己鍛錬を好み、神経症傾向の高い者は、情緒不安定でストレスに対して脆弱であり、開放性の高い者は、既存の価値観に縛られず、知的好奇心の高い特性を持つとされている。

(ウ) 援助希求・要請傾向

調査対象者の援助希求・要請の傾向を見るため、援助要請スタイル尺度（永井他、2013）を用い、「援助要請自立型（4項目）」、「援助要請過剰型（4項目）」及び「援助要請回避型（4項目）」について、「まったくあてはまらない（1点）」から「よくあてはまる（7点）」の7件法で回答を求め、各類型の得点を算出した。援助要請スタイルは、個人が問題を抱え、それを自身の力では解決できない場合に、必要に応じて他者に援助を求める「援助要請行動」について、その援助要請の実行に至るまでの過程の違いによって三つの傾向に分けたものであり、「援助要請自立型」は、困難を抱えても自身での問題解決を試み、どうしても解決が困難な場合に援助を要請する傾向、「援助要請過剰型」は、問題が深刻でなく、本来なら自分自身で取り組むことが可能でも、安易に援助を要請する傾向、「援助要請回避型」は、問題の程度にかかわらず、一貫して援助を要請しない傾向とされている。

(エ) レジリエンス

調査対象者のレジリエンス（困難で脅威的な状況にさらされることで一時的に心理的不健康の状態に陥っても、それを乗り越え、精神的病理を示さず、よく適応している状態）の状況を見るため、二次元レジリエンス要因尺度（平野、2010）の21項目について、それぞれ「いいえ（1点）」、「どちらかといえばいいえ（2点）」、「どちらでもない（3点）」、「どちらかといえばはい（4点）」、「はい（5点）」の5件法で回答を求め、「資質的レジリエンス要因」及び「獲得的レジリエンス要因」について、それぞれ尺度得点を算出した。レジリエンスは、誰もが身につけられる精神的回復力であると言われていたが、レジリエンスを導く多様な要因の中には、後天的に身につけやすいものとそうでないものがあると考えられており、二次元レジリエンス要因尺度では、「楽観性」「統御力」「社交性」「行動力」の4つの因子から構成される「資質的レジリエンス要因」と、「問題解決志向」「自己理解」「他者心理の理解」の3つの因子から構成される「獲得的レジリエンス要因」に分けて捉えている。

(5) 他機関による調査結果

本研究の質問項目の中には、内閣府及び内閣官房による調査（以下「一般調査」という。）における質問項目を参考としているものがあるところ、調査等の前提において相違があることから、正確な比較はできないものの、一般調査の結果を対比的に示すことで、女性受刑者に見られる傾向を大まかに捉えることができると考え、第3節の該当項目において、女性受刑者の結果に加え、一般調査の結

果を併せて紹介することとした。

4 自身の性別に係る調査項目

刑事施設入所者は、戸籍上の性別により男女別に收容されているところ、自身の性別に係る調査項目に回答した女性施設入所者471人の内訳は、「女性」461人、「男性」3人、「自由記述（「Xジェンダー」、「FTM、トランスジェンダー」、「どちらでもない）」3人、「答えない」4人であり、同調査項目に回答した男性施設入所者447人の内訳は、「男性」447人であった。少年院在院者についても、戸籍上の性別により男女別に收容されているところ、自身の性別に係る調査項目に回答した女子少年院在院者53人の内訳は、「女性」49人、「男性」1人、「自由記述（「クエスチョニング」、「間）」2人、「答えない」1人であった。このほか、本調査に同意した者のうち、自身の性別に係る調査項目への回答が不詳の者は、12人であった。このことにより、戸籍上の性別と自認する性別が一致しない者や、自認する性別が男女という性別ではない者等（以下「性自認不一致等の者」という。）が、刑事施設等に一定数存在していることが示された。

5 分析対象及び分析方法等

(1) 分析対象

本研究の分析の対象は、以下の理由から、質問紙調査及び記録調査の回答が得られ、かつ、戸籍上の性別と自認する性別が一致している者とした。すなわち、本研究では、女性犯罪者の逮捕前の生活状況、生活歴、意識（心理的特性を含む。）等について、主として、男性犯罪者との比較から、その特徴等を明らかにし、女性犯罪者全般に対するより効果的な指導及び支援を検討するための基礎資料を提供しようとするものであること、性自認不一致等の者については、それぞれ個別の事情により、その者の処遇上のニーズや必要とされる配慮は大きく異なるものと考えられること、本調査で得られた性自認不一致等の者の母集団が小さく、個人が特定されてしまう可能性が否定できないことから、戸籍上の性別と自認する性別が一致している者を分析の対象とすることとした。これにより、分析対象者の総数は957人となり、そのうち、刑事施設入所者908人（女性の刑事施設入所者461人、男性の刑事施設入所者447人）、少年院在院者49人であった。

なお、調査項目によって、回答に不備があった者を分析から除外したため、回答している実人員が異なる場合や、重複計上のため、一人当たりの回答数が異なる調査項目がある。

(2) 分析方法等

調査結果の分析は、主にクロス集計表による分析により、必要に応じて各項においてその他の分析を行った。クロス集計表による分析では、主に χ^2 検定を行い、度数が少ないなどの理由でこれが適さない場合は、Fisherの正確確率検定（自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。）を実施した。分析に当たっては、IBM SPSS Statistics 26を使用し、有意水準は5%に設定した。

なお、分析に当たり、本調査では、女性の刑事施設入所者を「女性受刑者」、男性の刑事施設入所者を「男性受刑者」、女子の少年在院者を「女子少年院在院者」と呼称する。

第3節 調査の結果（男女別）

本節では、調査の結果について男女別に比較・分析し、明らかとなった傾向・特徴を紹介する。

1 調査対象者の基本的属性等

(1) 受刑者の基本的属性

受刑者の年齢、刑名、刑期、刑事施設への入所回数等は、3-3-1-1表①のとおりである。受刑者の男女比は、女性受刑者が50.8%、男性受刑者が49.2%であった。女性受刑者の平均年齢は49.7歳（ $SD=15.8$ ）、年齢の幅は20-87歳であり、男性受刑者の平均年齢は43.3歳（ $SD=15.5$ ）、年齢の幅は20-81歳であった。平均年齢を比較すると、女性受刑者が有意に高かった（ $t(900)=6.149, p<.001$ ）。

属性について男女別に有意な違いがあるかを確認するため、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、年齢、刑期、刑の執行猶予歴、保護処分歴、婚姻状況、就労状況及び精神状況について有意な差が見られた。それぞれ調整済み残差を見ると、年齢では、女性受刑者は、65歳以上の者の構成比が高く、20～29歳の構成比が低い傾向が見られた。刑期では、女性受刑者は、1年を超え2年以下の者の構成比が高く、5年を超える者の構成比が低い傾向が見られた。刑の執行猶予歴では、女性受刑者は、単純執行猶予歴のある者の構成比が高く、刑の執行猶予歴なしの者の構成比が低い傾向が見られた。保護処分歴では、女性受刑者は、保護処分歴なしの者の構成比が高く、少年院送致ありの者及び保護観察ありの者の構成比が低い傾向が見られた。婚姻状況では、女性受刑者は、有配偶及び死別の者の構成比が高く、未婚の者の構成比が低い傾向が見られた。就労状況では、女性受刑者は、無職の者の構成比が高い傾向が見られた。精神状況では、女性受刑者は、その他の精神障害ありの者の構成比が高く、精神障害なしの者の構成比が低い傾向が見られた。

(2) 受刑者の罪名

受刑者の罪名は、3-3-1-1表②のとおりである。男女別の特徴を概観するため、単純に比較すると、女性受刑者は、窃盗及び覚醒剤取締法違反の構成比が高く、強盗、傷害、暴行及び強制性交等・強制わいせつの構成比が低かった。

(3) 受刑者の前刑関係

受刑者の前刑関係は、3-3-1-1表③のとおりである。男女別の特徴を概観するため、単純に比較す

ると、前刑出所事由、前刑罪名及び前刑帰住先について特徴的な違いが見られた。女性受刑者は、前刑出所事由では、仮釈放の構成比が高く、前刑罪名では、窃盗及び覚醒剤取締法違反の構成比が高かった。なお、前刑罪名が窃盗の者のうち、今回罪名も窃盗の者は103人（89.6%）であり、前刑罪名が覚醒剤取締法違反の者のうち、今回罪名も覚醒剤取締法違反の者は75人（89.3%）であった。前刑帰住先では、配偶者のもと及びその他親族のものと構成比が高く、兄弟、姉妹のもと及び雇主のものと構成比が低かった。

3-3-1-1表

基本的属性等 (男女別)

① 基本的属性

属性等	区 分	総 数	女性受刑者	男性受刑者	統計値
総数		908 (100.0)	461 (100.0)	447 (100.0)	
年齢	20 ～ 29 歳	157 (17.4)	▽ 52 (11.3)	△ 105 (23.8)	$\chi^2(4)=37.499$ 、 $p<.001$
	30 ～ 39 歳	171 (19.0)	78 (17.0)	93 (21.0)	
	40 ～ 49 歳	209 (23.2)	112 (24.3)	97 (21.9)	
	50 ～ 64 歳	226 (25.1)	126 (27.4)	100 (22.6)	
	65 歳 以 上	139 (15.4)	△ 92 (20.0)	▽ 47 (10.6)	
刑名	懲 役	840 (92.7)	426 (92.4)	414 (93.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.798$
	懲 役 (一 部 猶 予 付)	66 (7.3)	35 (7.6)	31 (7.0)	
刑期	1 年 以 下	192 (21.1)	99 (21.5)	93 (20.8)	$\chi^2(4)=20.301$ 、 $p<.001$
	2 年 以 下	323 (35.6)	△ 185 (40.1)	▽ 138 (30.9)	
	3 年 以 下	234 (25.8)	115 (24.9)	119 (26.6)	
	5 年 以 下	102 (11.2)	47 (10.2)	55 (12.3)	
	5 年 を 超 え る	57 (6.3)	▽ 15 (3.3)	△ 42 (9.4)	
刑事施設への入所回数	1 回	492 (54.2)	236 (51.2)	256 (57.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.072$
	2 回 以 上	416 (45.8)	225 (48.8)	191 (42.7)	
犯行時の身上	仮 釈 放 中	19 (2.1)	10 (2.2)	9 (2.1)	$\chi^2(5)=4.788$ 、 $p=.442$
	保護観察付全部執行猶予中	27 (3.0)	18 (4.0)	9 (2.1)	
	単 純 執 行 猶 予 中	199 (22.4)	98 (21.8)	101 (23.1)	
	仮釈放(一部執行猶予)中	20 (2.3)	8 (1.8)	12 (2.7)	
	保護観察付一部執行猶予中	9 (1.0)	6 (1.3)	3 (0.7)	
	そ の 他	613 (69.1)	310 (68.9)	303 (69.3)	
刑の執行猶予歴	な し	211 (23.8)	▽ 83 (18.7)	△ 128 (29.8)	$\chi^2(3)=14.632$ 、 $p=.002$
	単 純 執 行 猶 予	525 (59.3)	△ 288 (64.9)	▽ 237 (55.1)	
	保護観察付全部執行猶予	123 (13.9)	64 (14.4)	59 (13.7)	
	保護観察付一部執行猶予	27 (3.0)	14 (3.2)	13 (3.0)	
保護処分歴	な し	727 (83.2)	△ 402 (90.5)	▽ 325 (75.6)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	児 童 自 立 支 援 施 設 等 送 致	4 (0.5)	3 (0.7)	1 (0.2)	
	保 護 観 察 院 送 致	88 (10.1)	▽ 21 (4.7)	△ 67 (15.6)	
婚姻状況	未 婚	316 (35.5)	▽ 103 (22.9)	△ 213 (48.3)	$\chi^2(3)=100.000$ 、 $p<.001$
	有 配 偶	219 (24.6)	△ 159 (35.4)	▽ 60 (13.6)	
	離 別	321 (36.1)	158 (35.2)	163 (37.0)	
	死 別	34 (3.8)	△ 29 (6.5)	▽ 5 (1.1)	
教育程度	中 学 校 卒 業	221 (25.0)	107 (23.9)	114 (26.1)	$\chi^2(3)=1.537$ 、 $p=.674$
	高 等 学 校 中 退	206 (23.3)	100 (22.4)	106 (24.3)	
	高 等 学 校 卒 業	326 (36.9)	171 (38.3)	155 (35.6)	
	大 学 在 学 ・ 中 退 ・ 卒 業	130 (14.7)	69 (15.4)	61 (14.0)	
就労状況	有 職	253 (28.0)	83 (18.1)	170 (38.4)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	無 職	649 (72.0)	376 (81.9)	273 (61.6)	
精神状況	精 神 障 害 な し	666 (76.2)	▽ 304 (69.4)	△ 362 (83.0)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	知 的 障 害	9 (1.0)	2 (0.5)	7 (1.6)	
	人 格 障 害	9 (1.0)	7 (1.6)	2 (0.5)	
	神 経 症 性 障 害	33 (3.8)	22 (5.0)	11 (2.5)	
	そ の 他 の 精 神 障 害	154 (17.6)	△ 100 (22.8)	▽ 54 (12.4)	
	不 詳	3 (0.3)	3 (0.7)	-	

② 罪名

区 分		総 数	女性受刑者	男性受刑者
総数		908 (100.0)	461 (100.0)	447 (100.0)
刑法犯	総 数	593 (65.3)	292 (63.3)	301 (67.3)
	殺 人	15 (1.7)	5 (1.1)	10 (2.2)
	強 盗	18 (2.0)	2 (0.4)	16 (3.6)
	傷 害	13 (1.4)	4 (0.9)	9 (2.0)
	傷 害 致 死	6 (0.7)	4 (0.9)	2 (0.4)
	暴 行	3 (0.3)	-	3 (0.7)
	窃 盗	373 (41.1)	223 (48.4)	150 (33.6)
	詐 欺	97 (10.7)	41 (8.9)	56 (12.5)
	恐 喝	1 (0.1)	-	1 (0.2)
	横 領 ・ 背 任	17 (1.9)	7 (1.5)	10 (2.2)
	強 制 性 交 等 ・ 強 制 わ い せ つ	21 (2.3)	-	21 (4.7)
	放 火	2 (0.2)	-	2 (0.4)
	公 務 執 行 妨 害	2 (0.2)	-	2 (0.4)
	住 居 侵 入	8 (0.9)	3 (0.7)	5 (1.1)
	そ の 他	23 (2.5)	7 (1.5)	16 (3.6)
特別法犯	総 数	315 (34.7)	169 (36.7)	146 (32.7)
	覚 醒 剤 取 締 法	232 (25.6)	144 (31.2)	88 (19.7)
	道 路 交 通 法	41 (4.5)	16 (3.5)	25 (5.6)
	そ の 他	42 (4.6)	9 (2.0)	33 (7.4)

女性犯罪者に関する総合的研究

③ 前刑関係

属性等	区分	総数	女性受刑者	男性受刑者
総数		416 (100.0)	225 (100.0)	191 (100.0)
前刑出所事由	満期釈放	145 (35.5)	58 (26.4)	87 (46.3)
	仮釈放	251 (61.5)	151 (68.6)	100 (53.2)
	不定期刑終了	1 (0.2)	-	1 (0.5)
	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	2 (0.5)	2 (0.9)	-
	仮釈放(一部執行猶予)	9 (2.2)	9 (4.1)	-
前刑刑名	懲一部猶予付懲役	390 (95.8)	206 (94.1)	184 (97.9)
	禁錮	16 (1.8)	12 (2.6)	4 (0.9)
	禁錮	1 (0.1)	1 (0.2)	-
前刑罪名	総数	409 (100.0)	220 (100.0)	189 (100.0)
	刑法犯 総数	258 (63.1)	133 (60.5)	125 (66.1)
	殺人	1 (0.2)	-	1 (0.5)
	強盗	6 (1.5)	1 (0.5)	5 (2.6)
	傷害	12 (2.9)	-	12 (6.3)
	暴行	2 (0.5)	-	2 (1.1)
	窃盗	190 (46.5)	115 (52.3)	75 (39.7)
	詐欺	24 (5.9)	11 (5.0)	13 (6.9)
	恐喝	1 (0.2)	1 (0.5)	-
	横領・背任	1 (0.2)	-	1 (0.5)
	強制性交等・強制わいせつ	3 (0.7)	-	3 (1.6)
	放火	3 (0.7)	3 (1.4)	-
	住居侵入	4 (1.0)	-	4 (2.1)
	その他	11 (2.7)	2 (0.9)	9 (4.8)
	特別法犯 総数	151 (36.9)	87 (39.5)	64 (33.9)
	覚醒剤取締法	130 (31.8)	84 (38.2)	46 (24.3)
	道路交通法	3 (0.7)	1 (0.5)	2 (1.1)
	その他	18 (4.4)	2 (0.9)	16 (8.5)
再犯期間	2年未満	214 (53.5)	116 (53.7)	98 (53.3)
	5年未満	117 (29.3)	69 (31.9)	48 (26.1)
	5年以上	69 (17.3)	31 (14.4)	38 (20.7)
前刑帰住先	父、母のもと	125 (30.5)	64 (29.0)	61 (32.3)
	配偶者のもと	46 (11.2)	35 (15.8)	11 (5.8)
	兄弟、姉妹のもと	16 (3.9)	4 (1.8)	12 (6.3)
	その他の親族のもと	29 (7.1)	25 (11.3)	4 (2.1)
	知人のもと	28 (6.8)	17 (7.7)	11 (5.8)
	雇主のもと	7 (1.7)	2 (0.9)	5 (2.6)
	社会福祉施設	14 (3.4)	8 (3.6)	6 (3.2)
	更生保護施設	89 (21.7)	49 (22.2)	40 (21.2)
	上記に含まれない自宅	19 (4.6)	8 (3.6)	11 (5.8)
	その他	37 (9.0)	9 (4.1)	28 (14.8)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
 5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
 6 「婚姻状況」は、犯行時による。
 7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
 8 「就労状況」は、犯行時により、「無職」は、学生・生徒及び家事従事者を含む。
 9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。
 10 複数の罪名を有する場合は、法定刑の最も重いものに計上している。
 11 「傷害致死」は、傷害の内数である。
 12 「再犯期間」は、再犯が前刑出所前の犯罪である者を除く。
 13 ()内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。
 14 ①は、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

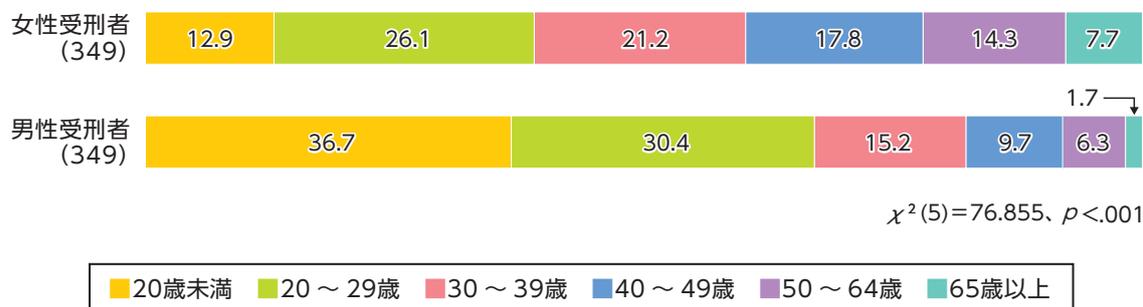
2 事件の概要

(1) 非行・犯罪歴

ここでは、調査対象者の今回の受刑より前の非行・犯罪歴について見る。質問項目Q4(1)は、これまでの非行・犯罪歴について、「実刑」、「実刑（一部執行猶予あり）」、「保護観察付全部執行猶予」、「執行猶予（保護観察なし）」、「少年院送致」、「保護観察処分（少年時のもの。少年院仮退院時のものを除く。）」及び「児童自立支援施設・児童養護施設送致」の7項目の該当の有無につき回答を求めたものであり、男女別に見ると、女性受刑者の84.8%、男性受刑者の80.5%が、いずれか一つ以上の非行・犯罪歴を有していた。

質問項目Q4(2)は、前記非行・犯罪歴における最初に処分を受けた年齢について回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-2-1図のとおりである。 χ^2 検定の結果、年齢層別に有意な差が見られた。女性受刑者の方が、調査対象者全体の平均年齢が高いことに留意する必要があるが、調整済み残差を見ると、女性受刑者の「30～39歳」、「40～49歳」、「50～59歳」及び「65歳以上」の構成比が高い傾向が見られ、男性受刑者の「20歳未満」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-2-1図 初めて処分を受けた年齢（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 初めて処分を受けた年齢が不詳の者を除く。
 3 「処分」は、実刑、執行猶予、少年院送致、保護観察処分及び児童自立支援施設・児童養護施設送致をいう。
 4 ()内は、実人員である。

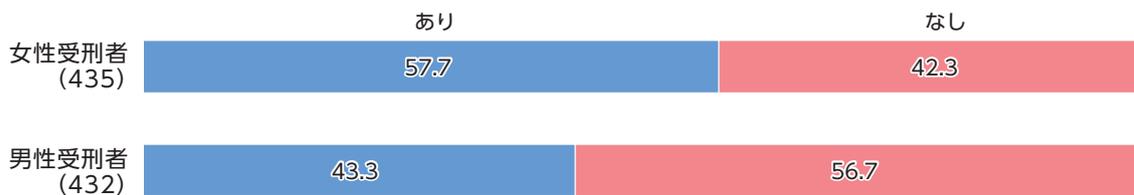
(2) 今回受刑することになった事件

ここでは、調査対象者が今回受刑することになった事件について見る。質問項目Q3 (1) は、調査対象者が今回受刑することになった事件に窃盗（ア参照）及び薬物犯罪（イ参照）が含まれるか否か並びにその事件の手口・内容について回答を求めたものである。

ア 窃盗

調査対象者が今回受刑することになった事件中の窃盗の有無について、男女別に見ると、3-3-2-2図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られ、女性受刑者は「該当あり」の構成比が高かった。

3-3-2-2図 今回受刑することになった事件中の窃盗の有無（男女別）



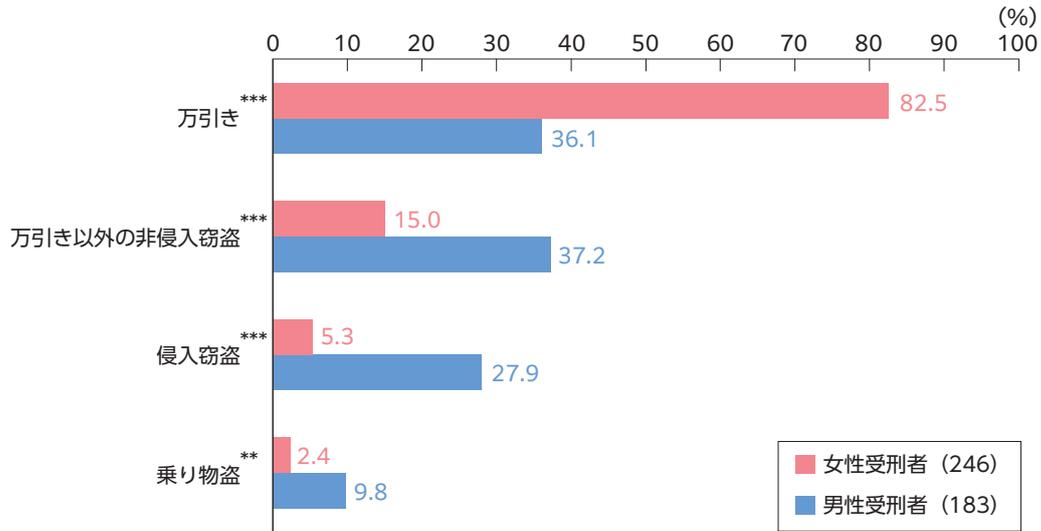
Fisherの正確確率検定 $p < .001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 今回受刑することになった事件中の窃盗の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

さらに質問項目Q3 (1) aでは、調査対象者が今回受刑することになった窃盗の手口について、「万引き」等の4項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）。各項目の該当率を男女別に見ると、3-3-2-3図のとおりである。該当率の単純な比較では、女性受刑者については、「万引き」が82.5%と最も高く、次いで、「万引き以外の非侵入窃盗」が15.0%であったのに対し、男性受刑者については、「万引き以外の非侵入窃盗」が37.2%と最も高く、次いで、「万引き」が36.1%、「侵入窃盗」が27.9%であった。Fisherの正確確率検定の結果、いずれの項目においても男女別で有意な差が見られた。女性受刑者は「万引き」の該当率が高かった。

3-3-2-3図

今回受刑することになった窃盗の手口（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 今回受刑することになった事件中に窃盗を含むと回答した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

イ 薬物犯罪

調査対象者が今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無について、男女別に見ると、3-3-2-4図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られ、女性受刑者は「該当あり」の構成比が高かった。

3-3-2-4図

今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無（男女別）



Fisherの正確確率検定 $p=.012$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

さらに質問項目Q3 (1) bでは、調査対象者が今回受刑することになった薬物犯罪の内容について、「自己使用（自己使用目的の所持を含む）」、「その他（自己使用以外の、営利目的所持（譲渡）等）」の2項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）。各項目の該当率を男女別に見ると、「自己使用（自己使用目的の所持を含む）」の該当率がいずれにおいても高く、女性が94.8%、男性が93.6%であった。「その他（自己使用以外の、営利目的所持（譲渡）等）」の該当率は、女性が10.4%、男性が14.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、いずれの項目においても、有意な差は見られなかった。

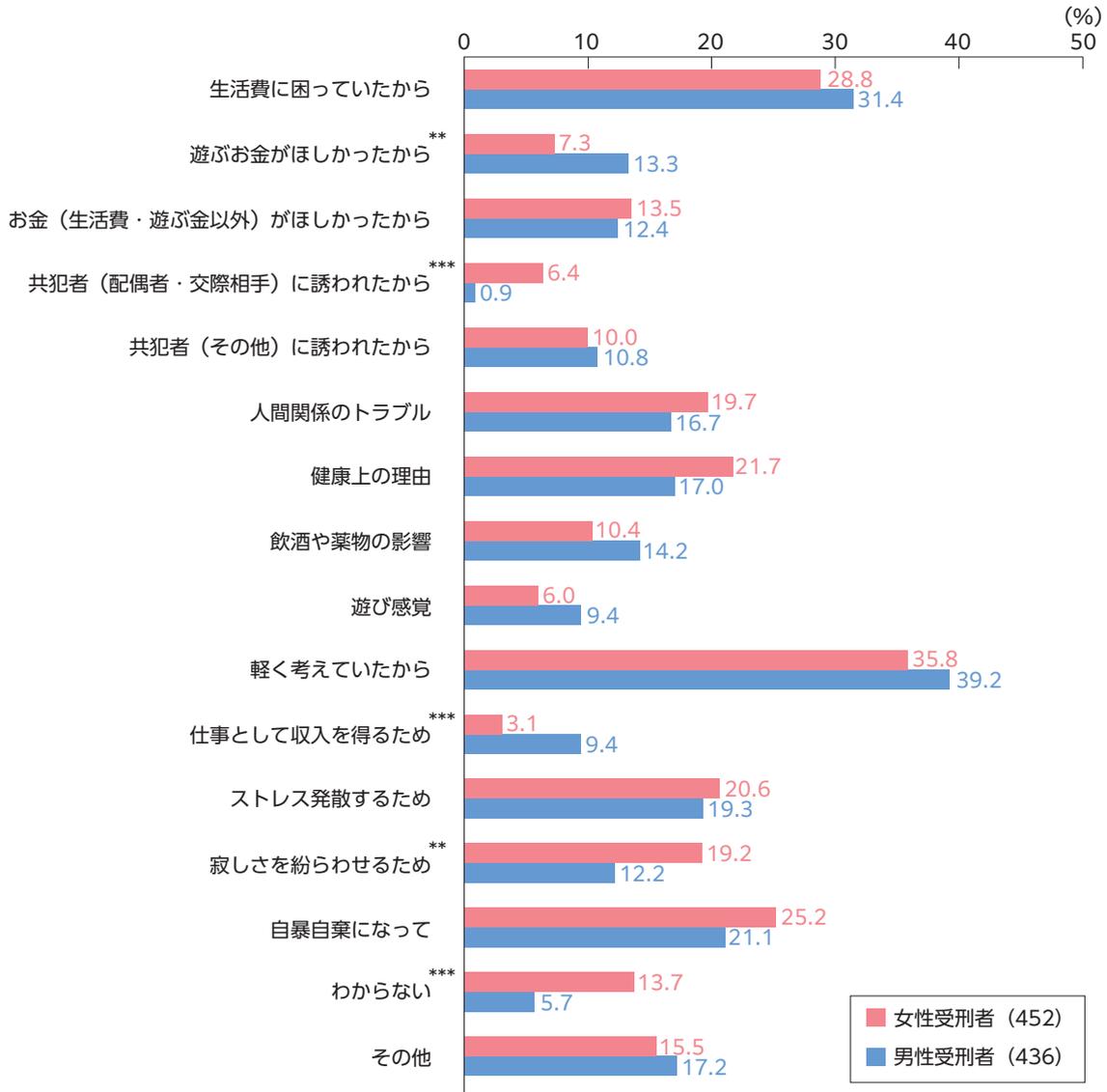
(3) 事件の動機・理由

ここでは、調査対象者の事件の動機及び理由について見る。質問項目Q3 (2) は、調査対象者が今回受刑することになった事件の動機や理由について質問したものであり、「生活費に困っていたから」等の22項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）。各項目の該当率を男女別に見ると、3-3-2-5図のとおりである。なお、「共犯者（その他）に誘われたから」は、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」及び「共犯者（面識なし）に誘われたから」のいずれかに該当した比率、「人間関係のトラブル」は、「人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）」、「人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」及び「人間関係のトラブル（友人・知人）」のいずれかに該当した比率、「健康上の理由」は、「健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）」、「健康上の理由（摂食障害）」及び「健康上の理由（依存症・摂食障害を除く）」のいずれかに該当した比率、「その他」は、「所属組織の方針だから」及び「その他」のいずれかに該当した比率である。

該当率の単純な比較では、女性受刑者、男性受刑者共に「軽く考えていたから」の該当率が最も高く、次いで、「生活費に困っていたから」の該当率が高かった。Fisherの正確確率検定の結果、「遊ぶお金がほしかったから」、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」、「仕事として収入を得るため」、「寂しさを紛らわせるため」及び「わからない」の各項目において、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。女性受刑者は、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」、「寂しさを紛らわせるため」及び「わからない」の該当率が高かった。

3-3-2-5図

事件の動機・理由（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 事件の動機・理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「共犯者（その他）に誘われたから」は、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」及び「共犯者（面識なし）に誘われたから」のいずれかに該当した比率、「人間関係のトラブル」は、「人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）」、「人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」及び「人間関係のトラブル（友人・知人）」のいずれかに該当した比率、「健康上の理由」は、「健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）」、「健康上の理由（摂食障害）」及び「健康上の理由（依存症・摂食障害を除く）」のいずれかに該当した比率、「その他」は、「所属組織の方針だから」及び「その他」のいずれかに該当した比率である。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

(4) 共犯者の有無等

ここでは、調査対象者の共犯者の有無等について見る。質問項目Q3 (3) は、調査対象者が今回受刑することになった事件における共犯者の有無及び共犯者との関係について質問したものであり、共犯者との関係では、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）」等の12項目のうち該当するものを全て選択して回答するよう求めた（重複計上による。）。

ア 共犯者の有無

調査対象者が今回受刑することになった事件における共犯者の有無について、男女別に見ると、女性受刑者は24.5%、男性受刑者は23.3%であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

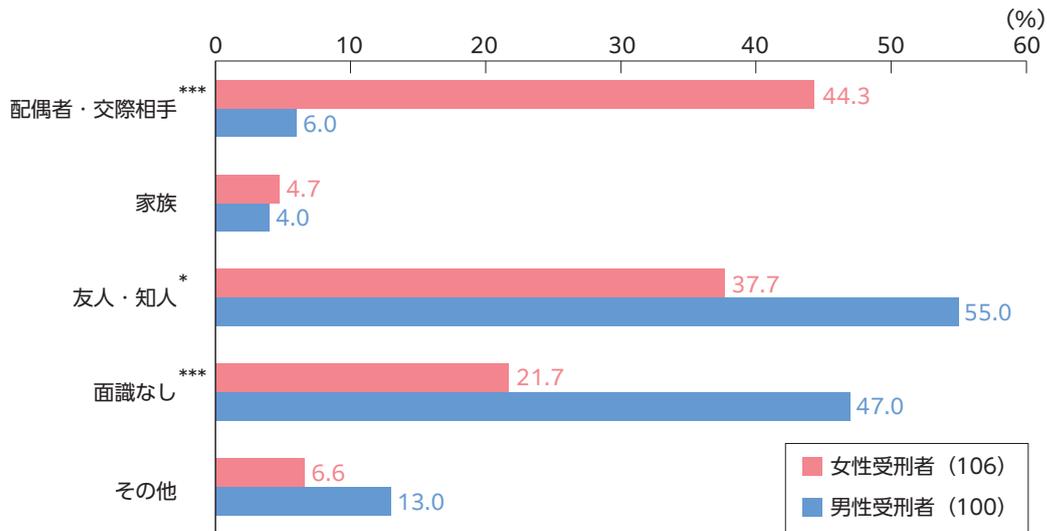
イ 共犯者との関係

さらに、共犯者との関係について、男女別に見ると、3-3-2-6図のとおりである。なお、「配偶者・交際相手」は、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）」及び「交際相手」のいずれかに該当した比率、「家族」は、「親」、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」及び「兄弟姉妹」のいずれかに該当した比率、「友人・知人」は、「友人（同性）」、「友人（異性）」、「知人（同性）」及び「知人（異性）」のいずれかに該当した比率、「その他」は、「親戚（配偶者、子、兄弟姉妹を除く）」及び「その他」のいずれかに該当した比率である。

Fisherの正確確率検定の結果、「配偶者・交際相手」、「友人・知人」及び「面識なし」の各項目において、男女別に有意な差が見られた。女性受刑者は、「配偶者・交際相手」の該当率が高く、「友人・知人」及び「面識なし」の該当率が低かった。

3-3-2-6図

共犯者との関係（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者がいると回答した者に限る。
 3 共犯者との関係が不詳の者を除く。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 「家族」は「親」、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」又は「兄弟姉妹」のいずれかに該当した者の比率である。
 6 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 7 ()内は、実人員である。

3 逮捕前の生活状況等

(1) 家庭状況

ここでは、調査対象者の家庭状況について見る。質問項目Q6は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の家庭や子供の状況について質問したものである。

まず、質問項目Q6 (1) は、一緒に暮らしていた者について、「いない（一人暮らし）」（以下本項において「いない」という。）、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」（以下本項において「配偶者や交際相手」という。）、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」（以下本項において「子」という。）等の10項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものである。同 (1) において「子」に回答した者に対しては、さらに、質問項目Q6 (2) において、一緒に暮らしていた子の人数を、「0～6歳」、「7～17歳」、「18歳以上」の年齢層別に回答を求めた。

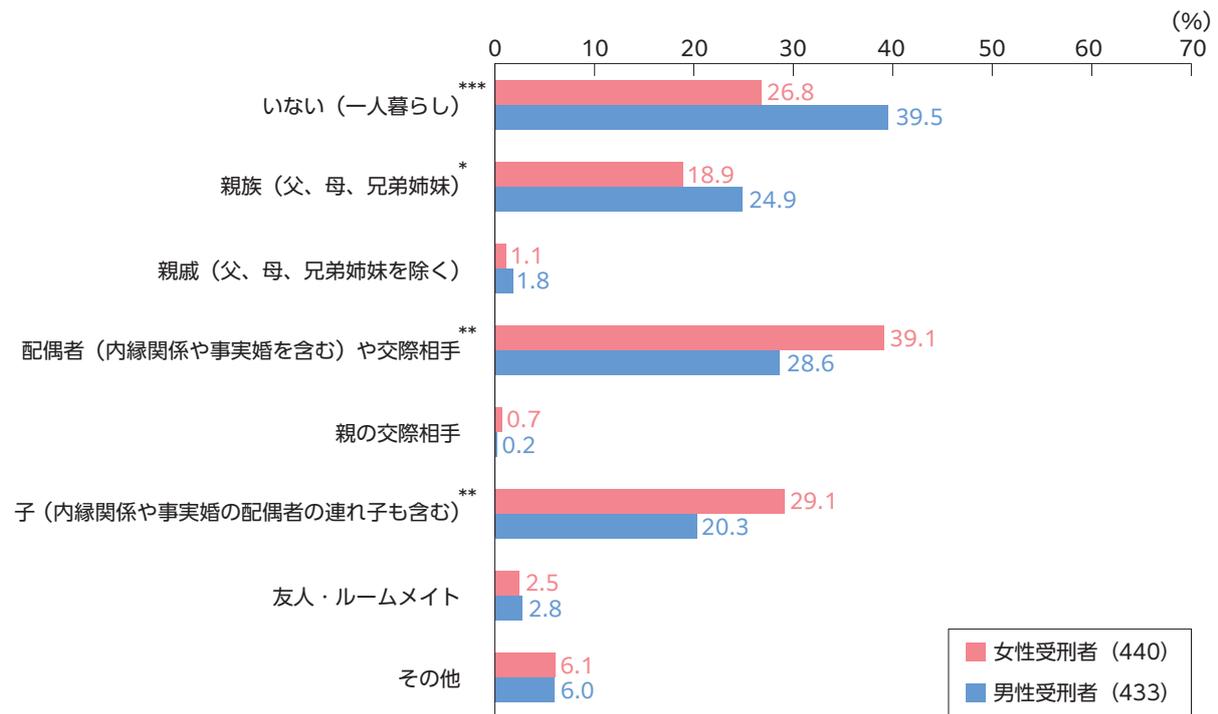
次に、質問項目Q6 (3) は、一緒に暮らしていたかどうかにかかわらず調査対象者に親権があった18歳未満の子の有無について、「いた」、「いなかった」、「親権があるかどうかわからない」の3件法で回答を求めたものである。

以下では、一緒に暮らしていた者の状況（ア参照）及び子の状況（イ参照）について、それぞれ分析した。

ア 一緒に暮らしていた者の状況

一緒に暮らしていた者について、回答結果のうち、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」と回答した者については「親族（父、母、兄弟姉妹）」に統合した上で、男女別に見ると、3-3-3-1図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「配偶者や交際相手」（39.1%）が最も高く、次いで、「子」（29.1%）、「いない」（26.8%）の順であった。男性受刑者の該当率は、「いない」（39.5%）が最も高く、次いで、「配偶者や交際相手」（28.6%）、「親族（父、母、兄弟姉妹）」（24.9%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、「いない」、「親族（父、母、兄弟姉妹）」、「配偶者や交際相手」及び「子」において、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。女性受刑者は「配偶者や交際相手」及び「子」の該当率が高く、男性受刑者は「いない」及び「親族（父、母、兄弟姉妹）」の該当率が高かった。

3-3-3-1図 一緒に暮らしていた者（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 「親族（父、母、兄弟姉妹）」は、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」のいずれかと一緒に暮らしていたと回答した者の比率である。
 6 ()内は、実人員である。

イ 子の状況

(ア) 一緒に暮らしていた子

質問項目Q6 (1) において、一緒に暮らしていた者について、「いない」も含めていずれかの回答をした者（女性受刑者440人、男性受刑者433人）のうち、18歳未満の子と暮らしていた者は、女性受刑者において70人（15.9%）、男性受刑者において71人（16.4%）であった。このうち、6歳以下の子と一緒に暮らしていた者は、女性受刑者において29人（6.6%）、男性受刑者において43人（9.9%）であった。

(イ) 親権があった子

一緒に暮らしていたかどうかにかかわらず、自身に親権があった18歳未満の子の有無について、「親権があるかどうかわからない」と回答した者を除いた上で、男女別に見ると、**3-3-3-2図**のとおりである。「いた」と答えた者の構成比は、女性受刑者において30.1%、男性受刑者において16.0%であった。Fisherの正確確率検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。

3-3-3-2図

親権があった18歳未満の子の有無（男女別）



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 親権の有無について不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 経済状況等

ここでは、調査対象者の経済状況等について見る。

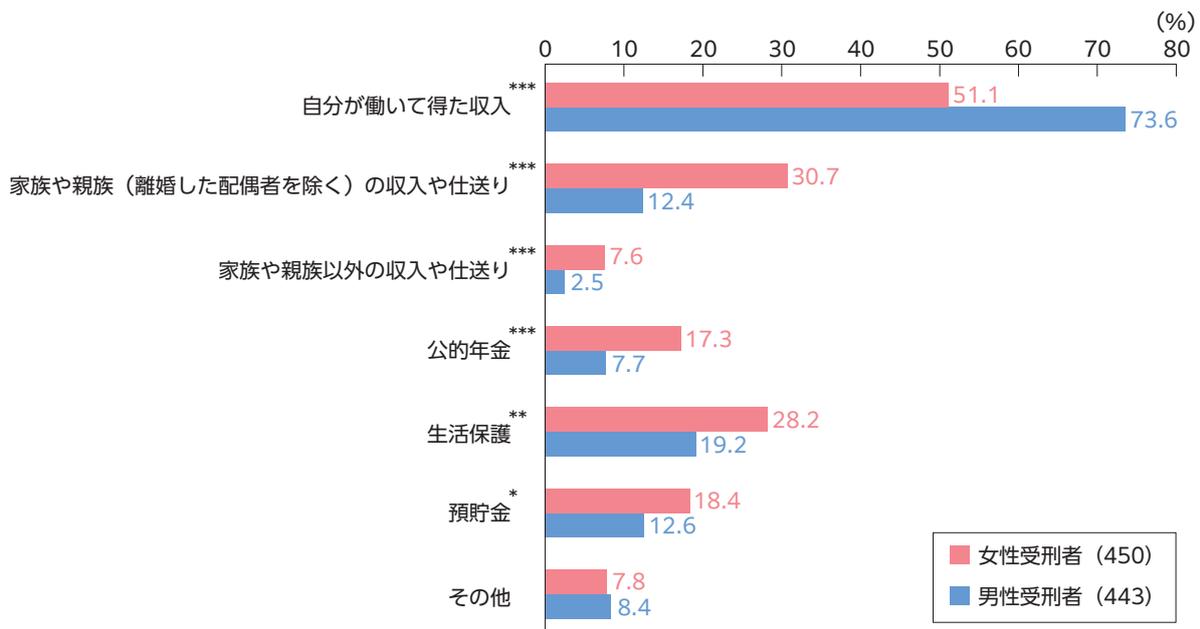
質問項目Q7の(1)～(3)は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の経済状況について質問したものである。

ア 収入源

生活費をどのように得ていたかを問う質問項目Q7 (1) は、「家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り」（以下本項において「家族や親族の収入や仕送り」という。）等の7項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めたものであり（重複計上による。）、男女別に見ると、**3-3-**

3-3図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「自分で働いて得た収入」(51.1%)が最も高く、次いで、「家族や親族の収入や仕送り」(30.7%)、「生活保護」(28.2%)の順であった。男性受刑者の該当率は、「自分で働いて得た収入」(73.6%)が最も高く、次いで、「生活保護」(19.2%)、「預貯金」(12.6%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、「自分で働いて得た収入」、「家族や親族の収入や仕送り」、「家族や親族以外の収入や仕送り」、「公的年金」、「生活保護」及び「預貯金」の項目で、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。女性受刑者は、「家族や親族の収入や仕送り」、「家族や親族以外の収入や仕送り」、「公的年金」、「生活保護」及び「預貯金」の該当率が高かった。男性受刑者は、「自分で働いて得た収入」の該当率が高かった。

3-3-3-3図 収入源 (男女別)



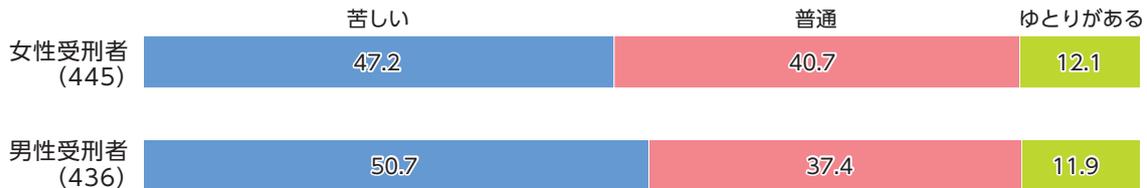
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 収入源が不詳の者（「分からない」と回答した者を含む）を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

イ 経済状況

調査対象者の家の経済的な暮らし向きについて、総合的に見てどのように感じていたかを問う質問項目Q7(2)は、「大変苦しい」、「やや苦しい」、「普通」、「ややゆとりがある」及び「大変ゆとりがある」の5件法で回答を求めたものであり、その回答結果を、苦しい（「大変苦しい」及び「やや苦しい」の合計）、「普通」、「ゆとりがある」（「ややゆとりがある」及び「大変ゆとりがある」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-3-4図のとおりである。女性受刑者、男性受

刑者とも、「苦しい」の構成比（それぞれ47.2%、50.7%）が最も高く、次いで、「普通」（それぞれ40.7%、37.4%）、「ゆとりがある」（それぞれ12.1%、11.9%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-4図 経済状況（男女別）

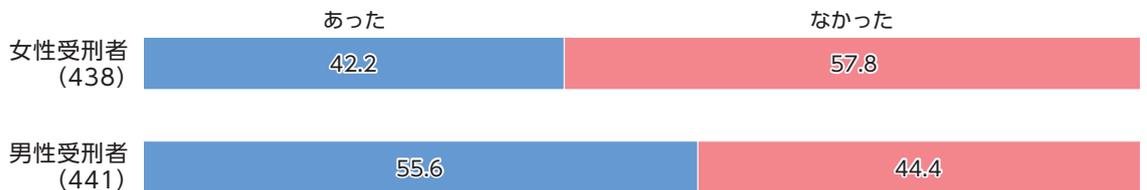


$\chi^2(2)=1.169$ 、 $p=.558$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 経済状況が不詳の者を除く。
 3 「苦しい」は、「大変苦しい」及び「やや苦しい」を合計した構成比であり、「ゆとりがある」は、「ややゆとりがある」及び「大変ゆとりがある」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

調査対象者に自分の収入だけで生活できるという感覚がどの程度あったかを問う質問項目Q7 (3) は、「かなりあった」、「ややあった」、「あまりなかった」及び「全くなかった」の4件法で回答を求めたものであり、その回答結果を「あった」（「かなりあった」及び「ややあった」の合計）並びに「なかった」（「あまりなかった」及び「全くなかった」の合計）の2カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-3-5図のとおりである。自分の収入だけで生活できるという感覚が「なかった」の女性受刑者の構成比は57.8%で、男性受刑者は44.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-5図 自分の収入だけで生活できるという感覚（男女別）



Fisherの正確確率検定 $p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の収入だけで生活できるという感覚について、不詳の者を除く。
 3 「あった」は、「かなりあった」及び「ややあった」を合計した構成比であり、「なかった」は、「あまりなかった」及び「全くなかった」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

(3) 就労状況等

ここでは、調査対象者の就労状況等について見る。質問項目Q7の(4)～(6)は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の就労等に関して、同(7)は、その1年間の当時の理想の仕事に関する考えについて、同Q8は、これまでの人生で1年未満での離職・転職の経験の有無等について質問したものである。

なお、高齢者雇用安定法により、事業主には、65歳までの雇用確保義務が課されていること等を踏まえ、就労状況等を分析する本項(3)においては、女性受刑者、男性受刑者とも、64歳以下の者を分析の対象とする。

ア 就労

調査対象者の就労状況や雇用形態等を問う質問項目Q7(4)は、「フルタイム(正社員・正職員)の仕事」(以下本項において「フルタイムの仕事」という。)、**「パートタイム(アルバイトを含む)」**(以下本項において「パートタイム」という。)、**「自営業(手伝いを含む)」**(以下本項において「自営業」という。)、**「失業中(仕事に就いておらず、仕事を探している)」**(以下本項において「失業中」という。)、**「無職(専業主婦・主夫及び学生・生徒を除く)」**(以下本項において「無職」という。)等の10項目のうち該当するものを一つだけ選択(複数ある場合は、主なものを選択)するよう回答を求めたものであり、その回答結果(不詳及び「その他」を除く)について、男女別に見ると、**3-3-3-6図**のとおりである。女性受刑者の構成比は、「無職」(33.2%)が最も高く、次いで、「パートタイム」(22.8%)、「フルタイムの仕事」(13.4%)の順であった。男性受刑者においては、「フルタイムの仕事」(35.4%)の構成比が最も高く、次いで、「自営業」(23.1%)、「無職」(13.7%)の順であった。 χ^2 検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者は、「パートタイム」、「専業主婦・主夫」及び「無職」の構成比が高く、「フルタイムの仕事」及び「自営業」の構成比が低かった。

なお、同図は、調査対象者が、特別調査において、今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の就労状況等について、自ら答えた結果に基づくものである。一方、本節1項(1)の**3-3-1-1表**の基本的属性等(受刑者)中の「就労状況」については、法務省で把握している統計情報(矯正施設職員が、各種資料や本人から聴取した内容に基づき、その区分を判断して作成した調査票によるもの)の中の「職業」(犯罪時における職業の有無や職業名)に基づくものであることに留意する必要がある。

3-3-3-6図 就労状況（男女別）



■フルタイム(正社員・正職員)の仕事	■パートタイム(アルバイトを含む)
■派遣社員・契約社員などの仕事	■自営業(手伝いを含む)
■日雇い	■専業主婦・主夫
■学生・生徒	■失業中(仕事に就いておらず、仕事を探している)
■無職(専業主婦・主夫及び学生・生徒を除く)	

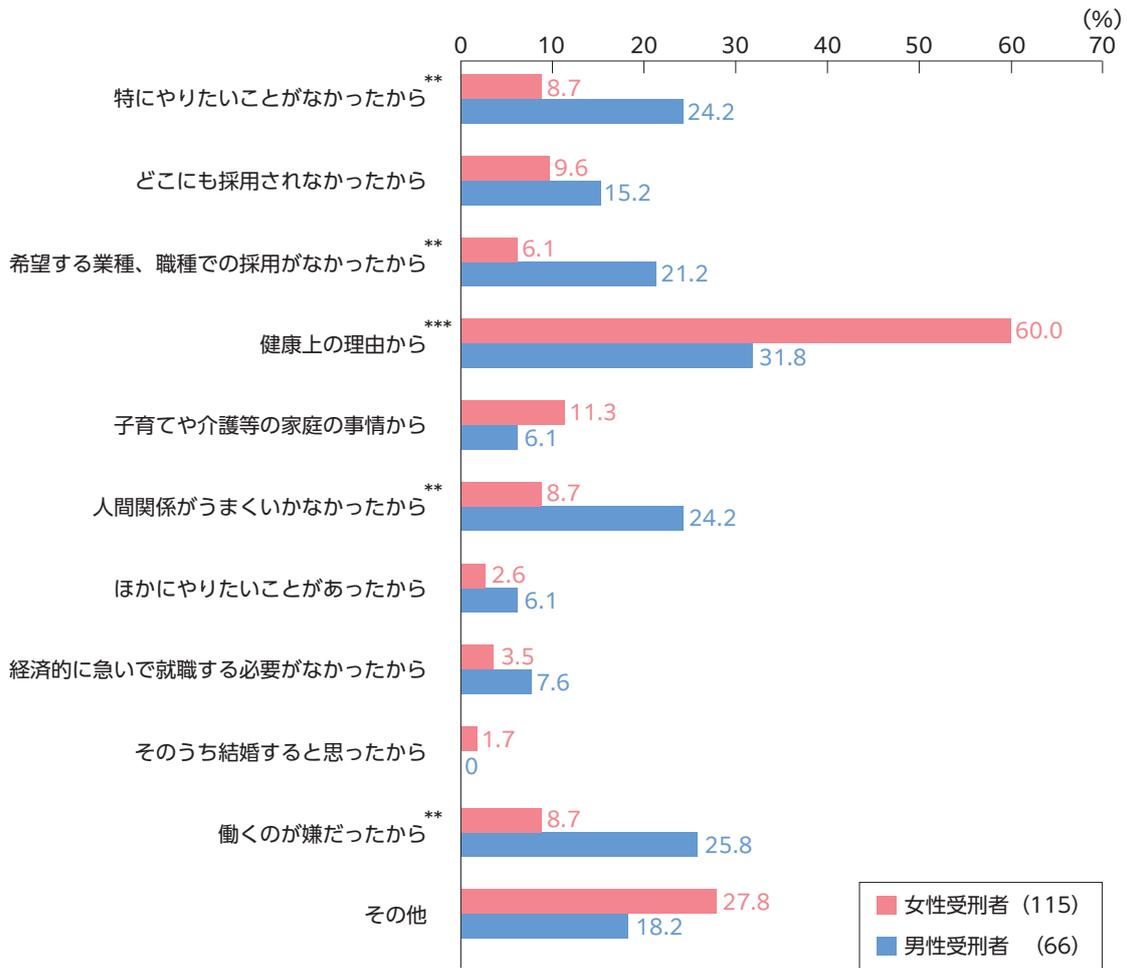
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労状況について不詳又は「その他」の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 ()内は、実人員である。

イ 働いていなかった理由

質問項目Q7(4)において「失業中」又は「無職」と回答した者に対して働いていなかった理由を問う同(5)は、「特にやりたいことがなかったから」等の11項目の中から該当するものを全て選択するよう回答を求めた(重複計上による。)ものであり、男女別に見ると、3-3-3-7図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「健康上の理由から」(60.0%)が最も高く、次いで、「その他」(27.8%)、「子育てや介護等の家庭の事情から」(11.3%)の順であった。男性受刑者においては、「健康上の理由から」(31.8%)が最も高く、次いで、「働くのが嫌だったから」(25.8%)、「特にやりたいことがなかったから」及び「人間関係がうまくいかなかったから」(いずれも24.2%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「特にやりたいことがなかったから」、「希望する業種、職種での採用がなかったから」、「健康上の理由から」、「人間関係がうまくいかなかったから」及び「働くのが嫌だったから」であった。女性受刑者は、「健康上の理由から」の該当率が高く、「特にやりたいことがなかったから」、「希望する業種、職種での採用がなかったから」、「人間関係がうまくいかなかったから」及び「働くのが嫌だったから」の該当率が低かった。

3-3-3-7図

働いていなかった理由 (男女別)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 働いていなかった理由が不詳の者を除く。
 3 身柄を拘束される前の1年間の仕事について、失業中又は無職と回答した64歳以下の者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

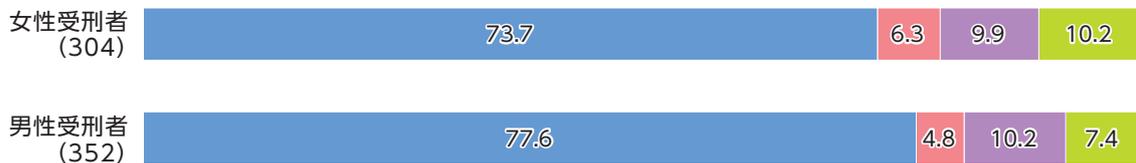
ウ 働く目的

働く目的について当時の考えに近いものを問う質問項目Q7 (6) は、「お金を得るため」、「社会の一員として、務めを果たすため」、「自分の才能や能力を発揮するため」及び「生きがいを見つけるため」の4件法で回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-3-8図のとおりである。女性受刑者の構成比は、「お金を得るため」(73.7%) が最も高く、次いで、「生きがいを見つけるため」(10.2%)、「自分の才能や能力を発揮するため」(9.9%)、「社会の一員として、務めを果たすため」(6.3%) の順であった。一方、男性受刑者においては、「お金を得るため」(77.6%) が最も高く、次いで、「自分の才能や能力を発揮するため」(10.2%)、「生きがいを見つけるため」(7.4%)、「社会の一員として、

務めを果たすため」(4.8%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

なお、内閣府が令和4年10月から11月にかけて行った「国民生活に関する世論調査」(以下、本項において「世論調査」という。)における働く目的に関する結果を見ると、調査等の前提(調査対象者が18歳以上の男女であり年齢構成が本調査と一致していないこと、無回答の者を含めて構成比を算出していることなど)には相違があることに留意する必要があるが、女性の構成比は、「お金を得るために働く」(64.9%)が最も高く、次いで、「生きがいを見つけるために働く」(14.7%)、「社会の一員として、務めを果たすために働く」(8.6%)、「自分の才能や能力を発揮するために働く」(6.1%)の順であった。また、男性の構成比は、「お金を得るために働く」(61.4%)が最も高く、次いで、「社会の一員として、務めを果たすために働く」(13.8%)、「生きがいを見つけるために働く」(13.3%)、「自分の才能や能力を発揮するため」(7.4%)の順であった。本調査の対象者は、単純に比較して、女性受刑者、男性受刑者とも、「お金を得るため」の構成比が世論調査よりも高く、男性受刑者において、「社会の一員として務めを果たすため」の構成比が同調査における男性よりも低い傾向が見られた。

3-3-3-8図 働く目的 (男女別)



$\chi^2(3)=2.427, p=.489$



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 働く目的について不詳の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 ()内は、実人員である。

エ 理想の仕事

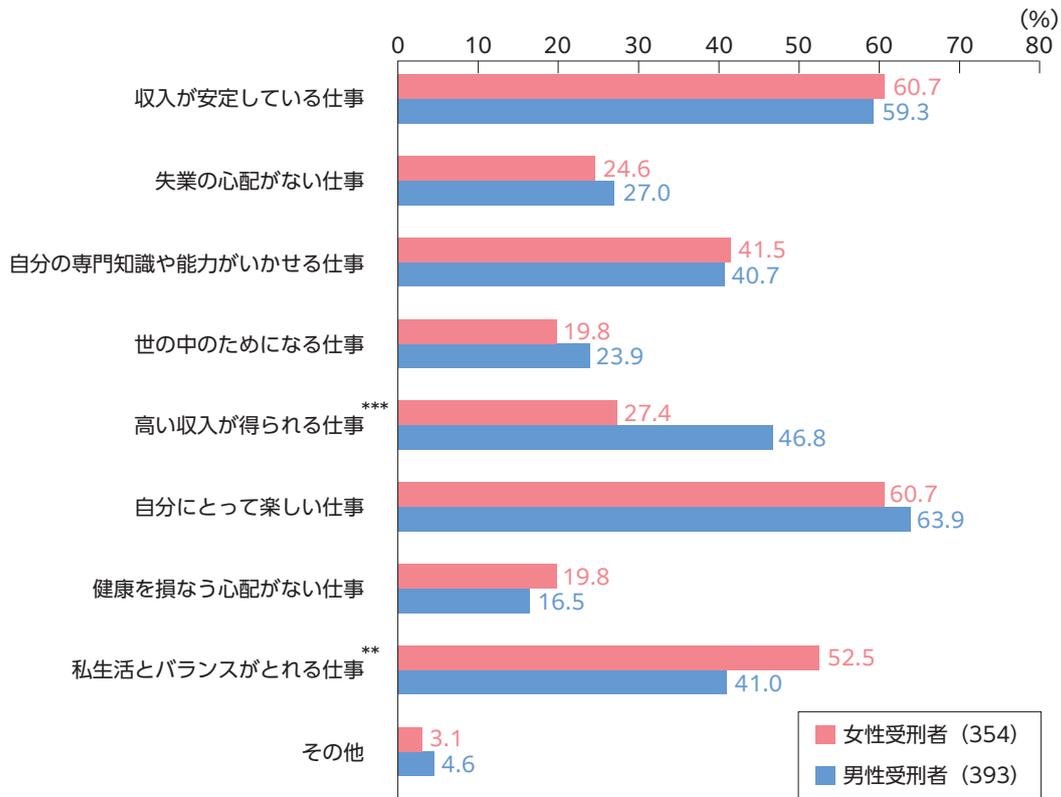
次に、調査対象者にとってどのような仕事が理想的かという質問項目Q7(7)は、当時の考えに近いものを「収入が安定している仕事」等の9項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた(重複計上による。)ものであり、男女別に見ると、3-3-3-9図のとおりである。女性受刑者は、「収入が安定している仕事」及び「自分にとって楽しい仕事」(いずれも60.7%)が最も高

く、次いで、「私生活とバランスが取れる仕事」(52.5%)、「自分の専門知識や能力がいかせる仕事」(41.5%)、「高い収入が得られる仕事」(27.4%)の順であった。一方、男性受刑者は、「自分にとって楽しい仕事」(63.9%)が最も高く、次いで、「収入が安定している仕事」(59.3%)、「高い収入が得られる仕事」(46.8%)、「私生活とバランスが取れる仕事」(41.0%)の順であった。Fisherの正確率検定の結果、「高い収入が得られる仕事」及び「私生活とバランスが取れる仕事」の項目で、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。女性受刑者は、「私生活とバランスが取れる仕事」の該当率が高く、「高い収入が得られる仕事」の該当率が低かった。

なお、世論調査における理想の仕事に関する結果(重複計上による。)を見ると、調査等の前提(調査対象者が18歳以上の男女であり年齢構成が本調査と一致していないこと、無回答の者を含めて構成比を算出していることなど)には相違があることに留意する必要があるが、女性及び男性における「高い収入が得られる仕事」の該当率は、それぞれ約17%及び約21%、「自分にとって楽しい仕事」の該当率は、それぞれ約55%及び約48%であり、これら二つの項目への該当率については、女性受刑者及び男性受刑者のいずれにおいても、世論調査の女性及び男性と比べて高い傾向が見られた。一方、世論調査における「健康を損なう心配のない仕事」の該当率は、女性が約39%、男性が約28%であり、これらと比べて、女性受刑者及び男性受刑者の該当率のいずれにおいても低い傾向が見られた。また、世論調査における「私生活とバランスが取れる仕事」の該当率は、女性が約59%、男性が約47%であり、これらと比較して、女性受刑者及び男性受刑者ともに、該当率がやや低いものの、大きな差は見られなかった。

3-3-3-9図

理想の仕事 (男女別)

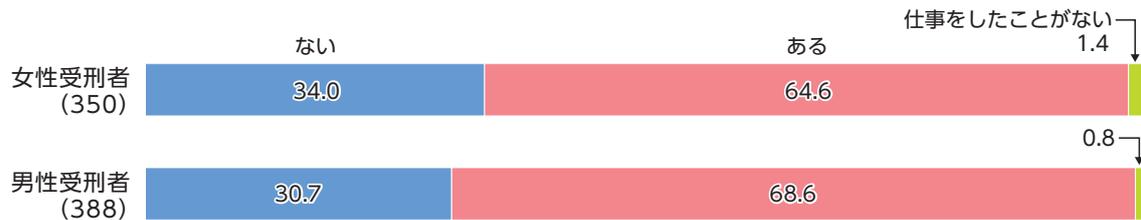


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 理想の仕事が不詳の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

次に、調査対象者のこれまでの人生において仕事（アルバイトを含む）を始めてから1年未満（はじめから1年未満の契約だったものを除く）で仕事（アルバイトを含む）を変えたり辞めたりした経験の有無等を問う質問項目Q8は、「ない」、「ある」、「仕事（アルバイトを含む）をしたことがない」の3件法で回答を求めたものであり、その回答結果を「ない」、「ある」、「仕事（アルバイトを含む）をしたことがない」の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-3-10図のとおりである。女性受刑者、男性受刑者のいずれの構成比とも、「ある」（それぞれ64.6%、68.6%）が最も高く、次いで、「ない」（それぞれ34.0%、30.7%）、「仕事（アルバイトを含む）をしたことがない」（それぞれ1.4%、0.8%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差は見られなかった。

3-3-3-10図

仕事を始めてから1年未満で変えたり辞めたりした経験の有無(男女別)



Fisherの正確確率検定 $p = .409$

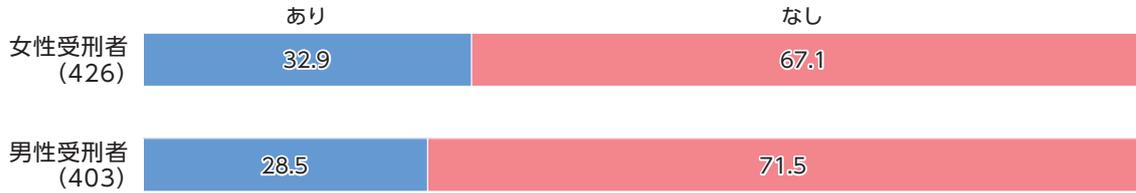
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 仕事を始めてから1年未満で変えたり辞めたりした経験の有無について、不詳の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 「仕事」は、アルバイトを含む。
 5 ()内は、実人員である。

(4) 反社会的行為をする者との関わりの有無等

ここでは、調査対象者の交際関係(家族や親族を含む。)について見る。反社会的行為をする者との関わりの有無等を問う質問項目Q9(1)～(3)は、「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」、「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」の3項目について、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の状況として、「あった(いた)」、「なかった(いなかった)」、「わからない」、「答えない」の4件法で回答を求めたものであり、3-3-3-11図は、各項目の回答結果を「わからない」又は「答えない」と回答した者を除いた上で、男女別に見たものである。Fisherの正確確率検定の結果、「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」について、有意な差が見られた。

3-3-3-11図 反社会的行為をする者との関わりの有無等 (男女別)

① 警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり



Fisherの正確確率検定 $p=.201$

② 暴力団関係者との関わり



Fisherの正確確率検定 $p=.093$

③ 暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり



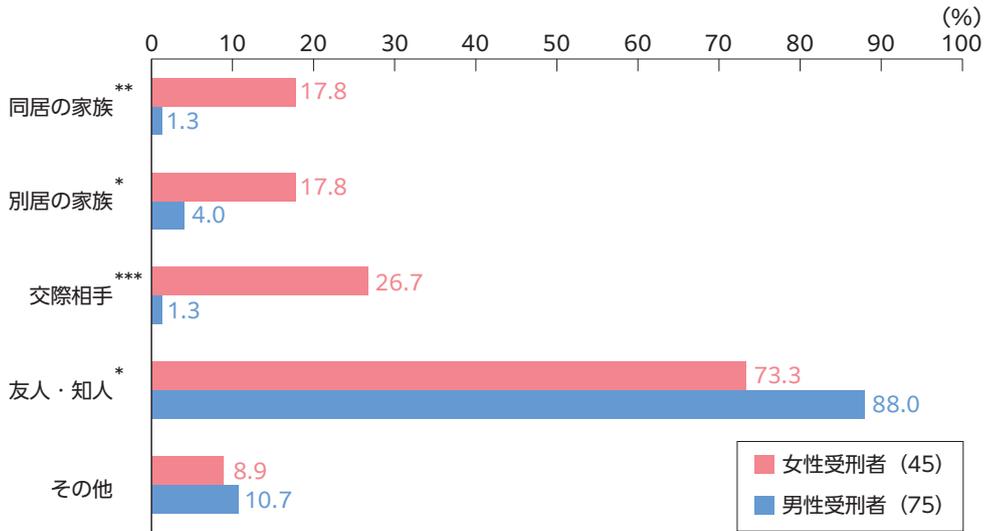
Fisherの正確確率検定 $p=.002$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 反社会的行為をする者との関わりの有無等が不詳の者及び反社会的行為をする者との関わりに係る質問において「わからない」又は「答えない」と回答した者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

質問項目Q9 (4) は、質問項目Q9 (2)「暴力団関係者との関わり」又は質問項目Q9 (3)「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」において「あり」とした者に対し、自分との関係について、「同居の家族（配偶者は内縁関係や事実婚を含む）、親族」等の5項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-12図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「友人・知人」(73.3%) が最も高く、次いで、「交際相手」(26.7%)であったのに対し、男性受刑者の該当率は、「友人・知人」(88.0%) が最も高く、次いで、「その他」(10.7%)であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「その他」を除く全ての項目であった。

3-3-3-12図

反社会的集団に属する者と自分との関係（男女別）



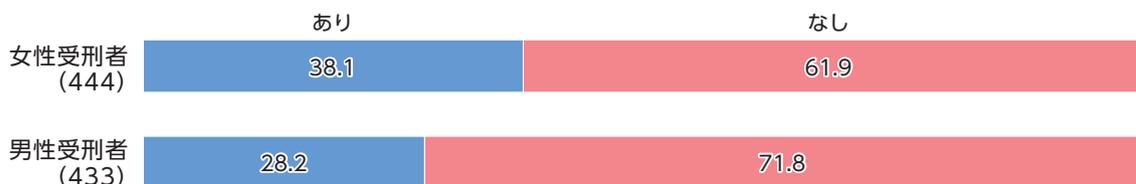
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 反社会的行為をする者との関わりの有無等に係る質問において、「暴力団関係者との関わり」又は「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」について「あり」に該当した者に限る。
 3 反社会的集団に属する者と自分との関係が不詳の者を除く。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

(5) 心身の状況

ここでは、調査対象者の健康状態について見る。疾患の有無を問う質問項目Q5は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の慢性疾患（糖尿病、高血圧、ガンなどの身体の病気で、経過が半年ないし1年以上にわたる疾患をいう。以下同じ。）や精神疾患（気分の落ち込みや幻覚・妄想など、心身に様々な影響が出る疾患をいう。以下同じ。）の状況について質問したものであり、治療や投薬を受けていた慢性疾患の有無は、男女別に見ると、3-3-3-13図のとおりである。慢性疾患が「あり」の女性受刑者の構成比は38.1%で、男性受刑者は28.2%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-13図

慢性疾患の有無（男女別）

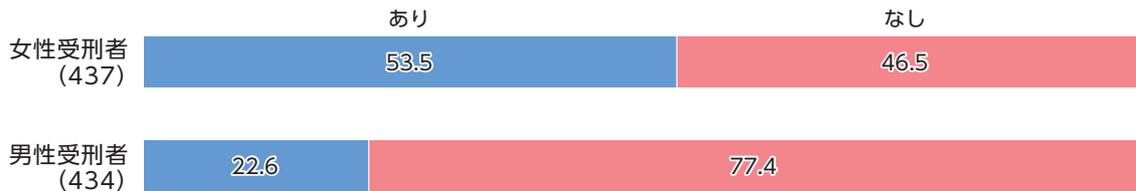


Fisherの正確確率検定 $p = .002$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 慢性疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

治療や投薬を受けていた精神疾患の有無は、男女別に見ると、3-3-3-14図のとおりである。精神疾患が「あり」の女性受刑者の構成比は53.5%で、男性受刑者は22.6%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-14図 精神疾患の有無（男女別）



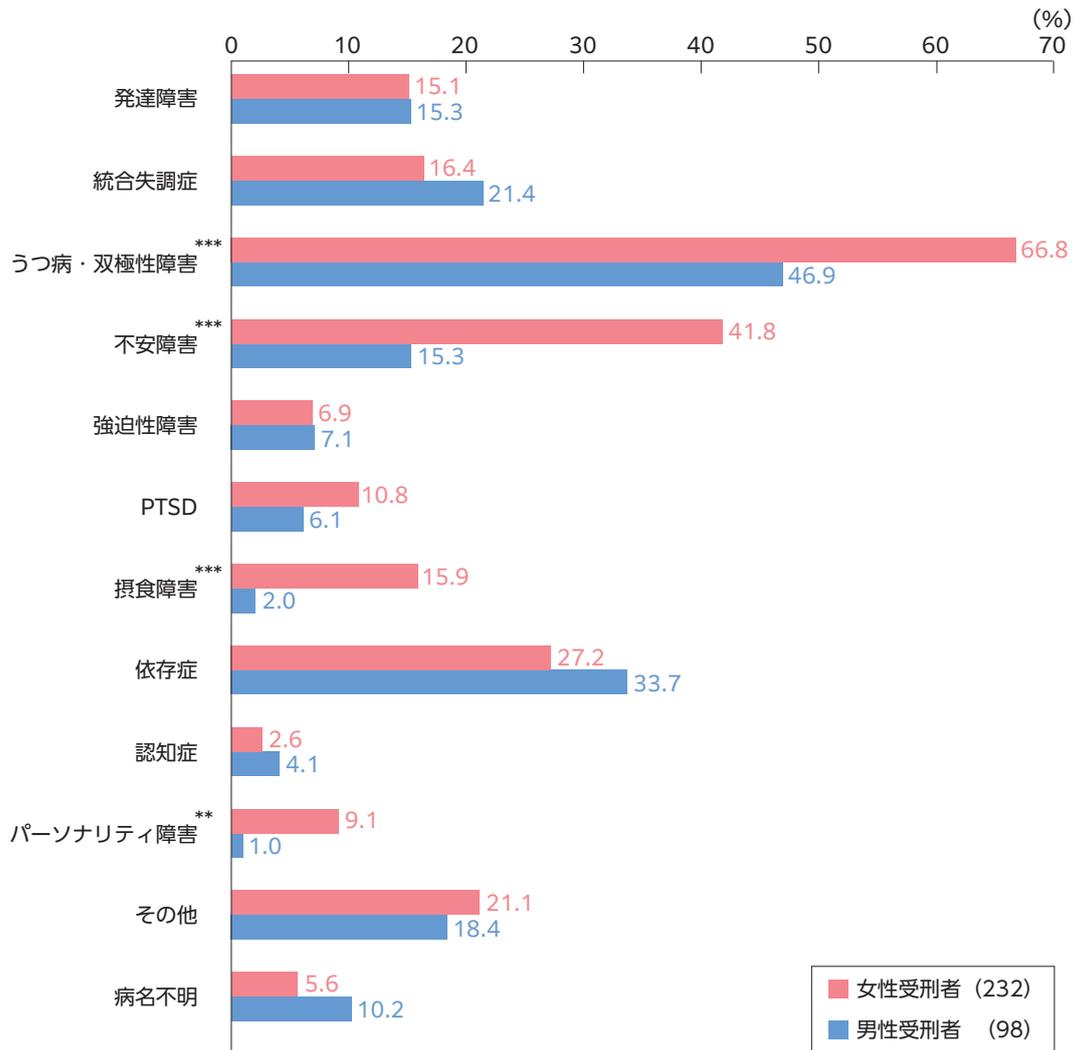
Fisherの正確確率検定 $p < .001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 精神疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

質問項目Q5 (2) は、精神疾患が「あり」とした者に対し、更に病名について「発達障害」等の12項目のうち該当するものを全て選択するよう求めた(重複計上による。)ものであり、男女別に見ると、3-3-3-15図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「うつ病・双極性障害」(66.8%)が最も高く、次いで、「不安障害」(41.8%)、「依存症」(27.2%)の順であった。男性受刑者の該当率は、「うつ病・双極性障害」(46.9%)が最も高く、次いで、「依存症」(33.7%)、「統合失調症」(21.4%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は「うつ病・双極性障害」、「不安障害」、「摂食障害」、「パーソナリティ障害」であった。また、病名の回答があった者について、「その他」又は「病名不明」と回答した者を除いた上で、一人当たりの該当数の中央値を見ると、女性受刑者2.00(四分位範囲1.00-3.00)、男性受刑者1.00(四分位範囲1.00-2.00)であり、Mann-WhitneyのU検定の結果、女性受刑者が有意に多かった($p=.001$)。

3-3-3-15図

精神疾患の病名 (男女別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 治療や投薬を受けていた精神疾患の有無に係る質問において「精神疾患あり」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 精神疾患の病名に係る回答が不詳の者を除く。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

未治療であった慢性疾患や精神疾患の症状の有無について、男女別に見ると、3-3-3-16図のとおりである。未治療の疾患が「あり」の女性受刑者の構成比は24.1%で、男性受刑者は15.8%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-16図 未治療の疾患の有無（男女別）



Fisherの正確確率検定 $p=.003$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未治療の疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 困りごと・相談状況

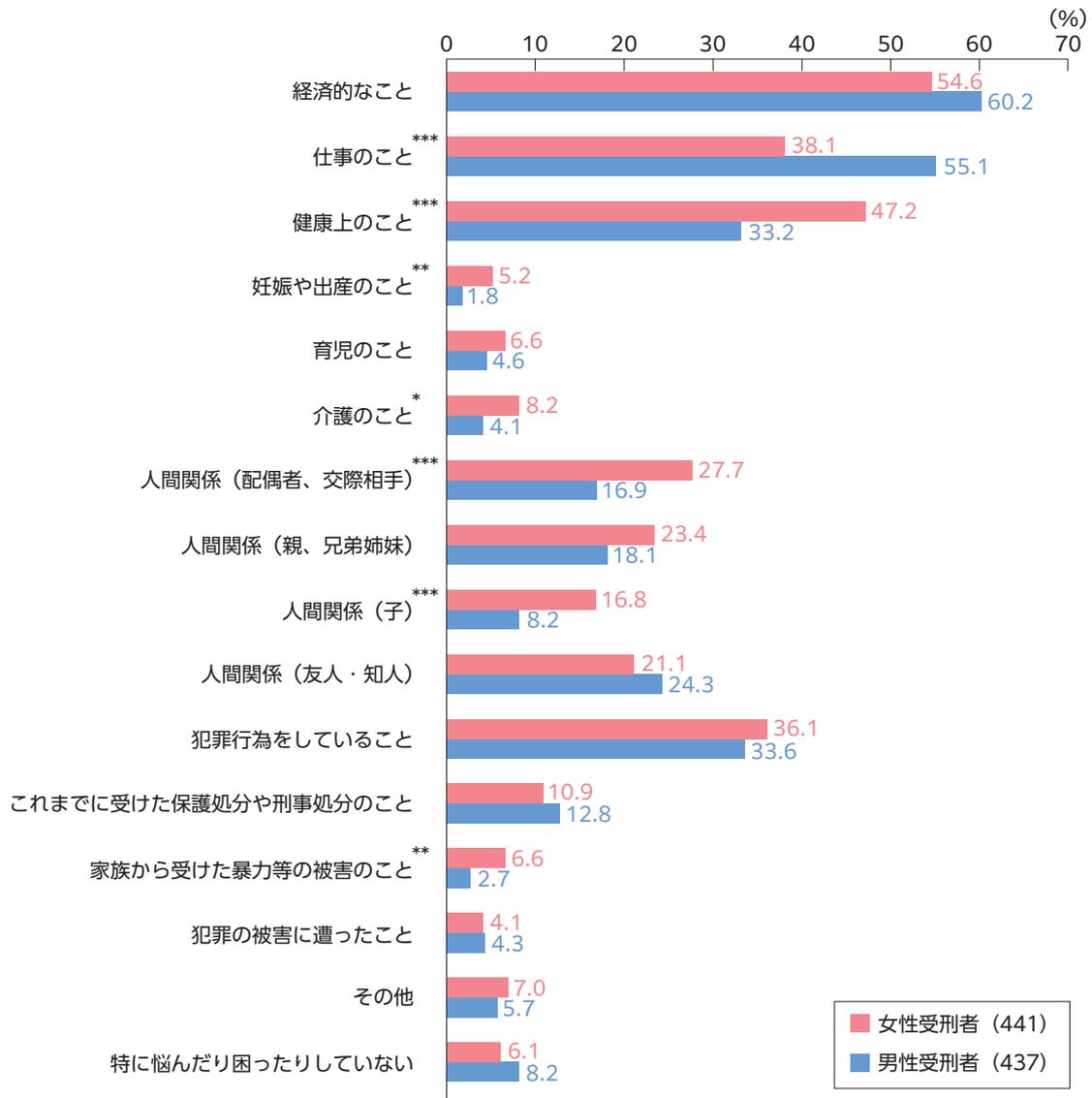
ここでは、調査対象者の困りごとや相談状況について見る。困りごとに係る質問項目Q10は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間に抱えていた悩みや不安（ア参照）、相談状況（イ参照）について質問したものである。

ア 困りごとの内容

悩みや不安を問う質問項目Q10（1）は、「経済的なこと」等の16項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-17図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「経済的なこと」（54.6%）が最も高く、次いで、「健康上的なこと」（47.2%）、「仕事のこと」（38.1%）の順であった。男性受刑者の該当率は、「経済的なこと」（60.2%）が最も多く、次いで、「仕事のこと」（55.1%）、「犯罪行為をしていること」（33.6%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は「仕事のこと」、「健康上的なこと」、「妊娠や出産のこと」、「介護のこと」、「人間関係（配偶者、交際相手）」、「人間関係（子）」、「家族から受けた暴力等の被害のこと」であった。

3-3-3-17図

困りごとの内容（男女別）

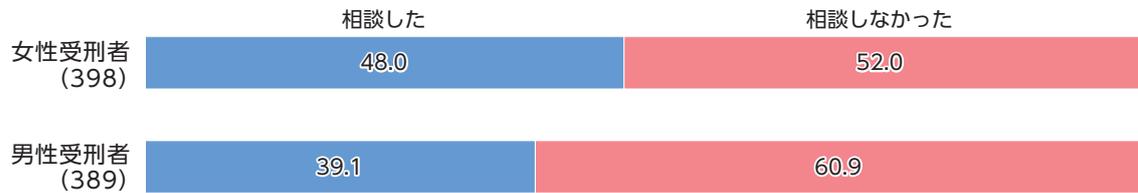


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

イ 相談の有無、相談先及び相談しなかった理由

質問項目Q10 (2) は、上記質問項目Q10 (1) で回答があった者のうち、「特に悩んだり困ったりしていない」を除いた上で、相談の有無について回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-3-18図のとおりである。「相談した」の女性受刑者の構成比は48.0%で、男性受刑者は39.1%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-18図 相談の有無（男女別）



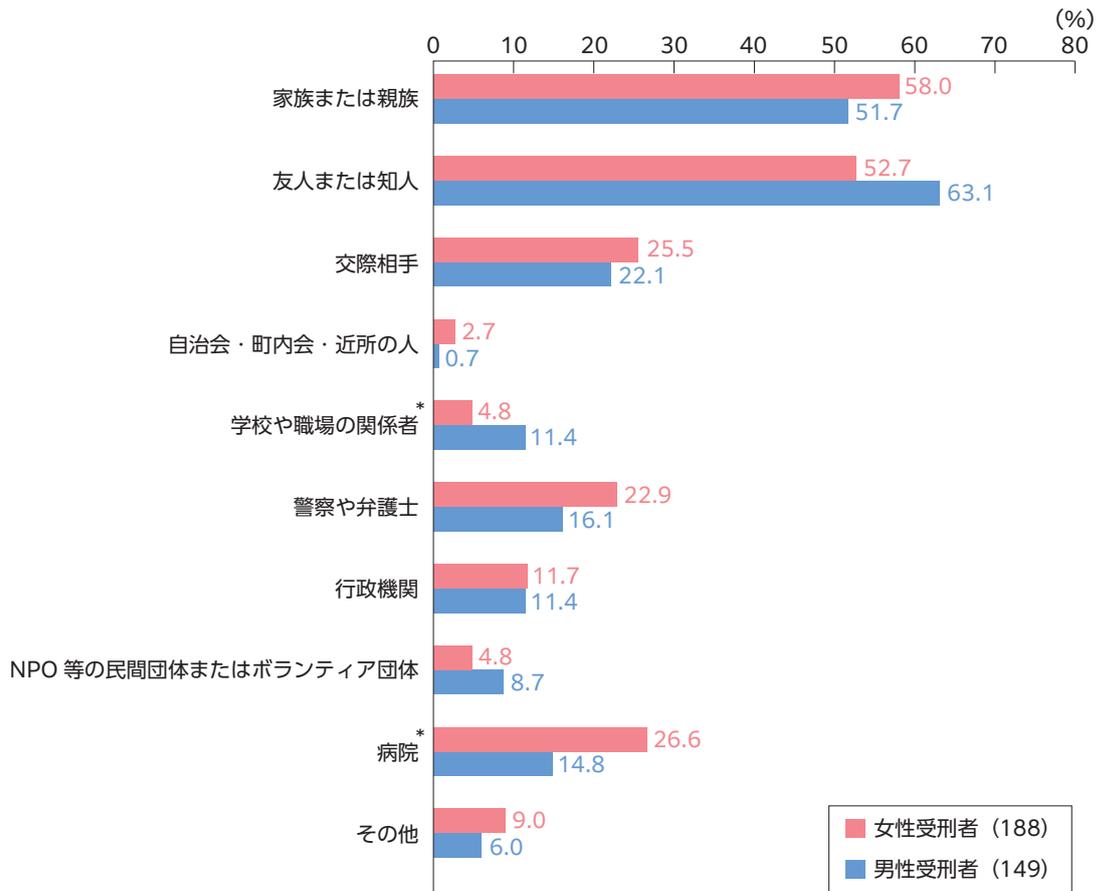
Fisherの正確確率検定 $p=.012$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

質問項目Q10 (3) は、上記質問項目Q10 (2) において「相談した」と回答した者に対し、「家族または親族」等の10項目のうち相談先として該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-19図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「家族または親族」（58.0%）が最も高く、次いで、「友人または知人」（52.7%）、「病院」（26.6%）の順であった。男性受刑者の該当率は、「友人または知人」（63.1%）が最も高く、次いで、「家族または親族」（51.7%）、「交際相手」（22.1%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「学校や職場の関係者」、「病院」であった。

3-3-3-19図

相談先（男女別）

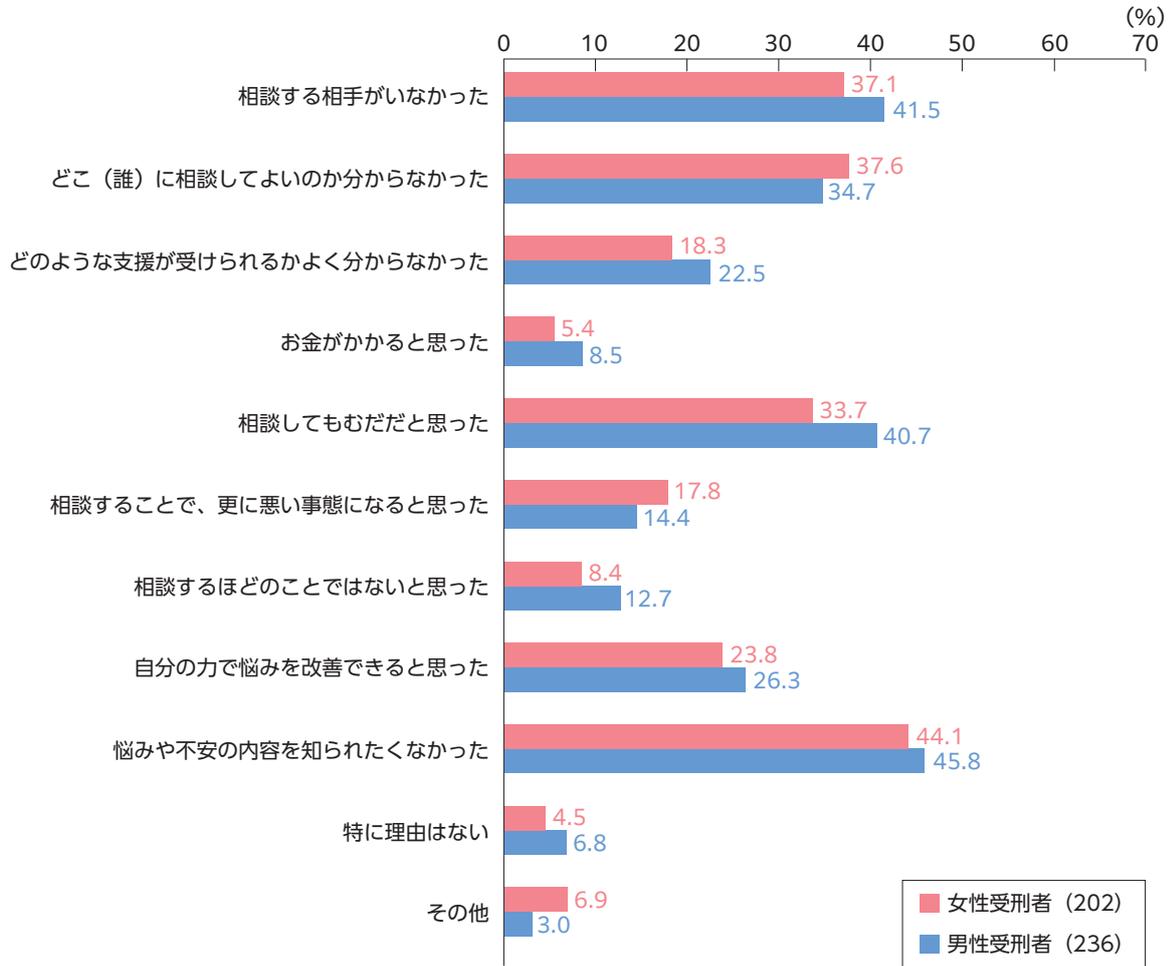


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 相談先が不詳の者を除く。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

質問項目Q10 (4) は、上記質問項目Q10 (2) において「相談しなかった」と回答した者に対し、「相談する相手がいなかった」等の11項目のうち相談しなかった理由として該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）のものであり、男女別に見ると、3-3-3-20図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「悩みや不安の内容を知られなくなかった」(44.1%) が最も高く、次いで、「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」(37.6%)、「相談する相手がいなかった」(37.1%) の順であった。男性受刑者の該当率は、「悩みや不安の内容を知られなくなかった」(45.8%) が最も高く、次いで、「相談する相手がいなかった」(41.5%)、「相談してもむだだと思った」(40.7%) の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-20図

相談しなかった理由（男女別）



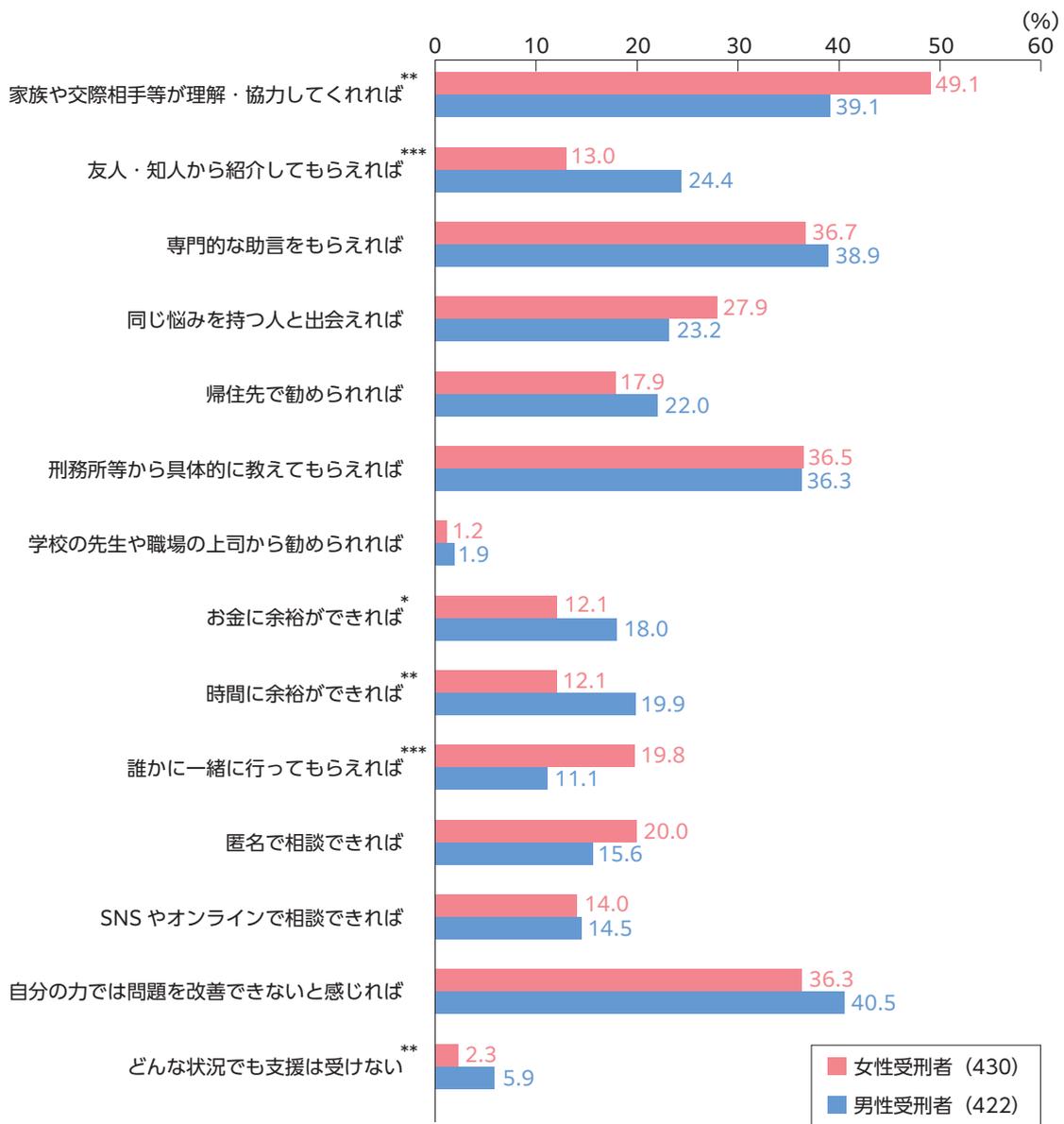
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無に係る質問について「相談しなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 相談しなかった理由が不詳の者を除く。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

(7) 支援機関等への相談に対する考え

ここでは、調査対象者の支援機関等（国や自治体、民間団体やボランティア、病院など）への相談に対する考えについて見る。出所後社会に戻ったとき、どんな状況であれば相談する気になるかを問う質問項目Q11は、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」等の14項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-21図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」（49.1%）が最も高く、次いで、「専門的な助言をもらえれば」（36.7%）、「刑務所等から具体的に教えてもらえれば」（36.5%）の順であった。男性受刑者の該当率は、「自分の力では問題を解決できな

いと感じられれば」(40.5%)が最も高く、次いで、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」(39.1%)、「専門的な助言をもらえれば」(38.9%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」、「友人・知人から紹介してもらえれば」、「お金に余裕ができれば」、「時間に余裕ができれば」、「誰かに一緒に行ってもらえれば」、「どんな状況でも支援は受けない」であった。

3-3-3-21図 支援機関等への相談に対する考え (男女別)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 支援機関等への相談に対する考えが不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

4 生活・行動歴

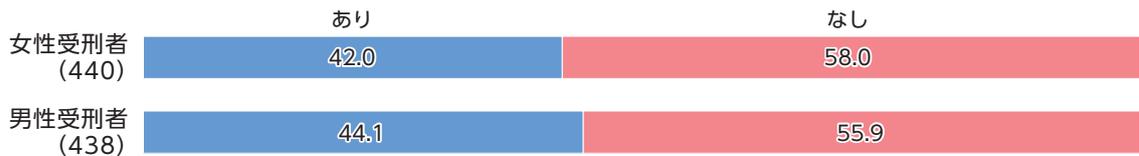
(1) 薬物使用・ギャンブル経験

ここでは、調査対象者の薬物使用及びギャンブル経験について見る。質問項目Q15は、違法薬物（危険ドラッグを含む、大麻、有機溶剤（シンナーなど）、覚醒剤、コカイン、ヘロイン、LSD、ハーブ、リキッド、パウダーなど）の使用経験（ア参照）及び市販薬等の目的外使用経験（イ参照）の有無のほか、ギャンブルを繰り返していた経験（ウ参照）の有無について質問したものである。

ア 違法薬物の使用経験の有無

違法薬物の使用経験の有無について、男女別に見ると、3-3-4-1図のとおりであり、男女とも、調査対象者のうち約4割が使用経験について「あり」と答えている。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-4-1図 違法薬物の使用経験の有無（男女別）



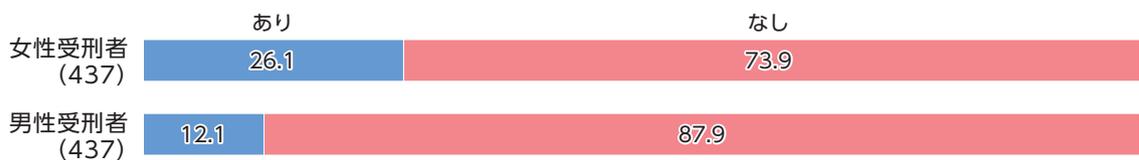
Fisherの正確確率検定 $p = .586$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 違法薬物の使用経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

イ 市販薬等の目的外使用経験の有無

市販薬等の目的外使用経験の有無について、男女別に見ると、3-3-4-2図のとおりである。市販薬等の目的外使用について、「あり」の女性受刑者の構成比は26.1%で、男性受刑者は12.1%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-4-2図 市販薬等の目的外使用経験の有無（男女別）



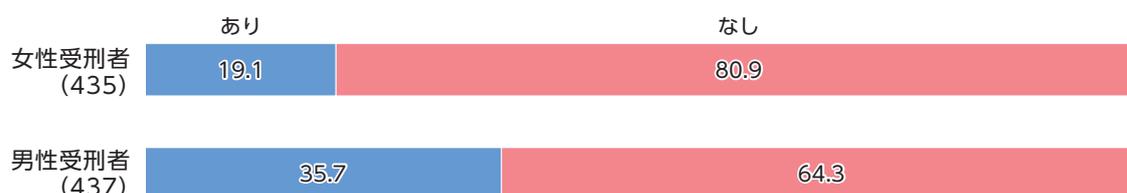
Fisherの正確確率検定 $p < .001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 市販薬等の目的外使用経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ウ ギャンブルを繰り返していた経験の有無

ギャンブルを繰り返していた経験の有無について、「あり（1年以上）」、「あり（1年未満）」、「なし」の3件法で回答を求めているところ、「あり」（「あり（1年以上）」及び「あり（1年未満）」の合計）及び「なし」の2カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、**3-3-4-3図**のとおりである。ギャンブルを繰り返していた経験について、「あり」の女性受刑者の構成比は19.1%で、男性受刑者は35.7%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-4-3図 ギャンブルを繰り返していた経験の有無（男女別）



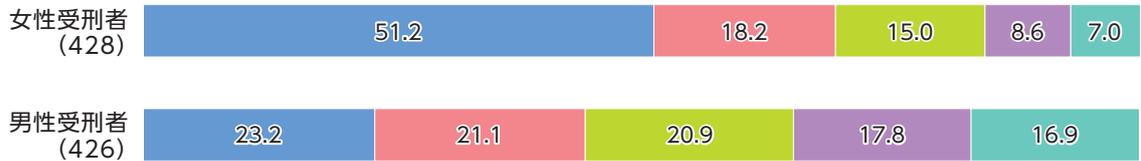
Fisherの正確確率検定 $p < .001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ギャンブルを繰り返していた経験の有無が不詳の者を除く。
 3 「あり」は、「あり（1年以上）」及び「あり（1年未満）」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

(2) 飲酒の状況

ここでは、調査対象者の飲酒の状況について見る。質問項目Q16（(1)～(3)）は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の飲酒の状況（(1)飲酒の頻度、(2)飲酒量、(3)相当量の飲酒の頻度）について質問したものである。分析に当たり、(1)飲酒の頻度に係る質問項目の選択肢0ないし4において、「0.飲まない」を選択した者の得点を0点とし、これ以外の1ないし4を選択した者については、(2)及び(3)を含めて、それぞれ選択した番号（0ないし4のいずれか。数値が高くなるほど飲酒量・頻度が増加）を各項目の得点とし、3項目の合計点を算出した。この合計得点を「0点」、「1～3点」、「4～6点」、「7～9点」、「10～12点」の5カテゴリーに分類した上で、男女別に見ると、**3-3-4-4図**のとおりである。男女とも、「0点」が最も高く、次いで、「1～3点」、「4～6点」、「7～9点」、「10～12点」の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「0点」の構成比が高く、男性受刑者の「4～6点」、「7～9点」及び「10～12点」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-4図 飲酒の状況 (男女別)



$\chi^2(4)=80.975, p<.001$



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 飲酒の状況が不詳の者を除く。
 3 飲酒の頻度に係る項目において「飲まない」と回答した者を「0点」とし、「飲まない」以外の回答をした者については、飲酒の状況に係る各項目の得点を合計して得点を算出した。
 4 () 内は、実人員である。

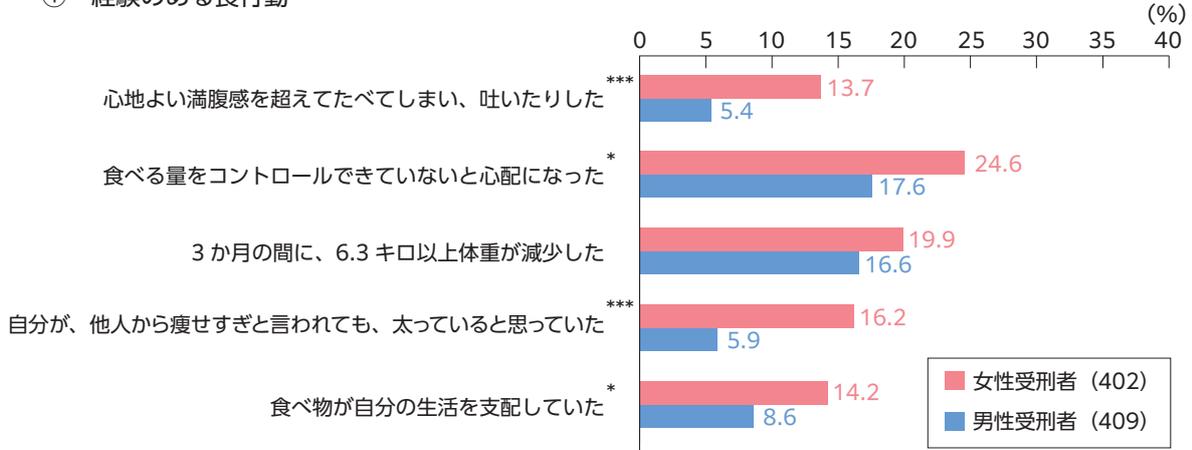
(3) 食行動

ここでは、調査対象者の食行動について見る。質問項目Q13は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において経験のある食行動について回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-4-5図①のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「心地よい満腹感を超えてたべてしまい、吐いたりした」、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」、「自分が他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた」及び「食べ物が自分の生活を支配していた」であった。

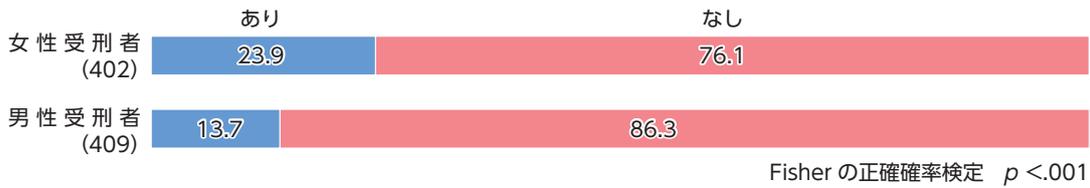
次に、質問項目Q13は、摂食障害のスクリーニングテストであるSCOFFに準じた内容となっており、ここでは、5つの質問項目のうち2項目以上に該当した者を食行動の問題「あり」とした上で、男女別に見ると、3-3-4-5図②のとおりである。食行動の問題がある女性受刑者の構成比は23.9%で、男性受刑者は13.7%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-4-5図 食行動（男女別）

① 経験のある食行動



② 食行動の問題



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 経験のある食行動のいずれかの項目が不詳の者及び食行動の問題の有無が不詳の者を除く。
 3 ①は、各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ①の***は、 $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ②の「あり」は、①の項目に二つ以上該当した者である。
 6 ()内は、実人員である。

(4) 自傷行為・自殺念慮等

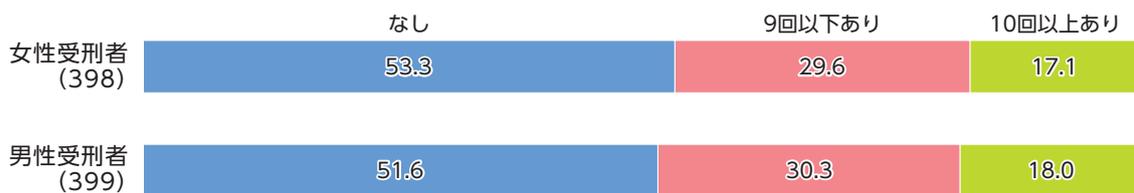
ここでは、調査対象者の自傷行為・自殺念慮等の経験について見る。質問項目Q12は、これまでの人生における、自傷行為の経験（ア参照）、自殺念慮・自殺企図の経験（イ参照）及び最初に自傷行為をした年齢（ウ参照）について質問したものである。

ア 自傷行為の経験

質問項目Q12 (1) ~ (8) は、「わざと、刃物や鋭利なもので自分の身体を切ったこと」、「わざと、シャーペンやコンパスのような尖ったもので自分の身体を刺したこと」、「わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁をなぐったこと」、「わざと、自分の頭を壁にぶつけたこと」、「わざと、血が出るほどはげしく、自分の皮膚をかきむしったこと」、「わざと、内出血してしまうほど強く、自分の皮膚をつねったこと」、「わざと、自分の身体をかんだこと」及び「わざと、火のついたタバコを自分の皮膚

に押しついたり、ライターの火であぶったりするような、自分にやけどさせるような行動をしたこと」の8項目の経験について、「あり（10回以上）」、「あり（9回以下）」、「なし」の3件法で回答を求めたものである。全ての質問項目に「なし」と回答した者を「なし」とし、いずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）を「9回以下あり」とし、いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を「10回以上あり」とした上で、男女別に見ると、3-3-4-6図のとおりである。女性受刑者の構成比は、「なし」53.3%、「9回以下あり」29.6%、「10回以上あり」17.1%で、男性受刑者の構成比は、「なし」51.6%、「9回以下あり」30.3%、「10回以上あり」18.0%であった。 χ^2 検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差は認められなかった。

3-3-4-6図 自傷行為の経験（男女別）



$\chi^2(2)=.237, p=.888$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自傷行為の経験に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自傷行為の経験が不詳の者を除く。
 3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

イ 自殺念慮・自殺企図の経験

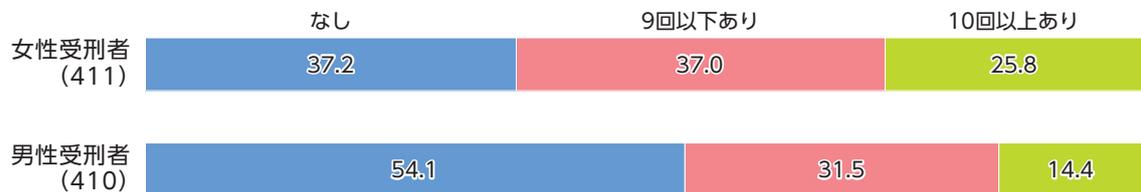
質問項目Q12(9)～(12)は、自殺念慮の経験（「消えてしまいたい」、「いなくなってしまう」といったこと）及び「本気で死にたいと考えたこと」及び自殺企図の経験（「本気で死にたいと考えて、自殺の計画を立てたこと」及び「本気で死にたいと考えて、実際の行動に起こしたこと」）について、「あり（10回以上）」、「あり（9回以下）」、「なし」の3件法で回答を求めたものである。自殺念慮又は自殺企図の経験ごとに、全ての質問項目に「なし」と回答した者を「なし」とし、いずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く）を「9回以下あり」とし、いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を「10回以上あり」とした上で、自殺念慮の経験について男女別に見ると、3-3-4-7図①のとおりである。女性受刑者の構成比は、「なし」37.2%、「9回以下あり」37.0%、「10回以上あり」25.8%で、男性受刑者の構成比は、「なし」54.1%、「9回以下あり」31.5%、「10回以上あり」14.4%であった。 χ^2

検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「10回以上あり」の構成比が高く、男性受刑者の「なし」の構成比が高い傾向が見られた。

次に、同様に、自殺企図の経験について男女別に見ると、3-3-4-7図②のとおりである。女性受刑者の構成比は、「なし」67.0%、「9回以下あり」28.9%、「10回以上あり」4.1%で、男性受刑者の構成比は、「なし」84.8%、「9回以下あり」13.2%、「10回以上あり」2.0%であった。 χ^2 検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「9回以下あり」の構成比が高く、男性受刑者の「なし」の構成比が高い傾向が見られた。

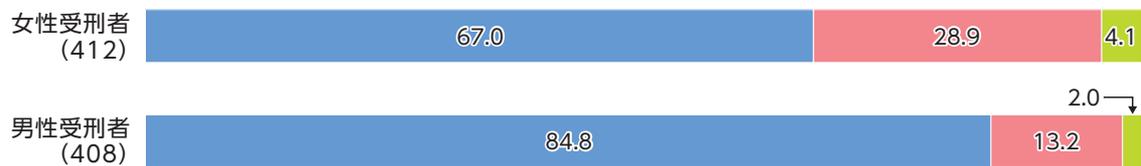
3-3-4-7図 自殺念慮・自殺企図の経験（男女別）

① 自殺念慮



$\chi^2(2)=27.965$ 、 $p<.001$

② 自殺企図



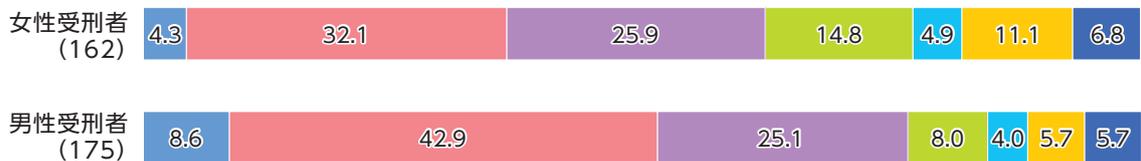
$\chi^2(2)=35.521$ 、 $p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自殺念慮及び自殺企図に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自殺念慮及び自殺企図の経験が不詳の者を除く。
 3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

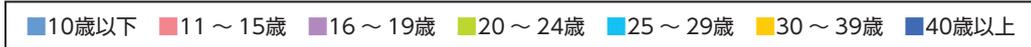
ウ 最初に自傷行為をした年齢

自傷行為の経験に係る8項目のうち、いずれかの項目で「あり（9回以下）」又は「あり（10回以上）」と回答した者に関し、最初に自傷行為をした年齢について、男女別に見ると、3-3-4-8図のとおりである。女性受刑者は、最初に自傷行為をした年齢について、15歳以下で全体比の36.4%を占め、男性受刑者は約半数（51.5%）を占めている。χ²検定の結果、男性受刑者と女性受刑者の間に有意な差は見られなかった。

3-3-4-8図 最初に自傷行為をした年齢（男女別）



χ²(6)=11.668, p=.070

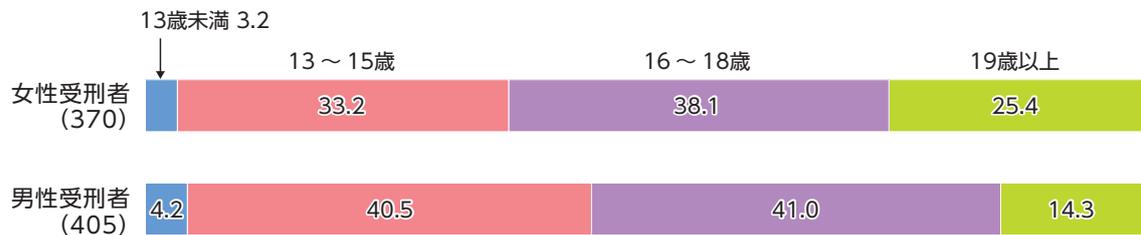


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自傷行為の経験に係るいずれかの項目で「あり（9回以下）」又は「あり（10回以上）」と回答した者に限り、最初に自傷行為をした年齢が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

(5) 性経験等

ここでは、調査対象者の性経験等について見る。質問項目Q14（1）は、これまでの性交経験の有無について回答を求めたものであり、男女別に見ると、いずれも「あり」が約95%であった。初交年齢を男女別に見ると3-3-4-9図のとおりである。男性受刑者は、19歳以上の構成比が14.3%であったのに対し、女性受刑者は、25.4%であった。χ²検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、男性受刑者の「13～15歳」の構成比が高く、女性受刑者の「19歳以上」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-9図 初交年齢（男女別）

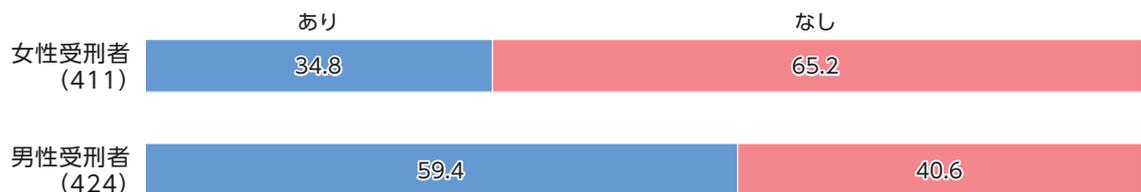


$\chi^2(3)=15.733, p=.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 初交年齢が不詳の者を除く。
 3 性交経験ありと回答した者に限る。
 4 ()内は、実人員である。

質問項目Q14 (2) は、不特定かつ多数の者との性交経験の有無について回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-4-10図のとおりである。不特定かつ多数の者との性交経験が「あり」の女性受刑者の構成比は34.8%で、男性受刑者は59.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-4-10図 不特定かつ多数の者との性交経験の有無（男女別）



Fisherの正確確率検定 $p<.001$

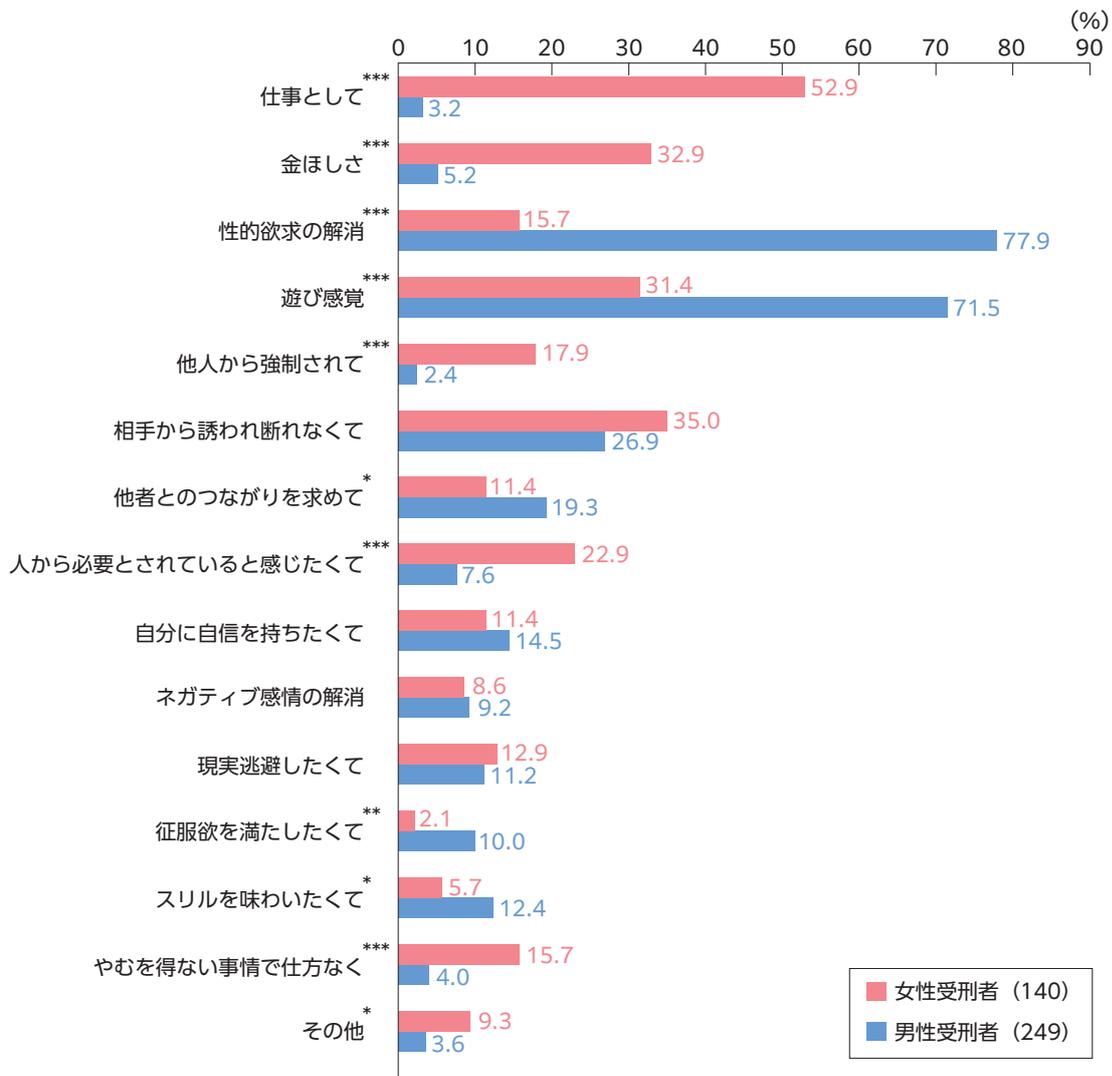
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不特定かつ多数の者との性交経験の有無が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

さらに不特定かつ多数の者との性交経験があったとした者におけるその理由・目的については、「仕事として」等の15項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めており（重複計上による。）、男女別に見ると、3-3-4-11図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「仕事として」（52.9%）が最も高く、次いで、「相手から誘われ断れなくて」（35.0%）、「金ほしさ」（32.9%）であった。男性受刑者の該当率は、「性的欲求の解消」（77.9%）が最も高く、次いで、「遊び感覚」（71.5%）、「相手から誘われ断れなくて」（26.9%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「仕事として」、「金ほしさ」、「性的欲求の解消」、「遊び感覚」、「他人

から強制されて」、「他者とのつながりを求めて」、「人から必要とされていると感じたくて」、「征服欲を満たしたくて」、「スリルを味わいたくて」、「やむを得ない理由で仕方なく」及び「その他」であった。

3-3-4-11図

不特定かつ多数の者との性交理由・目的（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不特定かつ多数の者との性交理由・目的が不詳の者を除く。
 3 不特定かつ多数の者との性交経験があると回答した者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

女性受刑者における中絶経験の有無を見ると、3-3-4-12図のとおりである。総数では、「あり」と「なし」の構成比がほぼ同率であった。

3-3-4-12図 女性受刑者の中絶経験の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 中絶経験の有無が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

(6) 小児期逆境体験

ここでは、調査対象者のACEについて見る。質問項目Q21は、ACEの状況を調査するため、「家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた」等の12項目について、それぞれ回答を求めたものである。ACEの各項目の有無について、男女別に見ると、3-3-4-13表のとおりである。有無二択の項目に関し、Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は「家庭内に、違法薬物を使用している人がいた」、「家庭内に、自殺を試みた人がいた」、「家庭内に、刑務所に服役している人がいた」及び「家族から、十分に気に掛けてもらえなかった」であった。「該当あり（1回から数回）」、「該当あり（繰り返し）」、「該当なし」の3件法で回答を求めた項目に関し、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」の項目では、女性受刑者の「繰り返しある」及び男性受刑者の「なし」の構成比が高く、「家族から、性的な暴力を受けた」の項目については、女性受刑者の「1回から数回ある」及び「繰り返しある」並びに男性受刑者の「なし」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-13表

小児期逆境体験の経験の有無（男女別）

項目	区分	総数	女性受刑者	男性受刑者	統計値
家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	該当あり	152 (17.6)	77 (17.7)	75 (17.4)	Fisherの正確確率検定 p=.929
	該当なし	713 (82.4)	357 (82.3)	356 (82.6)	
家庭内に、違法薬物を使用している人がいた	該当あり	55 (6.4)	39 (9.0)	16 (3.7)	Fisherの正確確率検定 p=.002
	該当なし	807 (93.6)	393 (91.0)	414 (96.3)	
家庭内に、うつになったり、心の病気がかかったりしている人がいた	該当あり	171 (19.8)	96 (22.3)	75 (17.4)	Fisherの正確確率検定 p=.073
	該当なし	692 (80.2)	335 (77.7)	357 (82.6)	
家庭内に、自殺を試みた人がいた	該当あり	80 (9.3)	49 (11.4)	31 (7.2)	Fisherの正確確率検定 p=.035
	該当なし	780 (90.7)	380 (88.6)	400 (92.8)	
親が亡くなったり離婚したりした	該当あり	381 (44.5)	195 (45.5)	186 (43.5)	Fisherの正確確率検定 p=.583
	該当なし	476 (55.5)	234 (54.5)	242 (56.5)	
家庭内に、刑務所で受刑している人がいた	該当あり	61 (7.2)	39 (9.2)	22 (5.2)	Fisherの正確確率検定 p=.024
	該当なし	791 (92.8)	386 (90.8)	405 (94.8)	
母親が、父親から、暴力を受けていた	該当あり	207 (24.2)	103 (24.1)	104 (24.2)	Fisherの正確確率検定 p=1.000
	該当なし	649 (75.8)	324 (75.9)	325 (75.8)	
家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった	該当あり	91 (10.5)	51 (11.8)	40 (9.2)	Fisherの正確確率検定 p=.224
	該当なし	773 (89.5)	380 (88.2)	393 (90.8)	
家族から、十分に気に掛けてもらえなかった	該当あり	196 (23.1)	118 (27.9)	78 (18.4)	Fisherの正確確率検定 p=.001
	該当なし	651 (76.9)	305 (72.1)	346 (81.6)	
家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	168 (19.6)	72 (16.8)	96 (22.3)	$\chi^2(2)=4.859$ 、 $p=.088$
	該当あり (繰り返し)	131 (15.3)	72 (16.8)	59 (13.7)	
	該当なし	559 (65.2)	284 (66.4)	275 (64.0)	
家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	155 (18.1)	83 (19.4)	72 (16.8)	$\chi^2(2)=12.810$ 、 $p=.002$
	該当あり (繰り返し)	153 (17.9)	△ 94 (22.0)	▽ 59 (13.8)	
	該当なし	549 (64.1)	▽251 (58.6)	△298 (69.5)	
家族から、性的な暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	23 (2.7)	△ 18 (4.2)	▽ 5 (1.2)	$\chi^2(2)=15.026$ 、 $p<.001$
	該当あり (繰り返し)	14 (1.6)	△ 12 (2.8)	▽ 2 (0.5)	
	該当なし	817 (95.7)	▽398 (93.0)	△419 (98.4)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 () 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。
 4 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

「家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた」と「家庭内に、違法薬物を使用している人がいた」の一つ以上に該当する場合、「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」と「家庭内に、自殺を試みた人がいた」の一つ以上に該当する場合、その他の8項目に該当する場合をそれぞれ1点とし、「該当あり」の合計数（以下「ACE得点」という。）を男女別に見ると、3-3-4-14表のとおりである。男女別では、Mann-WhitneyのU検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-4-14表 ACE得点（男女別）

区 分	中央値	四分位範囲	統計値
女 性 受 刑 者 (404)	2.00	0.00-4.00	U=85610.500、p=.105
男 性 受 刑 者 (398)	1.00	0.00-3.00	

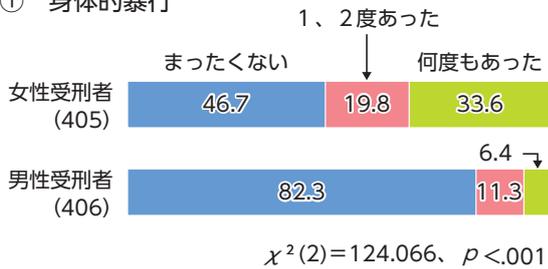
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ACE得点が不詳の者を除く。
 3 Mann-WhitneyのU検定によった。
 4 ()内は、実人員である。

(7) 配偶者等からの被害・配偶者等への加害

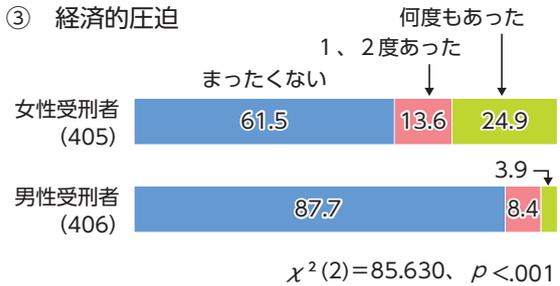
ここでは、調査対象者の配偶者等からの被害・配偶者等への加害の状況について見る。質問項目Q22は、配偶者や交際相手からの被害経験として、「身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）」等の4項目について、「まったくない」、「1、2度あった」及び「何度もあった」の3件法で回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-4-15図のとおりである。女性受刑者は、いずれについても「まったくない」の構成比が男性受刑者より低く、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「身体的暴行」、「経済的圧迫」及び「性的強要」について、女性受刑者の「1,2度あった」及び「何度もあった」の構成比が高く、「心理的攻撃」について、女性受刑者の「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-15図 配偶者・交際相手からの被害経験（男女別）

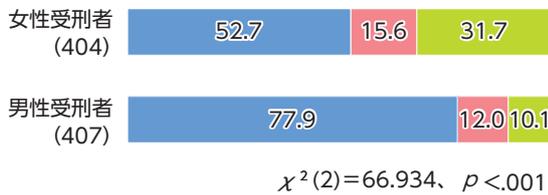
① 身体的暴行



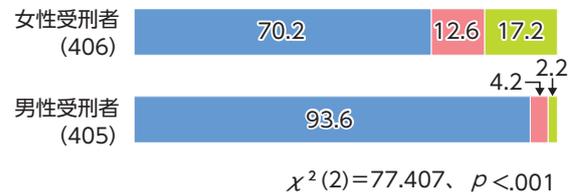
③ 経済的圧迫



② 心理的攻撃



④ 性的強要



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 配偶者・交際相手からの被害経験が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

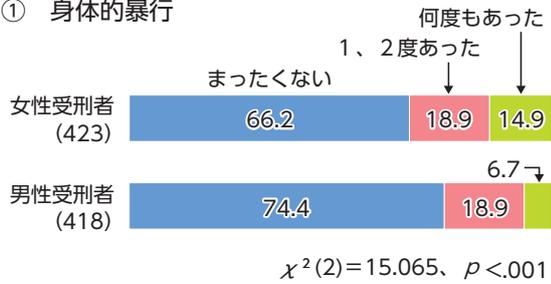
なお、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度調査）における配偶者からの被害経験の有無に関する結果を見ると、調査等の前提（本調査では、配偶者及び交際相手からの暴力について一つの質問項目で質問し、無回答の者は除外して構成比を算出しているのに対し、内閣府の調査では、配偶者からの暴力と交際相手からの暴力を別に質問していること、無回答の者を含めて構成比を算出していることなど）において相違があることには留意を要するが、女性の「まったくない」の構成比は、「身体的暴行」81.2%、「心理的攻撃」82.9%、「経済的圧迫」88.9%、「性的強要」88.7%であり、また、同調査における交際相手からの被害経験の有無に関する結果を見ると、女性の「まったくない」の構成比は、「身体的暴行」89.5%、「心理的攻撃」85.8%、「経済的圧迫」91.2%、「性的強要」88.4%であったところ、本調査における女性受刑者の「まったくない」の構成比は、「身体的暴行」46.7%、「心理的攻撃」52.7%、「経済的圧迫」61.5%、「性的強要」70.2%であった。単純に比較すると、女性受刑者の方が、いずれも「まったくない」の構成比が低い傾向が見られた。

質問項目Q25は、配偶者や交際相手への加害経験として、「身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）」等の4項目について、「まったくない」、「1、2度あった」及び「何度もあった」の3件法で回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-4-16図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「身

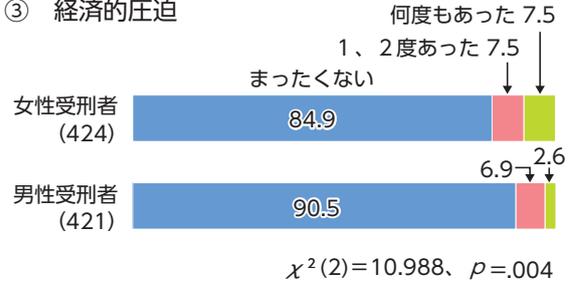
体的暴行]、「心理的攻撃」及び「経済的圧迫」の項目について、女性受刑者の「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-16図 配偶者・交際相手への加害経験（男女別）

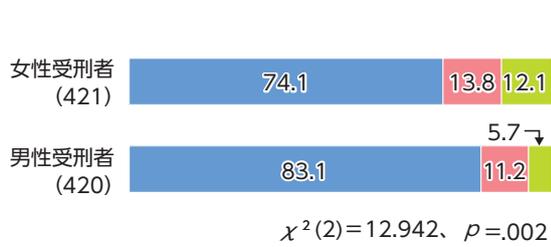
① 身体的暴行



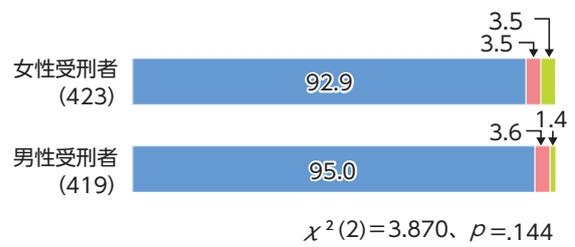
③ 経済的圧迫



② 心理的攻撃



④ 性的強要

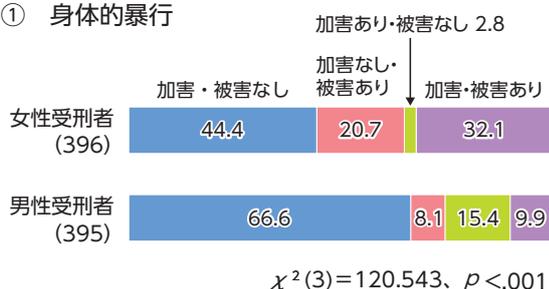


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 配偶者・交際相手への加害経験が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

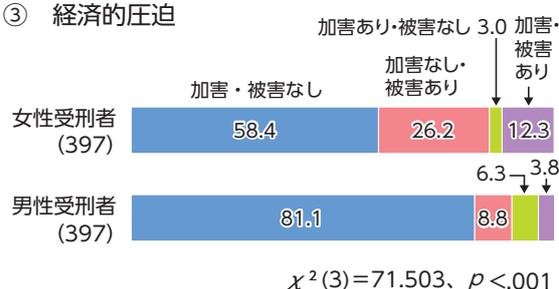
さらに、被害経験と加害経験の関連を見るため、「加害・被害なし」、「加害なし・被害あり」、「加害あり・被害なし」、「加害・被害あり」の4群に分け、その構成比を男女別に見ると、3-3-4-17図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、全ての項目で、女性受刑者の「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高く、男性受刑者の「加害あり・被害なし」及び「加害・被害なし」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-17図 配偶者・交際相手間の加害・被害経験別の構成比（男女別）

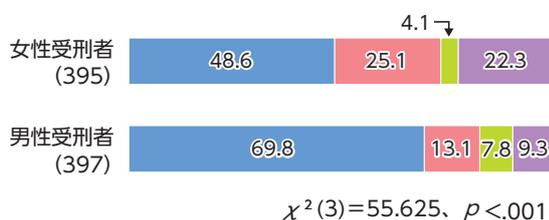
① 身体的暴行



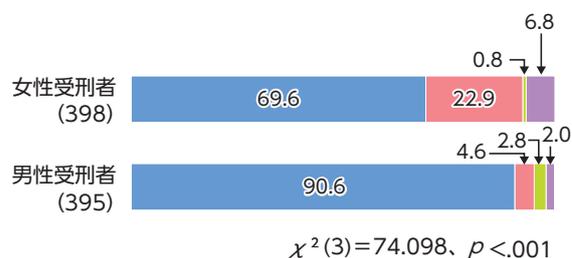
③ 経済的圧迫



② 心理的攻撃



④ 性的強要



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 配偶者・交際相手間の被害及び加害経験が不詳の者を除く。
 3 「加害あり」及び「被害あり」は、加害又は被害がそれぞれ「1、2度あった」及び「何度もあった」を合計した構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

(8) PTSDの程度等

ここでは、調査対象者のPTSDの程度等について見る。質問項目Q23は、小児期逆境体験又は配偶者・交際相手からの被害経験のいずれかがあったと回答した者に対し、経験があった項目のうち、現在、最も悩んでいることについて回答を求めたものである。質問項目Q23に回答した女性受刑者238人、男性受刑者215人について、その回答内容別の構成比を見ると、小児期逆境体験の項目を回答した者の構成比は、女性受刑者で20.2%、男性受刑者で27.0%、配偶者・交際相手からの被害経験の項目を回答した者の構成比は、女性受刑者で21.4%、男性受刑者で4.2%であった。

さらに、PTSDの程度を見る質問項目Q24は、Q23で回答があった者のうち、「今は悩んでいない」を除いた上で、その悩みの最近1週間の状況として、「どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気もちがぶりかえしてくる。」等の22項目について5件法で回答を求め、全項目に回答があった場合に「まったくない」を0点、「すこし」を1点、「中くらい」を2点、「かなり」を3点、「非常に」を4点として、その合計をPTSD得点とするものである。PTSD得点の平均値を男女別に見ると、3-3-4-18表のとおりである。t検定の結果、女性受刑者は、男性受刑者に比べ、PTSD得点の平均値が有意に高かった。

3-3-4-18表 PTSD得点（男女別）

区 分	平均値	標準偏差	統計値
女 性 受 刑 者 (102)	38.70	19.03	t(165)=2.953、p=.004
男 性 受 刑 者 (65)	29.25	21.83	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 PTSD得点が不詳の者を除く。
 3 小児期逆境体験又は配偶者・交際相手からの被害経験のいずれかがあったと回答し、かつ、現在もそのことについて悩んでいると回答した者に限る。
 4 () 内は、実人員である。

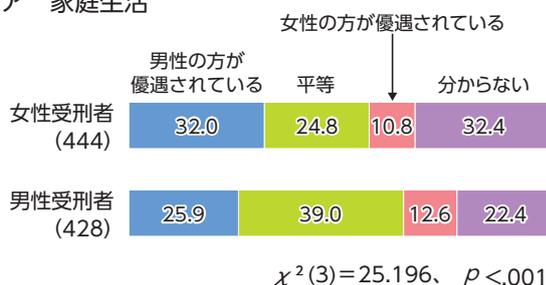
5 生活意識・価値観

(1) 社会生活におけるジェンダーに対する意識

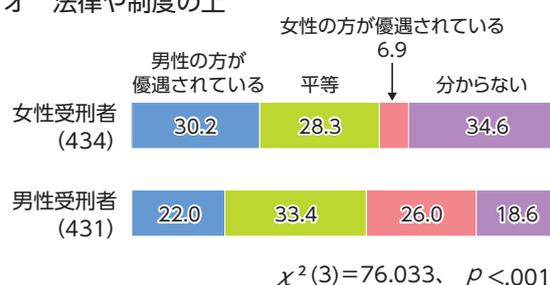
ここでは、調査対象者の社会生活におけるジェンダーに対する意識について見る。男女の地位が平等になっていると思うかを問う質問項目Q18は、「家庭生活」等の8項目について、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の気持ちに最も近いものとして、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が非常に優遇されている」、「わからない」の6件法で回答を求めたものである。各項目の回答結果を「男性の方が優遇されている」（「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）、「平等」、「女性の方が優遇されている」（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」及び「女性の方が非常に優遇されている」の合計）並びに「分からない」の4カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-5-1図のとおりである。

3-3-5-1 図 男女の地位に対する意識 (男女別)

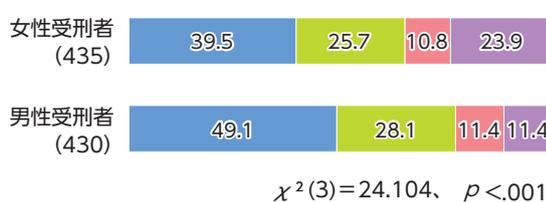
ア 家庭生活



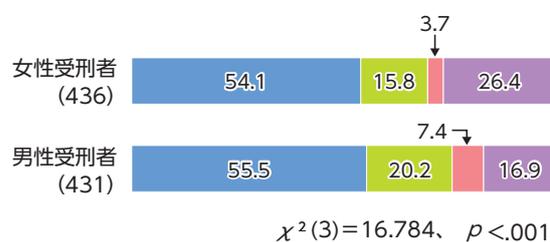
オ 法律や制度の上



イ 職場



カ 社会通念・慣習・しきたり



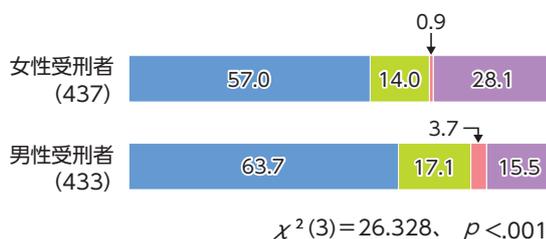
ウ 学校教育の場



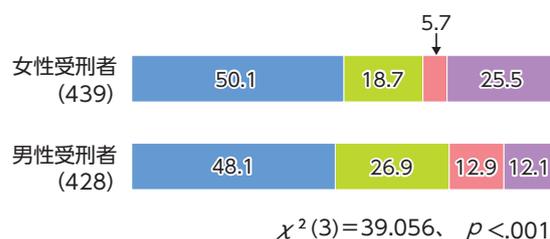
キ 地域活動の場



エ 政治の場



ク 社会全体



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 男女の地位に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「男性の方が優遇されている」は、「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した構成比であり、「女性の方が優遇されている」は、「女性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

ア 家庭生活

「家庭生活」の項目については、男女を問わず「女性の方が優遇されている」（女性受刑者10.8%、男性受刑者12.6%）の構成比が最も低かった点は共通しているが、女性受刑者は、「分からない」（32.4%）の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」（32.0%）、「平等」（24.8%）の順であったのに対し、男性受刑者は、「平等」（39.0%）の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」（25.9%）、「分からない」（22.4%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「男性の方が優遇されている」及び「分からない」の構成比が高く、男性受刑者の「平等」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月調査）（以下「令和元年内閣府調査」という。）においても、「家庭生活における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、調査等の前提（本調査の女性受刑者及び男性受刑者は20歳以上の者が対象となっているが、令和元年内閣府調査では18歳以上の者が対象となっていることなど）において相違があることには留意を要するが、女性では、「男性の方が優遇されている」（51.6%）の構成比が最も高く、次いで、「平等」（39.1%）、「女性の方が優遇されている」（6.5%）、「わからない」（2.8%）の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

イ 職場

「職場」の項目については、男女を問わず「男性の方が優遇されている」（女性受刑者39.5%、男性受刑者49.1%）の構成比が最も高く、次いで、「平等」（女性受刑者25.7%、男性受刑者28.1%）の順であった点は共通しているが、以下、女性受刑者の場合、「分からない」（23.9%）、「女性の方が優遇されている」（10.8%）の順であったのに対し、男性受刑者の場合、「女性の方が優遇されている」及び「分からない」（それぞれ11.4%）であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からない」の構成比及び男性受刑者の「男性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「職場における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」（54.1%）の構成比が最も高く、次いで、「平等」（28.4%）、「わからない」（12.8%）、「女性の方が優遇されている」（4.7%）の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、順番に差はないものの、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

ウ 学校教育の場

「学校教育の場」の項目については、男女を問わず「平等」（女性受刑者55.4%、男性受刑者55.4%）の構成比が最も高く、次いで、「分からない」（女性受刑者30.9%、男性受刑者20.1%）、「男性の方が優遇されている」（女性受刑者10.1%、男性受刑者13.8%）、「女性の方が優遇されている」（女性受刑者3.7%、男性受刑者10.7%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からない」の構成比及び男性受刑者の「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「学校教育の場における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「平等」（59.8%）の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」（19.8%）、「わからない」（18.1%）、「女性の方が優遇されている」（2.4%）の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

エ 政治の場

「政治の場」の項目については、男女を問わず「男性の方が優遇されている」（女性受刑者57.0%、男性受刑者63.7%）の構成比が最も高かった点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「分からない」（28.1%）、「平等」（14.0%）、「女性の方が優遇されている」（0.9%）の順であったのに対し、男性受刑者は、次いで、「平等」（17.1%）、「分からない」（15.5%）、「女性の方が優遇されている」（3.7%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からない」の構成比が高く、男性受刑者の「男性の方が優遇されている」及び「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「政治の場における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」（82.4%）の構成比が最も高く、次いで、「平等」（11.0%）、「わからない」（5.8%）、「女性の方が優遇されている」（0.9%）の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

オ 法律や制度の上

「法律や制度の上」の項目については、女性受刑者は「分からない」（34.6%）の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」（30.2%）、「平等」（28.3%）、「女性の方が優遇されている」（6.9%）

の順であったのに対し、男性受刑者は「平等」(33.4%)の構成比が最も高く、次いで、「女性の方が優遇されている」(26.0%)、「男性の方が優遇されている」(22.0%)、「分からない」(18.6%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「男性の方が優遇されている」及び「分からない」の構成比が高く、男性受刑者の「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「法律や制度の上での男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」(52.1%)の構成比が最も高く、次いで、「平等」(33.3%)、「わからない」(11.2%)、「女性の方が優遇されている」(3.3%)の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

カ 社会通念・習慣・しきたり

「社会通念・習慣・しきたり(社会一般に通用している常識や考え方、古くから受け継がれてきている習慣)など」の項目については、男女を問わず「男性の方が優遇されている」(女性受刑者54.1%、男性受刑者55.5%)の構成比が最も高かった点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「分からない」(26.4%)、「平等」(15.8%)、「女性の方が優遇されている」(3.7%)の順であったのに対し、男性受刑者は、次いで、「平等」(20.2%)、「分からない」(16.9%)、「女性の方が優遇されている」(7.4%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からない」の構成比及び男性受刑者の「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」(71.5%)の構成比が最も高く、次いで、「平等」(20.5%)、「わからない」(6.0%)、「女性の方が優遇されている」(2.0%)の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

キ 地域活動の場

「自治会やPTAなどの地域活動の場」の項目については、女性受刑者は「分からない」(36.5%)の構成比が最も高く、次いで、「平等」(26.6%)、「男性の方が優遇されている」(23.6%)、「女性の方が優遇されている」(13.3%)の順であったのに対し、男性受刑者は「平等」(38.7%)の構成比が最も高く、次いで、「分からない」(28.4%)、「男性の方が優遇されている」(16.6%)、「女性の方が

優遇されている」(16.3%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「男性の方が優遇されている」及び「分からない」の構成比が高く、男性受刑者の「平等」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「自治会やPTAなどの地域活動の場における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「平等」(45.7%)の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」(38.1%)、「わからない」(8.1%)及び「女性の方が優遇されている」(8.1%)の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

ク 社会全体

「社会全体」の項目については、男女を問わず「男性の方が優遇されている」(女性受刑者50.1%、男性受刑者48.1%)の構成比が最も高かった点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「分からない」(25.5%)、「平等」(18.7%)、「女性の方が優遇されている」(5.7%)の順であったのに対し、男性受刑者は、次いで、「平等」(26.9%)、「女性の方が優遇されている」(12.9%)、「分からない」(12.1%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からない」の構成比が高く、男性受刑者の「平等」及び「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「社会全体における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」(77.5%)の構成比が最も高く、次いで、「平等」(18.4%)、「わからない」(2.1%)、「女性の方が優遇されている」(1.9%)の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

ケ 各項目において「分からない」と回答した女性受刑者について

質問項目Q18の各項目の回答を男女別に見た結果、全ての項目で女性受刑者は男性受刑者に比べ「分からない」が多いという点で有意な差が見られた。また、令和元年内閣府調査における女性と比べても、女性受刑者は、全ての項目の回答結果において、「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

質問項目Q18の全ての項目について回答をした女性受刑者418人中、全ての項目で「分からない」と回答した者(以下ケにおいて「分からない群」という。)は35人、いずれかの項目で「分からない」以外の何らかの回答をした者(以下ケにおいて「何らかの回答をした群」という。)は383人であっ

たところ、これらジェンダーに対する意識は、日常生活において社会と様々な接点を持つ中で感じ取るものであり、社会と接点を持つ機会の有無やその多寡等によって影響を受けると考えられる。そこで、これらの者の傾向を把握するため、各群について、就労状況との関連を見ると、就労状況が「無職」だった者の「分からない群」の構成比は97.1%、「何らかの回答をした群」は78.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた ($p=.007$)。また、質問項目Q7 (3) の自分の収入だけで生活できるという感覚の有無及び程度に対する回答 (3-3-3-6図参照) との関連を見ると、自分の収入だけで生活できるという感覚が「なかった」と答えた者の「分からない群」の構成比は78.8%、「何らかの回答をした群」は56.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた ($p=.016$)。

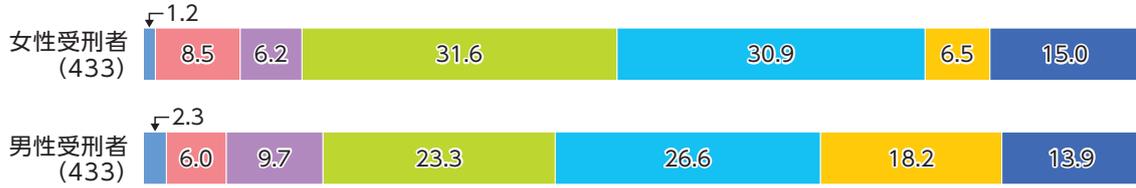
なお、ジェンダーに対する意識について、何らかの意見を持つか否かは社会経験の長短によっても影響を受ける可能性が考えられるところ、年齢層別に見ると、「分からない群」は、「65歳以上」(28.6%)の構成比が最も高く、次いで、「50～64歳」及び「40～49歳」(いずれも25.7%)、「30～39歳」(11.4%)の順であり、「何らかの回答をした群」は、「50～64歳」(27.2%)の構成比が最も高く、次いで、「40～49歳」(24.9%)、「30～39歳以上」(18.8%)、「65歳以上」(17.3%)の順であったが、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

(2) 女性の就労に対する意識

ここでは、調査対象者の女性の就労に対する意識について見る。女性の就労に対する意識を問う質問項目Q19 (1) は、「一般的に女性が職業をもつこと」に関して、Q19 (2) は、女性は「自分自身が職業をもつこと」、男性は「配偶者(内縁関係や事実婚を含む。)が職業をもつこと」について、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の気持ちに最も近いものとして、「女性は職業をもたない方がよい」、「結婚するまでは職業をもつ方がよい」、「子供ができるまでは、職業をもつ方がよい」、「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」、「子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい」、「その他」、「わからない」の7件法で回答を求めたものであり、3-3-5-2図は、Q19 (1) 及び (2) について、各回答の結果をそれぞれ男女別に見たものである。

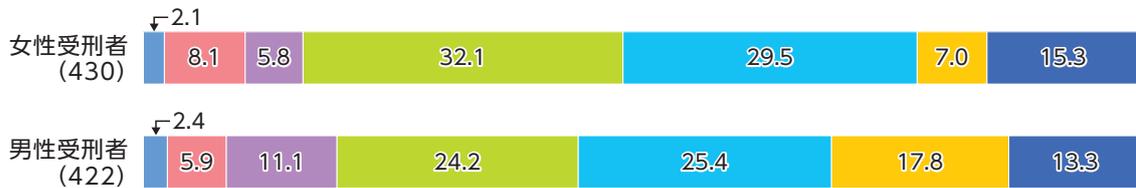
3-3-5-2図 女性の就労に対する意識 (男女別)

① 女性一般

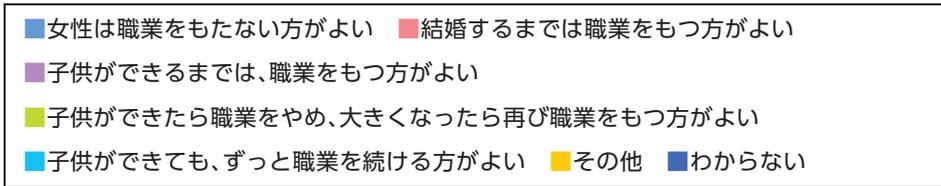


$\chi^2(6)=38.252, p<.001$

② 自分自身又は配偶者について



$\chi^2(6)=35.584, p<.001$



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 女性の就労に対する意識が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

「①女性一般」、「②自分自身又は配偶者について」のいずれにおいても、女性受刑者は、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(それぞれ31.6%、32.1%)の構成比が最も高く、次いで、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」(それぞれ30.9%、29.5%)の順であったのに対し、男性受刑者は、その逆で、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」(それぞれ26.6%、25.4%)の構成比が最も高く、次いで、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(それぞれ23.3%、24.2%)であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者において、「①女性一般」の「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の構成比及び「②自分自身又は配偶者について」の「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の構成比が高く、「②自分自身又は配偶者について」の「子供ができるまでは、職業をもつ方がよい」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「女性が職業をもつことに対する意識」の項目で本調査の質問項目Q19(1)と同旨の調査をしているところ、女性では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」(63.7%)の回答が過半数を占めており、本調査の結果と大きな違いがあった。また、令和元年内閣府調査においては、男性も、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」(58.0%)の回答が過半数を占めていた。

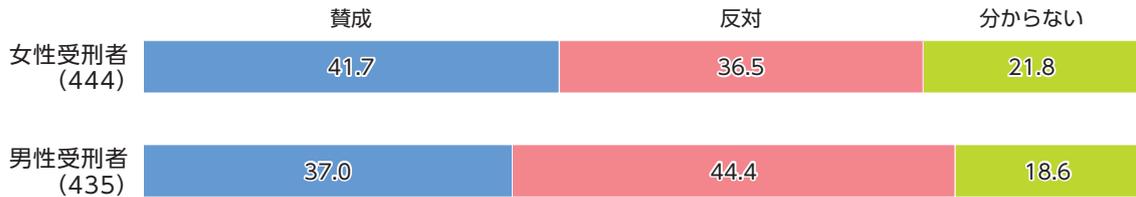
(3) 性別役割意識に対する賛否及び賛否の理由

ここでは、調査対象者の性別役割意識に対する賛否及び賛否の理由について見る。性別役割意識に対する賛否を問う質問項目Q19(3)は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の気持ちに最も近いものとして、「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえば反対」、「反対」、「わからない」の5件法で回答を求めたものであり、3-3-5-3図は、回答の結果を「賛成」(「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計。以下(3)において同じ)、「反対」(「どちらかといえば反対」及び「反対」の合計。以下(3)において同じ)並びに「分からない」の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見たものである。

女性受刑者は、「賛成」(41.7%)の構成比が最も高く、次いで、「反対」(36.5%)、「分からない」(21.8%)の順であったのに対し、男性受刑者は、「反対」(44.4%)の構成比が最も高く、次いで、「賛成」(37.0%)、「分からない」(18.6%)の順であったが、 χ^2 検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差は見られなかった。

なお、令和元年内閣府調査においても、「『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方に対する意識」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「反対」(63.4%)の構成比が最も高く、次いで、「賛成」(31.1%)、「わからない」(5.5%)の順であった。

3-3-5-3図 性別役割意識 (男女別)



$\chi^2(2)=5.718$ 、 $p=.057$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性別役割意識が不詳の者を除く。
 3 「賛成」は「賛成」及び「どちらかといえば賛成」を合計した構成比であり、「反対」は「反対」及び「どちらかといえば反対」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

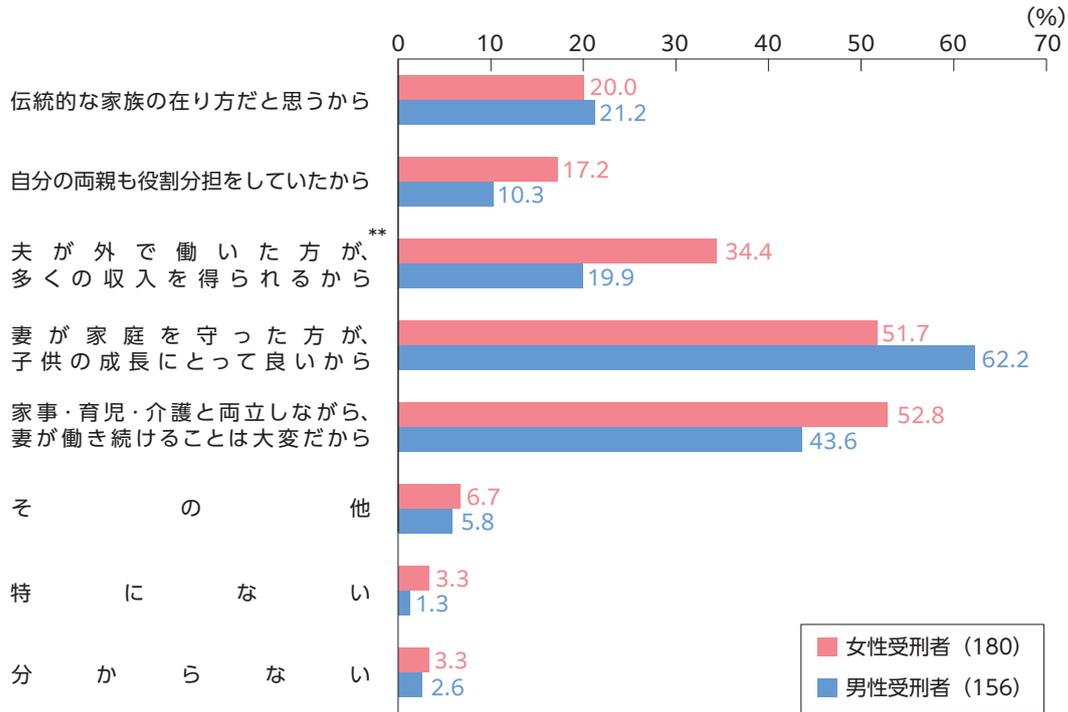
質問項目Q19 (4) は、Q19 (3) について「賛成」と回答した者に対し、「日本の伝統的な家族の在り方だと思うから」等の8項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-5-4図のとおりである。

女性受刑者は、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」(52.8%)の該当率が最も高く、次いで、「妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから」(51.7%)、「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」(34.4%)の順であったのに対し、男性受刑者は、「妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから」(62.2%)の該当率が最も高く、次いで、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」(43.6%)、「日本の伝統的な家族の在り方だと思うから」(21.2%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」であり、女性受刑者の該当率が高かった。

なお、令和元年内閣府調査においても、『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方に対する意識」の項目で「賛成とする理由」として同旨の調査をしているところ、女性では、「妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから」(54.1%)の該当率が最も高く、次いで、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」(49.1%)、「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」(37.4%)の順であった。

3-3-5-4図

性別役割への賛成理由（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性別役割への賛成理由が不詳の者を除く。
 3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

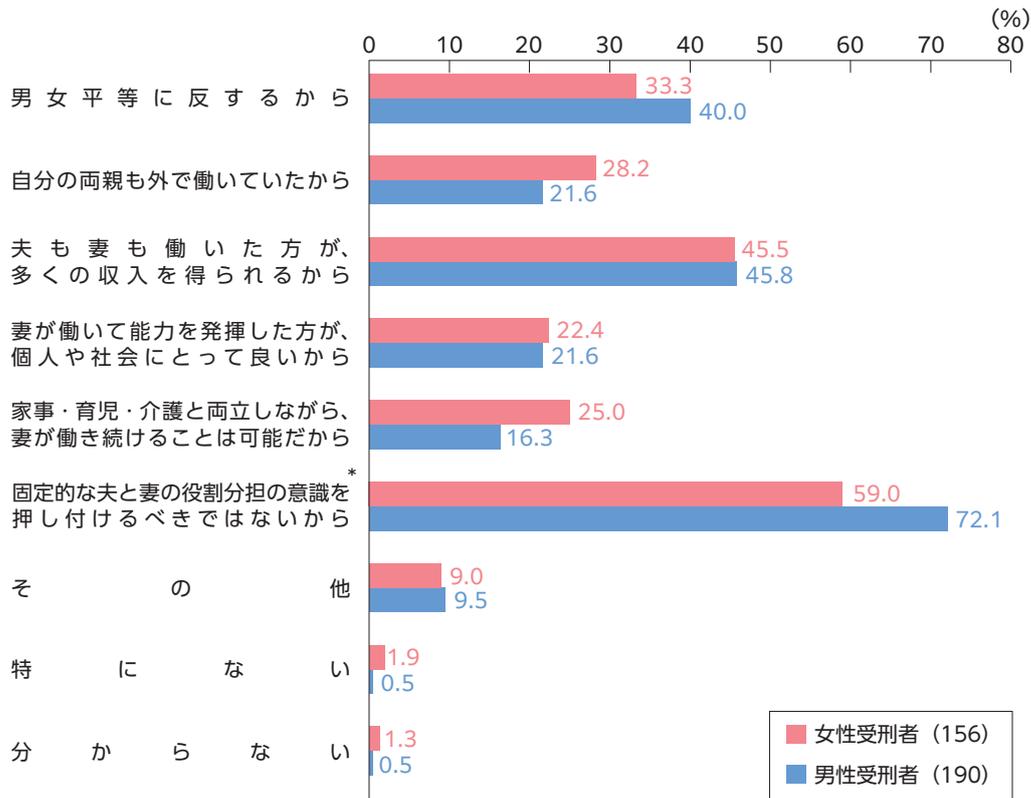
質問項目Q19 (5) は、Q19 (3) について「反対」と回答した者に対し、「男女平等に反すると思うから」等の9項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-5-5図のとおりである。

男女を問わず「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」（女性受刑者59.0%、男性受刑者72.1%）の該当率が最も高く、次いで、「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから」（女性受刑者45.5%、男性受刑者45.8%）、「男女平等に反すると思うから」（女性受刑者33.3%、男性受刑者40.0%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」であり、男性受刑者の該当率が高かった。

なお、令和元年内閣府調査においても、『「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識』の項目で「反対とする理由」として同旨の調査をしているところ、女性では、「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」（58.2%）の該当率が最も高く、次

いで、「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから」(43.6%)、「妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから」(41.0%)の順であった。

3-3-5-5図 性別役割への反対理由(男女別)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 性別役割への反対理由が不詳の者を除く。
 3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した者に限る。
 4 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

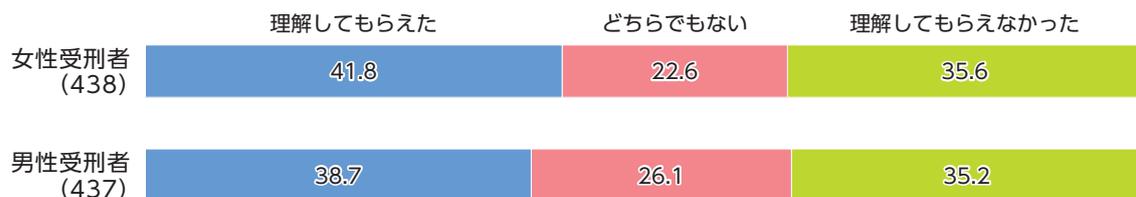
(4) 司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度

ここでは、調査対象者が司法手続においてどの程度自分の考えや気持ちを理解してもらえたと感じたかについて見る。質問項目Q20は、今回、逮捕されてから裁判を終わるまでの間のことに関して、「あなたは、捜査や裁判の過程で、様々な人に対して事件の動機や経緯を話す中で、自分の本当の気持ちや考えを理解してもらえたと感じましたか。」という質問について、「とても理解してもらえた」、「やや理解してもらえた」、「どちらでもない」、「あまり理解してもらえなかった」、「全く理解してもらえなかった」の5件法で回答を求めたものである。回答の結果を「理解してもらえた」(「とても理解してもらえた」及び「やや理解してもらえた」の合計)、「どちらでもない」並びに「理解してもらえな

かった」「あまり理解してもらえなかった」及び「全く理解してもらえなかった」の合計)の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-5-6図のとおりである。

男女を問わず「理解してもらえた」(女性受刑者41.8%、男性受刑者38.7%)の構成比が最も高く、次いで、「理解してもらえなかった」(女性受刑者35.6%、男性受刑者35.2%)、「どちらでもない」(女性受刑者22.6%、男性受刑者26.1%)の順であり、 χ^2 検定の結果も有意な差は見られなかった。

3-3-5-6図 司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度 (男女別)



$\chi^2(2)=1.625, p=.444$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度が不詳の者を除く。
 3 「理解してもらえた」は「とても理解してもらえた」及び「やや理解してもらえた」を合計した構成比であり、「理解してもらえなかった」は「あまり理解してもらえなかった」及び「全く理解してもらえなかった」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

(5) 孤独感

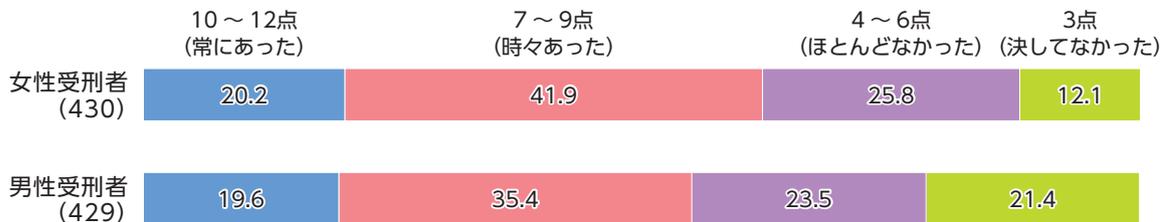
ここでは、調査対象者の孤独感について見る。質問項目Q17は、孤独という主観的な感情を間接質問により数値的に測定するために考案された「UCLA孤独感尺度」(Russell DW,1996)の日本語版(舛田他,2012)の3項目短縮版(Arimoto A et al.,2019)に基づくもので、「あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることはありませんでしたか。」、「あなたは、自分は取り残されていると感じることがありましたか。」、「あなたは、自分が他の人たちから孤立していると感じることがありましたか。」の3項目に関して、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間にどのくらいの頻度で感じていたかについて、「決してなかった」、「ほとんどなかった」、「時々あった」、「常にあった」の4件法で回答を求めたものである。回答の結果は、同様の尺度を用いている内閣官房の「人々のつながりに関する基礎調査(令和4年)」(以下「内閣官房調査」という。)と同様に、「決してなかった」を1点、「ほとんどなかった」を2点、「時々あった」を3点、「常にあった」を4点としてスコア化し、便宜的に「10~12点(常にあった)」、「7~9点(時々あった)」、「4~6点(ほとんどなかった)」、「3点(決してなかった)」の4カテゴリーに統合しており、3-3-5-7図は、回答の結果を男女別に見たものである。

男女を問わず「7~9点(時々あった)」(女性受刑者41.9%、男性受刑者35.4%)の構成比が最も

高く、次いで、「4～6点（ほとんどなかった）」（女性受刑者25.8%、男性受刑者23.5%）の順であった点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「10～12点（常にあった）」（20.2%）、「3点（決してなかった）」（12.1%）の順であったのに対し、男性受刑者は、次いで、「3点（決してなかった）」（21.4%）、「10～12点（常にあった）」（19.6%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「3点（決してなかった）」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、内閣官房調査の結果と比べると、調査等の前提（本調査の女性受刑者及び男性受刑者は20歳以上の者が対象となっているが、内閣官房調査では16歳以上の者が対象となっていること、無回答の者を含めて構成比を算出していることなど）において相違があることには留意を要するが、同調査における「女性全体」は、「7～9点（時々ある）」（40.7%）の構成比が最も高く、次いで、「4～6点（ほとんどない）」（38.2%）、「3点（決してない）」（13.7%）、「10～12点（常にある）」（6.4%）の順であったところ、本調査の女性受刑者は、「7～9点（時々あった）」の構成比が最も高く、次いで、「4～6点（ほとんどなかった）」、「10～12点（常にあった）」、「3点（決してなかった）」の順であり、「3点（決してなかった）」と「10～12点（常にあった）」の構成比順が逆であったことから、単純に比較すると、内閣官房調査の女性全体に比べ、強い孤独感がある者が多い傾向にあることがうかがわれる。

3-3-5-7図 孤独感得点（男女別）



$$\chi^2(3)=13.996、p=.003$$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 孤独感得点が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

6 心理的側面

ここでは、調査対象者の心理的側面について、性格特性、Locus of Control、援助希求・要請傾向、レジリエンスの四つの側面から分析する。また、受刑者の支援への結びつきやすさを多面的に概観するため、心理的側面それぞれについて、質問項目Q10(2)の悩みや不安が生じた場合、誰かに相談したか否かに対する回答(3-3-3-18図参照)との関連を見る。

(1) 性格特性

性格特性に係る質問項目Q27は、日本語版Ten Item Personality Inventoryの項目を用いて、今の考えや気持ちについて質問したものであり、性格特性に係る5因子の平均得点を男女別に見ると、3-3-6-1表のとおりである。女性受刑者は、協調性得点が最も高く、次いで、神経症傾向得点、外向性得点の順であった。男性受刑者は、協調性得点が最も高く、次いで、開放性得点、外向性得点の順であった。各性格特性の平均得点それぞれについて、*t*検定を行った結果、勤勉性得点及び神経症傾向得点は、女性受刑者が有意に高く、開放性得点は、男性受刑者が有意に高かった。なお、性格特性5因子の得点分布を男女別に比較して見ると、3-3-6-2図のとおりである。

3-3-6-1表

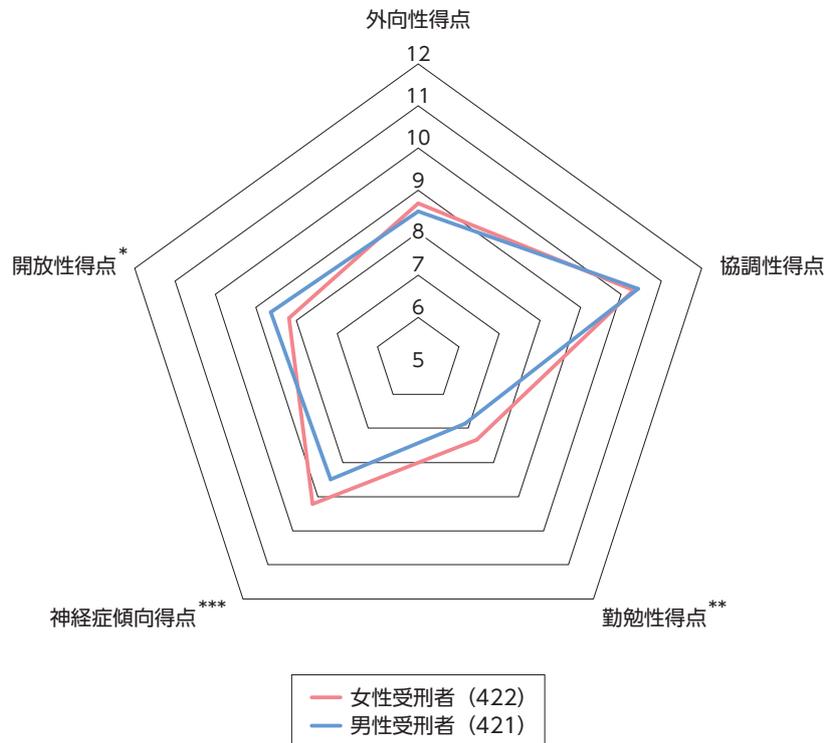
日本語版 Ten Item Personality Inventory (男女別)

性格特性	区分	平均	標準偏差	統計値
外向性得点	女性受刑者 (422)	8.70	2.85	$t(841)=0.944, p=.345$
	男性受刑者 (421)	8.51	2.94	
協調性得点	女性受刑者 (422)	10.32	2.27	$t(841)=0.682, p=.495$
	男性受刑者 (421)	10.43	2.31	
勤勉性得点	女性受刑者 (422)	7.34	2.69	$t(841)=2.625, p=.009$
	男性受刑者 (421)	6.87	2.58	
神経症傾向得点	女性受刑者 (422)	9.22	2.63	$t(841)=3.837, p<.001$
	男性受刑者 (421)	8.50	2.77	
開放性得点	女性受刑者 (422)	8.19	2.58	$t(841)=2.554, p=.011$
	男性受刑者 (421)	8.64	2.45	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本語版 Ten Item Personality Inventory のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

3-3-6-2図

日本語版 Ten Item Personality Inventory得点分布 (男女別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本語版 Ten Item Personality Inventoryのいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 日本語版 Ten Item Personality Inventoryの性格特性5因子の平均得点の分布を示す。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は t 検定による有意確率（両側検定）である。
 5 () 内は、実人員である。

また、各性格特性の平均得点と相談の有無との関係を見るために、 t 検定を行った結果、女性受刑者は、相談した者と相談しなかった者との間に有意な差は見られなかった。男性受刑者は、相談した者の方が相談しなかった者よりも有意に外向性得点及び開放性得点が高かった ($p=.036$ 、 $p=.002$)。

(2) Locus of Control

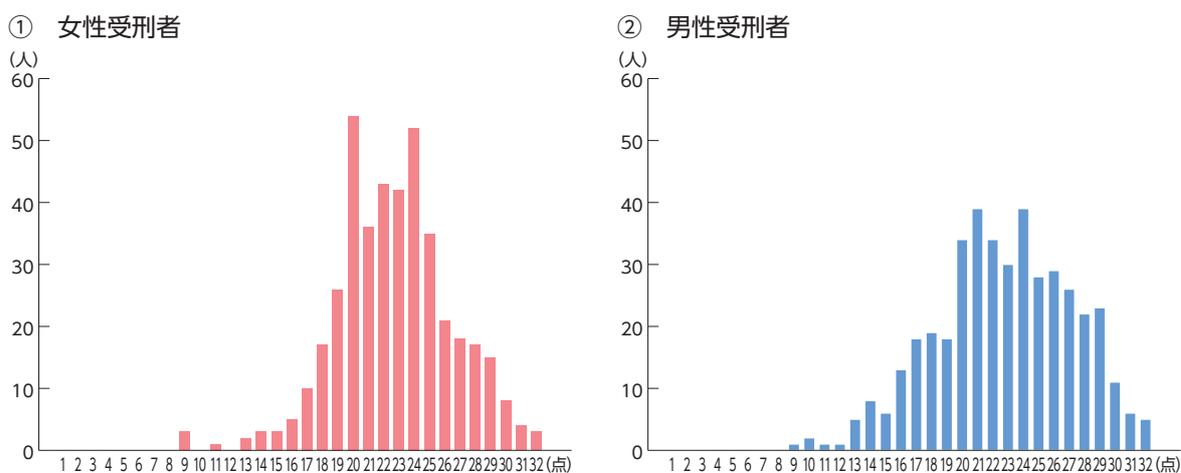
Locus of Controlに係る質問項目Q26は、Locus of Control尺度（以下(2)において「LOC尺度」という。）の項目を用いて、自己の行動によって物事の結果を統制できるという信念の程度を見たものであり、得点が高いほどInternal（内的統制）傾向が高くなるよう処理をした上で、分析を行った。LOC尺度得点を男女別に見ると、3-3-6-3表のとおりである。LOC尺度得点について、 t 検定を行った結果、女性受刑者と男性受刑者に有意な差は見られなかった。なお、LOC尺度の得点分布を男女別に比較して見ると、3-3-6-4図のとおりである。

3-3-6-3表 Locus of Control尺度 (男女別)

区分	平均	標準偏差	統計値
女性受刑者 (418)	22.67	3.78	t(811.00)=0.250、p=.803
男性受刑者 (418)	22.74	4.48	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

3-3-6-4図 Locus of Control尺度得点分布 (男女別)



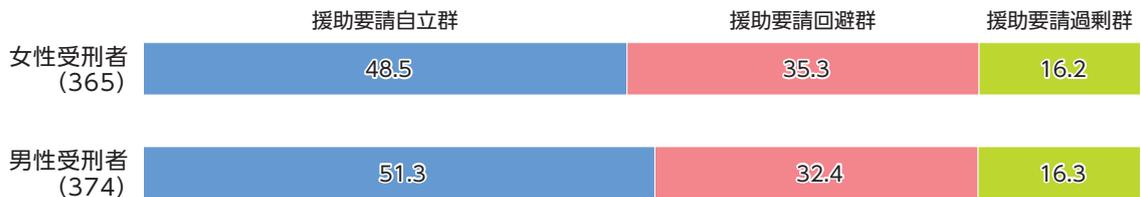
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

また、LOC尺度得点と相談の有無との関係を見るために、*t*検定を行った結果、女性受刑者は、相談した者と相談しなかった者の間に有意な差は見られなかった ($p=.107$)。男性受刑者は、相談した者の方が相談しなかった者よりも有意にLOC尺度得点が高かった ($p=.003$)。

(3) 援助希求・要請傾向

質問項目Q28は、援助要請スタイル尺度を用いて、調査対象者の援助希求・要請傾向について見たものであり、各調査対象者について、三つのタイプの得点のうち、援助要請自立型の得点が最も高かった者を「援助要請自立群」、援助要請回避型の得点が高かった者を「援助要請回避群」、援助要請過剰型の得点が高かった者を「援助要請過剰群」として分類した上で、分析を行った。援助要請スタイルの構成比を男女別に見ると、3-3-6-5図のとおりである。女性受刑者、男性受刑者ともに援助要請自立群が約半数を占め、女性受刑者の構成比は48.5%、男性受刑者の構成比は51.3%であった。 χ^2 検定を行った結果、女性受刑者と男性受刑者に有意な差は見られなかった。

3-3-6-5図 援助要請スタイル尺度（男女別）



$\chi^2(2)=0.790、p=.674$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 援助要請スタイル尺度の各項目が不詳の者又は三つの型の得点に差がなくいずれかの群に分類されなかった者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

また、援助希求・要請傾向と相談の有無との関係を見るために、 χ^2 検定を行った結果、女性受刑者、男性受刑者ともに、援助要請スタイルと相談の有無との間に有意な差が見られた(いずれも $p<.001$)。それぞれ調整済み残差を見ると、女性受刑者、男性受刑者ともに、援助要請自立群及び援助要請過剰群の「相談した」の構成比が高く、援助要請回避群の「相談しなかった」の構成比が高い傾向が見られた。

(4) レジリエンス

質問項目Q29は、二次元レジリエンス要因尺度を用いて、調査対象者のレジリエンス(精神的回復力)の強さを見たものであり、各項目の得点が高いほど、対応する下位尺度の得点が高いことを示すよう得点を処理した上で、分析を行った。「楽観性」「統御力」「社交性」「行動力」の4因子の得点の合計を資質的レジリエンス要因尺度の得点とし、「問題解決志向」「自己理解」「他者心理の理解」の3因子の得点の合計を獲得的レジリエンス要因の尺度得点として、それぞれの平均値を男女別に見ると、3-3-6-6表のとおりである。各尺度の平均値について、 t 検定を行った結果、女性受刑者と男性受刑者に有意な差は見られなかった。なお、レジリエンス7因子の得点分布を男女別に比較して見ると、3-3-6-7図のとおりである。

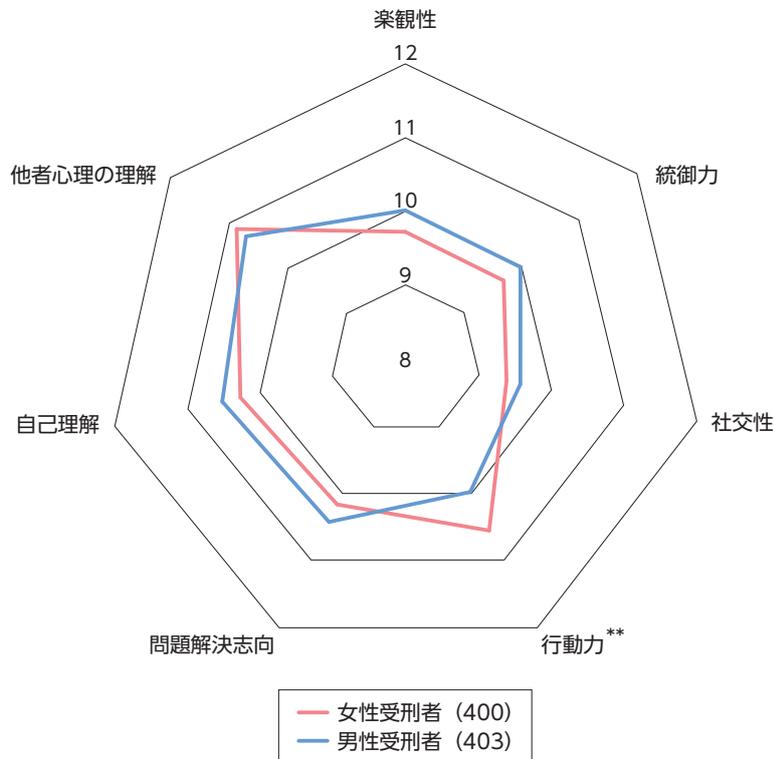
3-3-6-6表 二次元レジリエンス要因尺度（男女別）

二次元レジリエンス要因	区分	平均	標準偏差	統計値
資質的レジリエンス要因	女性受刑者(400)	3.28	0.72	$t(801)=0.311、p=.756$
	男性受刑者(403)	3.30	0.80	
獲得的レジリエンス要因	女性受刑者(400)	3.48	0.68	$t(801)=0.809、p=.419$
	男性受刑者(403)	3.52	0.70	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

3-3-6-7図

二次元レジリエンス要因尺度得点分布（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 二次元レジリエンス要因尺度7因子の平均得点の分布を示す。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は t 検定による有意確率（両側検定）である。
 5 ()内は、実人員である。

また、二次元レジリエンス要因尺度得点と相談の有無との関係を見るために、 t 検定を行った結果、女性受刑者は、相談した者の方が相談しなかった者よりも有意に資質的レジリエンス要因尺度得点及び獲得的レジリエンス要因尺度得点が高かった ($p=.047$ 、 $p=.001$)。男性受刑者は、相談した者の方が相談しなかった者よりも有意に獲得的レジリエンス要因尺度得点が高かった ($p=.031$)。

第4節 調査の結果（女性受刑者の年齢層別）

ここでは、本章第3節で取り上げた項目について、女性受刑者の年齢層別にそれらを比較・分析し、明らかとなった傾向・特徴を紹介する。なお、記載に当たっては、主に、年齢層別に有意差が見られたものを取り上げた。

1 調査対象者の基本的属性等

(1) 女性受刑者の基本的属性

女性受刑者の年齢、刑名、刑期、刑事施設への入所回数等は、3-4-1-1表のとおりである。女性受刑者の基本的属性について、年齢層別に χ^2 検定又はモンテカルロ法による検定を行った結果、刑名、刑期、刑事施設への入所回数、犯行時の身上、刑の執行猶予歴、婚姻状況、教育程度及び精神状況において有意な差が見られた。

3-4-1-1表 基本的属性（年齢層別）

属性等	区分	総数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上	統計値
総数		460 (100.0)	52 (100.0)	78 (100.0)	112 (100.0)	126 (100.0)	92 (100.0)	
刑名	懲役	425 (92.4)	45 (86.5)	69 (88.5)	102 (91.1)	117 (92.9)	△92 (100.0)	$\chi^2(4)=12.140$ 、 $p=.016$
	懲役（一部執行猶予付）	35 (7.6)	7 (13.5)	9 (11.5)	10 (8.9)	9 (7.1)	▽ -	
刑期	1年以下	99 (21.5)	8 (15.4)	13 (16.7)	19 (17.0)	29 (23.0)	△30 (32.6)	モンテカルロ法 $p<.001$
	2年以下	185 (40.2)	18 (34.6)	27 (34.6)	49 (43.8)	47 (37.3)	44 (47.8)	
	3年以下	115 (25.0)	9 (17.3)	26 (33.3)	34 (30.4)	31 (24.6)	▽15 (16.3)	
	5年以下	47 (10.2)	△15 (28.8)	6 (7.7)	10 (8.9)	14 (11.1)	▽2 (2.2)	
	5年を超える	14 (3.0)	2 (3.8)	△6 (7.7)	▽ -	5 (4.0)	1 (1.1)	
刑事施設への入所回数	1回	235 (51.1)	▽47 (90.4)	△48 (61.5)	▽48 (42.9)	▽50 (39.7)	42 (45.7)	$\chi^2(4)=46.228$ 、 $p<.001$
	2回以上	225 (48.9)	▽5 (9.6)	▽30 (38.5)	△64 (57.1)	△76 (60.3)	50 (54.3)	
犯行時の身上	仮釈放中	10 (2.2)	-	2 (2.7)	2 (1.9)	4 (3.2)	2 (2.2)	モンテカルロ法 $p=.009$
	保護観察付全部執行猶予中	18 (4.0)	△7 (13.5)	2 (2.7)	2 (1.9)	6 (4.8)	1 (1.1)	
	単純執行猶予中	98 (21.8)	15 (28.8)	21 (28.0)	20 (18.5)	▽17 (13.7)	25 (27.8)	
	仮釈放（一部執行猶予）中	8 (1.8)	1 (1.9)	1 (1.3)	4 (3.7)	2 (1.6)	-	
	保護観察付一部執行猶予中	6 (1.3)	-	3 (4.0)	2 (1.9)	1 (0.8)	-	
	その他の	309 (68.8)	▽29 (55.8)	46 (61.3)	78 (72.2)	△94 (75.8)	62 (68.9)	
刑の執行猶予歴	なし	82 (18.3)	△22 (42.3)	16 (21.9)	13 (12.1)	20 (16.4)	11 (12.4)	モンテカルロ法 $p=.003$
	単純執行猶予	288 (64.3)	▽23 (44.2)	49 (67.1)	△78 (72.9)	78 (63.9)	60 (67.4)	
	保護観察付全部執行猶予	64 (14.3)	6 (11.5)	6 (8.2)	13 (12.1)	22 (18.0)	17 (19.1)	
	保護観察付一部執行猶予	14 (3.1)	1 (1.9)	4 (5.5)	3 (2.8)	4 (3.3)	2 (2.2)	
保護処分歴	なし	401 (90.5)	49 (94.2)	63 (86.3)	95 (88.8)	107 (87.7)	87 (97.8)	モンテカルロ法 $p=.058$
	児童自立支援施設等送致	3 (0.7)	-	2 (2.7)	1 (0.9)	-	-	
	保護観察少年院送致	18 (4.1)	1 (1.9)	3 (4.1)	3 (2.8)	9 (7.4)	2 (2.2)	
婚姻状況	未婚	103 (23.0)	△33 (63.5)	△31 (42.5)	19 (17.4)	▽12 (9.7)	▽8 (8.9)	$\chi^2(12)=132.000$ 、 $p<.001$
	有配偶	158 (35.3)	▽11 (21.2)	23 (31.5)	42 (38.5)	49 (39.5)	33 (36.7)	
	離別	158 (35.3)	▽8 (15.4)	▽18 (24.7)	△47 (43.1)	△56 (45.2)	29 (32.2)	
	死別	29 (6.5)	▽ -	1 (1.4)	▽1 (0.9)	7 (5.6)	△20 (22.2)	
教育程度	中学校卒業	107 (24.0)	9 (17.3)	16 (21.9)	23 (21.1)	28 (23.0)	△31 (34.4)	$\chi^2(12)=26.626$ 、 $p=.009$
	高等学校中退	100 (22.4)	△21 (40.4)	17 (23.3)	30 (27.5)	23 (18.9)	▽9 (10.0)	
	高等学校卒業	171 (38.3)	14 (26.9)	30 (41.1)	37 (33.9)	50 (41.0)	40 (44.4)	
	大学在学・中退・卒業	68 (15.2)	8 (15.4)	10 (13.7)	19 (17.4)	21 (17.2)	10 (11.1)	
就労状況	有職	83 (18.1)	9 (17.3)	16 (20.5)	25 (22.3)	24 (19.0)	9 (10.0)	$\chi^2(4)=5.729$ 、 $p=.220$
	無職	375 (81.9)	43 (82.7)	62 (79.5)	87 (77.7)	102 (81.0)	81 (90.0)	
精神状況	精神障害なし	304 (69.6)	37 (72.5)	▽43 (59.7)	▽63 (60.0)	82 (67.2)	△79 (90.8)	モンテカルロ法 $p<.001$
	知的障害	2 (0.5)	-	1 (1.4)	-	1 (0.8)	-	
	人格障害	7 (1.6)	3 (5.9)	-	3 (2.9)	1 (0.8)	-	
	神経症性障害	22 (5.0)	2 (3.9)	5 (6.9)	6 (5.7)	7 (5.7)	2 (2.3)	
	その他の精神障害	99 (22.7)	8 (15.7)	22 (30.6)	△33 (31.4)	30 (24.6)	▽6 (6.9)	
	不詳	3 (0.7)	1 (2.0)	1 (1.4)	-	1 (0.8)	-	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢層」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
 5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
 6 「婚姻状況」は、犯行時による。
 7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就労状況である。
 8 「就労状況」は、犯行時により、「無職」は、学生・生徒及び家事従事者を含む。
 9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。
 10 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 11 ()内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。

(2) 女子少年院在院者の基本的属性等 (参考)

女子少年院在院者の基本的属性及び非行名は、3-4-1-2表のとおりである。

3-4-1-2表 基本的属性等 (女子少年院在院者)

① 基本的属性

属性等	区 分	女子少年院在院者
総数		49 (100.0)
年齢	16 歳 未 満	2 (4.1)
	16 ~ 17 歳	18 (36.7)
	18 ~ 19 歳	18 (36.7)
	20 歳 以 上	11 (22.4)
非行時の身上	なし	24 (49.0)
	1 号 観 察 中	16 (32.7)
	2 号 観 察 中	3 (6.1)
	試験 観 察 中 (補 導 委 託)	1 (2.0)
	試験 観 察 中 (在 宅)	4 (8.2)
保護処分歴	施設 在 所 中	1 (2.0)
	児童 自 立 支 援 施 設 等 送 致	27 (55.1)
	児 保 少 年 院 送 致	2 (4.1)
教育程度	学 卒 在 学	17 (34.7)
	中 学 卒	3 (6.1)
	中 高 校 在 学	6 (12.2)
	高 中 校 在 学	10 (20.4)
	高 校 卒 業 ・ そ の 他	12 (24.5)
就労状況	職 業 中	16 (32.7)
	有 職 職 徒	5 (10.2)
	無 職 職 徒	18 (36.7)
精神状況	学 生 ・ 生 徒	14 (28.6)
	精 神 障 害 な し	17 (34.7)
	精 神 的 障 害	33 (67.3)
	そ の 他 の 精 神 障 害	3 (6.1)
	発 達 障 害	4 (8.2)
		7 (14.3)
		2 (4.1)

② 非行名

区 分	女子少年院在院者	
総数	49 (100.0)	
刑法犯	総 数	29 (59.2)
	殺 人	3 (6.1)
	強 盗	2 (4.1)
	強 盗 致 死	5 (10.2)
	窃 盗	13 (26.5)
	詐 欺	4 (8.2)
	恐 喝 放 火	1 (2.0)
特別法犯	総 数	11 (22.4)
	覚 醒 剤 取 締 法	5 (10.2)
	道 路 交 通 法	2 (4.1)
	そ の 他	4 (8.2)
△	犯	9 (18.4)

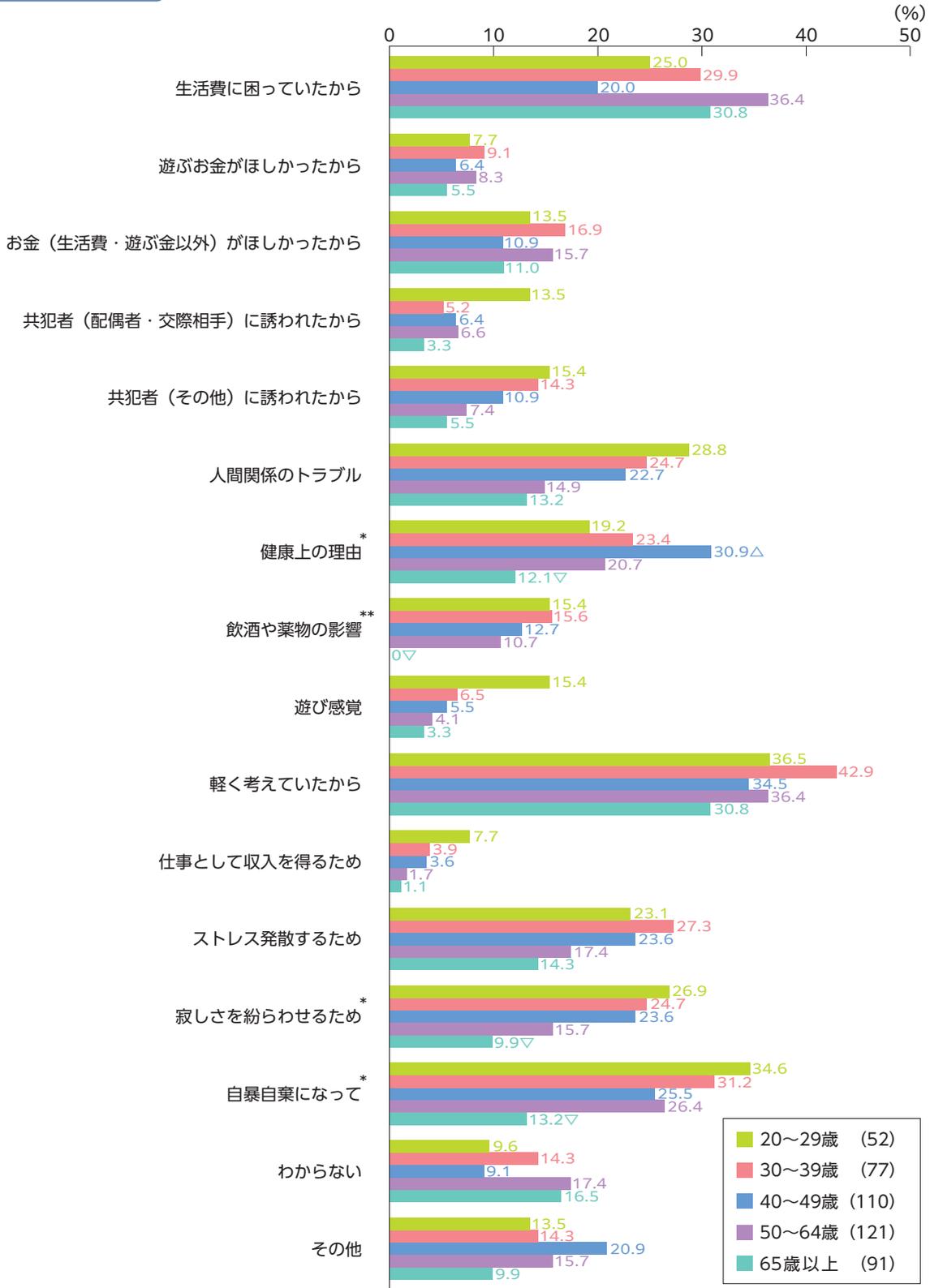
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。ただし、今回の少年院入院は含まない。
 5 「教育程度」は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 6 「就労状況」は、非行時による。
 7 「精神状況」は、入院時による。
 8 複数の非行名を有する場合は、法定刑の最も重いもの（△犯については、最も法定刑の軽いものとして扱う。）に計上している。
 9 () 内は、各属性等における構成比である。

2 事件の概要

調査対象者が今回受刑・入院することになった事件の動機及び理由（本章第3節2項（3）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-2-1図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」では、「軽く考えていたから」が最も高く、「50～64歳」及び「65歳以上」では、「軽く考えていたから」及び「生活費に困っていたから」が最も高かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「健康上の理由」、「飲酒や薬物の影響」、「寂しさを紛らわせるため」及び「自暴自棄になって」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「健康上の理由」については、「40～49歳」の該当率が高い傾向が見られ、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「飲酒や薬物の影響」、「寂しさを紛らわせるため」及び「自暴自棄になって」については、いずれも「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

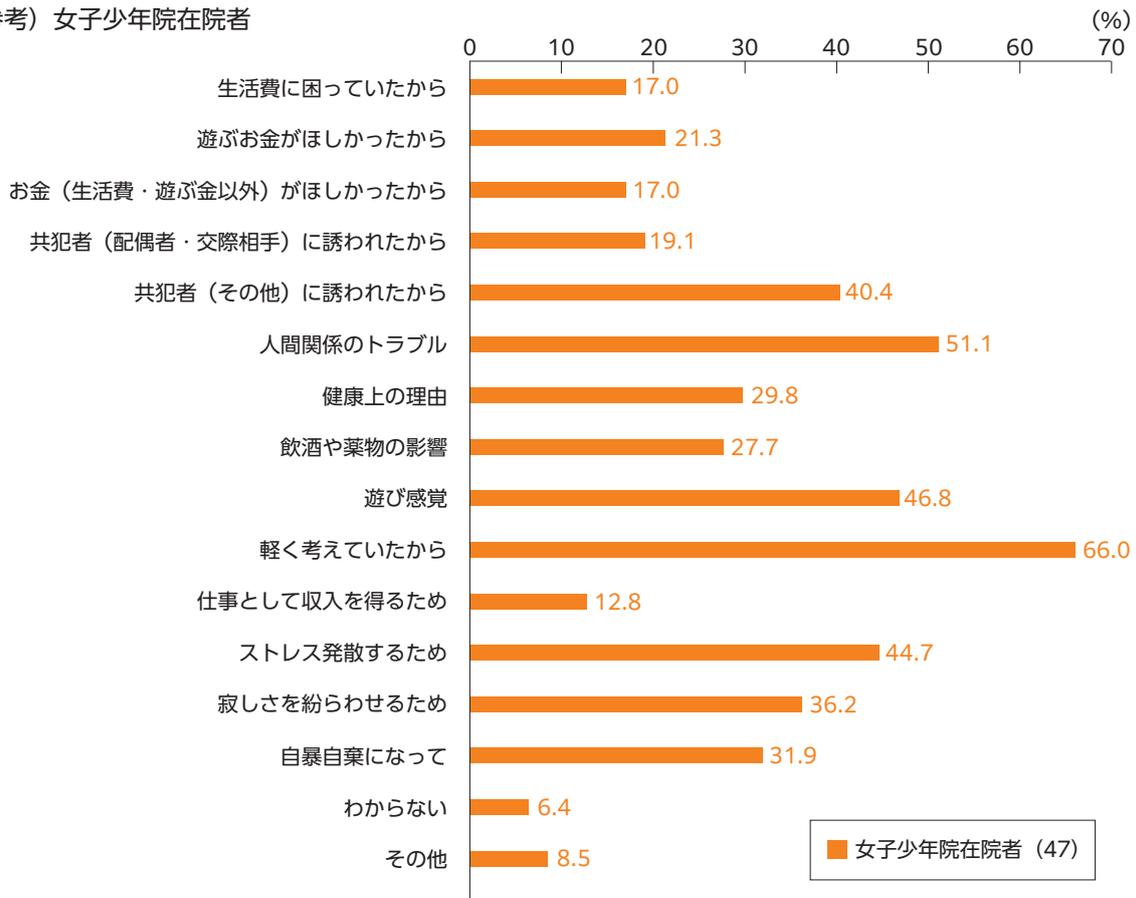
なお、女子少年院在院者について見ると、「軽く考えていたから」の該当率が最も高く、次いで、「人間関係のトラブル」、「遊び感覚」の順に該当率が高かったのに対し、「遊ぶお金がほしかったから」、「生活費に困っていたから」、「お金（生活費・遊ぶ金以外）がほしかったから」及び「仕事として収入を得るため」のような金銭関連の動機については、いずれも該当率が低かった。

3-4-2-1 図 事件の動機・理由（年齢層別）



女性犯罪者に関する総合的研究

(参考) 女子少年院在院者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 事件の動機・理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「共犯者（その他）に誘われたから」は、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」及び「共犯者（面識なし）に誘われたから」のいずれかに該当した比率、「人間関係のトラブル」は、「人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）」、「人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」及び「人間関係のトラブル（友人・知人）」のいずれかに該当した比率、「健康上の理由」は、「健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）」、「健康上の理由（摂食障害）」及び「健康上の理由（依存症・摂食障害を除く）」のいずれかに該当した比率、「その他」は、「所属組織の方針だから」及び「その他」のいずれかに該当した比率である。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 6 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 7 ()内は、実人員である。

3 逮捕前の生活状況等

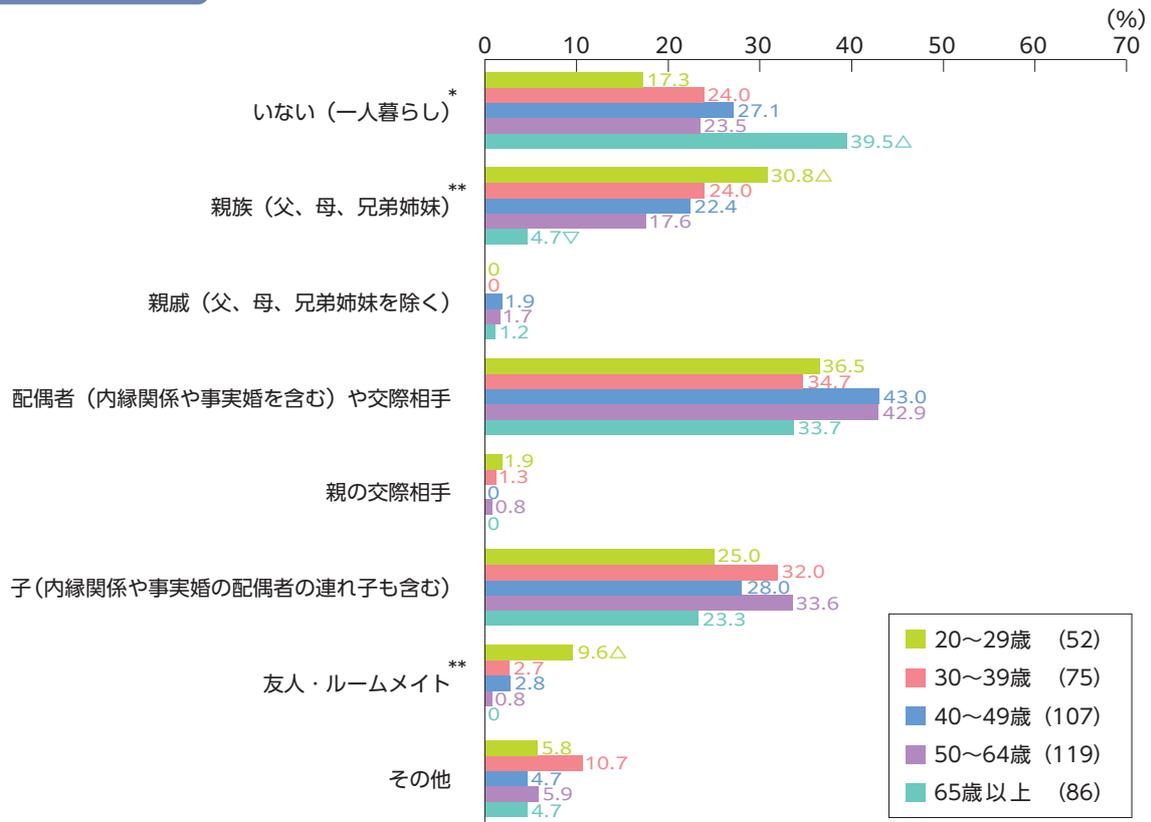
(1) 家庭状況

家庭の状況のうち、一緒に暮らしていた者（本章第3節3項（1）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-1図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」及び「50～64歳」では、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」が最も高く、「65歳以上」では、「いない（一人暮らし）」が最も高かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「いない（一人暮らし）」、「親族（父、母、兄弟姉妹）」及び「友人・ルームメイト」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「いない（一人暮らし）」については、「65歳以上」の該当率が高い傾向が見られた。「親族（父、母、兄弟姉妹）」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「友人・ルームメイト」については、「20～29歳」の該当率が高い傾向が見られた。

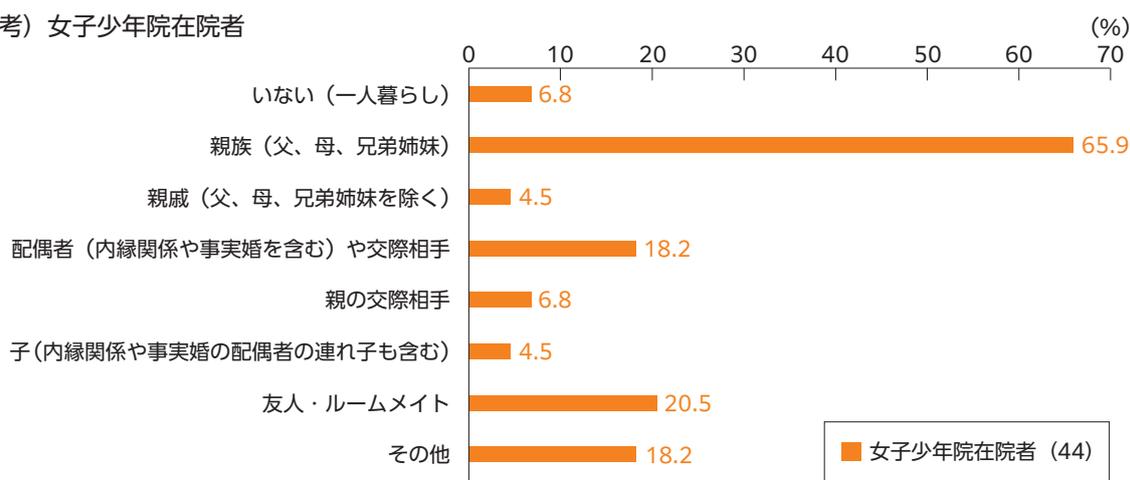
なお、女子少年院在院者について見ると、「親族（父、母、兄弟姉妹）」の該当率が最も高かった。

3-4-3-1 図

一緒に暮らしていた者（年齢層別）



(参考) 女子少年院在院者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者 (重複計上による。) の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率 (度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率) である。
 5 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 「親族 (父、母、兄弟姉妹)」は、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」のいずれかと一緒に暮らしていたと回答した者の比率である。
 7 () 内は、実人員である。

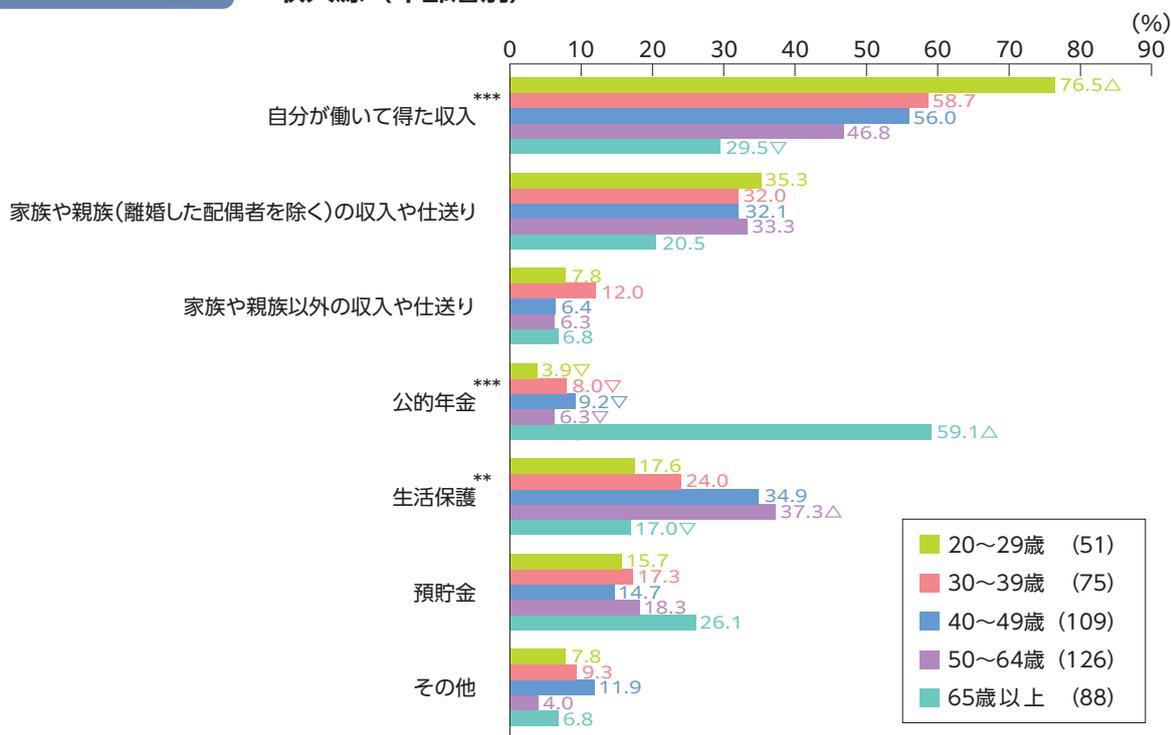
(2) 経済状況

経済状況のうち、収入源 (本章第3節3項 (2) 参照) について、年齢層別に見ると、3-4-3-2図のとおりである。各項目の該当率は、「20~29歳」、「30~39歳」、「40~49歳」及び「50~64歳」では、「自分が働いて得た収入」が最も高く、「65歳以上」では、「公的年金」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「自分が働いて得た収入」、「公的年金」及び「生活保護」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「自分で働いて得た収入」については、「20~29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「公的年金」については、「65歳以上」の該当率が高く、「20~29歳」、「30~39歳」、「40~49歳」及び「50~64歳」の該当率が低い傾向が見られた。「生活保護」については、「50~64歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

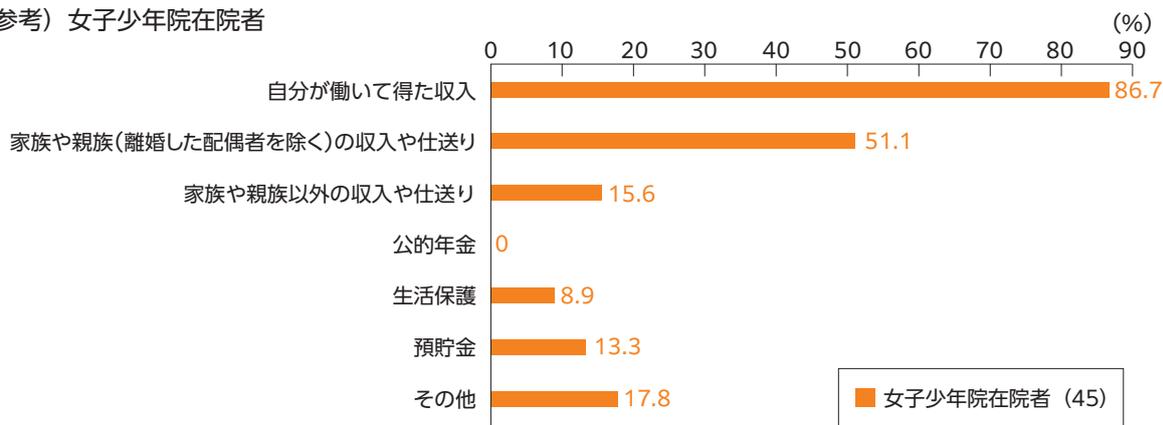
なお、女子少年院在院者について見ると、「自分が働いて得た収入」の該当率が最も高かった。

3-4-3-2図

収入源（年齢層別）



(参考) 女子少年院在院者



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 収入源が不詳の者（「分からない」と回答した者を含む）を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、実人員である。

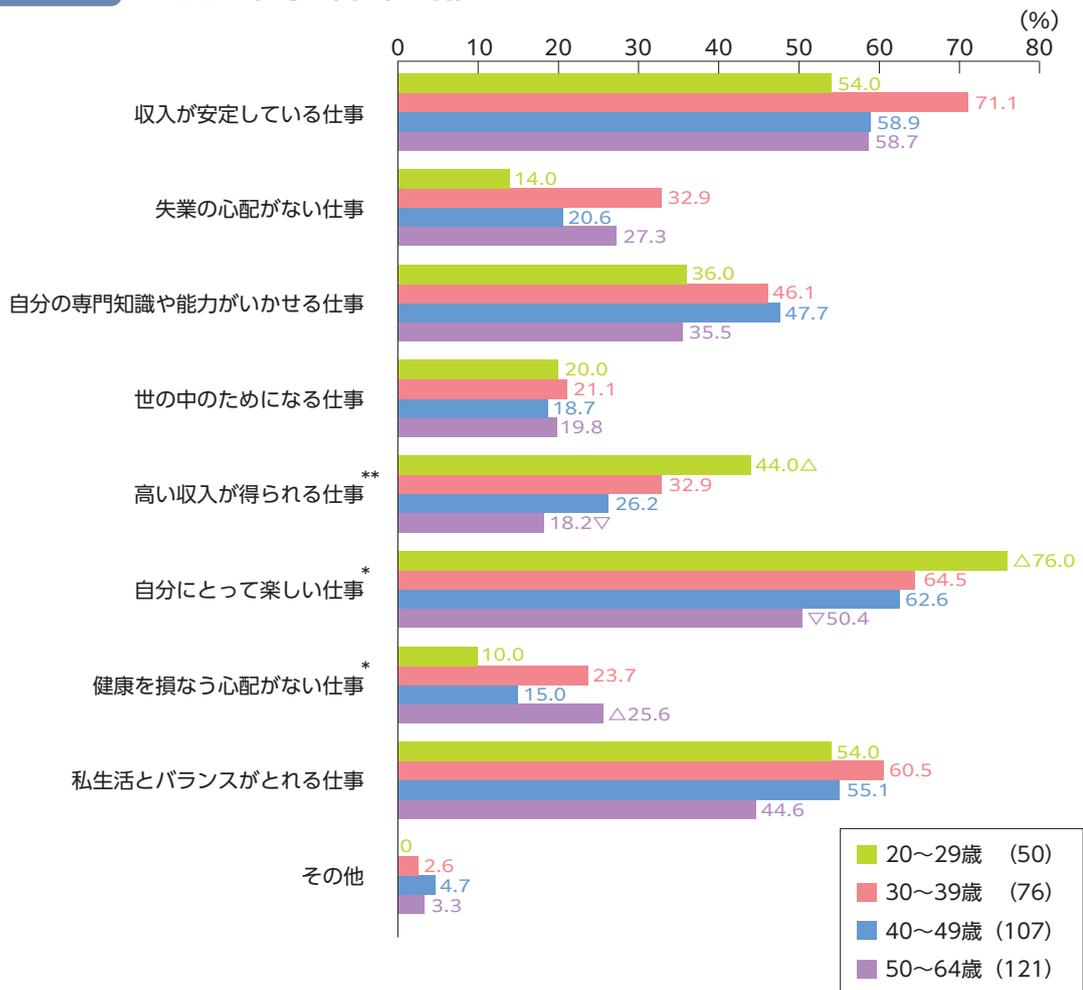
(3) 就労状況

就労状況のうち、理想の仕事（本章第3節3項（3）エ参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-3図のとおりである。各項目の該当率は、「20~29歳」及び「40~49歳」では、「自分にとって楽しい仕事」が最も高く、「30~39歳」及び「50~64歳」では、「収入が安定している仕事」が最も高かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「高い収入が得られる仕事」、「自分にとって楽し

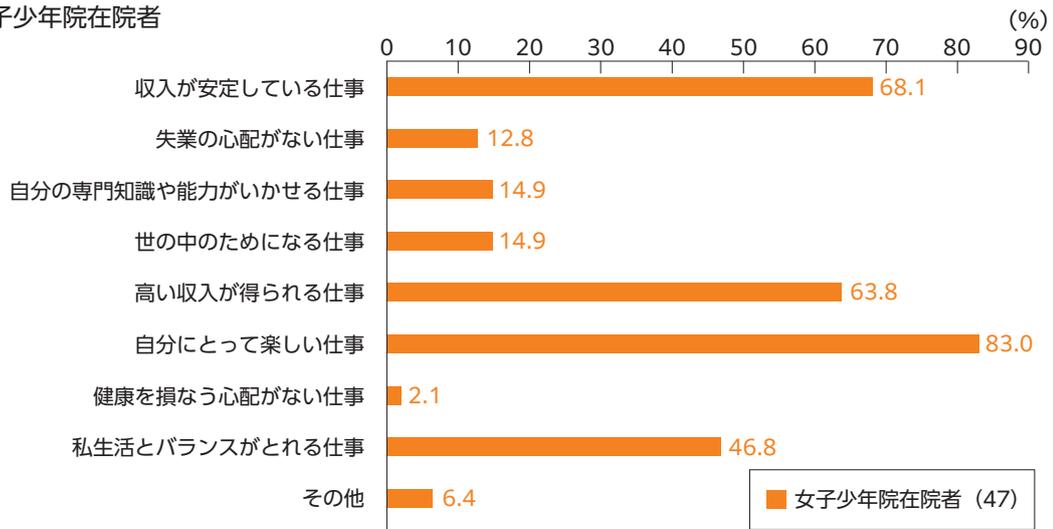
い仕事」及び「健康を損なう心配がない仕事」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「高い収入が得られる仕事」及び「自分にとって楽しい仕事」については、「20～29歳」の該当率が高い傾向が見られ、「50～64歳」の該当率が低い傾向が見られた。「健康を損なう心配がない仕事」については、「50～64歳」の該当率が高い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「自分にとって楽しい仕事」の該当率が最も高かった。

3-4-3-3図 理想の仕事（年齢層別）



(参考) 女子少年院在院者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 理想の仕事が不詳の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 6 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 7 ()内は、実人員である。

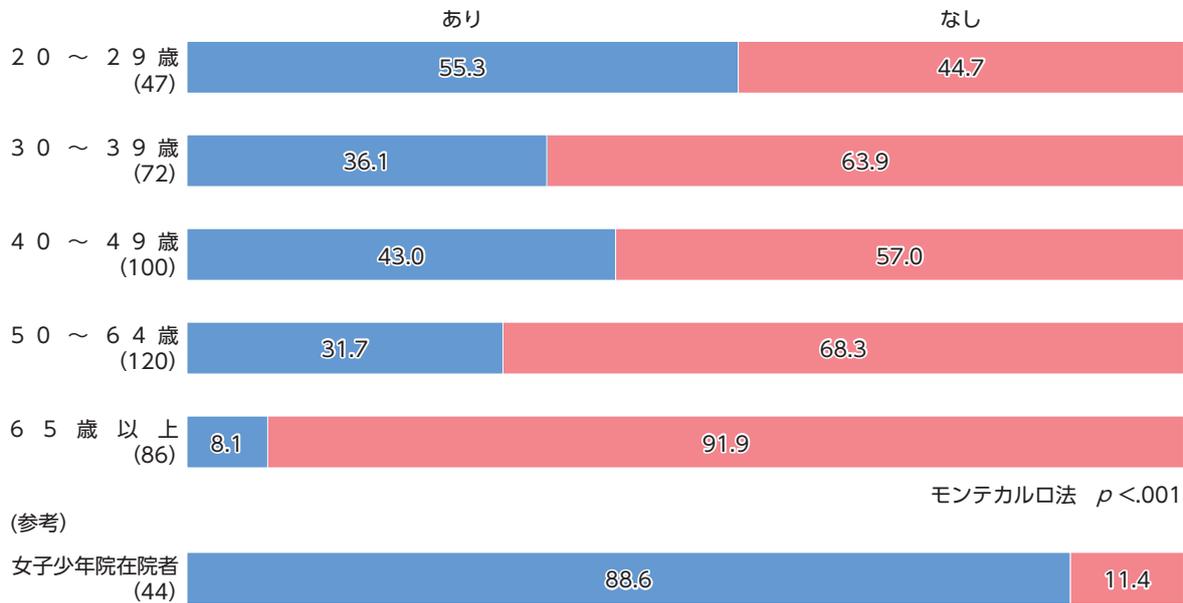
(4) 反社会的行為をする者との関わりの有無

反社会的行為をする者との関わりの有無（本章第3節3項（4）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-4図のとおりである。「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」のいずれの項目においても、モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」については、「20～29歳」及び「40～49歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。「暴力団関係者との関わり」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」については、「20～29歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

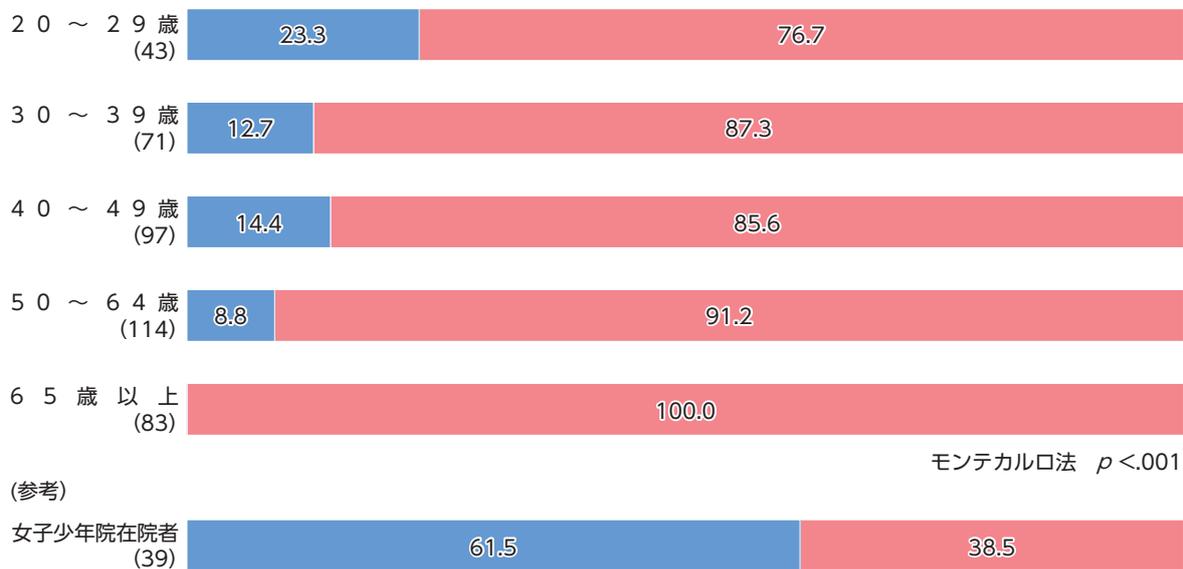
なお、女子少年院在院者について見ると、「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」のいずれの項目においても、「あり」の構成比が「ない」の構成比を上回った。

3-4-3-4図 反社会的行為をする者との関わりの有無（年齢層別）

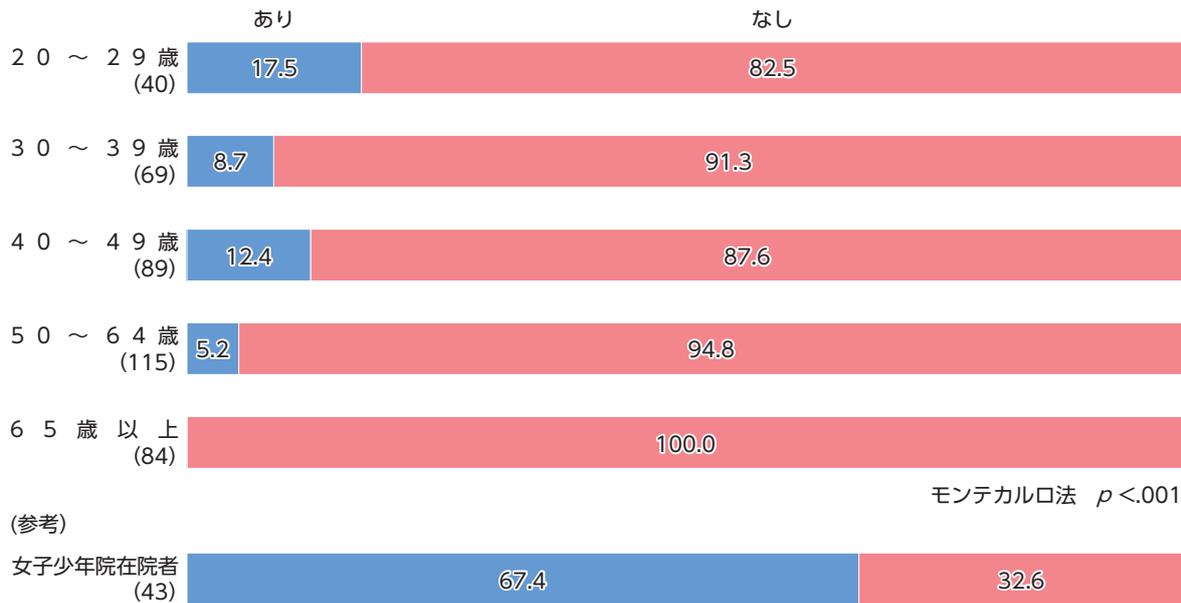
① 警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり



② 暴力団関係者との関わり



③ 暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり



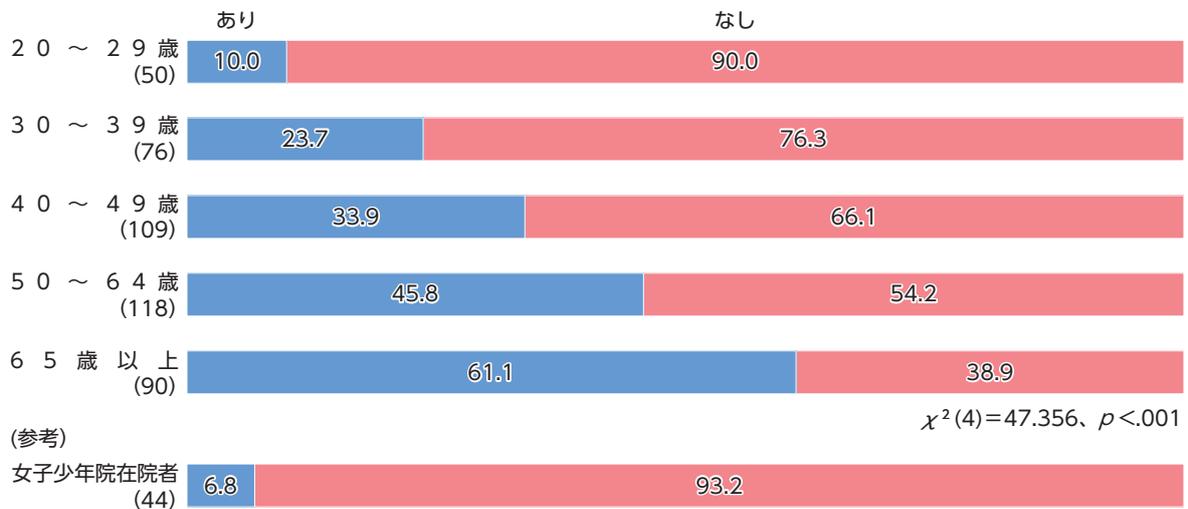
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 反社会的行為をする者との関わりの有無等が不詳の者及び反社会的行為をする者との関わりに係る質問において「わからない」又は「答えない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(5) 心身の状況

治療や投薬を受けていた慢性疾患の有無（本章第3節3項（5）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-5図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」及び「30～39歳」では、「あり」の構成比が低く、「50～64歳」及び「65歳以上」では、「あり」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は6.8%であった。

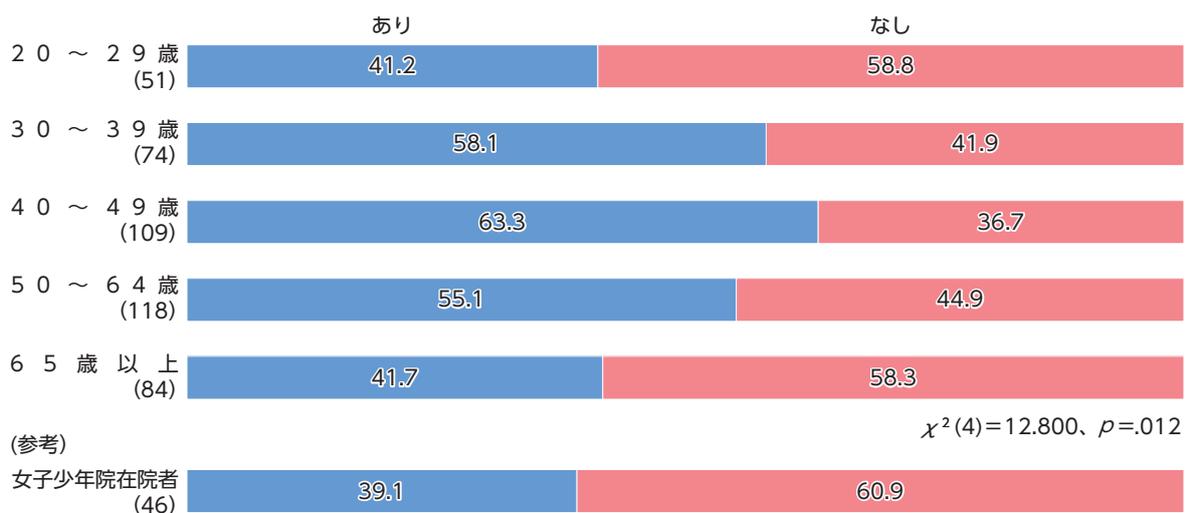
3-4-3-5図 慢性疾患の有無（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 慢性疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

治療や投薬を受けていた精神疾患の有無（本章第3節3項（5）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-6図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「40～49歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は39.1%であった。

3-4-3-6図 精神疾患の有無（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 精神疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 困りごと・相談状況

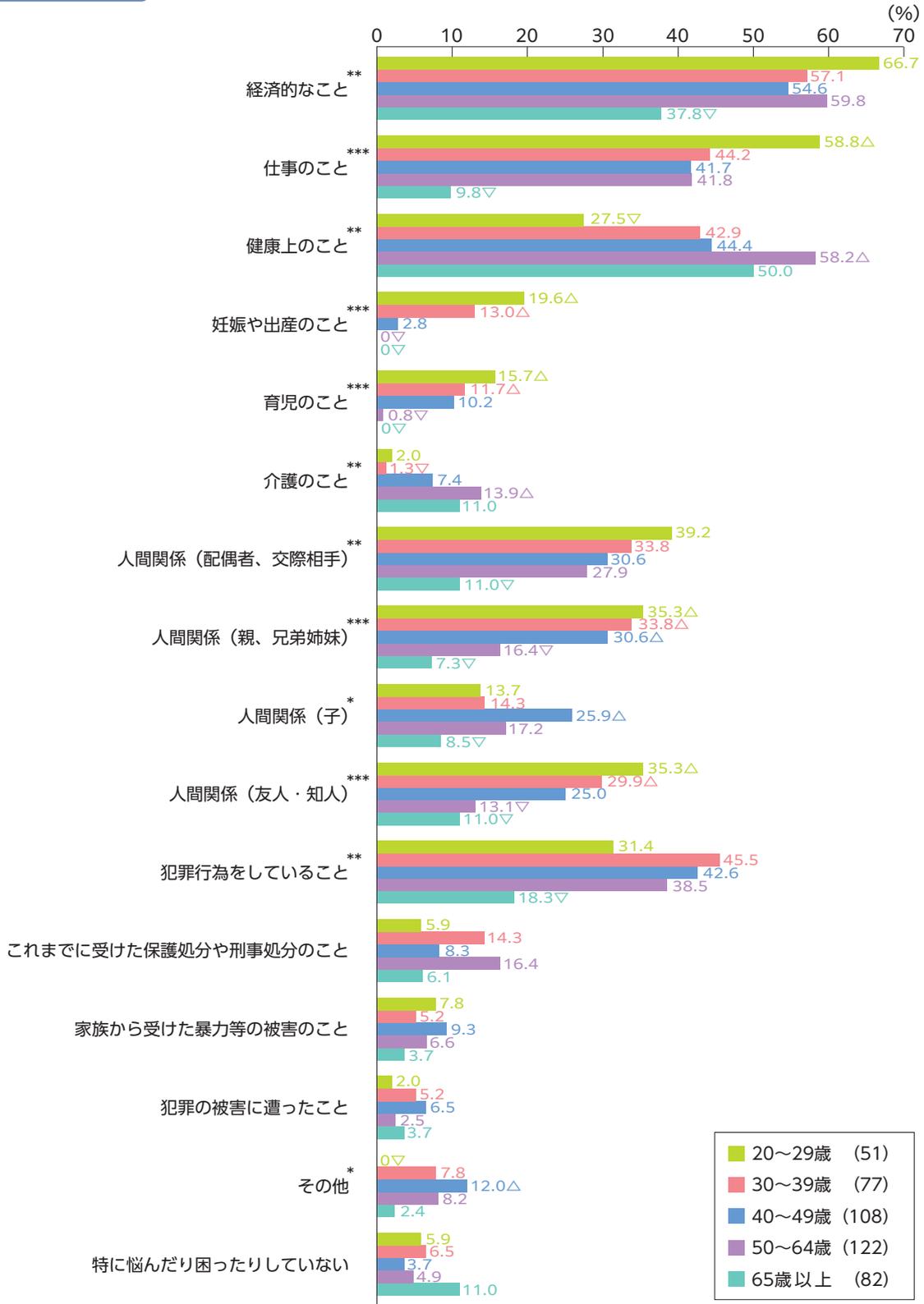
ア 困りごとの内容

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間に抱えていた悩みや不安（本章第3節3項（6）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-7図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」及び「50～64歳」では、「経済的なこと」が最も高く、「65歳以上」では、「健康上のこと」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「経済的なこと」、「仕事のこと」、「健康上のこと」、「妊娠や出産のこと」、「育児のこと」、「介護のこと」、「人間関係（配偶者、交際相手）」、「人間関係（親、兄弟姉妹）」、「人間関係（子）」、「人間関係（友人・知人）」、「犯罪行為をしていること」及び「その他」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「経済的なこと」については、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「仕事のこと」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「健康上のこと」については、「20～29歳」の該当率が低く、「50～64歳」の該当率が高い傾向が見られた。「妊娠や出産のこと」及び「育児のこと」については、「20～29歳」及び「30～39歳」の該当率が高く、「50～64歳」及び「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「介護のこと」については、「30～39歳」の該当率が低く、「50～64歳」の該当率が高い傾向が見られた。「人間関係（配偶者、交際相手）」については、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「人間関係（親、兄弟姉妹）」については、「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」の該当率が高く、「50～64歳」及び「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「人間関係（子）」については、「40～49歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「人間関係（友人・知人）」については、「20～29歳」及び「30～39歳」の該当率が高く、「50～64歳」及び「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「犯罪行為をしていること」については、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「その他」については、「20～29歳」の該当率が低く、「40～49歳」の該当率が高い傾向が見られた。

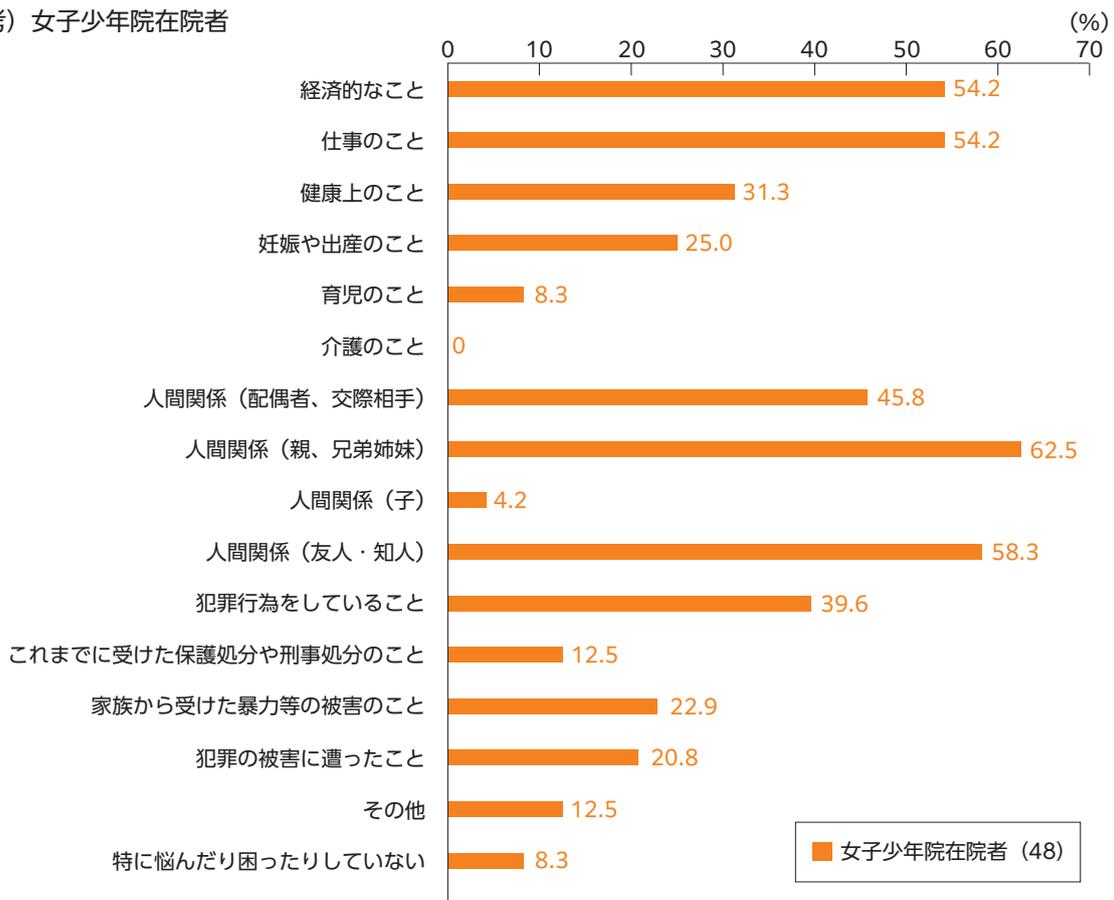
なお、女子少年院在院者について見ると、「人間関係（親、兄弟姉妹）」の該当率が最も高く、次いで、「人間関係（友人・知人）」であった。

3-4-3-7図

困りごとの内容（年齢層別）



(参考) 女子少年院在院者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 () 内は、実人員である。

イ 相談の有無、相談先及び相談しなかった理由

悩みや不安があったとする者の相談状況（本章第3節3項（6）イ参照）について、年齢層別に見ると、「相談した」と回答した者の構成比は、「20～29歳」では37.5%、「30～39歳」では45.7%、「40～49歳」では55.8%、「50～64歳」では48.1%、「65歳以上」では44.8%であった。

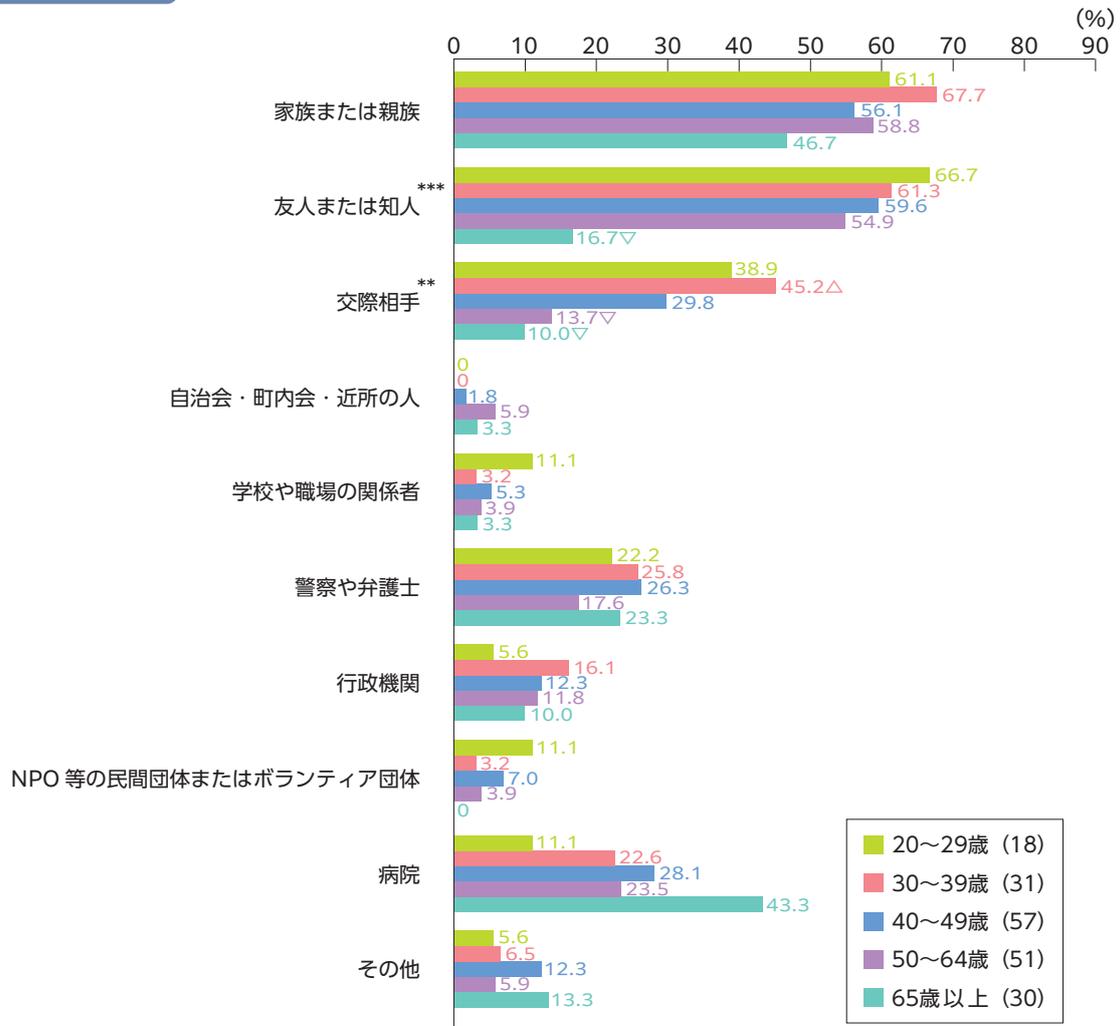
さらに、「相談した」と回答した者の相談先（本章第3節3項（6）イ参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-8図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」及び「40～49歳」では、「友人または知人」が最も高く、「30～39歳」、「50～64歳」及び「65歳以上」では、「家族または親族」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「友人または知人」及び「交際相手」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「友人または知人」については、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「交際相手」については、「30～39歳」の該当率が高く、「50～64歳」及び「65歳

以上」の該当率が低い傾向が見られた。

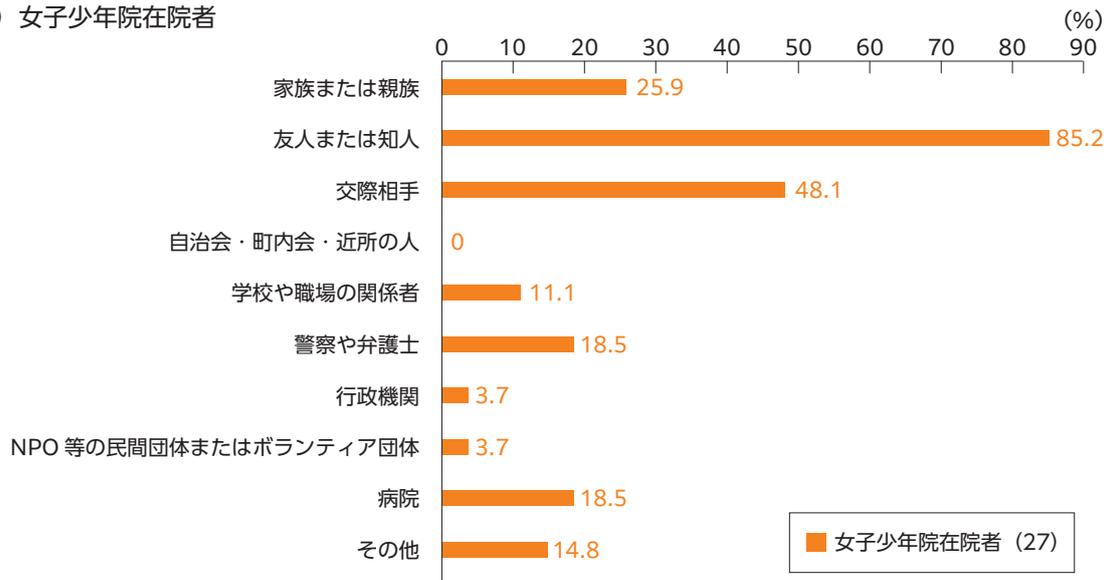
なお、女子少年院在院者の「相談した」と回答した者は約6割であったところ、相談先の該当率を見ると、「友人または知人」が最も高く、次いで、「交際相手」、「家族または親族」であった。

3-4-3-8図

相談先（年齢層別）



(参考) 女子少年院在院者



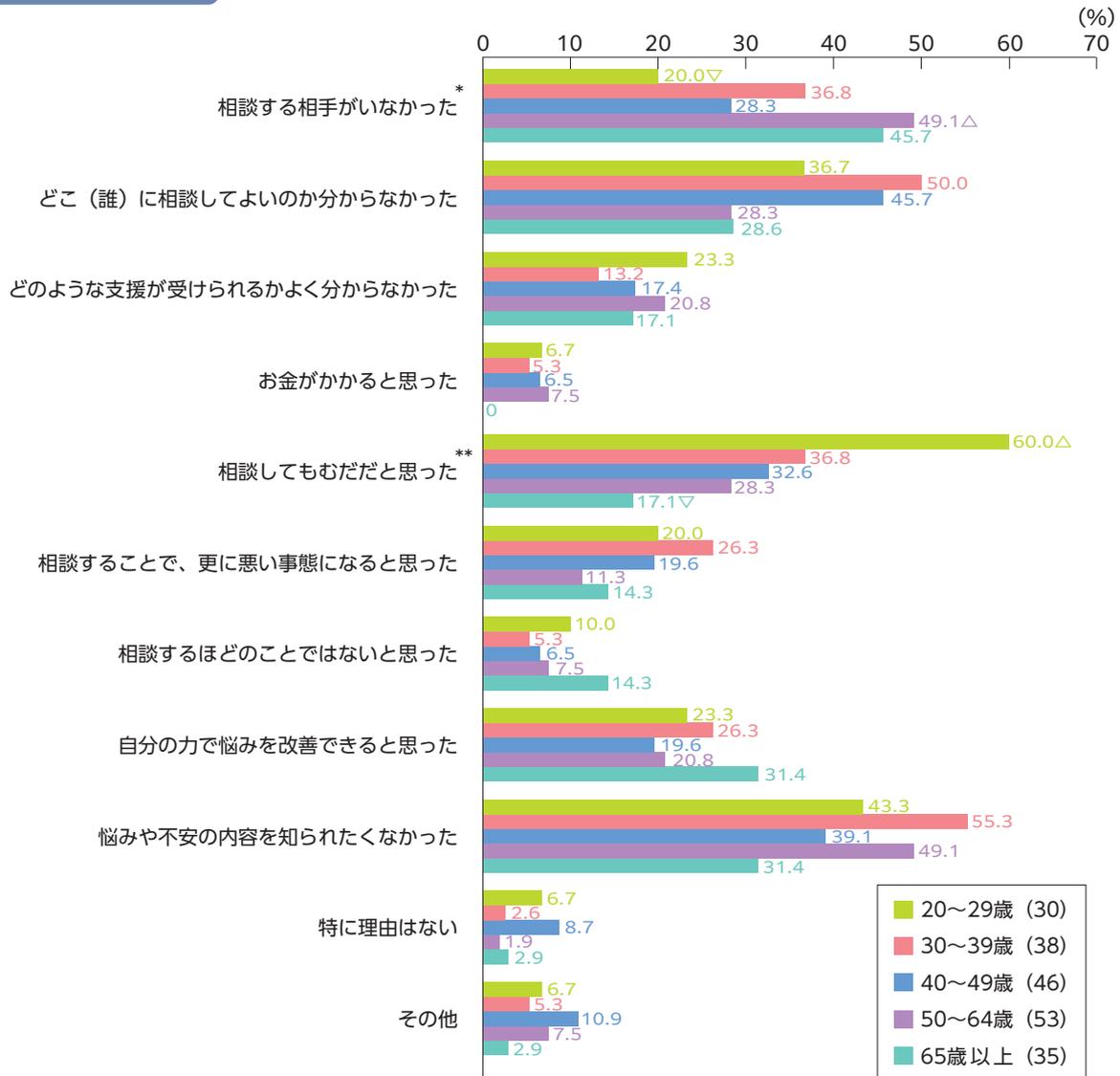
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 相談先が不詳の者を除く。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 6 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 7 ()内は、実人員である。

また、「相談しなかった」と回答した者の相談しなかった理由（本章第3節3項（6）イ参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-9図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」では、「相談してもむだだと思った」が最も高く、「30～39歳」では、「悩みや不安の内容を知られなくなかった」が最も高かった。「40～49歳」では、「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」が最も高く、「50～64歳」では、「相談する相手がいなかった」及び「悩みや不安の内容を知られなくなかった」が最も高かった。「65歳以上」では、「相談する相手がいなかった」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「相談する相手がいなかった」、及び「相談してもむだだと思った」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「相談する相手がいなかった」については、「50～64歳」の該当率が高く、「20～29歳」の該当率が低い傾向が見られた。「相談してもむだだと思った」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

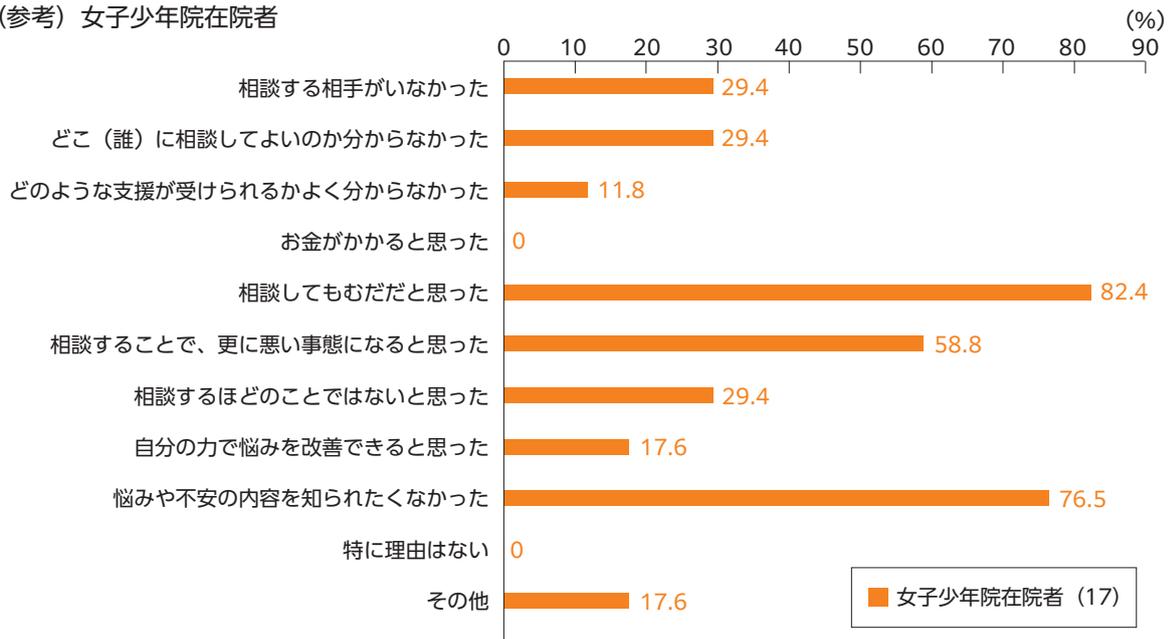
なお、女子少年院在院者について見ると、「相談してもむだだと思った」が最も高く、次いで、「悩みや不安の内容を知られなくなかった」、「相談することで、更に悪い事態になると思った」の順であった。

3-4-3-9図

相談しなかった理由（年齢層別）



(参考) 女子少年院在院者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無に係る質問について「相談しなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 相談しなかった理由が不詳の者を除く。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 6 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 7 ()内は、実人員である。

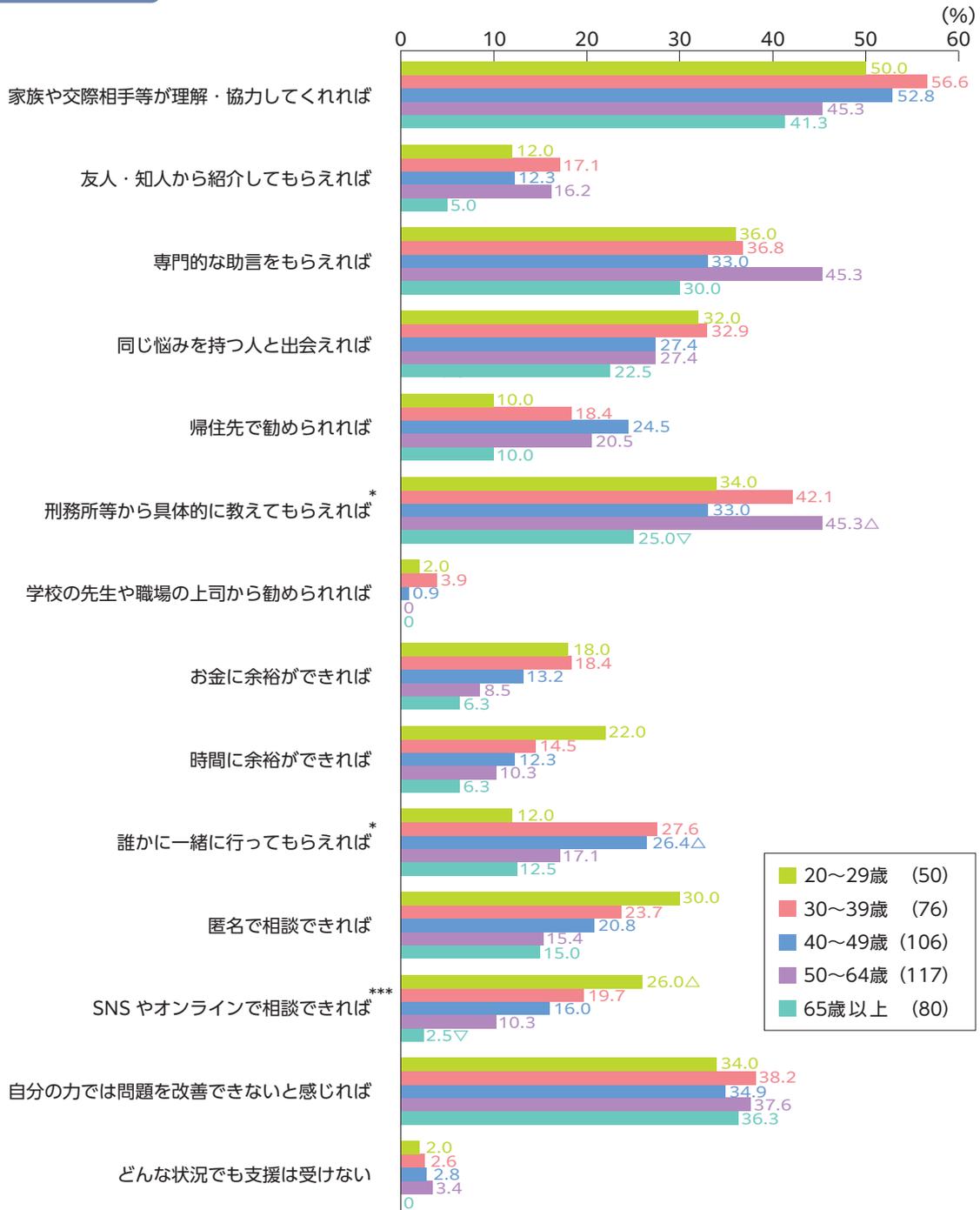
(7) 支援機関等への相談に対する考え

支援機関等への相談に対する考え（本章第3節3項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-10図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」及び「65歳以上」では、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」が最も高く、「50～64歳」では、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」、「専門的な助言をもらえれば」及び「刑務所等から具体的に教えてもらえれば」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「刑務所等から具体的に教えてもらえれば」、「誰かに一緒に行ってもらえれば」及び「SNSやオンラインで相談できれば」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「刑務所等から具体的に教えてもらえれば」については、「50～64歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「誰かに一緒に行ってもらえれば」については、「40～49歳」の該当率が高い傾向が見られた。「SNSやオンラインで相談できれば」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

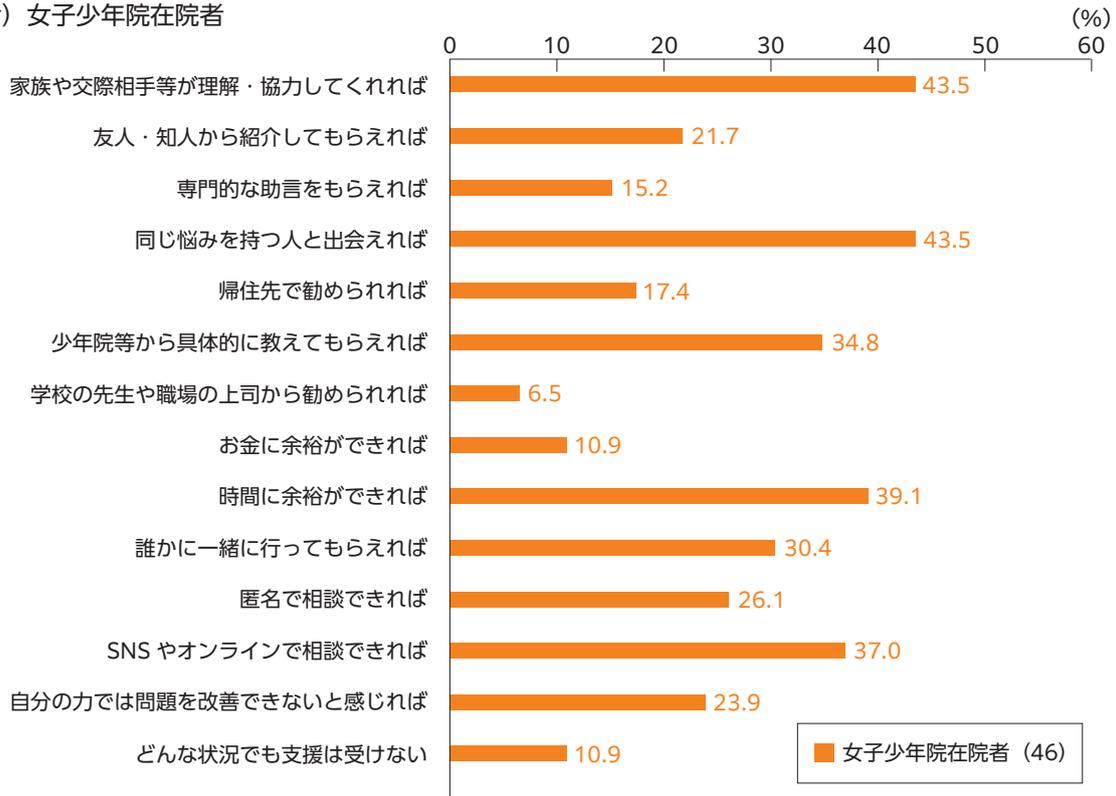
なお、女子少年院在院者について見ると、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」及び「同じ悩みを持つ人と出会えれば」が最も高く、次いで、「時間に余裕ができれば」、「SNSやオンライン

で相談できれば」の順であった。「どんな状況でも支援は受けない」の該当率は、女性受刑者では2.3%であったのに対し、女子少年院在院者は10.9%であった。

3-4-3-10図 支援機関等への相談に対する考え（年齢層別）



(参考) 女子少年院在院者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 支援機関等への相談に対する考えが不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、実人員である。

4 生活・行動歴

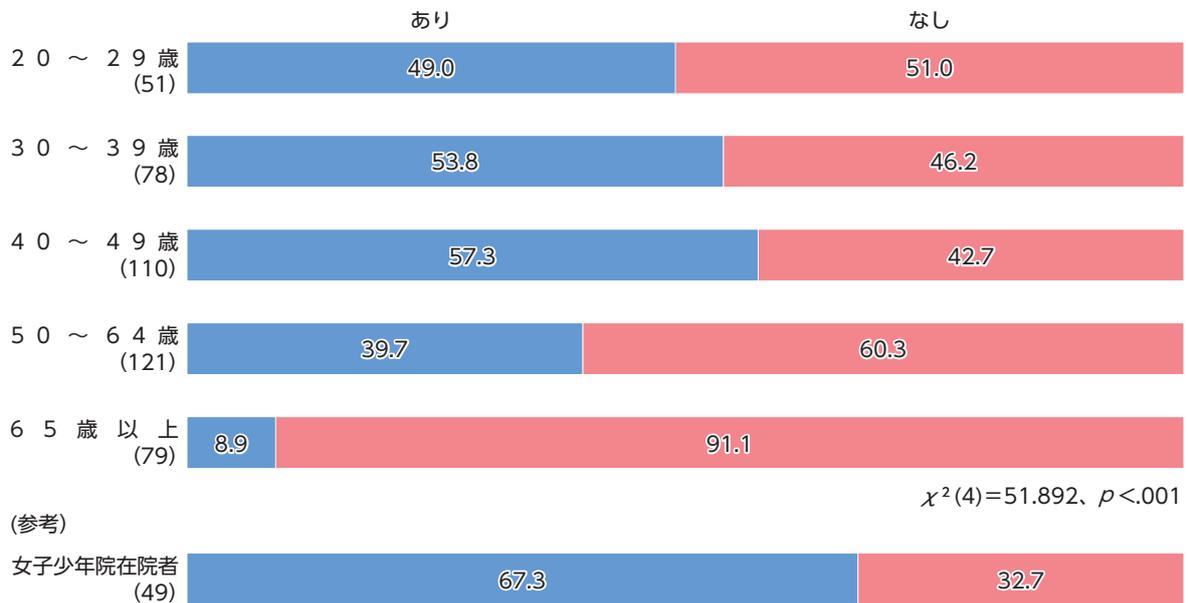
(1) 薬物使用経験

ア 違法薬物の使用経験の有無

違法薬物の使用経験の有無（本章第3節4項（1）ア参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-1図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「30～39歳」及び「40～49歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は67.3%であった。

3-4-4-1図 違法薬物の使用経験の有無（年齢層別）



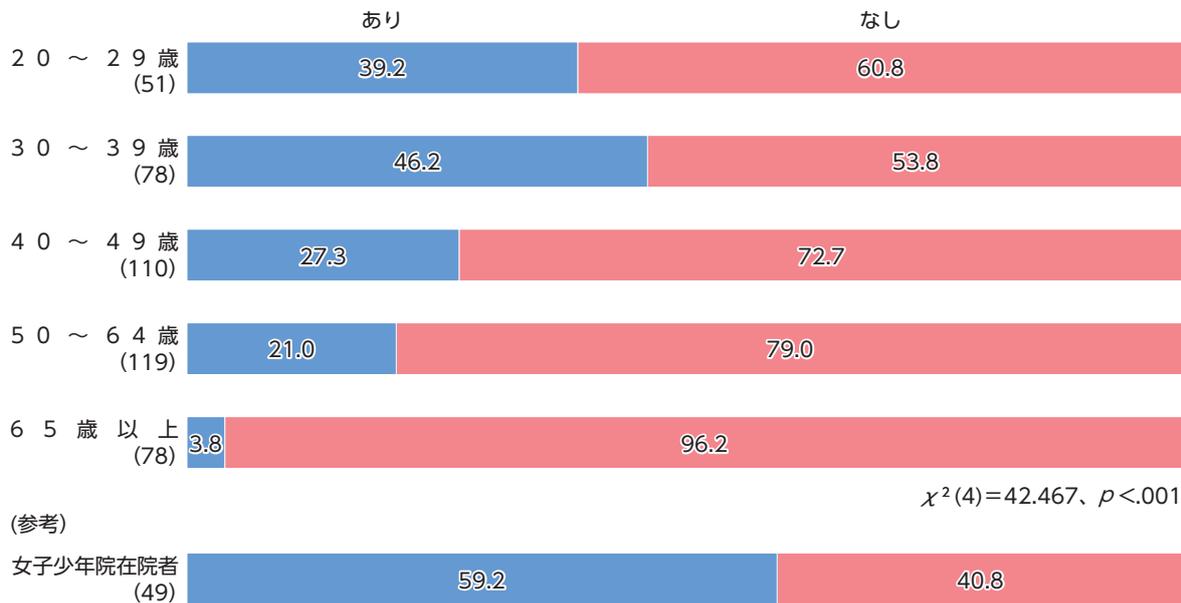
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 違法薬物の使用経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

イ 市販薬等の目的外使用経験の有無

市販薬等の目的外使用経験の有無（本章第3節4項（1）イ参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-2図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」及び「30～39歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は59.2%であった。

3-4-4-2図 市販薬等の目的外使用経験の有無（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 市販薬等の目的外使用経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 食行動

食行動における各項目の該当率（本章第3節4項（3）参照）について、年齢層別に見ると、**3-4-4-3図①**のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」及び「50～64歳」では、「3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した」が最も高く、「30～39歳」及び「40～49歳」では、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」、「3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した」及び「自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」については、「30～39歳」の該当率が高く、「3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した」は「20～29歳」の該当率が高い傾向が見られた。「自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた」については、「20～29歳」及び「30～39歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者では、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」の該当率が最も高く、次いで、「3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した」、「心地よい満腹感を越えてたべてしまい、吐いたりした」、「自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた」の

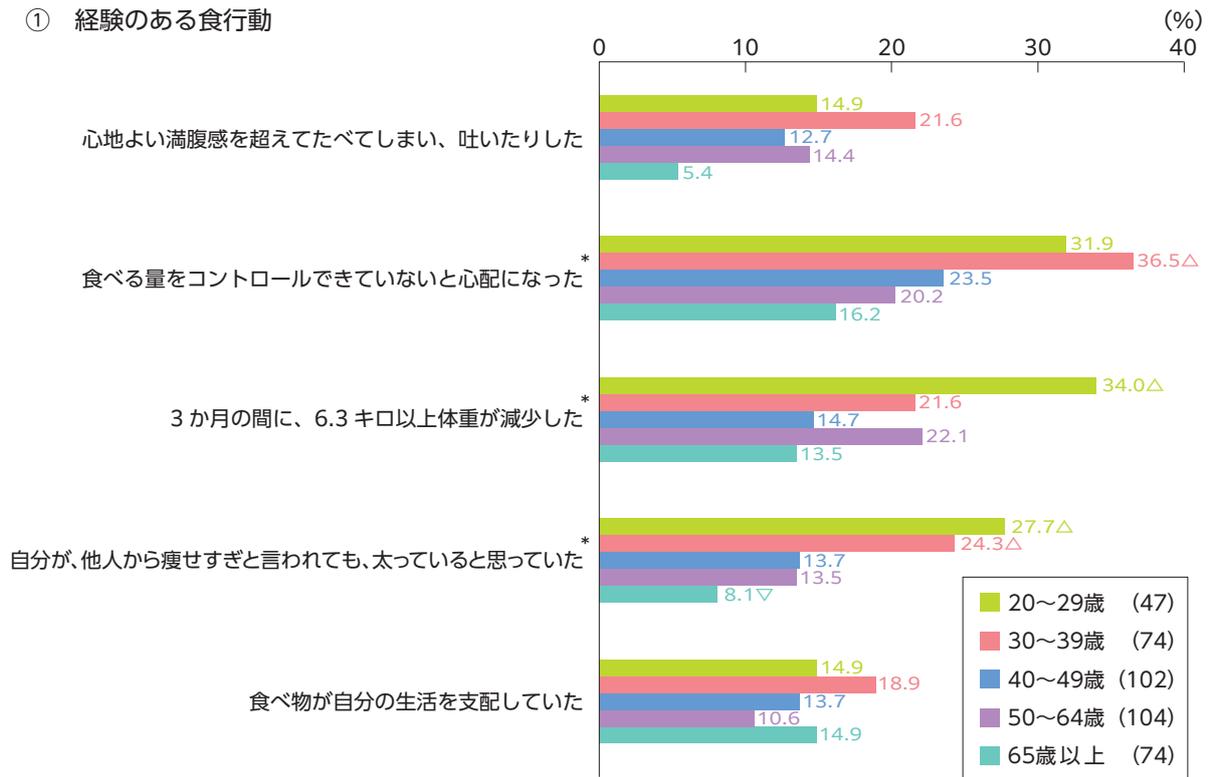
順であった。

食行動の問題の有無（本章第3節4項（3）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-3図②のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」及び「30～39歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

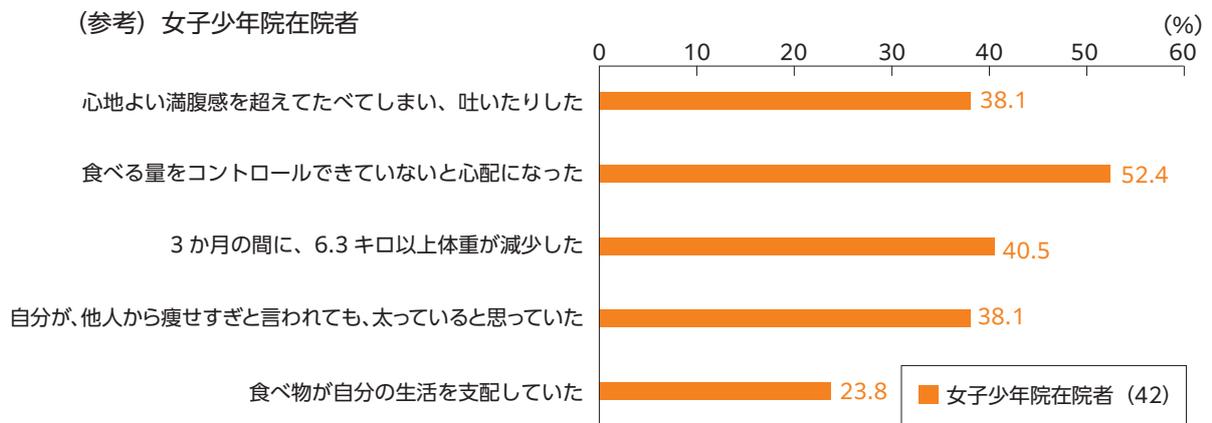
なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は57.1%であった。

3-4-4-3図 食行動（年齢層別）

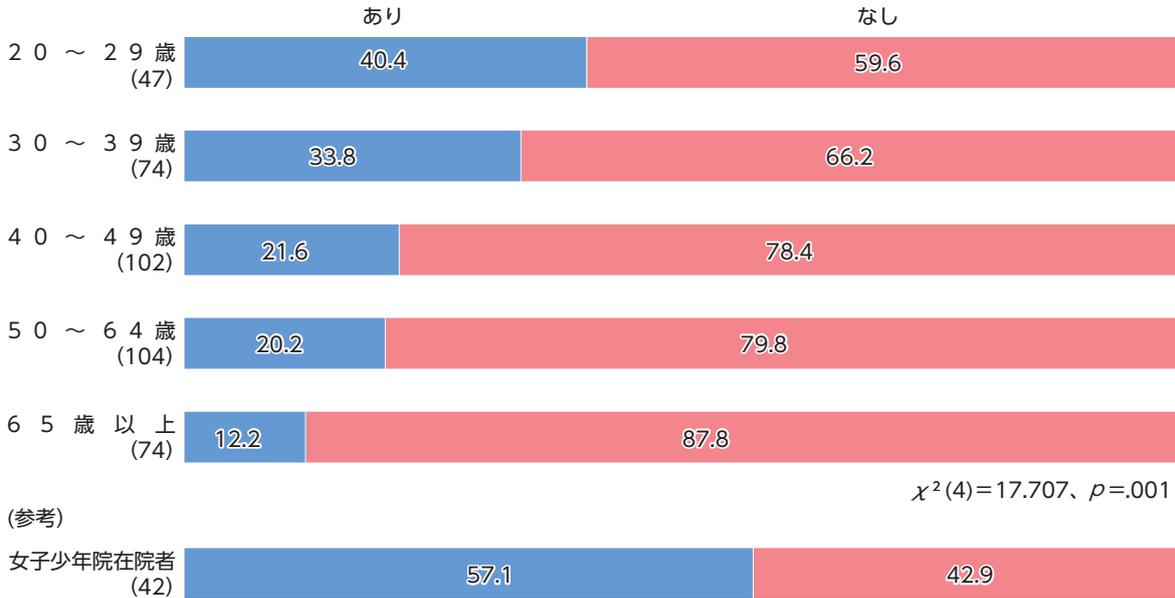
① 経験のある食行動



(参考) 女子少年院在院者



② 食行動の問題



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 経験のある食行動のいずれかの項目が不詳の者及び食行動の問題の有無が不詳の者を除く。
 3 ①は、各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ①の***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率である。 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 5 ②の「あり」は、①の項目に二つ以上該当した者の構成比である。
 6 ()内は、実人員である。

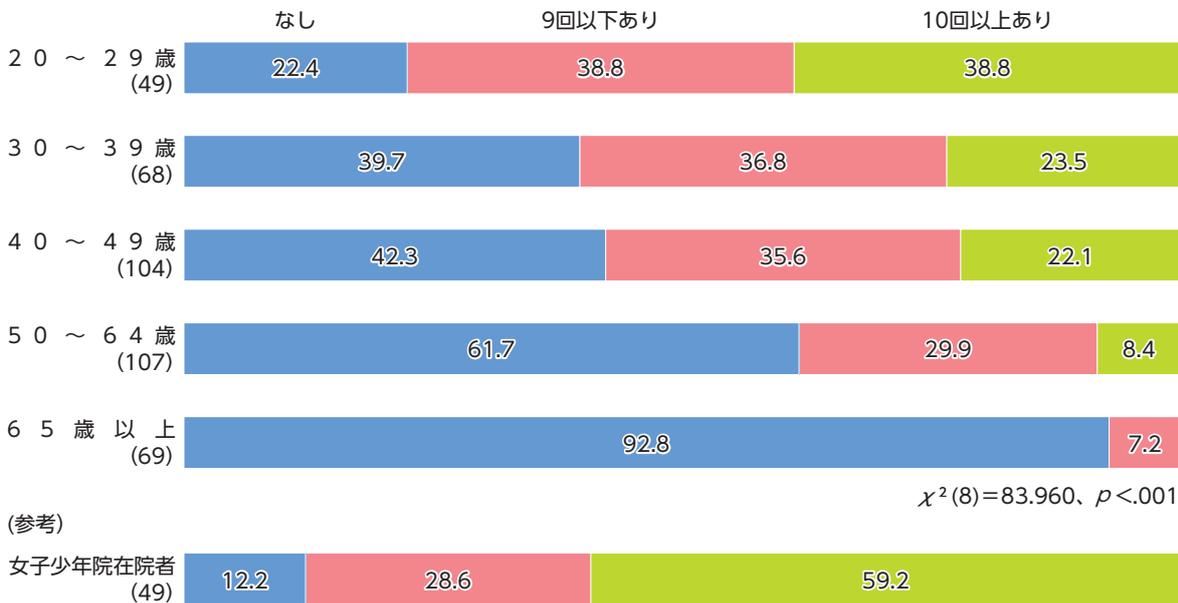
(3) 自傷行為・自殺念慮等

ア 自傷行為の経験

自傷行為の経験（本第3節3項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-4図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「なし」の構成比が低く、「10回以上あり」の構成比が高い傾向が見られた。「30～39歳」及び「40～49歳」では、「なし」の構成比が低い傾向が見られた。「50～64歳」では、「なし」の構成比が高く、「10回以上あり」の構成比が低い傾向が見られた。「65歳以上」では、「なし」の構成比が高く、「9回以下あり」の構成比が低い傾向が見られた。また、「65歳以上」の「10回以上あり」は、該当者がいなかった。

なお、女子少年院在院者について見ると、「10回以上あり」の構成比が最も高く、次いで、「9回以下あり」の順であった。

3-4-4-4図 自傷行為の経験（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自傷行為の経験に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自傷行為の経験が不詳の者を除く。
 3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

イ 自殺念慮・自殺企図の経験

自殺念慮の経験（本第3節3項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-5図①のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「なし」の構成比が低く、「10回以上あり」の構成比が高い傾向が見られた。「30～39歳」では、「9回以下あり」の構成比が低く、「10回以上あり」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「なし」の構成比が高く、「10回以上あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「10回以上あり」の構成比が55.1%であった。

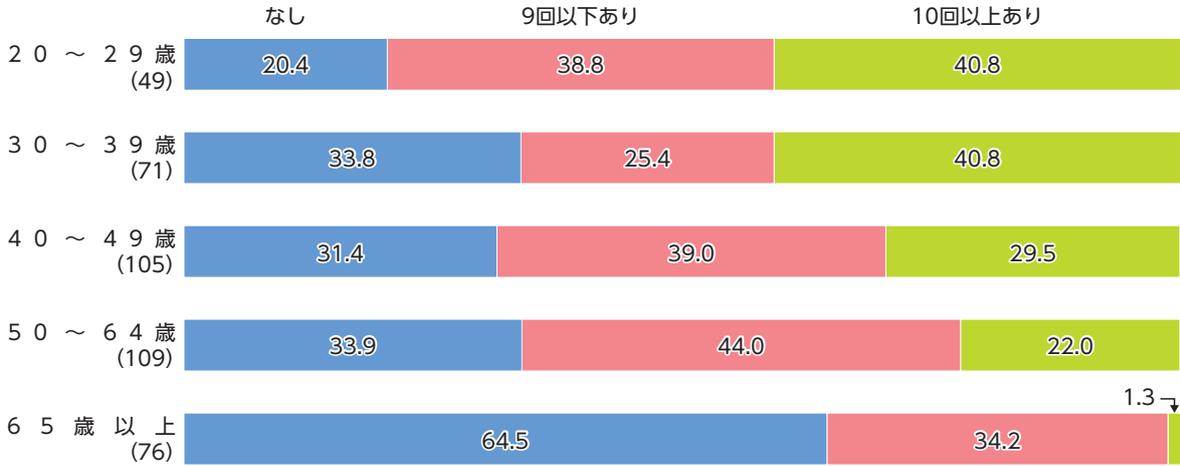
自殺企図の経験（本章第3節3項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-5図②のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「65歳以上」では、「なし」の構成比が高く、「9回以下あり」の構成比が低い傾向が見られた。また、「65歳以上」の「10回以上あり」は、該当者がいなかった。

なお、女子少年院在院者について見ると、「9回以下あり」の構成比が最も高く、次いで、「なし」であった。

3-4-4-5図

自殺念慮・自殺企図の経験（年齢層別）

① 自殺念慮

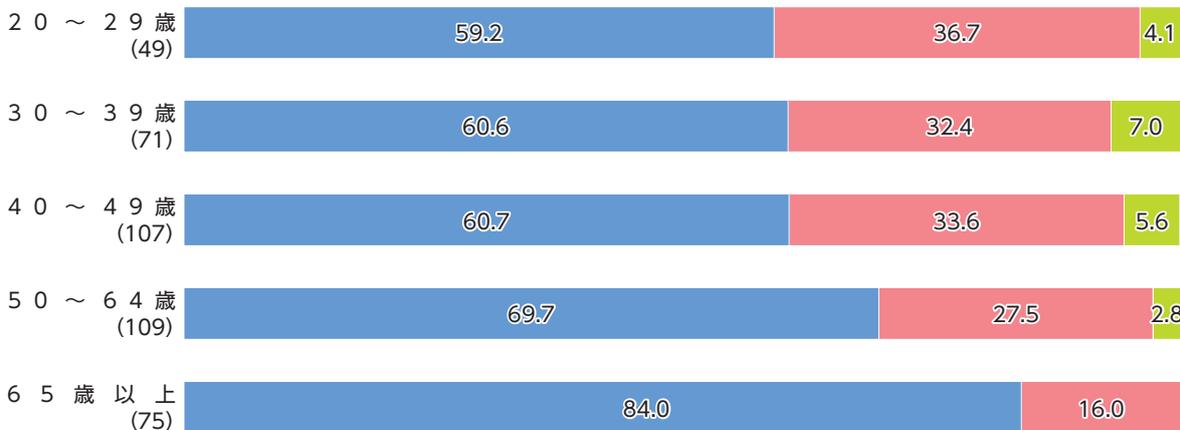


$\chi^2(8)=54.241, p<.001$

(参考)



② 自殺企図



$\chi^2(8)=17.311, p=.027$

(参考)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自殺念慮及び自殺企図に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自殺念慮及び自殺企図の経験が不詳の者を除く。
 3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり(9回以下)」と回答した者(いずれかの項目で「あり(10回以上)」と回答した者を除く。)の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり(10回以上)」と回答した者の構成比である。
 4 ()内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

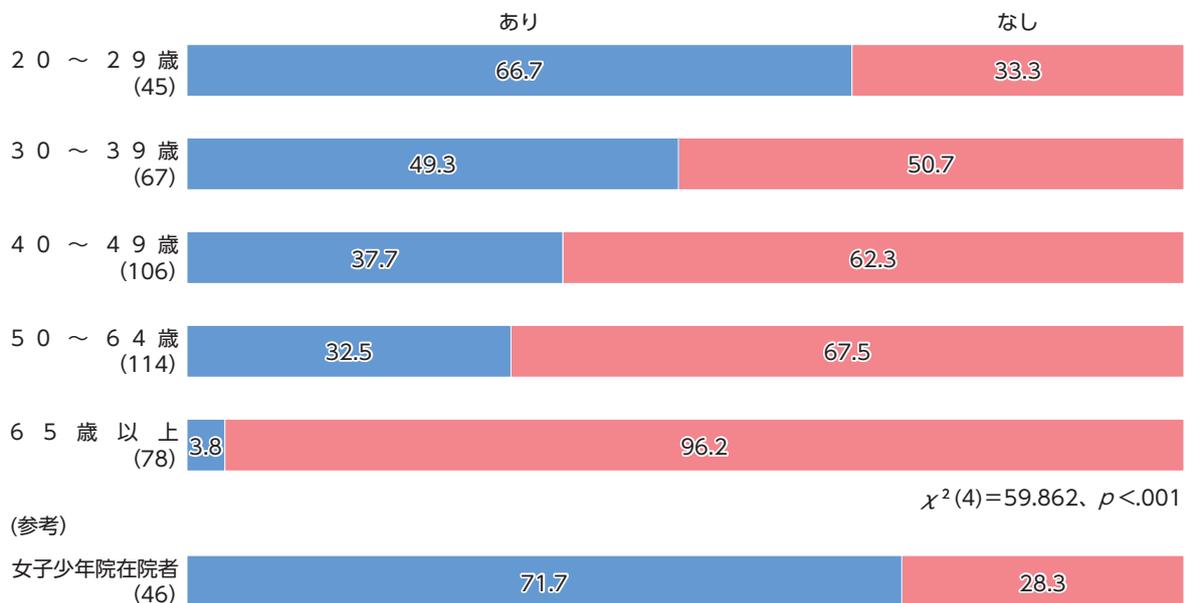
(4) 性経験等

ア 不特定かつ多数の者との性交経験の有無

不特定かつ多数の者との性交経験の有無（本章第3節3項（5）参照）について、年齢層別に見ると、**3-4-4-6図**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」及び「30～39歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は71.7%であった。

3-4-4-6図 不特定かつ多数の者との性交経験の有無（年齢層別）



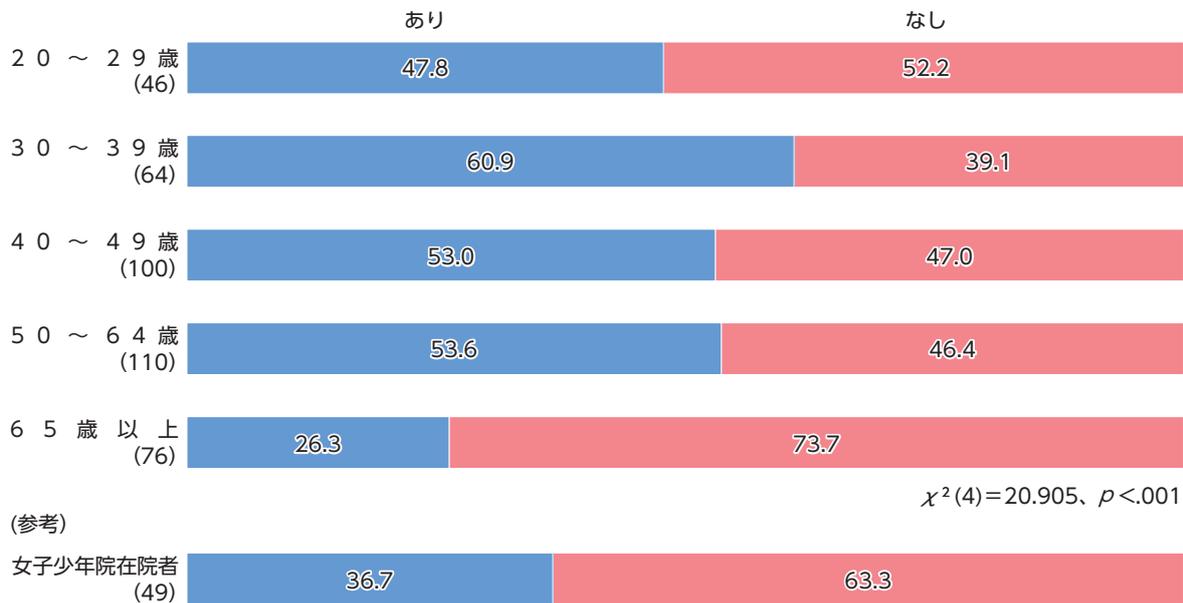
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不特定かつ多数の者との性交経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

イ 中絶経験の有無

中絶経験の有無（本章第3節3項（5）参照）について、年齢層別に見ると、**3-4-4-7図**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「30～39歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は36.7%であった。

3-4-4-7図 中絶経験の有無（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 中絶経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(5) 小児期逆境体験

ACE得点（本章第3節4項（6）参照）について、年齢層別に見ると、**3-4-4-8表**のとおりである。Kruskal-Wallis検定の結果、「65歳以上」は、その他の各年齢層より有意に得点が低く、「50～64歳」は、「40～49歳」以下の全ての年齢層より有意に得点が低かった。

3-4-4-8表 ACE得点（年齢層別）

区分	中央値	四分位範囲	統計値及び多重比較
20～29歳	3.00	1.00-5.00	$H(4)=34.205, p<.001$ 50～64歳<20～29歳、30～39歳、40～49歳 65歳以上<20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～64歳
30～39歳	2.00	1.00-4.75	
40～49歳	2.00	0.00-4.00	
50～64歳	1.00	0.00-4.00	
65歳以上	1.00	0.00-2.00	
(参考) 女子少年院在院者	4.00	1.50-6.00	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ACE得点が不詳の者を除く。
 3 Kruskal-Wallis検定（多重比較はDunn-Bonferroniの方法）による。

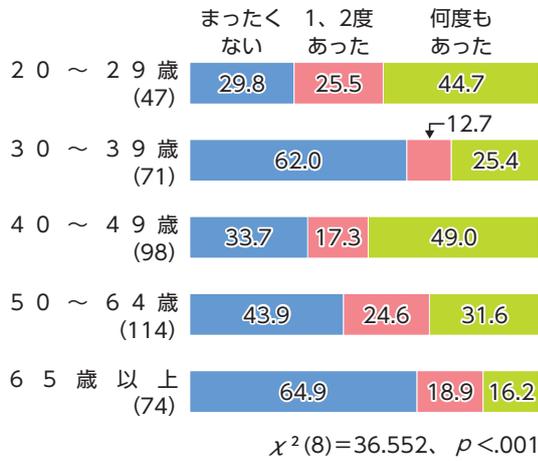
(6) 配偶者等からの被害・配偶者等への加害

配偶者や交際相手からの被害経験（本章第3節4項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-9図のとおりである。 χ^2 検定の結果、「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」において、いずれも有意な差が見られた。「身体的暴行」について、調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「30～39歳」では、「まったくない」の構成比が高い傾向が見られた。「40～49歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「まったくない」の構成比が高く、「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。「心理的攻撃」について、調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「1、2度あった」及び「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。「40～49歳」では、「まったくない」の構成比が低い傾向が見られた。「65歳以上」では、「まったくない」の構成比が高く、「1、2度あった」及び「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。「性的強要」について、調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「1、2度あった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「まったくない」の構成比が高く、「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者では、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」については、「何度もあった」の構成比が最も高く、「性的強要」については、「まったくない」及び「何度もあった」の構成比が最も高かった。

3-4-4-9図 配偶者・交際相手からの被害経験（年齢層別）

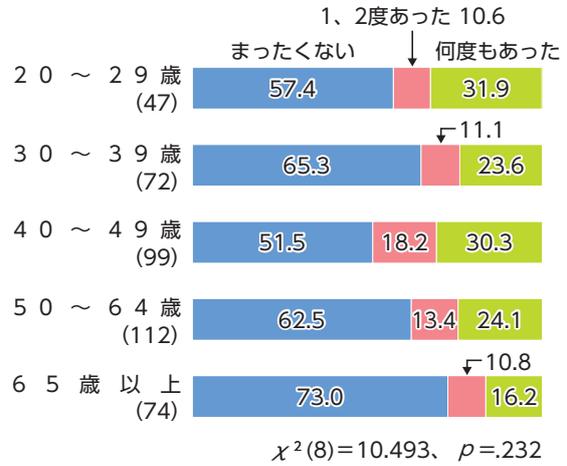
① 身体的暴行



(参考)



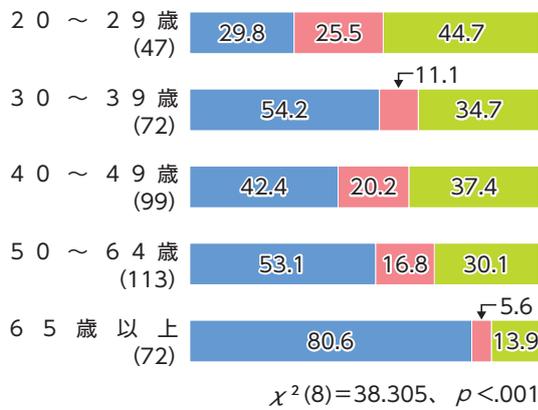
③ 経済的圧迫



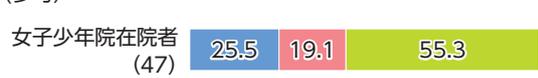
(参考)



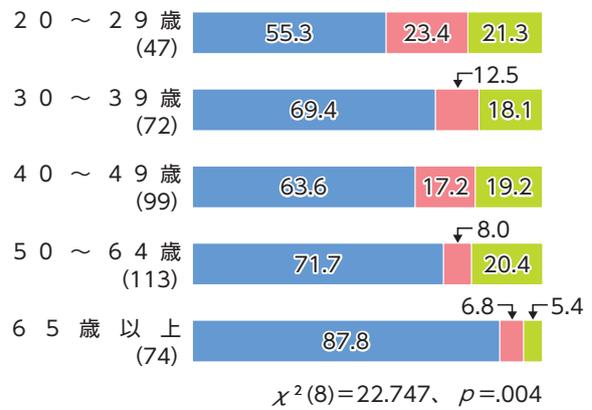
② 心理的攻撃



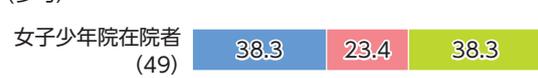
(参考)



④ 性的強要



(参考)



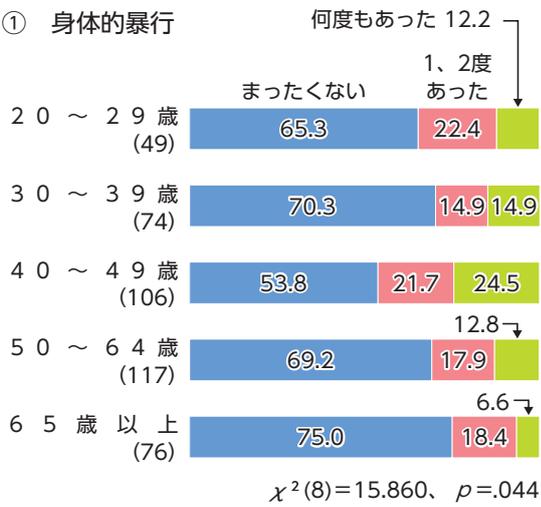
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 配偶者・交際相手からの被害経験が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

配偶者や交際相手への加害経験（本章第3節4項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-10図のとおりである。 χ^2 検定の結果、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」において、いずれも有意な差が見られた。「身体的暴行」について、調整済み残差を見ると、「40～49歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。「心理的攻撃」について、調整済み残差を見ると、「40～49歳」では、「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「まったくない」の構成比が高く、「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」のいずれにおいても、「まったくない」の構成比が最も高かった。

3-4-4-10図 配偶者・交際相手への加害経験（年齢層別）

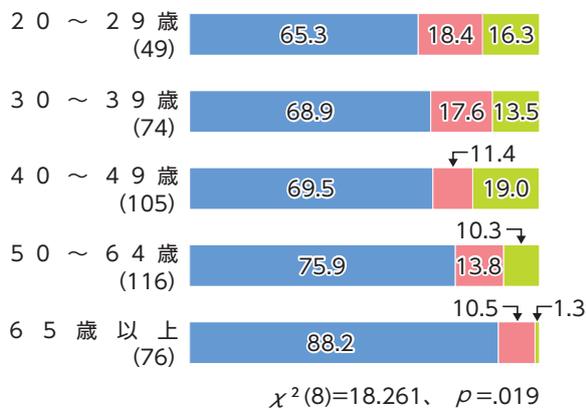
① 身体的暴行



(参考)



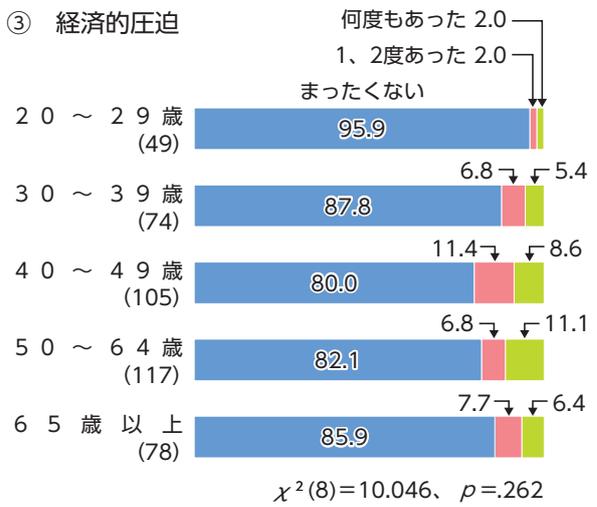
② 心理的攻撃



(参考)



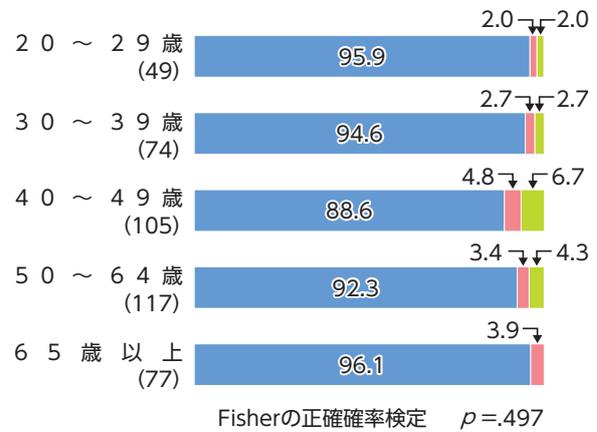
③ 経済的圧迫



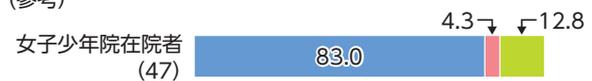
(参考)



④ 性的強要



(参考)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 配偶者・交際相手への加害経験が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

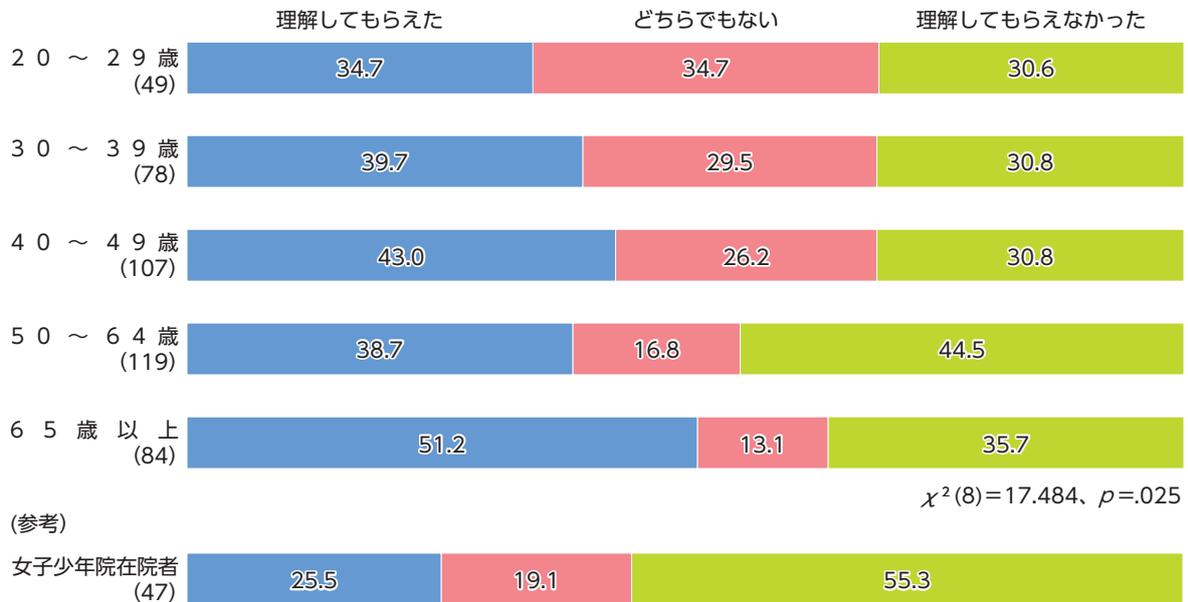
5 生活意識・価値観

生活意識・価値観のうち、司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度（本章第3節5項（4）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-5-1図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「どちらでもない」の構成比が高く、「50～64歳」では、「理解してもらえなかった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「どちらでもない」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「理解してもらえなかった」の構成比が最も高く、次いで、「理解してもらえた」であった。

3-4-5-1図

司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度（年齢層別）



(参考)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「理解してもらえた」は「とても理解してもらえた」及び「やや理解してもらえた」を合計した構成比であり、「理解してもらえなかった」は「あまり理解してもらえなかった」及び「全く理解してもらえなかった」を合計した構成比である。
 3 司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

6 心理的側面

(1) 性格特性

日本語版Ten Item Personality Inventoryの項目を用いて、性格特性（本章第3節6項（1）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-6-1表のとおりである。各性格特性の尺度得点を従属変数、年齢層を独立変数として一要因分散分析を行った結果、協調性得点、勤勉性得点及び開放性得点において、有意な差が見られた。多重比較の結果、協調性得点は、「50～64歳」が「30～39歳」よりも有意に高く、勤勉性得点は、「65歳以上」が「30～39歳」及び「40～49歳」よりも有意に高かった。開放性得点は、「20～29歳」が「50～64歳」及び「65歳以上」よりも有意に高く、「30～39歳」が「50～64歳」及び「65歳以上」よりも有意に高く、「40～49歳」が「65歳以上」よりも有意に高かった。なお、性格特性5因子の得点分布を年齢層別に見ると、3-4-6-2図のとおりである。

3-4-6-1表

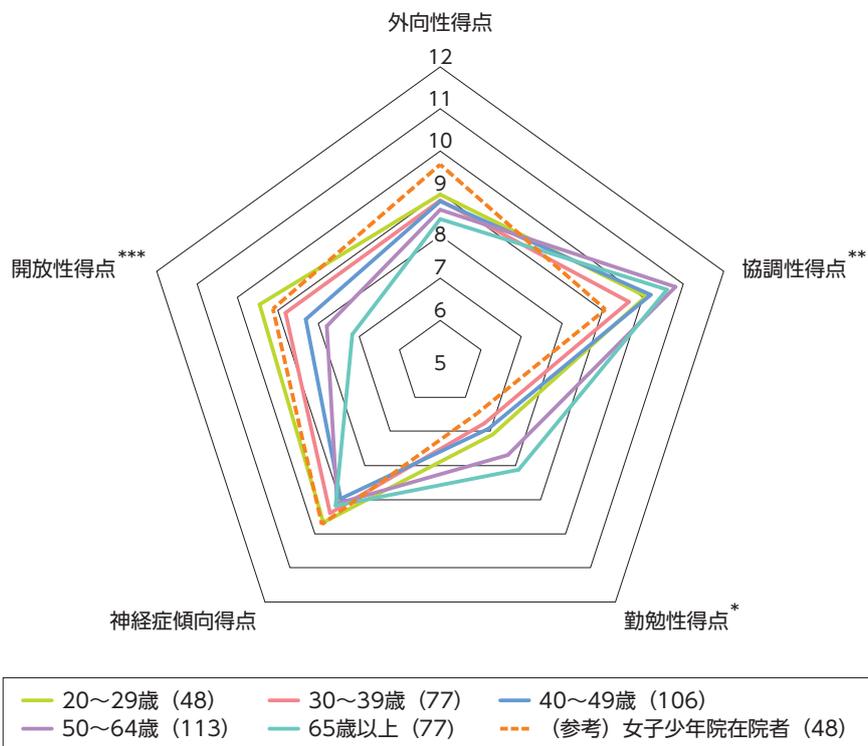
日本語版 Ten Item Personality Inventory (年齢層別)

性格特性	区 分	平 均	標準偏差	統計値及び多重比較
外向性得点	20 ～ 29 歳 (48)	8.98	2.85	F(4, 178.70)=0.455、p=.768
	30 ～ 39 歳 (77)	8.84	3.30	
	40 ～ 49 歳 (106)	8.82	2.58	
	50 ～ 64 歳 (113)	8.62	2.86	
	65 歳 以 上 (77)	8.40	2.73	
	(参 考) 女子少年院在院者 (48)	9.69	3.46	
協調性得点	20 ～ 29 歳 (48)	10.08	2.21	F(4, 416)=3.528、p=.008 30～39歳<50～64歳
	30 ～ 39 歳 (77)	9.66	2.72	
	40 ～ 49 歳 (106)	10.20	2.09	
	50 ～ 64 歳 (113)	10.81	2.12	
	65 歳 以 上 (77)	10.60	2.11	
	(参 考) 女子少年院在院者 (48)	9.08	3.15	
勤勉性得点	20 ～ 29 歳 (48)	7.10	3.04	F(4, 416)=3.832、p=.005 30～39歳、40～49歳<65歳以上
	30 ～ 39 歳 (77)	6.77	2.82	
	40 ～ 49 歳 (106)	6.93	2.71	
	50 ～ 64 歳 (113)	7.70	2.60	
	65 歳 以 上 (77)	8.13	2.20	
	(参 考) 女子少年院在院者 (48)	6.48	2.55	
神経症傾向得点	20 ～ 29 歳 (48)	9.67	2.36	F(4, 416)=0.694、p=.596
	30 ～ 39 歳 (77)	9.40	2.57	
	40 ～ 49 歳 (106)	8.98	2.63	
	50 ～ 64 歳 (113)	9.12	2.88	
	65 歳 以 上 (77)	9.18	2.50	
	(参 考) 女子少年院在院者 (48)	9.73	2.46	
開放性得点	20 ～ 29 歳 (48)	9.46	1.96	F(4, 416)=8.347、p<.001 50～64歳、65歳以上<20～29歳 65歳以上<30～39歳 65歳以上<40～49歳
	30 ～ 39 歳 (77)	8.82	2.71	
	40 ～ 49 歳 (106)	8.32	2.17	
	50 ～ 64 歳 (113)	7.80	2.66	
	65 歳 以 上 (77)	7.17	2.71	
	(参 考) 女子少年院在院者 (48)	9.13	2.75	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本語版 Ten Item Personality Inventoryのいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 多重比較は、Bonferroniの方法によった。
 4 () 内は、実人員である。

3-4-6-2図

日本語版 Ten Item Personality Inventory 得点分布 (年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本語版 Ten Item Personality Inventoryのいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 日本語版 Ten Item Personality Inventoryの性格特性5因子の平均得点の分布を示す。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は一要因分散分析による有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

(2) Locus of Control

Locus of Control 尺度 (以下 (2) において「LOC尺度」という。) の項目を用いて、Internal (内的統制) 傾向 (本章第3節6項 (2) 参照) について、年齢層別に見ると、3-4-6-3表のとおりである。LOC尺度得点を従属変数、年齢層を独立変数として一要因分散分析を行った結果、有意な差は見られなかった。なお、LOC尺度得点分布を年齢層別に見ると、3-4-6-4図のとおりである。

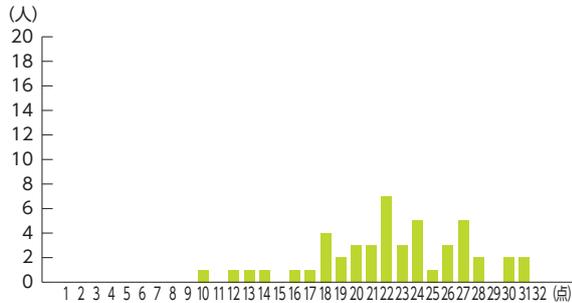
3-4-6-3表 Locus of Control尺度 (年齢層別)

区 分	平 均	標 準 偏 差	統 計 値
20 ～ 29 歳 (50)	23.08	3.15	$F(4, 412)=1.373, p=.242$
30 ～ 39 歳 (75)	22.61	3.97	
40 ～ 49 歳 (105)	22.17	4.20	
50 ～ 64 歳 (115)	22.55	3.74	
65 歳 以 上 (72)	23.43	3.30	
(参 考) 女子少年院在院者 (48)	22.38	4.85	

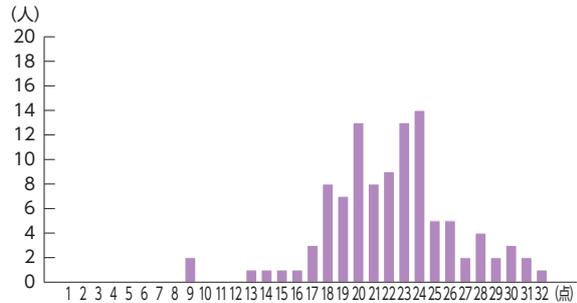
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

3-4-6-4図 Locus of Control尺度得点分布 (年齢層別)

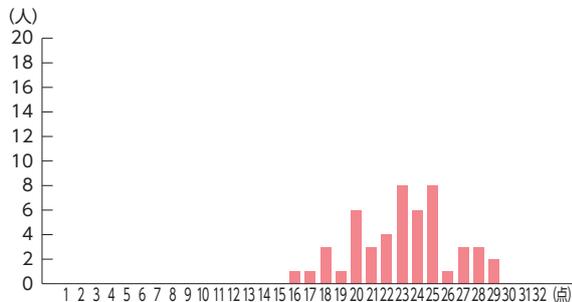
① 20～29歳



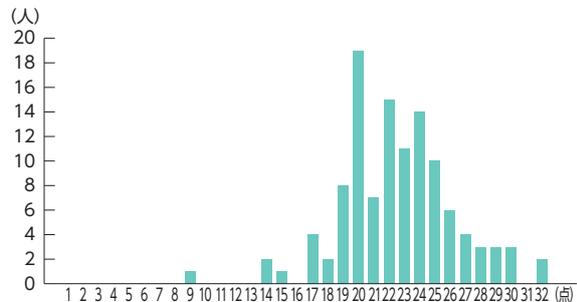
④ 50～64歳



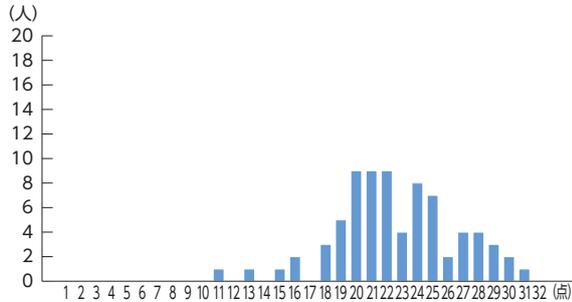
② 30～39歳



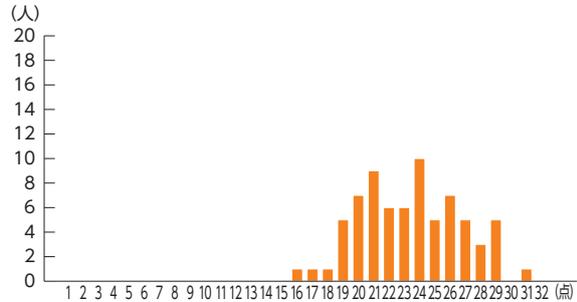
⑤ 65歳以上



③ 40～49歳



(参考) 女子少年院在院者

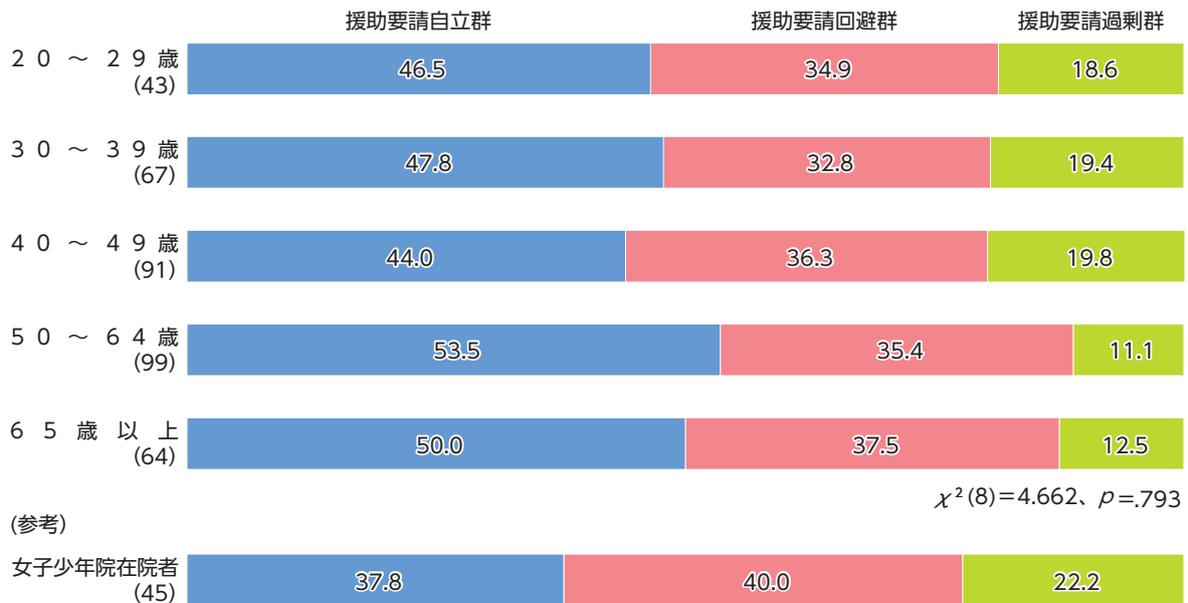


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

(3) 援助希求・要請傾向

援助要請スタイル尺度を用いて、援助希求・要請傾向（本章第3節6項（3）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-6-5図のとおりである。 χ^2 検定を行った結果、有意な差は見られなかった。

3-4-6-5図 援助要請スタイル尺度（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 援助要請スタイル尺度の各項目が不詳の者及び三つの型の得点に差がなくいずれかの群に分類されなかった者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

(4) レジリエンス

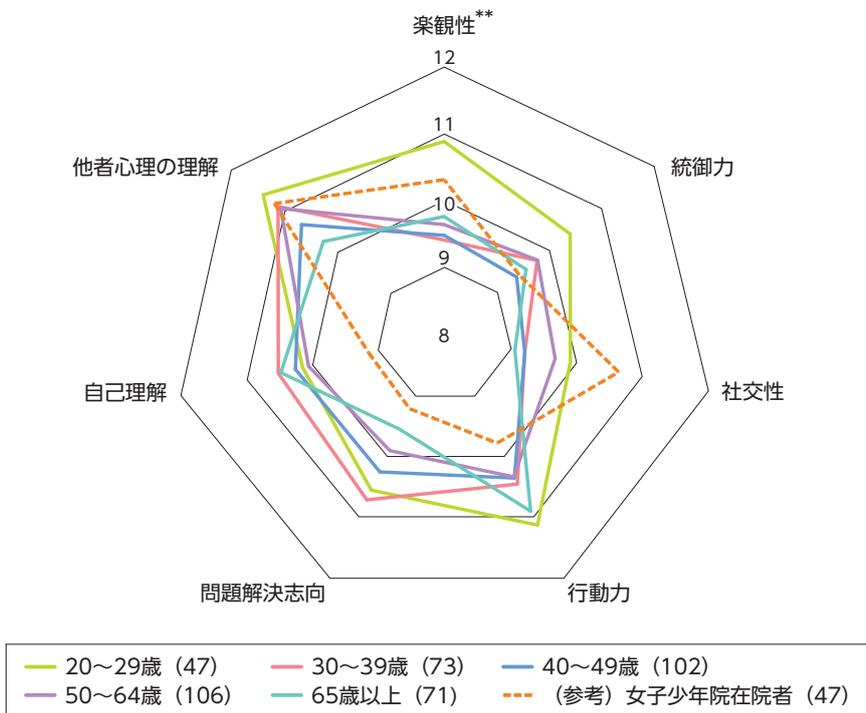
二次元レジリエンス要因尺度を用いて、レジリエンス（精神的回復力）の強さ（本章第3節6項（4）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-6-6表のとおりである。各尺度得点を従属変数、年齢層を独立変数として一要因分散分析を行った結果、いずれも有意な差は見られなかった。なお、レジリエンス7因子の得点分布を年齢層別に見ると、3-4-6-7図のとおりである。

3-4-6-6表 二次元レジリエンス要因尺度（年齢層別）

二次元レジリエンス要因	区 分	平 均	標準偏差	統計値
資質的レジリエンス要因	20 ～ 29 歳 (42)	3.53	0.68	F(4, 394)=1.750、p=.138
	30 ～ 39 歳 (73)	3.24	0.71	
	40 ～ 49 歳 (102)	3.21	0.70	
	50 ～ 64 歳 (106)	3.29	0.73	
	65 歳 以 上 (71)	3.28	0.76	
	(参 考) 女子少年院在院者 (47)	3.35	0.84	
獲得的レジリエンス要因	20 ～ 29 歳 (42)	3.57	0.58	F(4, 394)=1.300、p=.269
	30 ～ 39 歳 (73)	3.60	0.65	
	40 ～ 49 歳 (102)	3.47	0.63	
	50 ～ 64 歳 (106)	3.45	0.77	
	65 歳 以 上 (71)	3.37	0.67	
	(参 考) 女子少年院在院者 (47)	3.28	0.69	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

3-4-6-7図 二次元レジリエンス要因尺度得点分布（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 二次元レジリエンス要因尺度7因子の平均得点の分布を示す。
 4 ***はp<.001、**はp<.01、*はp<.05を示す。p値は一要因分散分析による有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

第5節 調査の結果（女性受刑者の罪種別）

ここでは、女性受刑者について、質問項目Q3（本章第3節2項（2）参照）の回答結果に応じて、①今回受刑することになった事件に窃盗が含まれる者、②今回受刑することになった事件に薬物犯罪（自己使用以外の営利目的所持（譲渡）等のみである場合を含む。以下同じ。）が含まれる者、③今回受刑することになった事件に窃盗と薬物犯罪が含まれる者、④今回受刑することになった事件に窃盗も薬物犯罪もいずれも含まれない者の4群に分け、このうち、①に該当する女性受刑者229名を「窃盗群」、②に該当する女性受刑者133名を「薬物群」として、本章第4節で取り上げた各項目について罪種別に比較・分析し、明らかとなった傾向・特徴を紹介する。

なお、窃盗や薬物犯罪を対象として、これまで法務総合研究所において実施してきた研究には、研究部報告57「窃盗事犯者に関する研究」（法務総合研究所、2017）や研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」（法務総合研究所、2020）がある。

1 調査対象者の基本的属性

窃盗群及び薬物群の年齢、刑名、刑期、刑事施設への入所回数等は、3-5-1表のとおりである。平均年齢は、窃盗群が56.0歳（ $SD=16.0$ ）、薬物群が42.0歳（ $SD=10.9$ ）であり、窃盗群が有意に高かった（ $t(348.95)=9.827$ 、 $p<.001$ ）。

基本的属性について罪種別に χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、年齢、刑名、刑期、刑の執行猶予歴、保護処分歴、婚姻状況及び教育程度について有意な差が見られた。それぞれ調整済み残差を見ると、年齢では、窃盗群は「65歳以上」の構成比が高く、薬物群は「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」の者の構成比が高い傾向が見られた。刑期では、窃盗群は「1年以下」の構成比が高く、薬物群は「3年以下」及び「5年以下」の構成比が高い傾向が見られた。刑の執行猶予歴では、薬物群は「保護観察付一部執行猶予」の構成比が高い傾向が見られた。保護処分歴では、窃盗群は「なし」の構成比が高く、薬物群は「保護観察」及び「少年院送致」の構成比が高い傾向が見られた。婚姻状況では、窃盗群は「死別」の構成比が高い傾向が見られた。

3-5-1表 基本的属性（罪種別）

属性等	区分	総数	窃盗群	薬物群	統計値
総数		362 (100.0)	229 (100.0)	133 (100.0)	
年齢	20 ~ 29 歳	36 (10.0)	▽ 13 (5.7)	△ 23 (17.4)	$\chi^2(4)=66.041$ 、 $p<.001$
	30 ~ 39 歳	58 (16.1)	▽ 30 (13.1)	△ 28 (21.2)	
	40 ~ 49 歳	89 (24.7)	▽ 41 (17.9)	△ 48 (36.4)	
	50 ~ 64 歳	96 (26.6)	66 (28.8)	30 (22.7)	
	65 歳 以上	82 (22.7)	△ 79 (34.5)	▽ 3 (2.3)	
刑名	懲 役	329 (90.9)	228 (99.6)	101 (75.9)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	懲 役（一部執行猶予）	33 (9.1)	1 (0.4)	32 (24.1)	
刑期	1 年 以下	77 (21.3)	△ 74 (32.3)	▽ 3 (2.3)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	2 年 以下	155 (42.8)	94 (41.0)	61 (45.9)	
	3 年 以下	97 (26.8)	▽ 47 (20.5)	△ 50 (37.6)	
	5 年 以下	30 (8.3)	▽ 13 (5.7)	△ 17 (12.8)	
	5 年 を 超 える	3 (0.8)	1 (0.4)	2 (1.5)	
刑事施設への入所回数	1 回	174 (48.1)	115 (50.2)	59 (44.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.326$
	2 回 以上	188 (51.9)	114 (49.8)	74 (55.6)	
犯行時の身上	仮 釈 放 中	6 (1.7)	5 (2.2)	1 (0.8)	Fisherの正確確率検定 $p=.258$
	保護観察付全部執行猶予中	16 (4.5)	11 (4.8)	5 (4.0)	
	単 純 執 行 猶 予 中	83 (23.6)	56 (24.7)	27 (21.6)	
	仮釈放（一部執行猶予）中	4 (1.1)	3 (1.3)	1 (0.8)	
	保護観察付一部執行猶予中	3 (0.9)	-	3 (2.4)	
そ の 他	240 (68.2)	152 (67.0)	88 (70.4)		
刑の執行猶予歴	な し	44 (12.5)	31 (13.7)	13 (10.4)	$\chi^2(3)=9.817$ 、 $p=.020$
	単 純 執 行 猶 予	239 (68.1)	150 (66.4)	89 (71.2)	
	保護観察付全部執行猶予	59 (16.8)	43 (19.0)	16 (12.8)	
	保護観察付一部執行猶予	9 (2.6)	▽ 2 (0.9)	△ 7 (5.6)	
保護処分歴	な し	316 (90.8)	△ 219 (97.8)	▽ 97 (78.2)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	児童自立支援施設等送致	1 (0.3)	-	1 (0.8)	
	保 護 観 察	16 (4.6)	▽ 4 (1.8)	△ 12 (9.7)	
少年院送致	15 (4.3)	▽ 1 (0.4)	△ 14 (11.3)		
婚姻状況	未 婚	82 (23.4)	56 (24.9)	26 (20.6)	$\chi^2(3)=12.800$ 、 $p=.005$
	有 配 偶	120 (34.2)	70 (31.1)	50 (39.7)	
	離 別	126 (35.9)	77 (34.2)	49 (38.9)	
	死 別	23 (6.6)	△ 22 (9.8)	▽ 1 (0.8)	
教育程度	中 学 校 卒 業	88 (25.1)	▽ 48 (21.3)	△ 40 (32.0)	$\chi^2(3)=49.849$ 、 $p<.001$
	高 等 学 校 中 退	78 (22.3)	▽ 29 (12.9)	△ 49 (39.2)	
	高 等 学 校 卒 業	129 (36.9)	△ 102 (45.3)	▽ 27 (21.6)	
	大 学 在 学 ・ 中 退 ・ 卒 業	55 (15.7)	△ 46 (20.4)	▽ 9 (7.2)	
就労状況	有 職	61 (16.9)	36 (15.9)	25 (18.8)	Fisherの正確確率検定 $p=.471$
	無 職	299 (83.1)	191 (84.1)	108 (81.2)	
精神状況	精 神 障 害 な し	232 (68.0)	156 (71.2)	76 (62.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.154$
	知 的 障 害	1 (0.3)	-	1 (0.8)	
	人 格 障 害	5 (1.5)	2 (0.9)	3 (2.5)	
	神 経 症 性 障 害	19 (5.6)	13 (5.9)	6 (4.9)	
	そ の 他 の 精 神 障 害	82 (24.0)	46 (21.0)	36 (29.5)	
	不 詳	2 (0.6)	2 (0.9)	-	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
 5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
 6 「婚姻状況」は、犯行時による。
 7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
 8 「就労状況」は、犯行時により、「無職」は、学生・生徒及び家事従事者を含む。
 9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。
 10 ()内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。
 11 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

2 事件の概要

(1) 非行・犯罪歴

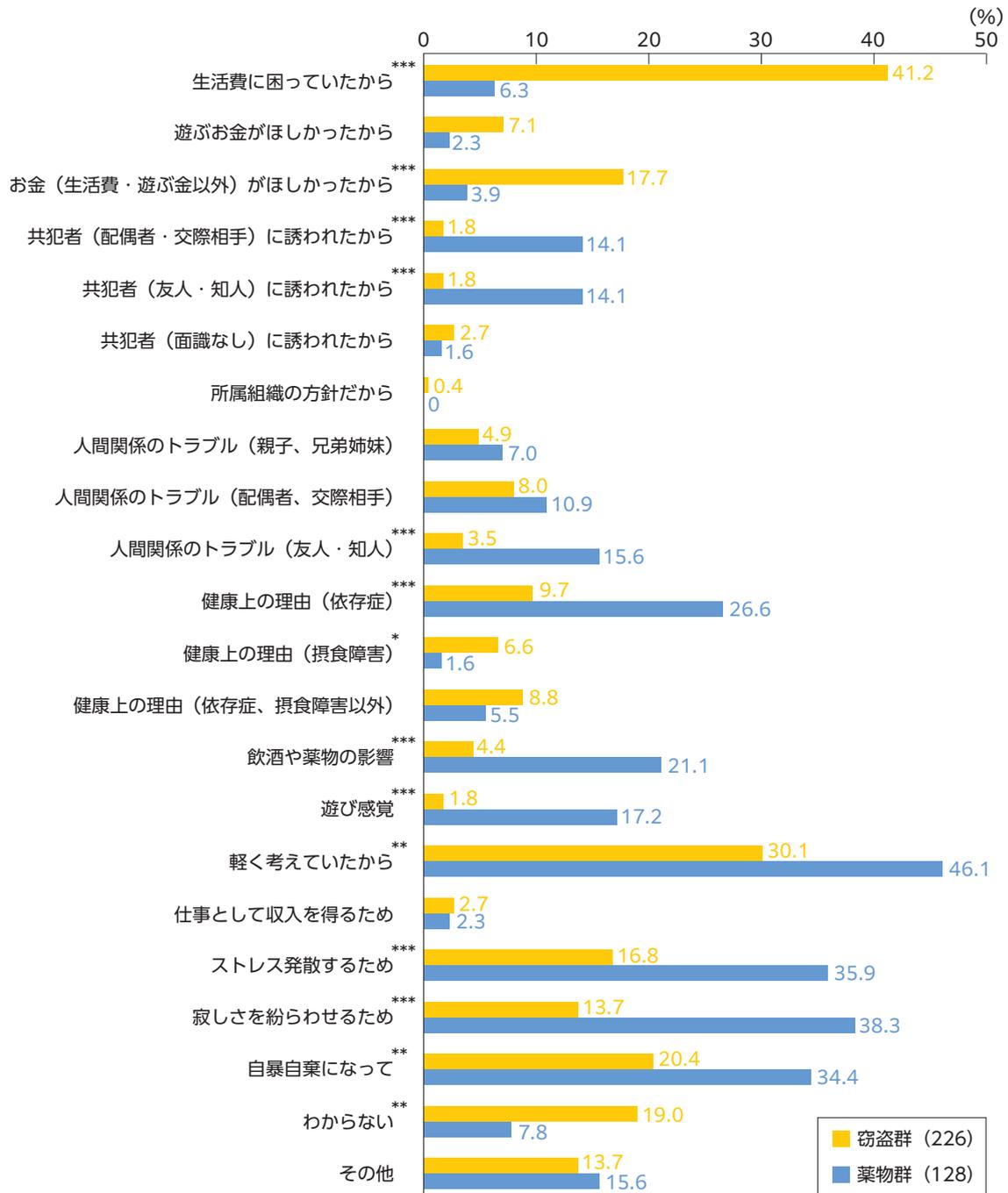
非行・犯罪歴のうち、初めて処分を受けた年齢（本章第3節2項（1）参照）について、罪種別に見ると、窃盗群の構成比は「65歳以上」（23.2%）が最も高く、薬物群の構成比は「20～29歳」（40.0%）が最も高かった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた（ $\chi^2(5) = 83.203, p < .001$ ）。調整済み残差を見ると、窃盗群の「50～64歳」及び「65歳以上」の構成比が高く、薬物群の「20歳未満」及び「20～29歳」の構成比が高い傾向が見られた。

(2) 事件の動機・理由

今回受刑することになった事件の動機・理由（本章第3節2項（3）参照）について、罪種別に見ると、3-5-2-1図のとおりである。窃盗群の該当率は、「生活費に困っていたから」（41.2%）が最も高く、次いで、「軽く考えていたから」（30.1%）、「自暴自棄になって」（20.4%）の順であった。薬物群の該当率は、「軽く考えていたから」（46.1%）が最も高く、次いで、「寂しさを紛らわせるため」（38.3%）、「ストレス発散するため」（35.9%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「生活費に困っていたから」、「お金（生活費、遊ぶ金以外）がほしかったから」、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」、「人間関係のトラブル（友人・知人）」、「健康上の理由（依存症）」、「健康上の理由（摂食障害）」、「飲酒や薬物の影響」、「遊び感覚」、「軽く考えていたから」、「ストレス発散するため」、「寂しさを紛らわせるため」、「自暴自棄になって」、「わからない」であった。

3-5-2-1図

事件の動機・理由（罪種別）



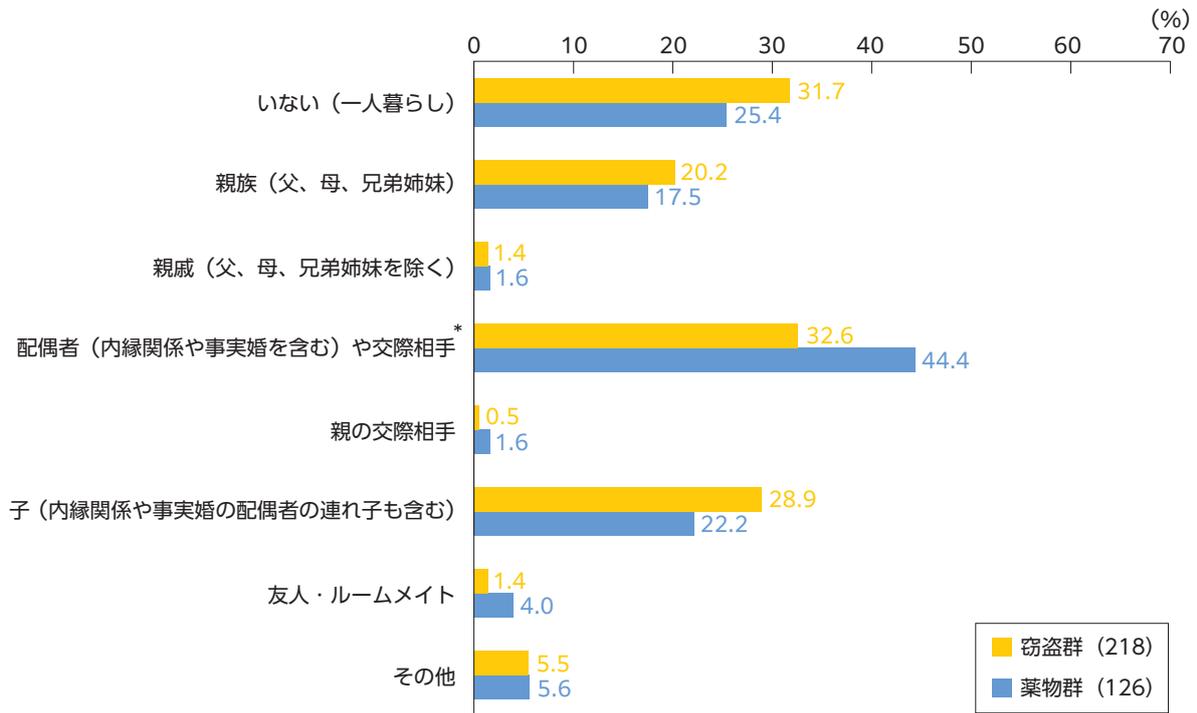
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 事件の動機・理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。
 6 本図を見るに当たっては、「薬物群」に今回受刑することになった事件が自己使用以外の営利目的所持（譲渡）等のみである者を含むことに留意が必要である。

3 逮捕前の生活状況等

(1) 家庭状況

家庭状況のうち、一緒に暮らしていた者（本章第3節3項（1）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-1図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」であった。

3-5-3-1図 一緒に暮らしていた者（罪種別）

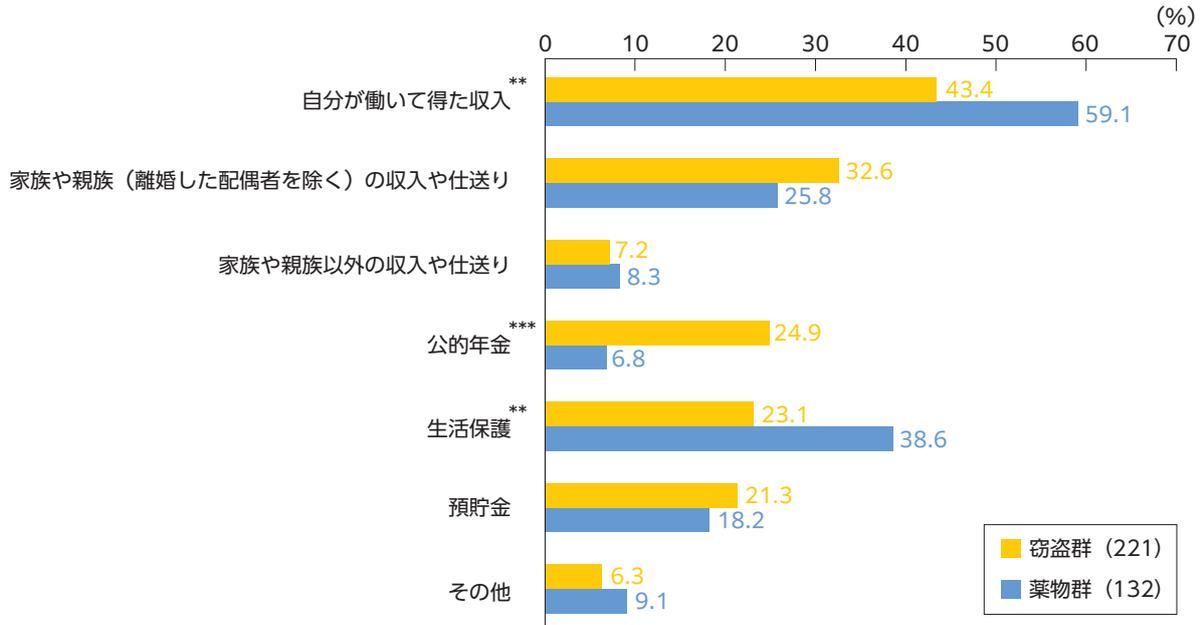


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 「親族（父、母、兄弟姉妹）」は、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」のいずれかと一緒に暮らしていたと回答した者の比率である。
 6 ()内は、実人員である。

(2) 経済状況

経済状況のうち、収入源（本章第3節3項（2）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-2図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「自分で働いて得た収入」、「公的年金」及び「生活保護」であった。

3-5-3-2図 収入源（罪種別）

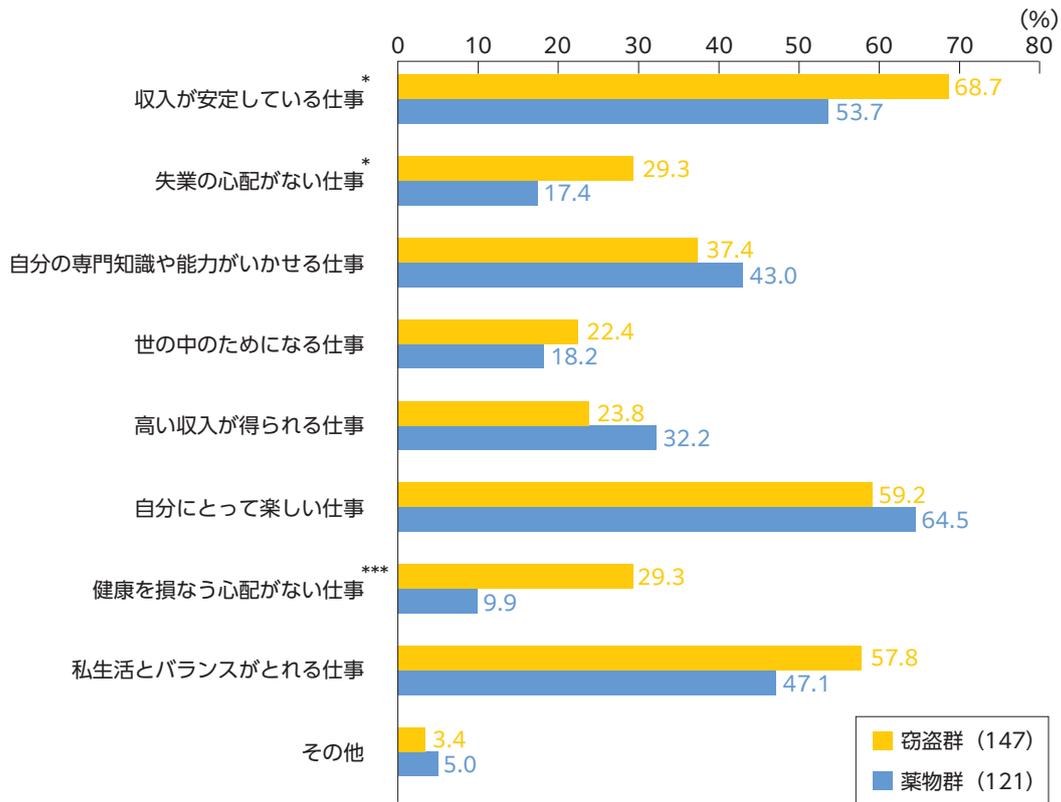


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 収入源が不詳の者（「分からない」と回答した者を含む）を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

(3) 就労状況

就労状況のうち、理想の仕事（本章第3節3項（3）エ参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-3図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「収入が安定している仕事」、「失業の心配がない仕事」、「健康を損なう心配がない仕事」であり、いずれも窃盗群の方が高かった。

3-5-3-3図 理想の仕事（罪種別）



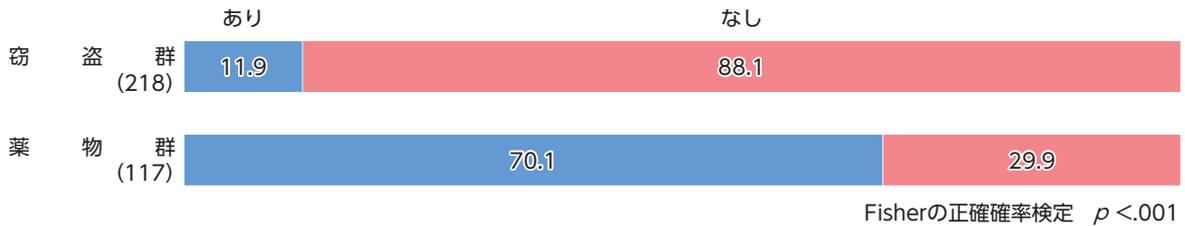
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 理想の仕事が不詳の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

(4) 反社会的行為をする者との関わりの有無

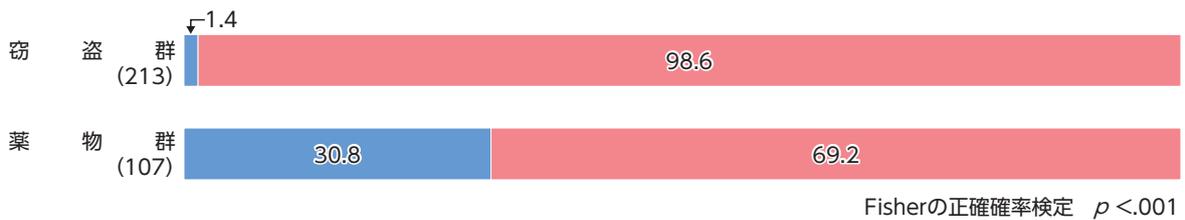
反社会的行為をする者との関わりの有無（本章第3節3項（4）参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-4図のとおりである。「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」、「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」のいずれにおいても、「あり」の薬物群の構成比は窃盗群よりも高く、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-5-3-4図 反社会的行為をする者との関わりの有無等（罪種別）

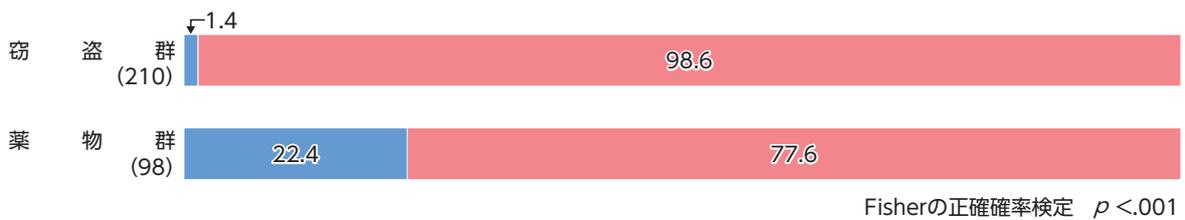
① 警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり



② 暴力団関係者との関わり



③ 暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり

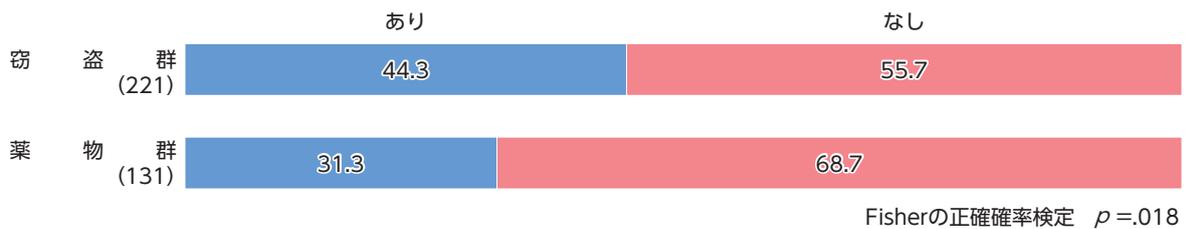


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 反社会的行為をする者との関わりの有無等が不詳の者及び反社会的行為をする者との関わりに係る質問において「わからない」又は「答えない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(5) 心身の状況

治療や投薬を受けていた慢性疾患の有無（本章第3節3項（5）参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-5図のとおりである。慢性疾患が「あり」の窃盗群の構成比は44.3%で、薬物群は31.3%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-5-3-5図 慢性疾患の有無（罪種別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 慢性疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

治療や投薬を受けていた精神疾患の有無（本章第3節3項（5）参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-6図のとおりである。精神疾患が「あり」の窃盗群の構成比は56.5%で、薬物群は60.6%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-5-3-6図 精神疾患の有無（罪種別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 精神疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 困りごと・相談状況

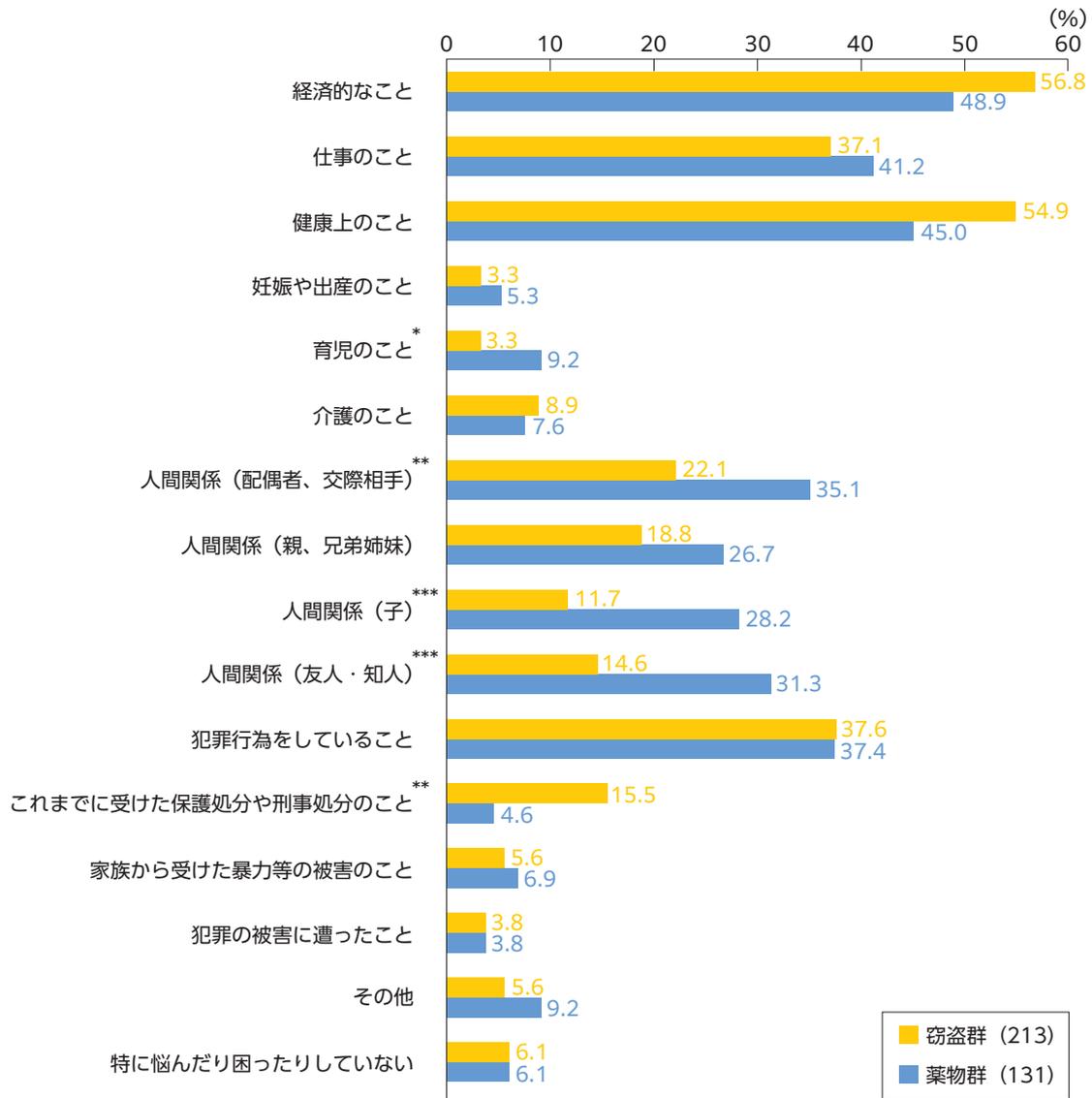
ア 困りごとの内容

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間に抱えていた悩みや不安（本章第3節3項（6）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-7図のとおりである。窃盗群の該当率は、「経済的なこと」（56.8%）が最も高く、次いで、「健康上的こと」（54.9%）、「犯罪行為をしていること」（37.6%）の順であった。薬物群の該当率は、「経済的なこと」（48.9%）が最も高く、次いで、「健康上的こと」（45.0%）、「仕事のこと」（41.2%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「育児のこと」、「人間関係（配偶者、交際相手）」、「人間関係（子）」、「人間関係（友人・知人）」、「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」であった。

なお、事件の動機・理由では、「生活費に困っていたから」が窃盗群で有意に高かったが（本節2項（2）参照）、悩みや不安における「経済的なこと」では有意な差は見られなかった。また、配偶者等からの暴力について、薬物群の方が被害経験を有している者が有意に多かったが（本節5項参照）、悩みや不安における「家族から受けた暴力等の被害のこと」では有意な差は見られなかった。

3-5-3-7図

困りごとの内容（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

イ 相談の有無、相談先及び相談しなかった理由

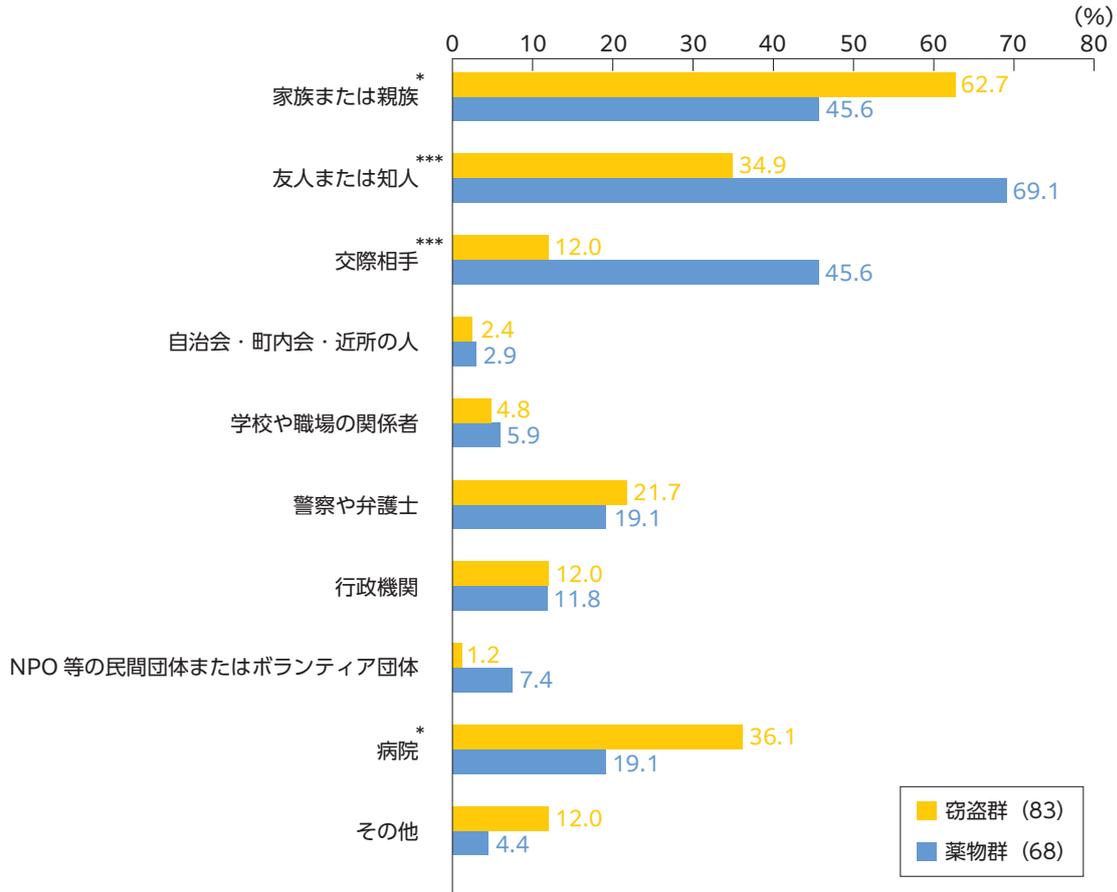
悩みや不安があったとする者の相談状況（本章第3節3項（6）イ参照）について、罪種別に見ると、「相談した」の窃盗群の構成比は44.7%で、薬物群は56.6%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた ($p=.048$)。

さらに「相談した」とする者の相談先（本章第3節3項（6）イ参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-8図のとおりである。窃盗群の該当率は、「家族または親族」（62.7%）が最も高く、次いで、「病

院」(36.1%)、「友人または知人」(34.9%)の順であった。薬物群の該当率は、「友人または知人」(69.1%)が最も高く、次いで、「家族または親族」及び「交際相手」(いずれも45.6%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「家族または親族」、「友人または知人」、「交際相手」及び「病院」であった。

3-5-3-8図

相談先（罪種別）

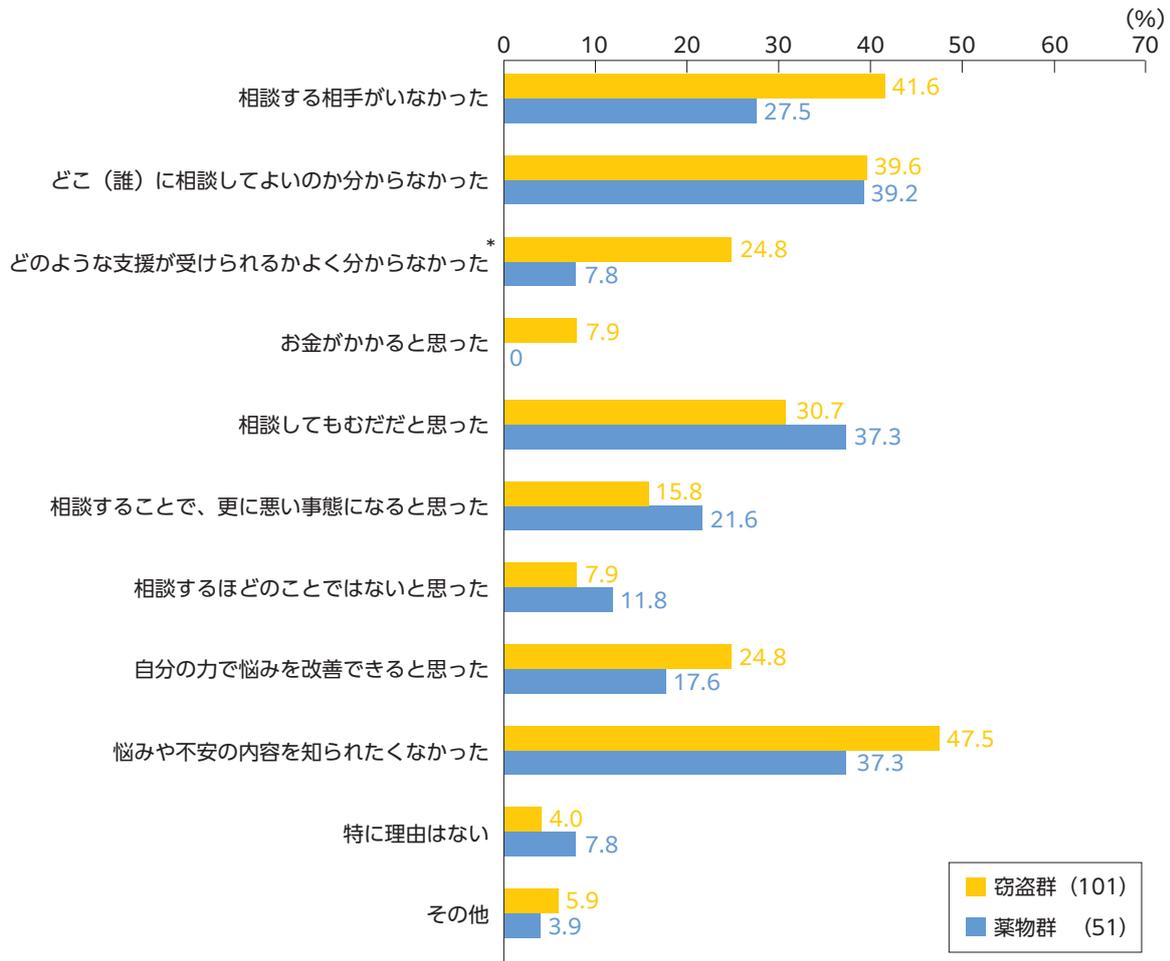


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 相談先が不詳の者を除く。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

また、「相談しなかった」とする者の理由（本章第3節3項（6）イ参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-9図のとおりである。窃盗群の該当率は、「悩みや不安の内容を知られなくなかった」(47.5%)が最も高く、次いで、「相談する相手がいなかった」(41.6%)、「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」(39.6%)の順であった。薬物群の該当率は、「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」(39.2%)が最も高く、次いで、「相談してもむだだと思った」及び「悩みや不安の内容を知

られたくなかった」(いずれも37.3%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「どのような支援が受けられるかよく分からなかった」であった。

3-5-3-9図 相談しなかった理由(罪種別)



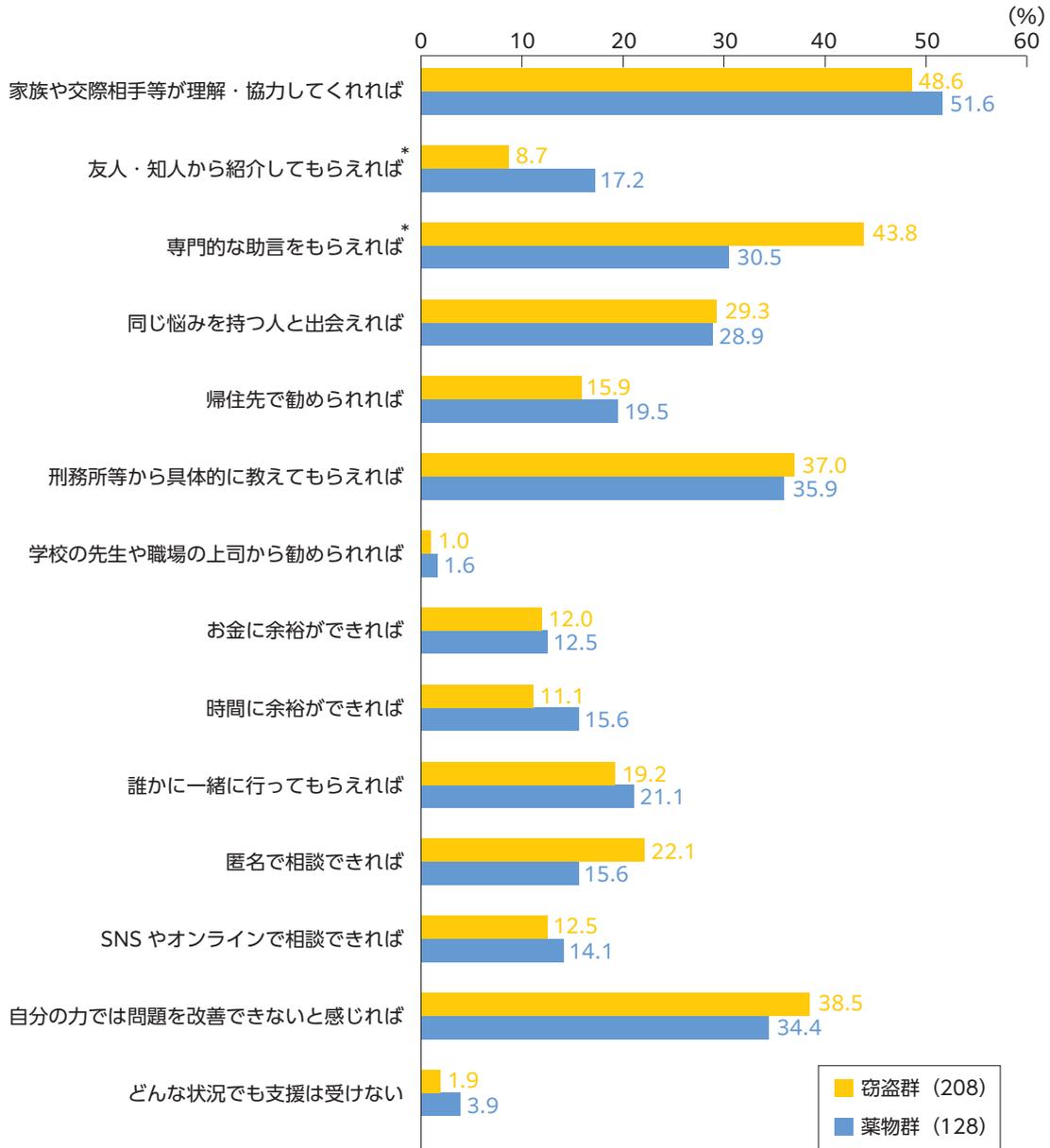
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無に係る質問について「相談しなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 4 相談しなかった理由が不詳の者を除く。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 6 ()内は、実人員である。

(7) 支援機関等への相談に対する考え

支援機関等への相談に対する考え(本章第3節3項(7)参照)について、罪種別に見ると、3-5-3-10図のとおりである。窃盗群、薬物群いずれの該当率も、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」(48.6%、51.6%)が最も高かった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「友人・知人から紹介してもらえれば」、「専門的な助言をもらえれば」であった。

3-5-3-10図

支援機関等への相談に対する考え（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 支援機関の相談に対する考えが不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ()内は、実人員である。

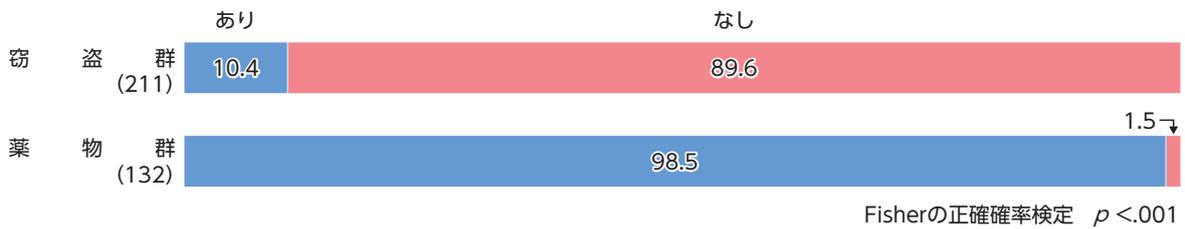
4 生活・行動歴

(1) 薬物使用経験

ア 違法薬物の使用経験の有無

違法薬物の使用経験の有無（本章第3節4項（1）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-1図のとおりである。使用経験が「あり」の窃盗群の構成比は10.4%で、薬物群は98.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-5-4-1図 違法薬物の使用経験の有無（罪種別）

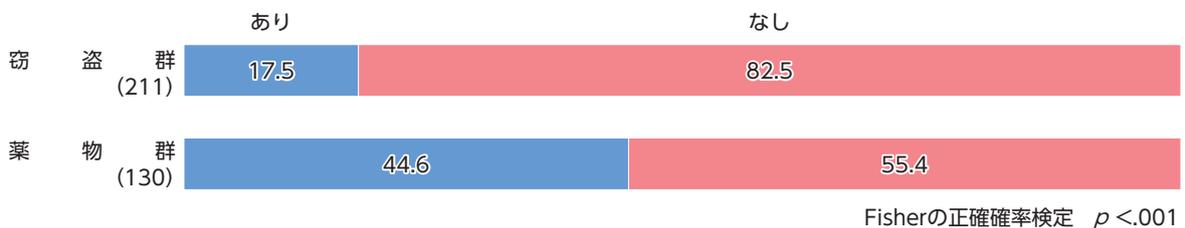


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 違法薬物の使用経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。
 4 本図を見るに当たっては、「薬物群」に今回受刑することになった事件が自己使用以外の営利目的所持（譲渡）等のみである者を含むことに留意が必要である。

イ 市販薬等の目的外使用経験の有無

市販薬等の目的外使用経験の有無（本章第3節4項（1）イ参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-2図のとおりである。目的外使用経験が「あり」の窃盗群の構成比は17.5%で、薬物群は44.6%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-5-4-2図 市販薬等の目的外使用経験の有無（罪種別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 市販薬等の目的外使用経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 食行動

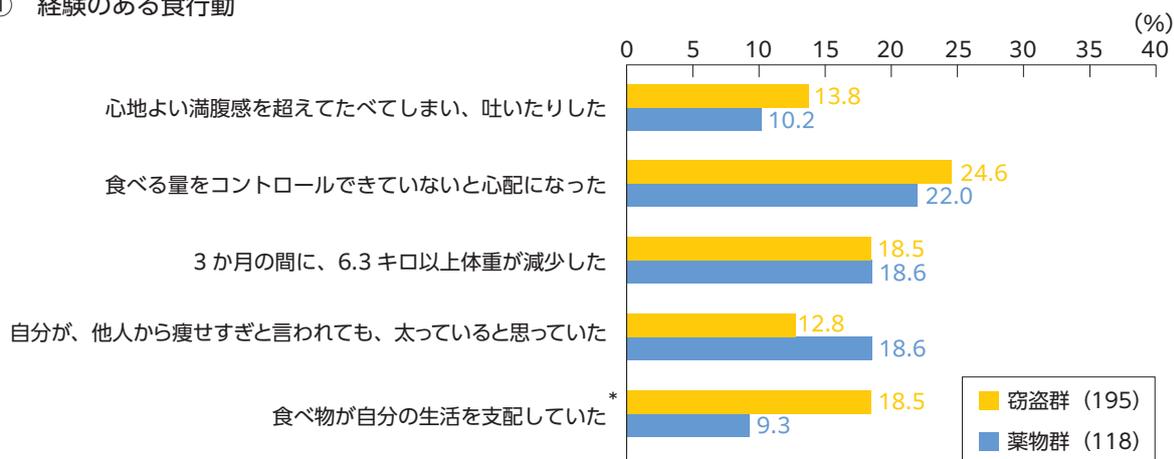
食行動における各項目の該当率（本章第3節4項（3）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-3図①のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、「食べ物が自分の生活を支配していた」について、有意に窃盗群が高かったが、その他の項目については有意な差は見られなかった。

食行動の問題の有無（本章第3節4項（3）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-3図②のとおりである。問題が「あり」の窃盗群の構成比は21.5%で、薬物群は25.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

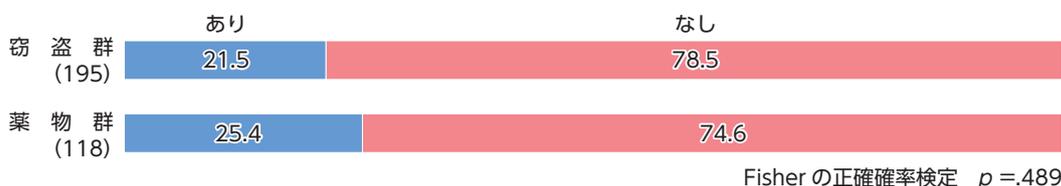
一方、治療や投薬を受けていた精神疾患（本章第3節3項（5）参照）について、罪種別に見ると、「摂食障害」の窃盗群の該当率は21.0%、薬物群は6.5%であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた（ $p=.007$ ）。これらのことから、薬物群においては摂食障害として治療や投薬を受けている該当率は低いものの、食行動の問題としては窃盗群とほぼ同様の状況にある可能性がうかがえる。

3-5-4-3図 食行動（罪種別）

① 経験のある食行動



② 食行動の問題



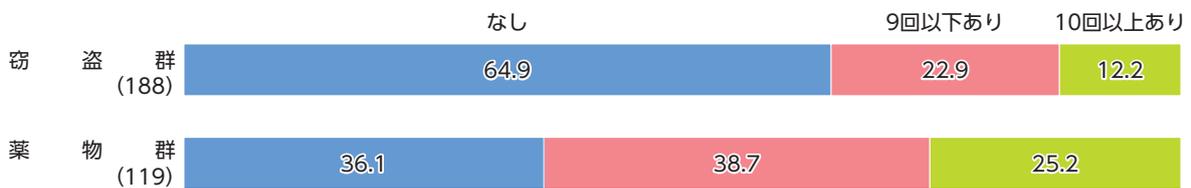
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 経験のある食行動のいずれかの項目が不詳の者及び食行動の問題の有無が不詳の者を除く。
 3 ①は、各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ①の***は、 $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 ②の「あり」は、①の項目に二つ以上該当した者である。
 6 ()内は、実人員である。

(3) 自傷行為・自殺念慮等

ア 自傷行為の経験

自傷行為の経験（本章第3節4項（4）ア参照）について、罪種別に見ると、**3-5-4-4図**のとおりである。窃盗群の構成比は「なし」（64.9%）が最も高く、薬物群の構成比は「9回以下あり」（38.7%）が最も高かった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、窃盗群の「なし」の構成比が高く、薬物群の「9回以下あり」及び「10回以上あり」の構成比が高い傾向が見られた。

3-5-4-4図 自傷行為の経験（罪種別）



$\chi^2(2)=24.584, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自傷行為の経験に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自傷行為の経験が不詳の者を除く。

3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。

4 ()内は、実人員である。

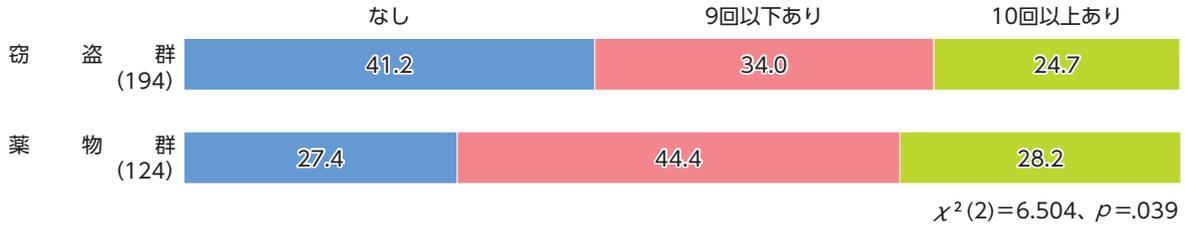
イ 自殺念慮・自殺企図の経験

自殺念慮の経験（本章第3節4項（4）イ参照）について、罪種別に見ると、**3-5-4-5図①**のとおりである。窃盗群の構成比は「なし」（41.2%）が最も高く、薬物群の構成比は「9回以下あり」（44.4%）が最も高かった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、窃盗群の「なし」の構成比が高い傾向が見られた。

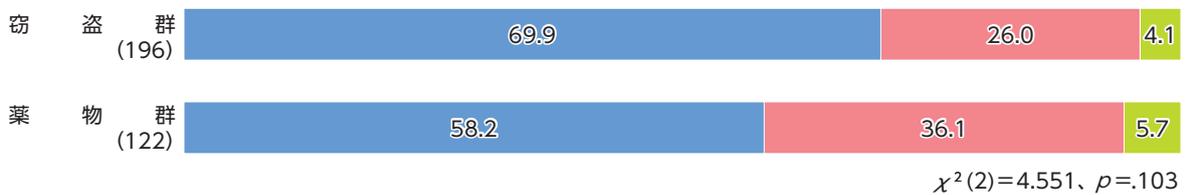
自殺企図の経験（本章第3節4項（4）イ参照）について、罪種別に見ると、**3-5-4-5図②**のとおりである。窃盗群、薬物群のいずれの構成比も「なし」（69.9%、58.2%）が最も高く、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-5-4-5図 自殺念慮・自殺企図の経験（罪種別）

① 自殺念慮



② 自殺企図



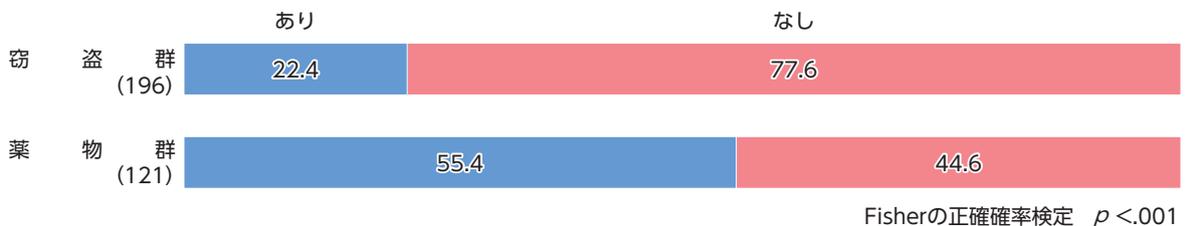
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自殺念慮及び自殺企図に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自殺念慮及び自殺企図の経験が不詳の者を除く。
 3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

(4) 性経験等

ア 不特定かつ多数の者との性交経験の有無

不特定かつ多数の者との性交経験の有無（本章第3節4項（5）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-6図のとおりである。経験が「あり」の窃盗群の構成比は22.4%で、薬物群は55.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-5-4-6図 不特定かつ多数の者との性交経験の有無（罪種別）

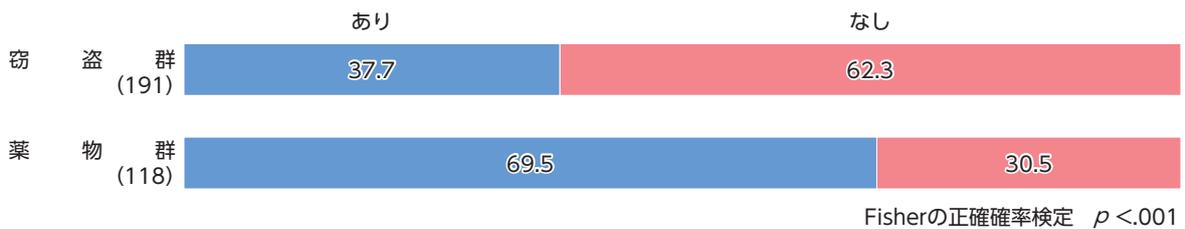


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不特定かつ多数の者との性交経験の有無が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

イ 中絶経験の有無

中絶経験の有無（本章第3節4項（5）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-7図のとおりである。経験が「あり」の窃盗群の構成比は37.7%で、薬物群は69.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-5-4-7図 中絶経験の有無（罪種別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 中絶経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(5) 小児期逆境体験

ACE得点（本章第3節4項（6）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-8表のとおりである。Mann-WhitneyのU検定の結果、薬物群は、窃盗群より有意に得点が高かった。

3-5-4-8表 ACE得点（罪種別）

区分	中央値	四分位範囲	統計値
窃盗群 (193)	1.00	0.00-3.00	U=14466.000、 $p < .001$
薬物群 (118)	3.00	1.00-5.00	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ACE得点が不詳の者を除く。
 3 Mann-WhitneyのU検定によった。
 4 () 内は、実人員である。

(6) 配偶者等からの被害・配偶者等への加害

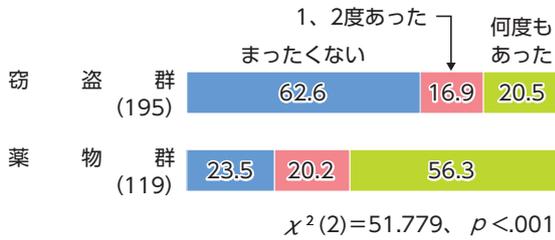
配偶者や交際相手からの被害経験（本章第3節4項（7）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-9図のとおりである。被害経験が「まったくない」の窃盗群の構成比は、「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「経済的圧迫」でそれぞれ約6～7割、「性的強要」で約8割であったのに対し、薬物群は、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」でそれぞれ約2～3割、「経済的圧迫」及び「性的強要」でそれぞれ約5～6割であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「経済的圧迫」において窃盗群の「まったくない」の構成比が高く、薬物群の「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。また、「性的強要」において窃盗群の「まったくない」

の構成比が高く、薬物群の「1、2度あった」及び「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。

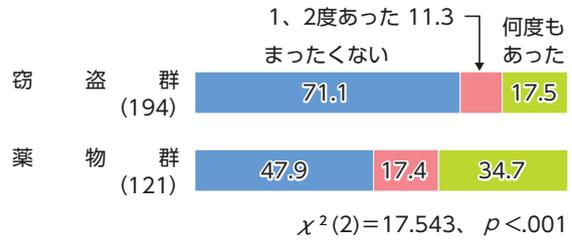
3-5-4-9図

配偶者・交際相手からの被害経験（罪種別）

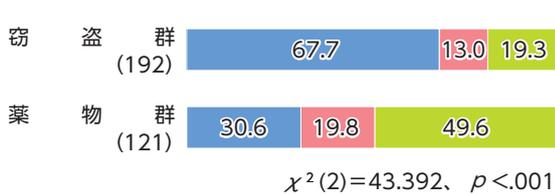
① 身体的暴行



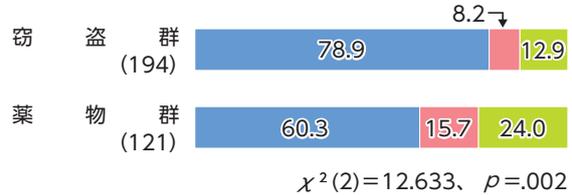
③ 経済的圧迫



② 心理的攻撃



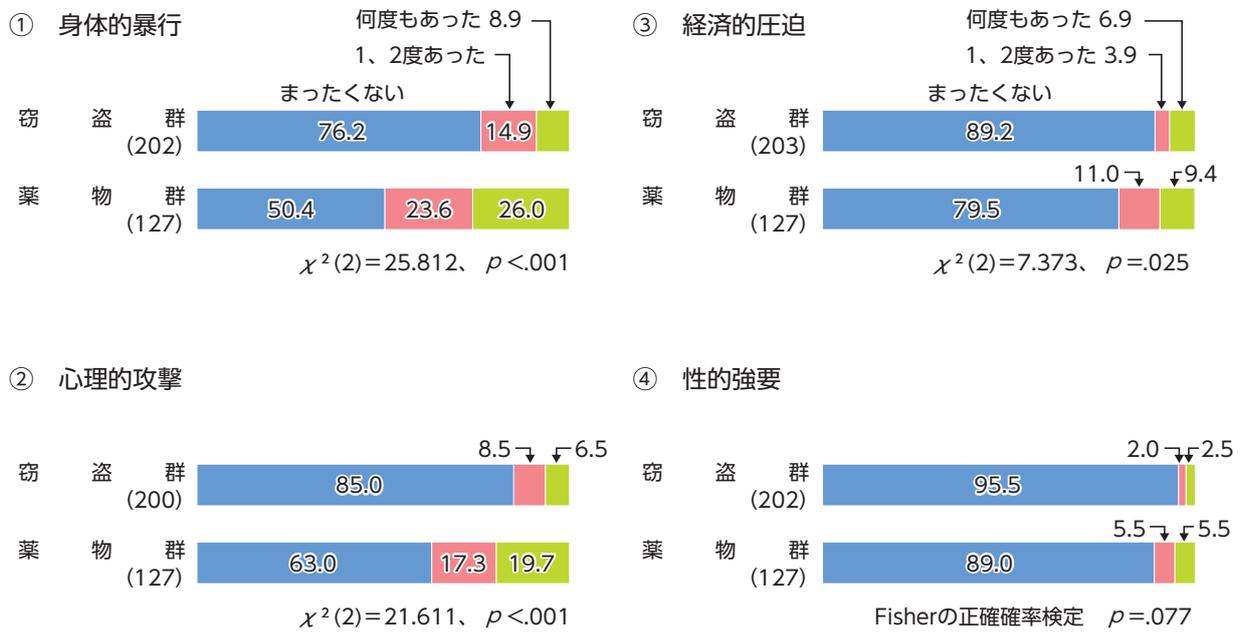
④ 性的強要



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 配偶者・交際相手からの被害経験が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

配偶者や交際相手への加害経験（本章第3節4項（7）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-10図のとおりである。加害経験が「まったくない」の窃盗群の構成比は、「身体的暴行」で約8割、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」でそれぞれ9割前後であったのに対し、薬物群は、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」でそれぞれ約5～6割、「経済的圧迫」及び「性的強要」でそれぞれ約8～9割であった。 χ^2 検定の結果、「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「経済的圧迫」で有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」で窃盗群の「まったくない」の構成比が高く、薬物群の「1、2度あった」及び「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。また、「経済的圧迫」で窃盗群の「まったくない」の構成比が高く、薬物群の「1、2度あった」の構成比が高い傾向が見られた。

3-5-4-10図 配偶者・交際相手への加害経験（罪種別）



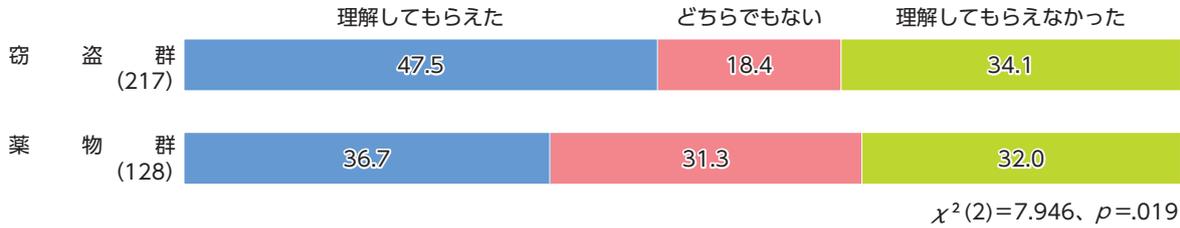
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 配偶者・交際相手への加害経験が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

5 生活意識・価値観

生活意識・価値観のうち、司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度（本章第3節5項（4）参照）について、罪種別に見ると、3-5-5-1図のとおりである。「理解してもらえた」の構成比は、窃盗群は47.5%、薬物群は36.7%であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、薬物群の「どちらでもない」の構成比が高い傾向が見られた。

3-5-5-1図

司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度（罪種別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法手続における自分の気持ちや考えの受容の程度が不詳の者を除く。
 3 「理解してもらえた」は「とても理解してもらえた」及び「やや理解してもらえた」を合計した構成比であり、「理解してもらえなかった」は「あまり理解してもらえなかった」及び「全く理解してもらえなかった」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

6 心理的側面

(1) 性格特性

日本語版Ten Item Personality Inventoryの項目を用いて、性格特性（本章第3節6項（1）参照）について、罪種別に見ると、3-5-6-1表のとおりである。窃盗群は、協調性得点が最も高く、次いで、神経症傾向得点、外向性得点の順であった。薬物群は、協調性得点が最も高く、次いで、外向性得点、開放性得点の順であった。各性格特性の平均得点それぞれについて、t検定を行った結果、外向性得点及び開放性得点は、薬物群が有意に高く、神経症傾向得点は、窃盗群が有意に高かった。なお、性格特性5因子の得点分布について、罪種別に見ると、3-5-6-2図のとおりである。

3-5-6-1表

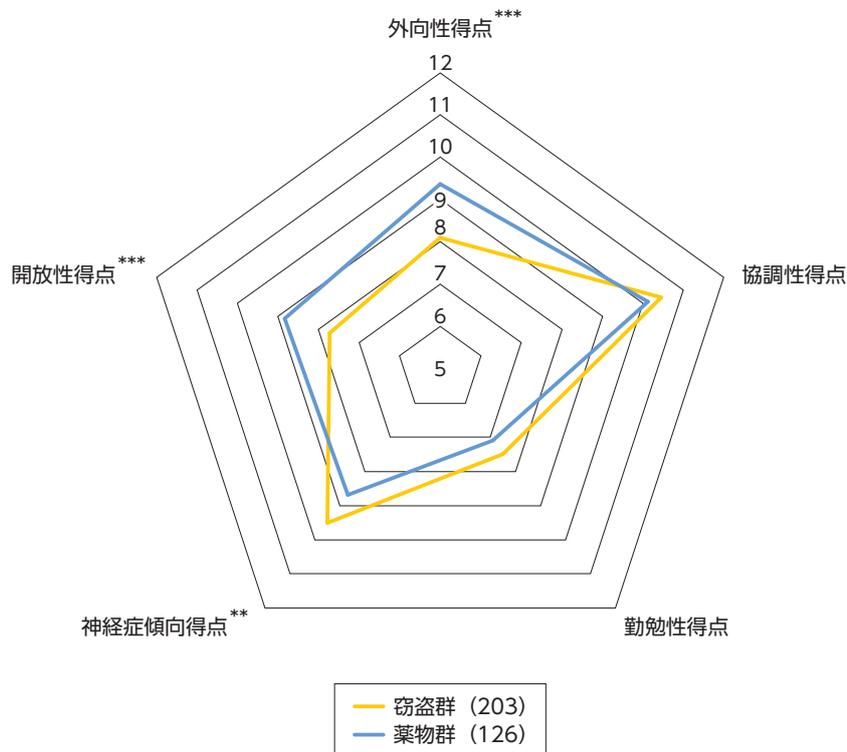
日本語版 Ten Item Personality Inventory（罪種別）

性格特性	区分	平均	標準偏差	統計値
外向性得点	窃盗群 (203)	8.10	2.87	$t(327)=3.932, p<.001$
	薬物群 (126)	9.37	2.80	
協調性得点	窃盗群 (203)	10.46	2.36	$t(327)=1.278, p=.202$
	薬物群 (126)	10.13	2.00	
勤勉性得点	窃盗群 (203)	7.50	2.77	$t(327)=1.296, p=.196$
	薬物群 (126)	7.10	2.78	
神経症傾向得点	窃盗群 (203)	9.51	2.57	$t(327)=2.825, p=.005$
	薬物群 (126)	8.69	2.52	
開放性得点	窃盗群 (203)	7.73	2.60	$t(327)=3.927, p<.001$
	薬物群 (126)	8.84	2.32	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本語版 Ten Item Personality Inventoryのいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

3-5-6-2図

日本語版 Ten Item Personality Inventory 得点分布 (罪種別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本語版 Ten Item Personality Inventoryのいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 日本語版 Ten Item Personality Inventoryの性格特性5因子の平均得点の分布を示す。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は t 検定による有意確率(両側検定)である。
 5 ()内は、実人員である。

(2) Locus of Control

Locus of Control尺度(以下(2)において「LOC尺度」という。)を用いて、Internal(内的統制)傾向(本章第3節6項(2)参照)について、罪種別に見ると、3-5-6-3表のとおりである。LOC尺度得点について、 t 検定を行った結果、有意な差は見られなかった。なお、LOC尺度の得点分布について、罪種別に見ると、3-5-6-4図のとおりである。

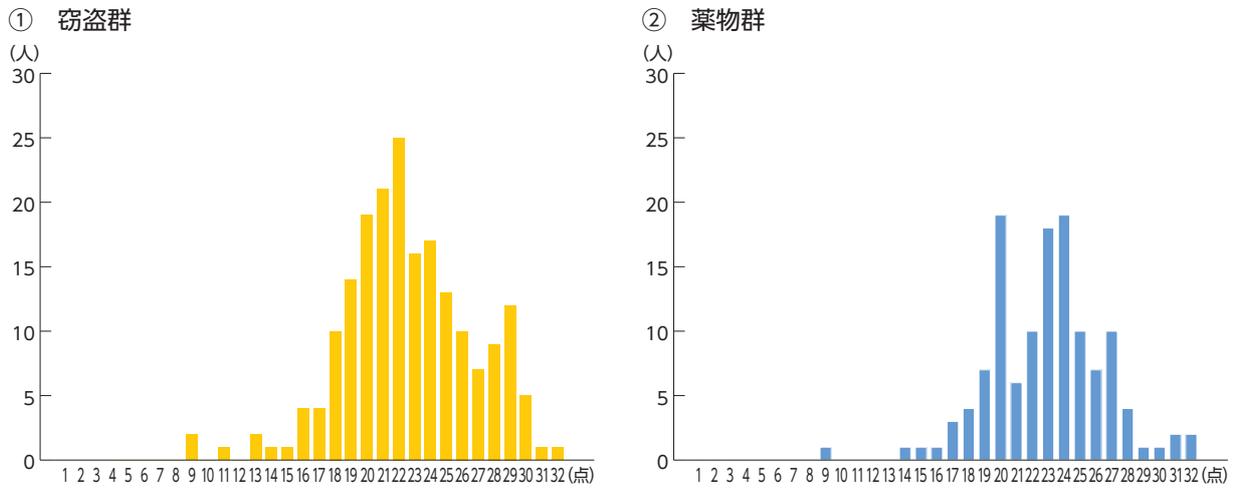
3-5-6-3表

Locus of Control 尺度 (罪種別)

区分	平均	標準偏差	統計値
窃盗群 (195)	22.54	4.09	$t(320)=0.739, p=.461$
薬物群 (127)	22.87	3.64	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

3-5-6-4図 Locus of Control尺度得点分布（罪種別）

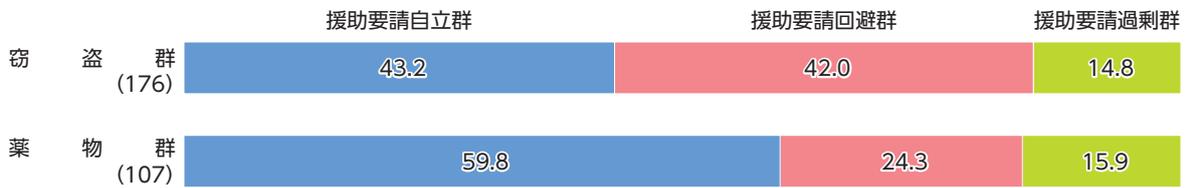


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

(3) 援助希求・要請傾向

援助要請スタイル尺度を用いて、援助希求・要請傾向（本章第3節6項（3）参照）について、罪種別に見ると、3-5-6-5図のとおりである。窃盗群、薬物群いずれの構成比も「援助要請自立群」が最も高かった（43.2%、59.8%）。 χ^2 検定を行った結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、窃盗群の構成比は「援助要請回避群」が高く、薬物群の構成比は「援助要請自立群」が高い傾向が見られた。

3-5-6-5図 援助要請スタイル尺度（罪種別）



$\chi^2(2)=9.706、p=.008$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 援助要請スタイル尺度の各項目が不詳の者又は三つの型の得点に差がなくいずれかの群に分類されなかった者を除く。
3 () 内は、実人員である。

(4) レジリエンス

二次元レジリエンス要因尺度を用いて、レジリエンス（精神的回復力）の強さ（本章第3節6項（4）

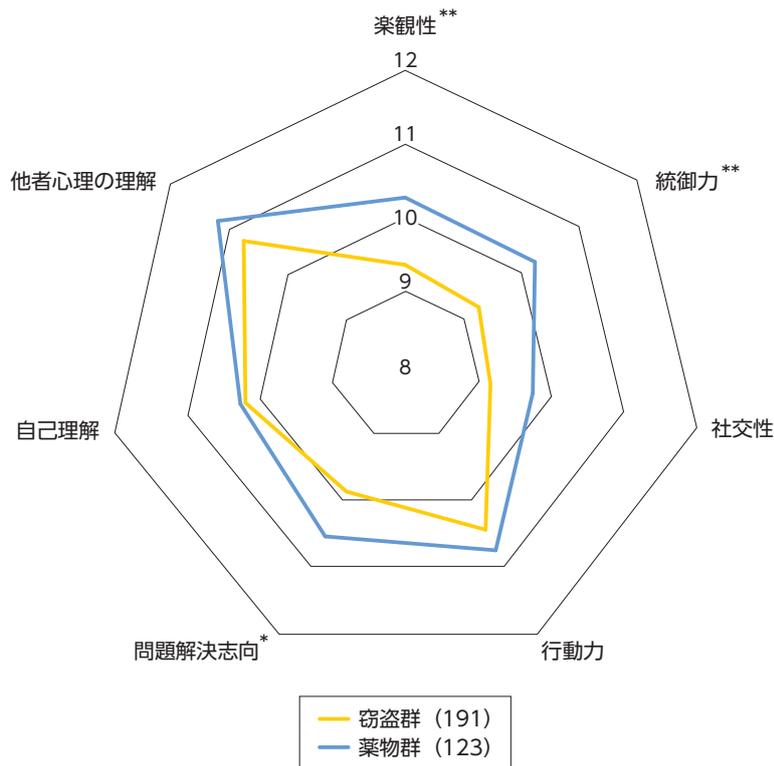
参照) について、罪種別に見ると、3-5-6-6表のとおりである。各尺度得点の平均値について、*t*検定を行った結果、資質的レジリエンス要因尺度得点は、薬物群が有意に高く、獲得的レジリエンス要因尺度得点は、窃盗群と薬物群に有意な差は見られなかった。なお、レジリエンス7因子の得点分布について、罪種別に見ると、3-5-6-7図のとおりである。

3-5-6-6表 二次元レジリエンス要因尺度 (罪種別)

二次元レジリエンス要因	区分	平均	標準偏差	統計値
資質的レジリエンス要因	窃盗群 (191)	3.19	0.69	$t(312)=2.793, p=.006$
	薬物群 (123)	3.42	0.76	
獲得的レジリエンス要因	窃盗群 (191)	3.42	0.69	$t(312)=1.708, p=.089$
	薬物群 (123)	3.56	0.62	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

3-5-6-7図 二次元レジリエンス要因尺度得点分布 (罪種別)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 二次元レジリエンス要因尺度7因子の平均得点の分布を示す。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は*t*検定による有意確率 (両側検定) である。
 5 () 内は、実人員である。

第6節 総合考察

本節では、前節までの特別調査の結果から明らかとなった女性受刑者の傾向・特徴について概観し、それらを踏まえ更に分析・考察を進めるとともに、女性犯罪者の再犯防止又はその円滑な社会復帰を図っていくのに当たり、これを阻害していると考えられる要因等について考察を加える。

なお、考察に当たっては、調査対象者の男女の年齢層の分布が異なること、受刑中に過去の状況を振り返った調査を行っており、調査状況が回答に影響を及ぼしている可能性を否定できないこと等、研究手法上の制約があることにも留意する必要がある。

1 特別調査の結果から見た女性受刑者の傾向・特徴

(1) 男女別

ア 基本的属性等及び事件の概要

女性受刑者は男性受刑者と比べ、平均年齢が高く、保護処分歴のある者の構成比が低く、初めて処分を受けた年齢が30歳以上である者の構成比が高い傾向にあったほか、刑期が短く、単純執行猶予歴のある者の構成比が高い傾向にあり、罪名が窃盗及び覚醒剤取締法違反である者が全体の8割を占めていた。また、再入者については、前刑罪名が窃盗である者のうち今回罪名が窃盗である者と、前刑罪名が覚醒剤取締法違反である者のうち今回罪名が覚醒剤取締法違反である者が、いずれも約9割を占めることから、同種犯罪を繰り返して受刑に至っている傾向にあることがうかがえた。さらに、事件動機については、男女共、「軽く考えていたから」、「生活費に困っていたから」の順で該当率が高いところ、女性受刑者は男性受刑者と比べ、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」の該当率が高いことから、配偶者や交際相手の影響を受けやすいことがうかがえた。

イ 逮捕前の生活状況等

女性受刑者は男性受刑者と比べ、同居家族について「いない」の該当率が低く、「配偶者や交際相手」及び「子」の該当率が高かった。また、自身に親権があった18歳未満の子がいる者の構成比が高く、困りごとの内容として、「人間関係（配偶者や交際相手）」又は「人間関係（子）」の該当率が高かった。配偶者や交際相手、子の存在と犯罪の有無の関連はそれぞれの事情により異なるものと考えられるところ、前記の傾向を踏まえると、それらの存在が困りごとを抱える要因となっている可能性があることがうかがえた。また、女性受刑者は男性受刑者と比べ、収入源について、「自分で働いて得た

収入」以外の項目の該当率が高く、自分の収入だけで生活できるという感覚がない者の構成比が高く、就労状況について、「無職」、「専業主婦」、「パートタイム」の該当率が高いことから、就労経験が乏しく、生活費を得る手段について他律的となりやすいことがうかがえた。不就労の理由としては、様々な理由が考えられるが、女性受刑者は男性受刑者と比べ、「健康上の理由」の該当率が高いところ、慢性疾患・精神疾患・未治療の疾患がある者の構成比も高く、複数の精神疾患を抱える傾向があることなどから、自らの力のみでは自立的な生活が困難となるような事情を抱えやすいことがうかがえた。さらに、相談の状況等を見ると、女性受刑者は男性受刑者と比べ、実際に誰かに相談した者の構成比が高く、支援機関等への相談に対する考えとして、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」又は「誰かに一緒に行ってもらえれば」の該当率が高いことから、女性受刑者は、身近な人の協力があれば、比較的、支援機関等への相談につながりやすい可能性があることがうかがえた。

ウ 生活・行動歴

女性受刑者は男性受刑者と比べ、市販薬等の目的外使用経験のある者、食行動の問題がある者、自殺念慮・自殺企図の経験がある者、配偶者等からの被害経験及び配偶者等への加害経験がある者の構成比が高く、ACE又は配偶者等からの被害経験に関連するPTSD得点の平均値が高かった。

一方、自傷行為、ACE得点及び違法薬物の使用経験について、男女別の分析では有意差は見られなかったところ、更に分析を進めると、以下の点では、男女別にいくつかの特徴が見られた。

自傷経験の有無（「あり（9回以下）」又は「あり（10回以上）」に該当した者を「経験あり」とし、「なし」に該当した者を「経験なし」の者とした。）について、男女別に比較すると、Fisherの正確確率検定の結果、「刃物で身体を切る」「刺す」「皮膚をかきむしる」「つねる」「こぶしで自分の身体や硬い壁を殴る」について、有意差が見られた（ $p < .001$ 、 $p = .014$ 、 $p = .005$ 、 $p = .009$ 、 $p = .002$ ）。女性受刑者は「刃物で体切る」「刺す」「皮膚をかきむしる」「つねる」の各項目について「経験あり」の構成比が有意に高く、男性受刑者は「こぶしで自分の身体や硬い壁を殴る」の項目について「経験あり」の構成比が有意に高かった。

ACEに該当する経験が多い者については精神疾患の罹患率が高いこと、自殺未遂をする率が高いことは先行研究でも指摘されているところ、ACE得点について「0点」、「1～3点」、「4～10点」の3カテゴリーに分類し、ACEカテゴリー別に見ると、男女共、ACE得点が「4～10点」の者について、精神疾患「あり」の構成比が高く（男性受刑者 $\chi^2(2) = 9.029$ 、 $p < .05$ 、女性受刑者 $\chi^2(2) = 23.168$ 、 $p < .001$ ）、自傷行為（ $\chi^2(4) = 40.203$ 、 $p < .001$ 、 $\chi^2(4) = 41.643$ 、 $p < .001$ ）、自殺念慮（ $\chi^2(4) = 43.884$ 、 $p < .001$ 、 $\chi^2(4) = 31.810$ 、 $p < .001$ ）、自殺企図（ $\chi^2(4)$

=22.245、 $p<.001$ 、 $\chi^2(4)=27.471$ 、 $p<.001$) のそれぞれについて「10回以上あり」の構成比が高く、「食行動の問題あり」の構成比が高く($\chi^2(2)=14.224$ 、 $p<.01$ 、 $\chi^2(2)=22.467$ 、 $p<.001$)、さらには孤独感の「10~12点(常にあった)」の構成比が高い($\chi^2(6)=45.391$ 、 $p<.001$ 、 $\chi^2(6)=36.742$ 、 $p<.001$) 傾向が見られた。このことから、受刑者の中には、精神的な不調やいわゆる問題行動とされる行動がACEと関連しており、それらが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者がいることがうかがえた。

また、女性受刑者について、ACEカテゴリー別に、違法薬物の使用経験及び市販薬等の目的外使用経験の有無を見ると、ACE得点が「4~10点」の者について、違法薬物の使用経験及び市販薬等の目的外使用経験が「あり」の構成比が高い傾向が見られた(違法薬物使用 $\chi^2(2)=17.358$ 、 $p<.001$ 、市販薬等の目的外使用 $\chi^2(2)=24.229$ 、 $p<.001$)。

加えて、女性受刑者について、違法薬物の使用経験及び市販薬等の目的外使用経験の有無別に、不特定かつ多数の者との性交経験の有無を見ると、使用経験がある者の「不特定かつ多数の者との性交経験あり」の構成比が有意に高く(Fisherの正確確率検定、 $p<.001$ 、 $p<.001$)、違法薬物の使用経験及び市販薬等の目的外使用経験の有無別に、中絶経験の有無を見ると、使用経験がある者の「中絶経験あり」の構成比が有意に高かった(Fisherの正確確率検定、 $p<.001$ 、 $p<.001$)。

以上の分析結果から、女性受刑者については、ACE得点と違法薬物の使用及び市販薬等の目的外使用経験において、さらに、違法薬物の使用及び市販薬等の目的外使用経験と不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験において、それぞれ関連があることがうかがえた。また、配偶者や交際相手からの被害経験に関して、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度調査)における女性は、「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」の各項目について、それぞれ8割以上の者が「まったくない」と答えているところ、女性受刑者は「身体的暴行」及び「心理的攻撃」は約5割、「経済的圧迫」は約6割、「性的強要」は約7割の者が「まったくない」と答えており、女性受刑者は、配偶者や交際相手からの被害を受けやすい傾向にあることがうかがえた。さらに、男女の身体的特徴等の差異という点から見ると、女性は男性に比べ、性被害に遭いやすく、配偶者等からの暴力の被害に遭いやすい。そのような被害経験は、その後の生活上の様々な生きづらさに結びついている可能性があるところ、本調査における女性受刑者も同様の生きづらさを抱えていることがうかがえた。

エ 生活意識・価値観・心理的側面

(ア) 生活意識・価値観

社会生活におけるジェンダーに対する意識について、女性受刑者は男性受刑者や令和元年内閣府調査の女性と比べ、男女の地位に関する意識についての各設問に「分からない」と回答した者の構成比が高い傾向が見られたほか、各設問の全てに「分からない」と回答した者が女性受刑者のうち約1割（8.4%）を占めていた。これらの者について分析したところ、就労等をしておらず、経済的な自立感がない傾向が見られた。このことから、就労等による社会参加の機会が乏しい者は、ジェンダーに対する問題などの社会課題について、これまでに考える機会がなかった可能性が示唆された。

一方、就労に関する意識について、令和元年内閣府調査の女性は「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した者が過半数を占めているところ、女性受刑者は同様の回答をした者が約3割であり、また、性別役割意識について、同調査の女性は「反対」と回答した者が6割超であるところ、女性受刑者は同様の回答をした者が約4割であるなど、同調査と異なる傾向が見られ、女性受刑者の方が性別役割意識に関して比較的受容的な傾向にあることがうかがえた。

孤独感について、女性受刑者の「3点（決してなかった）」の構成比が男性受刑者や内閣官房調査の女性と比べ、低い傾向が見られ、女性受刑者の方が強い孤独感を持つ傾向にあることがうかがえた。

（イ）心理的側面

女性受刑者は男性受刑者と比べ、性格特性について、勤勉性得点及び神経症傾向得点が高く、開放性得点は低かったが、Locus of Control、援助希求・要請傾向、レジリエンスについて、有意差は見られなかった。それぞれの心理的側面に関して、相談の有無との関連を見ると、性格特性について、女性受刑者は相談した者と相談しなかった者との間に有意差は見られず、男性受刑者は相談した者の方が外向性得点及び開放性得点が高かった。Locus of Controlについて、女性受刑者は相談した者と相談しなかった者との間に有意差は見られず、男性受刑者は相談した者の方がLocus of Control尺度得点が高かった。援助希求・要請傾向について、女性受刑者、男性受刑者共に、援助要請自立群及び援助要請過剰群の「相談した」の構成比が高く、援助要請回避群の「相談しなかった」の構成比が高かった。レジリエンスについて、女性受刑者は相談した者の方が資質的レジリエンス要因尺度得点及び獲得的レジリエンス要因尺度得点が高く、男性受刑者は相談した者の方が獲得的レジリエンス要因尺度得点が高かった。このことから、悩みごとや困りごとがあるときに相談するかどうかは、相談相手の有無等の環境的な要因のほか、その人の持つ心理的な特徴が関係していることがうかがえ、また、その関連は、女性受刑者と男性受刑者で傾向がやや異なることがうかがえた。

(2) 女性受刑者の年齢層別

ア 基本的属性等及び事件の概要

中年層（「40～49歳」及び「50～64歳」をいう。以下同じ。）では初入者が約4割を占め、高齢層（「65歳以上」をいう。以下同じ。）でも初入者が4割強存在していること、初めて処分を受けた年齢を見ると、現在の年齢が50～64歳の者では、40代以降に初めて処分を受けた者が半数を超え、現在の年齢が65歳以上の者では、50代以降に初めて処分を受けた者が約8割にも上ることから、女性受刑者は、中年層及び高齢層で初めて受刑する者や、中年層以降に初めて処分を受け、その後受刑に至っている者が多い傾向がうかがえた。また、 χ^2 検定又はモンテカルロシミュレーションの結果、「65歳以上」は、他の年齢層と比べ、「精神障害なし」の構成比が有意に高く、婚姻状況では「死別」の構成比が有意に高かった。

事件の概要については、今回受刑することになった事件に窃盗が含まれる者は、「65歳以上」の構成比が高い傾向が見られ（ $\chi^2(4) = 57.652, p < .001$ ）、手口別に見ると、万引きに該当する者が「20～29歳」は25.0%、「30～39歳」は66.7%、「40～49歳」は89.1%、「50～64歳」は83.3%、「65歳以上」は97.4%であった。また、今回受刑することになった事件に薬物犯罪が含まれる者は、「30～39歳」、「40～49歳」の構成比が高い傾向が見られた（ $\chi^2(4) = 58.030, p < .001$ ）。これらのことから、窃盗と薬物犯罪では年齢層が異なることがうかがえた。

今回受刑することになった事件の動機について、各項目の該当率を見ると、40代以下では「軽く考えていたから」、「50～64歳」及び「65歳以上」では「軽く考えていたから」及び「生活費に困っていたから」の該当率が最も高かったほか、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「健康上の理由」は、「40～49歳」の該当率が有意に高い一方、「65歳以上」の該当率が有意に低く、「飲酒や薬物の影響」、「寂しさを紛らわせるため」及び「自暴自棄になって」は、「65歳以上」の該当率が有意に低いなど、動機の内容も年齢層別に異なる傾向があることがうかがえた。

イ 逮捕前の生活状況等

逮捕前の生活状況については、同居家族に関して、若年層（「20～29歳」及び「30～39歳」をいう。以下同じ。）及び中年層では「配偶者や交際相手」の該当率、高齢層では「いない」の該当率がそれぞれ最も高かったことなどから、中年層までは配偶者等と一緒に暮らしている中で受刑に至っている者が少なくないことがうかがえた。また、収入源について、64歳以下の者は「自分で働いて得た収入」の該当率が最も高いところ、中年層は次いで「生活保護」の該当率が高いほか、 χ^2 検定の結果、精神疾患がある者は「40～49歳」の構成比が有意に高く、困りごとのうち「健康上のこと」において「50

～64歳」の該当率が有意に高かった。これらのことから、中年層の中には、年齢的には就業可能であっても就業が困難となる何らかの事情を抱えている者がいる可能性がうかがえた。

困りごとについて、各項目の該当率を見ると、「65歳以上」を除く各年齢層において「経済的なこと」の該当率が最も高く、次いで、「20～29歳」及び「40～49歳」では「仕事のこと」、「30～39歳」では「犯罪行為をしていること」、「50～64歳」では「健康上のこと」の順であり、「65歳以上」では「健康上のこと」の該当率が最も高く、次いで、「経済的なこと」の順であった。 χ^2 検定の結果、「経済的なこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」では「65歳以上」の該当率が有意に低いことなどから、困りごとにも年齢層で異なる傾向があることがうかがえた。

さらに、高齢層の特徴を見ると、 χ^2 検定の結果、同居家族が「いない」の該当率が有意に高く、収入源について「公的年金」の該当率が有意に高く、反社会的行為をする者との関わりがある者の構成比が有意に低く、精神疾患がない者の構成比が有意に高かった。事件動機では、「生活費に困っていたから」の該当率が「軽く考えていたから」と並んで最も高かった。一方、暮らし向き及び自己の収入で生活できるという感覚について、「生活が苦しい」と回答した者の構成比は、「65歳以上」では38.4%であったところ、他の年齢層では43.2%～54.9%であったほか、自己の収入で生活できるという感覚については、「65歳以上」のうち半数が「ある」と回答していた。また、「65歳以上」は、収入源として「預貯金」の該当率が26.1%と一定数いる上、困りごとについて、 χ^2 検定の結果、「経済的なこと」の該当率が有意に低いなど、他の年齢層に比べ、本件当時の背景事情のうち「経済的な困窮」が当てはまらない者もいる可能性がうかがえた。

援助要請の状況（相談の有無）については、 χ^2 検定の結果、有意差はなく、相談した者の相談先の該当率を見ると、「65歳以上」を除き「家族や親族」が6割程度であった。一方、相談しなかった者に関しその理由について見ると、 χ^2 検定の結果、「相談してもむだだと思った」では「20～29歳」の該当率、「相談する相手がいなかった」では「50～64歳」の該当率がそれぞれ有意に高いなど、各年齢層による違いが見られた。

支援機関等への相談に対する考えについて、各項目の該当率を見ると、「50～64歳」以外の全ての年齢層において「家族や交際相手が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高く、「50～64歳」では「家族や交際相手が理解・協力してくれれば」、「専門的な助言をもらえれば」及び「刑務所等から具体的に教えてもらえれば」が同率で最も高かった。また、 χ^2 検定の結果、「刑務所等から具体的に教えてもらえれば」については「50～64歳」、「誰かに一緒に行ってもらえれば」については「40～49歳」、「SNSで相談できれば」については「20～29歳」の該当率が有意に高いなど、年齢層別で異なる傾向があることがうかがえた。

ウ 生活・行動歴

違法薬物の使用経験について「あり」の構成比は「30～39歳」及び「40～49歳」、市販薬等の目的外使用経験、食行動の問題、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験について「あり」の構成比は、「20～29歳」及び「30～39歳」がそれぞれ有意に高く、自傷行為について「なし」の構成比は「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」が有意に低いほか、40代以下の者は、50代以上の者と比べてACE得点が高かったことから、40代以下の者は、心身の健康を害するような経験ないし生活・行動歴があるほか、複数のACEを持つ傾向にあることがうかがえた。複数のACEがある者については、その後の人生において、精神疾患を発症する比率が高いこと、違法薬物使用等の問題行動が多いこと等が先行研究で指摘されていることも考慮すると、40代以下の者について、ACEやそれらに関連する問題行動などの生きづらさを抱えていることがうかがえた。

一方、高齢層においては、違法薬物の使用や市販薬等の目的外使用、食行動の問題、自傷行為、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験及びACEに加え、自殺企図、配偶者等からの被害経験等についても他の年齢層と比べて経験ありの構成比が低かったことを踏まえると、高齢層は、犯罪に至った背景事情として、他の年齢層とは異なる事情があることが示唆された。

エ 生活意識・価値観・心理的側面

孤独感について、「10～12点（常にあった）」の構成比は、「20～29歳」では30.0%、「30～39歳」では30.3%、「40～49歳」では19.8%、「50～64歳」では17.9%、「65歳以上」では8.8%であった。内閣官房調査では、「10～12点（常にある）」に該当した者が、20～29歳では11.2%、30～39歳では9.1%、40～49歳では7.9%、50～59歳では7.2%、60代以上（60～69歳、70～79歳、80歳以上）ではいずれも4%前後であり、女性受刑者の「10～12点（常にあった）」の構成比は、同調査の同年代よりもいずれも高い傾向が見られた。一方、孤独感の得点を従属変数、年齢層を独立変数として一要因分散分析を行った結果、「65歳以上」の孤独感得点は、「30～39歳」及び「40～49歳」よりも有意に低かった ($F(4, 424) = 3.365, p < .05$) ことから、高齢層について、孤独感が特に高いとは言えず、むしろ、主観的には強い孤独感が少ない傾向にあることがうかがえた。

心理的側面のうち、性格特性については、一要因分散分析の結果、開放性得点に関して「20～29歳」は「50～64歳」より有意に高く、勤勉性得点に関して「65歳以上」は「30～39歳」及び「40～49歳」より有意に高く、協調性得点に関して「50～64歳」は「30～39歳」より有意に高いなど、年齢層別に異なる傾向があることがうかがえた。

(3) 女性受刑者の罪種別（窃盗群・薬物群）

ア 基本的属性及び事件の概要

平均年齢について、窃盗群の方が有意に高かった。これを踏まえ、罪種別の分析結果を見る際は、窃盗群及び薬物群の年齢層に違いがあることに留意が必要である。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、窃盗群は保護処分歴について「なし」の構成比が有意に高かったところ、薬物群は保護処分歴について「保護観察」及び「少年院送致」の構成比が有意に高かった。また、今回の事件より前の非行・犯罪歴がある者について、初めて処分を受けた年齢は、窃盗群は「50～64歳」及び「65歳以上」の構成比が有意に高く、薬物群は「20歳未満」及び「20～29歳」の構成比が有意に高かった。

事件の動機について、窃盗群と薬物群で異なる傾向が見られ、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群は、金銭関連の動機のほか、「わからない」の該当率が有意に高いことが特徴的であり、また、薬物群は、周囲の人間関係に起因する動機や感情面に関わる動機の該当率が有意に高いことが特徴的であった。

イ 逮捕前の生活状況等

今回受刑することになった事件の共犯者について、Fisherの正確確率検定の結果、薬物群は「あり」の構成比が有意に高かったところ、共犯者との関係について見ると、「配偶者・交際相手」の該当率が有意に高く、反社会的行為をする者との関わりが「あり」の構成比が有意に高かったことから、薬物群は素行不良者と親しい関係を持つ傾向にあることがうかがえた。

収入源について、各項目の該当率を見ると、窃盗群は「自分で働いて得た収入」、「家族や親族の収入や仕送り」の順に該当率が高く、薬物群は「自分で働いて得た収入」、「生活保護」の順に該当率が高く、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群では「公的年金」、薬物群では「生活保護」の該当率がそれぞれ有意に高かった。また、理想の仕事については、窃盗群の方が職業選択において安定性を求める傾向がうかがえた。慢性疾患については、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群の方が「あり」の構成比が有意に高く、精神疾患の有無の構成比は、窃盗群、薬物群共に「あり」は約6割であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意差が見られなかった。

困りごとについて、各項目の該当率を見ると、窃盗群、薬物群共に「経済的なこと」、「健康上のこと」の順に該当率が高く、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群では「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」、薬物群では「育児のこと」や「人間関係」の該当率がそれぞれ有意に高かったことから、窃盗群は、人間関係よりも自らの「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」で悩む傾向があり、薬物群は、人間関係で悩みがちであることがうかがえた。

援助要請の状況（相談の有無）については、Fisherの正確確率検定の結果、薬物群では相談した者の構成比が有意に高かったほか、相談先については、同検定の結果、窃盗群では「家族または親族」及び「病院」、薬物群では「友人または知人」及び「交際相手」の該当率がそれぞれ有意に高かった。相談しなかった理由の各項目の該当率を見ると、窃盗群は「悩みや不安の内容を知られたくなかった」、薬物群は「相談する相手がいなかった」の順に該当率が高く、一方、薬物群は「どこ（誰）に相談してよいのかわからなかった」の該当率が最も高く、次いで、「相談してもむだだと思った」及び「悩みや不安の内容を知られたくなかった」の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群では「どのような支援が受けられるのかよくわからなかった」の該当率が有意に高く、特に窃盗群の相談できない理由として、相談で何が得られるのかが分からないという事情もあることがうかがえた。

支援機関等への相談に対する考えについて、各項目の該当率を見ると、窃盗群、薬物群共に「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高く、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群では「専門的な助言がもらえれば」、薬物群では「友人・知人から紹介してもらえれば」の該当率がそれぞれ有意に高く、罪種別に適切な支援方法が異なることが示唆された。

ウ 生活・行動歴

違法薬物の経験及び市販薬等の目的外使用経験について、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも薬物群の「あり」の構成比が有意に高く、自傷行為の経験及び自殺念慮の経験については、薬物群の「9回以下あり」及び「10回以上あり」の構成比が有意に高く、窃盗群の「なし」の構成比が有意に高かった。不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験について、Fisherの正確確率検定の結果、薬物群の「あり」の構成比が有意に高かった。また、ACE得点について、Mann-WhitneyのU検定の結果、薬物群の方が有意に高く、配偶者等からの被害経験及び配偶者等への加害経験については、 χ^2 検定の結果、配偶者等からの被害経験の全ての項目、性的強要を除く配偶者等への加害経験の項目では、いずれも窃盗群の「まったくない」の構成比が有意に高かった。このことから、薬物群は、市販薬等の目的外使用経験、自傷行為、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験、ACE、配偶者等からの被害経験のある者が多く、特に薬物群には、被害経験や生きづらさが犯罪の背景事情としてあることがうかがえた。

食行動について、Fisherの正確確率検定の結果、経験のある食行動のうち「食べ物が自分の生活を支配していた」の項目について、窃盗群の該当率が有意に高かったものの、その他の項目の該当率及び食行動の問題の有無について、有意差が見られなかったが、治療や投薬を受けていた精神疾患のうち「摂食障害」の該当率は、窃盗群が有意に高かった。これらのことから、薬物群においては、摂食

障害として治療や投薬を受けている該当率は低いものの、食行動としては窃盗群とほぼ同様の状況にある可能性がうかがえた。

エ 生活意識・価値観・心理的側面

性格特性について、*t*検定の結果、窃盗群は神経症傾向得点が有意に高く、薬物群は開放性得点及び外向性得点が有意に高かった。Locus of controlでは有意差はなく、援助希求・要請傾向について、 χ^2 検定の結果、窃盗群の「援助要請回避群」の構成比が有意に高く、薬物群の「援助要請自立群」の構成比が有意に高かった。二次元レジリエンス要因尺度について、*t*検定の結果、資質的レジリエンス要因尺度は、窃盗群の方が低かった。

以上の結果を踏まえると、罪種別に性格傾向に異なる特徴があることがうかがえた。窃盗群は、相談の有無の項目において「相談した」と回答した者が薬物群と比べて少なかったところ、心理的側面について見ても薬物群より「援助要請回避群」の構成比が高い傾向が見られ、また、資質的レジリエンス要因尺度が低かったことから、困りごとがあったときに、他者に助けを求めるなどして、自らの力で適切な解決をしにくい傾向があることがうかがえた。

2 女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因

前項では、特別調査の結果について、男女別、年齢層別及び罪種別の比較から明らかとなった傾向・特徴を確認し、分析・考察を進めたところ、本項では、それらの内容を踏まえ、以下の各観点・項目について、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因を検討する。

(1) 女性受刑者の被害経験と問題行動

前項で示したとおり、受刑者の中には、ACE等の被害経験が社会生活における生きづらさにつながり、それらが犯罪の背景事情としてある者が少なくないことが明らかとなった。それら被害経験がその後の社会生活上の問題行動や精神疾患等につながることは、男女に共通して見られることではあるが、特に女性受刑者は、食行動の問題、精神疾患及び配偶者等からの被害が男性受刑者に比べて顕著に見られるほか、薬物使用歴がある者については、薬物使用と不特定かつ多数の者との性交経験・中絶経験との関連が見られ、その生きづらさが男性と比べて複雑なものになっていることが推察された。また、女性受刑者の中では、特に若年層においてこれらの問題を抱える者が多く見られたことから、これら女性受刑者については、一般的な社会生活スキルの訓練に加え、受刑に至るまでの生育歴、行動歴を理解した上で、長期的な視点からこれまでの被害経験や生きづらさに対する治療的、支援的

な関わりを行う必要があると考えられる。

(2) 女性受刑者を取り巻く環境と就労

前項で示したとおり、女性受刑者は男性と比べて、無職の者が多く、また、自己の収入で生活できているという感覚が少ない者が多いことが明らかとなった。自らの力で犯罪に至った当時の環境を変えるためには、ある程度自立した生活を送ることが必要不可欠であるが、女性受刑者にはそれらを阻害する以下の二つの要因があると考えられる。

その要因の一つとして、女性受刑者は、家族の影響を受けやすいことが挙げられる。女性受刑者は、男性受刑者と比べて同居家族がいる者が多いところ、同居家族に反社会的行為をする者がいる者や、共犯者が配偶者等である者などが一定数見られ、特に薬物群にそうした傾向が顕著であった。このような者については、簡単にはその関係を解消できず、また、仮に関係を解消したとしても、人間関係を一から構築し直す必要があるなど、円滑な社会生活を送るようになるためには困難も多く、時間が掛かることが考えられる。また、配偶者や子のことなど家庭内の人間関係に悩んでいる傾向にあることがうかがえたところ、この要因として、女性受刑者の多くが、男性受刑者よりも家事や育児を担い、就労よりも家庭を優先する生活を送っていることや、一般女性と比べて保守的ともいえる性別役割分業意識等が少なからず影響していると推察されることから、こうした悩みの解決には、家族関係や家庭内での役割の調整等も必要となると考えられる。

もう一つの要因として、自らの力で環境を変えるためには、性差にかかわらず、自らの力で得る収入源が重要であり、そのためには就労の継続が必要であるところ、女性受刑者は、無職の者が多く、男性受刑者と比べて社会経験が乏しい者が多いということが挙げられる。また、自ら稼がなくてはならない状況となっても、就労意欲に欠ける者や就労に対する価値観や経験が偏っている者など、堅実かつ継続的な稼働をするためのスキルに乏しい者がいるほか、家庭内での役割や健康上の理由を抱え、中には被害経験に起因する心身の不調が続いている者など、自らの収入で生活できる感覚を得られるほど、就労に従事できる状況にない者も少なくないことが挙げられる。

女性受刑者の社会復帰に当たっては、女性受刑者を取り巻く人間関係や家庭環境、就労に関する状況、健康状態などを理解し、女性の雇用をめぐる社会情勢等についても考慮の上、必要に応じて、家族関係の調整や就労指導・支援を行うことが重要であると考えられる。

(3) 加齢に伴う女性受刑者の生活環境の変化

前項で示したとおり、高齢女性受刑者は、特に窃盗事犯、とりわけ万引き事犯者が多く、配偶者と

死別した者や一人暮らしの者が他の年齢層と比べると多いなどの特徴が見られた。また、高齢層は、若年層に比べると、被害経験や問題行動も少なく、中年層以降に初めて刑事処分を受けた者が多いことから、一定の年齢までは、社会的には大きな問題がなく過ごしていた者が少なくないことがうかがえた。また、逮捕前1年間の生活状況について見ると、精神疾患の該当率は低く、ある程度収入があるなど、生活基盤に切迫した事情がある者は比較的少ない傾向が見られた。一方で、経済的に著しく困窮状態にある者は少ないものの、事件の動機は「軽く考えていたから」及び「生活費に困っていたから」の該当率が最も高く、困りごとは「健康上のこと」の該当率が最も高く、次いで、「経済的なこと」であった。また、困りごとについて他の年齢層と比べると、「経済的なこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」の該当率が低いという特徴が見られたほか、主観的には強い孤独感が少ない傾向なども見られた。これらのことを踏まえると、高齢層は、生活に追い詰められて犯罪に至るというよりは、自らの行動に対する結果を予想する力や自らの現状を認識する力に乏しかったり、困りごとを誰かに相談するなどの対人コミュニケーションが苦手である者が、加齢に伴う経済的な不安や健康上の不安の増加にうまく対応できず、年を重ねるほど頼れる家族や自分を必要としてくれる家族がいなくなったり、周囲との人間関係が希薄になる中で、犯罪行為への歯止めが効かなくなっていることが要因として大きいのではないかと考えられる。

以上のことから、高齢女性受刑者の再犯防止や円滑な社会復帰に当たっては、生活困窮者へは生活基盤を確保するための支援を優先して行う必要はあるが、生活困窮が見られない者については、希薄になった家族関係の調整や新たな人間関係の構築に独力で取り組むことが困難であることに考慮しつつ、自ら置かれた立場について正しく理解できるよう促すとともに、本人にとって安心できる人間関係や居場所を確保するための支援が必要であることがうかがえる。良好な人間関係の中で自分を理解してもらえることが精神的な安定につながると思われるところ、コミュニケーションが苦手な者にとっては、社会内の複雑な人間関係の中でそのような安心を得ることが難しく、その代わりとして安心を獲得する手段が窃盗となってしまっている可能性も考えられる。特に、加齢により、人間関係、経済面や健康面など様々な不安要素を抱える中年層・高齢層にあっては、そうした傾向が高まるのではないかと推察される。このような傾向は、家族や親族の関係や地域における人間関係の在り方が変化し、高齢化が進む現代社会にあっては、更に高まっていくことが懸念され、今後も留意すべき大きな課題の一つであると考えられる。